

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
 についての公聴会及び意見募集の意見

第 2 部政策編

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

通し番号	性別	年齢層	該当人数	ご意見内容
001	女	20代	46	<p>性犯罪、性暴力を許さない雰囲気を作ると言っていますが、まずは SNS の盗撮・無断転載アカウントの取り締まりをしてください。</p> <p>Twitter などの SNS では自ら盗撮したと公言している動画をアップロードし、さらに販売しているアカウントが多数あります。</p> <p>SNS 上で自分が撮ったと明言しているにも関わらず何の規制もないこの状況で性犯罪を許さない雰囲気が作れると思いますか？</p> <p>まずはこの明らかな犯罪者を警察の手で取り締まって、盗撮という行為が当たり前前に犯罪であることを示してください。</p> <p>雰囲気を作るのはそれからだと思います。今はまだスタート地点にすら立っていません。</p>
002	—	20代		<p>私はシングルマザーの母親の元で育ちました。父と結婚をした際に専業主婦になれと言われ 3 人の子供を育てていましたが、父親はギャンブルに大金を使い、家庭にはお金を入れないうようになり多くの女性と関係を持つようになりました。離婚をし、裁判では養育費を要求しましたが父は一切支払いませんでした。そのまま全く支払うこともなく逃げ切れるという現状はおかしいと思っています。私達子供は進学するお金がなく、奨学金を自分で借りていました。40 代になっても学費を返し続けなければいけません。あまりにも苦しみが多く、一刻も早くこのような現状を変えて欲しいと思っています。</p>
003	男	40代	45	<p>> (10) 女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などとの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体への支援の充実に努める。</p> <p>公的機関による DV の確認がないのが問題。</p> <p>保護命令であれば裁判所で判断されるが、役所で DV 支援措置がかけられると確認がないまま居所秘匿が永続する（1 年更新）。そのため、不倫をしたなどの有責配偶者が子供を連れ去り、支援措置で居所秘匿した状態にできる。EU などからも非難決議されている「子供の引き離し」のためのスキームとして虚偽 DV（無審査での支援措置による居所秘匿）が利用されている実態に対応するべき。</p>
004	女	20代		<p>近年、「子供が配偶者に連れ去られた、取り返したい」という共同親権推進派が活動しているのをよく目にします。</p> <p>不思議なことに、共同親権を訴えているのはほとんどが男性です。そして SNS での訴えの内</p>

			<p>容を見てみると彼らの主張はとても「女性に対して暴力的」なことに気づかされます。ところ構わず女性のアカウントに暴言を吐いてまわっていたりするので。</p> <p>そして彼らの大半が「子供に会えないのだから養育費は払わなくて当然！金目当てなのか！？」という主張をしています。</p> <p>この共同親権推進派をむやみに支持するのを今一度考え直して頂きたいです。</p> <p>彼らの配偶者(多くは妻)の中には、DV やモラハラに耐えかねてやむを得ず子供を連れて避難した方がいることが容易に推測できます。</p> <p>オーストラリアで共同親権を認める法律が作られましたが、失敗して即座に廃止されました。DV 夫が妻の目の前で子供を橋から突き落として殺害したのです。</p> <p>子供に会いたがる親の中にはこのように暴力的なケースもあるのです。</p> <p>悲しいことですが、親ならみながみな子供を愛しているわけではありません。慎重な判断をお願いします。</p>
005	—	20代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する暴力、性暴力、差別について、程度に関わらず全て、国から都度「許さない」との意思を示すよう求めます。 ・ 法において、性暴力のみ「恥の意識」や抵抗可能性を争点にすることを止め、死を選ばねば許したと同然とするなど早急に要件から撤廃することを求めます。 ・ 法において女性個人の所有物である身体を、配偶者/父親/強姦の加害者の所有物と規定されていることの撤廃を求めます。 <p>中絶は本人の意思のみで決められるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掻爬法を禁止し、より安全な中絶法を導入するよう求めます。 ・ 避妊方法について、海外で採用されているような、より確実かつ、女性自身で可能であったりパッチを貼るだけなど使用法の簡単なものの導入を求め、これまでのように情報的に鎖国することをやめるよう求めます。 ・ 中絶は多くの場合、無責任かつ暴力的な強姦の末であることを直視し、現実的にほとんど考えられないような女性の無責任な性行為によるものとのヘイトを流布するのをやめるよう求めます。 <p>また、男性の無責任な性暴力防止に努めるよう求めます。</p>
006	女	30代	<p>性暴力の罰則を厳しくしてほしいです。</p> <p>また中絶、避妊等の身体の決定を自分でしたいです。多くの男性の医者や性交の相手にかかわらず、自分でピルなど買えるようにしてほしいです。</p> <p>女性の人権を守ってください。</p>
007	女	50代	54 <p>デート DV の予防教育について、強化する方向で検討していただきたい。デート DV の被害は深刻な状況が続いており、特に、長期にわたり別れることができない場合、配偶者間暴力である DV につながる可能性が高い。また若年での妊娠出産などを伴うケースも多く、面前 DV などの虐待につながる危険性もある。</p>

			<p>デートDVを防止するためには、被害者にも加害者にも傍観者にもさせないことが必要であり、そのためにも正しい知識を知ることによって今までのやり方を「学び落とす」ことが必要である。</p> <p>そのためには、時間と予算が必要である。この対策をどう進めていくことができるか、具体的に計画に盛り込んでほしい。</p> <p>台湾では、DVの防止教育に年間4時間、幼稚園から大学まで支援者である教職員や学生に対してきちんと時間を確保して教育（教職員に対しては職業教育）を行っている。このような具体性が施策を進めるのではないだろうか？</p> <p>ぜひとも表面的な表記に終わることなく、具体的な数値目標を盛り込んでほしい。</p> <p>現在、デートDVの予防教育に取り組むのは民間団体に限られている。まだまだ公教育で実践がなされていない。民間との連携をきちんと位置付けてほしい。</p>
008	女	20代	<p>まずは実態についてです。</p> <p>痴漢されて警察に通報や相談した女性の割合は、10人に1人という調査結果がある （※「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」（警察庁／2011年））</p> <p>痴漢被害経験のある女子大生は38.3%、男子大生では6.4%、性的行為の強要に遭ったことがある女子大生は6.1%、男子大生は2.3%「『若者の性』白書 第7回青少年の性行動全国調査報告」（日本性教育協会）（2011年）</p> <p>女性の7.8%、男性の1.5%が、無理やりに性交などをされた経験がある 「男女間における暴力に関する調査」（平成29年度調査）</p> <p>被害に遭う人が多いにもかかわらず、警察庁によると、2018年の強制性交等罪の認知件数は1307件、被害にあった人の一握りにすぎません。起訴されるケースは2017年に全国の検察庁が取り扱った強制性交等罪のうち、30.1%に過ぎないのです。起訴率を上げて、必ず犯人に罰を与えてください。</p> <p>次に関連する刑法を挙げます。</p> <p>刑法177条 強制性交等罪：十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。</p> <p>刑法178条2項 準強制性交等罪：人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。</p> <p>私は177条の「暴行または脅迫」の文を削り、178条も無くし177条に統一することを望んでいます。暴行・脅迫・心神喪失・抗拒不能は証明できないです。「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するよう刑法を改正してください。</p>

009	女	20代	<p>掻爬術を禁止してください。これは実態を表すツイートです。</p> <p>「人工中絶は麻酔で寝てる間に終わりません。子宮掻爬術では子宮口を広げる為に中絶手術数時間前から、ラミセル(直径3ミリ程度のスポンジのような素材で出来た細い棒)を何本かずつ子宮口に挿入して膈内の水分を吸って徐々に膨らみますけど、それが超痛いよ。勿論麻酔無し。」</p> <p>他の国では禁止されているやり方がなぜまだ日本には続いているのでしょうか。女性への罰ですか。</p> <p>掻爬術を禁止し、経口中絶薬を認め、真空吸引法による中絶をもっと広げてください。</p> <p>参考</p> <p>1988年にはフランスと中国で経口中絶薬が認可された。経口中絶薬は、従来の手術よりも安全性が高い方法だ。自然流産と同じような子宮収縮による痛みと出血が生じるため、鎮痛薬を併用する。2000年ごろからは広く世界で普及し、現在、アメリカ、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、タイ、台湾、インドなど65カ国以上で認可され、WHOの必須医薬品(※9)に指定されている。</p> <p>(※9) 人口の大部分におけるヘルスケア上のニーズを満たすものであり、個人やコミュニティが入手できる価格であるべき薬</p> <p>WHO(世界保健機関)は「掻爬法は、時代遅れの外科的中絶方法であり、真空吸引法または薬剤による中絶方法(Medical Abortion)に切り替えるべき」と勧告している。</p> <p>(World Health Organization, Department of Reproductive Health and Research, "Safe abortion: technical and policy guidance for health systems" Second edition, 2012)</p>
010	男	10代以下	<p>なぜ女性に対してだけなのか、男性に対する暴力は根絶すべきでないと思っているのか。暴力を振るわれた男性は黙って耐えろと言うのか。</p>
011	女	50代	<p>44p</p> <p>「暴力の当事者とならないための教育」とは一体なにか。</p> <p>なによりも最初に来なくてはならないのは、「加害者にならないため」の教育だろう。</p> <p>当事者というのは加害者と被害者である。なぜ、加害者と被害者が当事者として同列に扱われるのか？</p> <p>加害者が加害するしないを決めるのと同じくらいの責任の重さで、被害にあわないように気をつけなくてはならないという事か？被害にあうのは加害者となるのと同じくらいの責任があるという事か？なぜ、加害者をなくそうとする前に、被害者に様々な努力を求めるのか？</p>

			<p>こういう考え方が被害者バッシングにつながっている！</p> <p>まずは「暴力を振るうな！」という教育、そしてそれは大変残念だが、明らかな統計的証拠から、主に「男性に向けての教育」になる。この視点が決定的に、本当に決定的に欠けている。</p> <p>暴力があることが大前提になっていて、暴力がまるで自然災害（しかも賢い人間は当事者にならない）であるかのような書きぶりだ。暴力は、加害者が、他者を支配するために、はっきりと意図して振っている。そこをなくするのが根本だろう。余りにも貧しく浅い現状認識に怒りしかない。</p> <p>46 p 刑法の当該部分から暴行脅迫要件を外すように強く働きかけるべき。怪我をしたり殺されている女性がたくさんいる。命を守るために嫌なことを我慢してやり過ぎたら、そのまま泣き寝入りさせ、無力感と悔しさを抱えた一生を強いるのか。身体の安全をあきらめなければ加害者を加害者として訴えることさえできない現状は、とても法治国家とは言えない。</p> <p>49-50 p DVについても、加害させないような対策がまず最初に来るべきだ。被害者をシェルターに入れて不自由な思いを我慢させるのではなく、まず加害者を隔離するのが社会正義ではないか？</p>
012	女	20代	<p>以下のポリシーをご検討いただきたい。</p> <p>性的な暴力の定義を「いいえとはいいいえ」に変更</p> <p>日本をより暮らしやすい社会へ、いろんな形の家族をサポートする社会になってほしい。</p>
013	—	20代	<p>・売る先によって被害になり得るもの、すなわち尊厳を切り売りする性産業を問題視、いずれその一切の禁止を目指すことを明言することを求めます。</p>
014	男	40代	<p>本計画に対し、以下の内容を追加すべきと思います。</p> <p>(5) 第5分野について ありとあらゆる男性に対する暴力の発見と根絶。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 男女間の経済DV防止のための「消費決定権」に関する調査。 2 デートなどで女性による経済的な搾取の根絶。 3 男性に対する「キモイ」などの言葉の暴力の根絶 4 特に女性専用と銘打っていないにもかかわらず、一人暮らしの男性であることを理由に部屋を借りさせないなどの差別の根絶。 5 主として男性をターゲットにしたキャンペーンなどに対するヘイトスピーチなどの不当な圧力の根絶。

015	-	20代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育は人権教育、尊厳の話であると心得、内容の充実した実施を求めます。 ・ 名前順を男子昇順女子昇順にすることを一切禁止し、またそれに準じるような事柄、それに表れる根本女性差別を一切禁止するよう求めます。 ・ 何がセクハラ発言に当たるかわからない、といった人間への教育を目的とし、その根本の差別意識について全ての教育者、企業幹部への教育実施を求めます。 ・ 性犯罪を犯した者をリストアップ、公表し、今後一切教職に就くことができないよう取り決めを求めます。
016	男	40代	<p>【基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本認識の誤りがある。男性から女性へのイメージの強いDVだが、ここ数年増加傾向にあるのは実は男性である。特に30代の被害者は27.6%が男性。 <p>1：身体的暴行・心理的攻撃・経済的圧迫・性的強要 いずれかのDV1つを受けた経験は 女性23.7%、「男性16.6%」 被害者の4割が男性</p> <p>2：DV殺人 夫婦間の殺人被害者の41.4%は男性である。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>男性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「男性に対する暴力をなくす運動」を国民運動としてその時々課題を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進する。また、被害者自身が被害と認識していなかったり、被害を受けていることを恥じているために相談につながりにくいという現状があることを踏まえ、男性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を許さないという社会規範の醸成を図る。</p> <p>男性に対するDV被害の相談窓口を各都道府県に新設する。相談窓口の所在等を広く周知、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNSを活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。</p>
017	男	10代以下	<p>男女と言いながら女性への支援ばかり目を向けるのはおかしい。</p> <p>女性差別だけでなく自殺者・過労死・男性へのセクハラその他男性差別にも取り組むべきである。</p> <p>特に自殺者では圧倒的に男性が多い。</p> <p>仕事に男性ばかりプレッシャーがかかっている状況を無くすべきである。</p> <p>女性に対する暴力だけでなく「男性に対する暴力」にも取り組むべき。</p> <p>諸外国と比較しているが具体的にどの国なのか。ヨーロッパやアメリカ、中東ではそれぞれ違うだろう。</p>

			諸外国が必ずしも日本の先を行っているのか。その前提から考え直すべきである。 氏名記入が必須なのはどういう意味があるのか。	
018	女	40代	<p>子供が複数いたとして、全ての母親がその人数を産むことを望んでいたのでしょうか。3人目以降は、男性の不注意で非計画で産まざるえないことが多いようです。その負担の多くは女性が被ります。</p> <p>妊娠出産で心身的にダメージを受け、三人目の子育てをしながらの仕事で目まぐるしく毎日です。</p> <p>母親を辞めたいと思っても、それをしてしまうと、虐待になってしまう、女性に不利な社会です。</p> <p>精神病院に入院している女性の多くは三人以上の子供がいる割合が多いです。</p> <p>子供が入院している場合、その多くは三人以上の兄弟がいる割合が多いです。</p> <p>このように、核家族が増えている現代では、多子を夫婦で支えるのは困難で、子供にとっても忙しく働いている親以外により所がなく、不安定になります。</p> <p>男性に女性を妊娠させることのダメージがどれだけ大きいかを教育で学ばせてください。</p> <p>ネグレクトをする母親のニュースを見ても他人事にはおもえません。母親にばかり負担をかける社会のほうが冷たく思えます。母親になるための教育を何か社会はしてきたのでしょうか。虐待するなというなら、アンガーマネジメントを受けたいものには受けさせたり、虐待しないための教育や親が一時親を休めるためのレスパイトケア等、社会資源があるのが先ではないでしょうか。</p> <p>2020年1月に親子四人が囑託殺人 承諾殺人で殺害された事件がありましたが、あの事件の被告を責めるなら、そこまで追いつめた冷たい社会を願ってほしいです。市は当時、保育所待機児童が増えるのが困るので、門前払いした人数をカウントしていませんでした。学童保育も全国ワースト1。車所有では生活保護も受給できません。高校生まで車送迎が必須では正社員は無理です。病児保育も未就学児まででは働けません。中学生の子供を三人抱えた女性が死にたくなるのもわかります。母親だけに子供三人を押し付けた悲しい事件を男女共同参画の視点から、問い直してください。</p>	
019	女	70代	<p>1. 教育に関して</p> <p>(4)セクシュアリティ教育の国際標準である包括的性教育の充実を図る施策を要望する。</p> <p>青少年を取り巻くスマホ、インターネットまたメディア等による性情報が青少年を犯罪に巻き込んでいる。この背景には、人権を前面に出した性教育が学校教育に欠けている状況がある。小学校から「性は人権」の教育を徹底する指導を要望する。</p>	
020	女	20代	43	(1)タイトルについて：対象は女性だけではなく、男性に向けても記載されるべきだと思います。(2)暴力の定義について：金銭的暴力についても明確に触れた方が分かり良いかと思いました。
021	団体	団体	44	基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。
022	団体	60代		基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。

023	女	60代	44	基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)」の文言を挿入していただきたい。
024	女	60代	44	基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)」の文言を挿入していただきたい。
025	女	50代	44	基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)」の文言を挿入していただきたい。
026	女	30代	45	法曹関係者に対して、性犯罪に関する教育・研修の充実を盛り込み、性犯罪被害者の心理について理解が深まることを希望します。
027	男	20代		表現の自由を損なわないよう、明確に暴力とは何か、表現とは何かを明文化し、実際の法令に抵触しないものに関しても、例外であると、記述すべし。 例:創作物表現や個人の意思に基づいて発信された表現等
028	女	40代	44	44 ページ (1) について 基本的方向の3番目の「年齢や性別、国籍、障害の有無」のあとに『複合的な困難状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)』の文言を入れてください。
029	男	40代		「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止」とあるが、「不適切」の明確な定義がされていない。また検閲に繋がる可能性があるため、表現の自由に反する。
030	その他	30代	54	「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発」とある。該当分野(1)でも述べたが、あいまいな基準をつけたアピール行為は不要だ。加えてこちらは「メディア上の性・暴力表現」とあるがこれでは実際の被害者が存在しない創作物にまで影響が及んでいる。無駄に過大な範囲設定を行い、稀少なリソースを実在の被害者のケア、事象の防止に使わないなど愚の骨頂である。「暴力的な表現」を除けば改善される暴力事件などない。性暴力問題の発生原因を、冷静に注視すればわかることである。どうしても表現防止を行いたいなら最低減具体的な例を挙げ、基準を明確化し、その根拠を提示するべきだ。
031	男	30代		「女性の人権を尊重した表現の推進」という項目は気になりました。 現実での女性の人権は尊重されるべきものだと思いますが、表現物等において、それを尊重し推進すべしとするのは、表現の自由を妨げる事になりかねないと考えます。 現在でも、法的に問題のない表現について、法的に根拠の薄い主張をもって表現の規制や削除を求める攻撃的な声が多くあがる事が多く、そうした物が自粛と言うの名の表現の自由を萎縮させる結果へと繋がっているように思い、この文面のままであれば、よりその動きを活発にってしまう恐れがあると考えました。 そもそも、表現物での描かれ方が現実での女性の人権尊重と結びつく根拠はかなり薄いと考えます。表現によって現実での人権がないがしろにされたりそうした認識が根付くのではなく、教育や個人の倫理観がそうした物を生む原因であり、表現に責任を求めるべきもので

			<p>はないと考えます。</p> <p>現実における女性の人権尊重と表現物は切り離して考えるべきであり、表現物にまで推進していくのはよろしくないのではないのでしょうか。</p>	
032	男	20代	12	<p>『メディアにおける不適切な性・暴力表現の防止』という文言にも不安を感じえません。</p> <p>やはり、フィクションと現実とは分離して考えるべきであり、フィクションで性的・暴力的な描写があったとしてそれが現実における犯罪を誘発するという科学的な根拠は乏しく、同じようにフィクションにおける性的・暴力的な表現を排除したところで現実での女性蔑視や女性に対する犯罪が減るわけではありません。</p> <p>『現実とフィクションは全くの別』であり、相互的に影響を及ぼすわけではないという大前提で冷静かつ慎重な議論をしていただきたいです。</p>
033	女	40代		<p>性暴力の温床となる性売買を取り締まって欲しい</p>
034	女	60代		<p>強姦性交罪を改正すべきだ。暴行、脅迫要件を外さなければならない。同意のない性交はすべてレイプであると捉えるべきだ。強姦は魂の殺人と言われているのに、刑罰が軽すぎる。強姦罪で訴えられても不起訴になることが多い。自分の娘を強姦しても無罪になるのだから、少々なことでは有罪にならないし、起訴もされないという社会的通念が定着しており、強姦加害者は少しも減らない。逆に被害者の方が世間体を恐れ、通報することを恐れ、ステイグマ苦しむことになる。刑法によって、不同意性交は犯罪であるという国の認識を国民に宣言し、厳罰化することによってしるすことによってしか加害者を減らすことはできない。これは、痴漢についても同じだ。さらにこのようなことが許されていることがセクハラ、パワハラがなくなることにも通じている。</p>
035	女	20代		<p>あらゆる暴力の根絶というが、私の知る限り、性暴力を受けて警察にかけこんだらひどい対応をされた人が両手でおさまらないくらいには存在している。</p> <p>あと、暴力を受けたあとに仮に女性がそれを訴えたとして、男性の刑罰の軽さといったら、吹けば飛んでいくタンポポの綿毛のようである。「訴えたらものすごく損」という事態が発生している。</p> <p>(1) 性暴力を受け、警察にかけこんだ場合の対応をマニュアル化し、それを破った警官は左遷すべきである。というかどこかに女性の性暴力専用警官を一人置き、女性が交番にかけこんだらまずその女性のいるところに急いで搬送して、あとはその女性に対応すべきである。</p> <p>(2) 性暴力を受けて警察にかけこんだ時「君にも問題があったのではないか」と少なからず女性が警官に言われたという話を聞く。仮にかけこんだ女性が性風俗に携わっており、見た目から怪しい感じであっても先入観を持つことは許されないしそもそも暴力男がいなければよいだけの話でそれとこれとは別問題ととらえるべきである。だいたい性風俗にかかわっていたり、変な格好をして街を歩いていたら性被害に遭っても良いのか？</p>
036	女	20代		<p>性犯罪の厳罰化を訴えているフラワーデモが各地で行われているにも関わらず、性犯罪の不起訴が多すぎる。この間も消防士四人が不起訴になった。</p> <p>性犯罪は被害者のその後の人生をめちゃくちゃにする、一種の殺人と同等最低な行為です。世の中の男性は、もし自分の娘や母親や妻が性被害にあったら、被害者を責めるのか？加害者を擁護するのか？</p>

			<p>いじめもそうですが、「100%加害者が悪い」んです。被害者は何も悪くない。 1/2の確率で女の子が生まれるのに、女であるだけでリスクがある・守られると安心できない世界に子供を産む気になれません。</p> <p>「女性への暴力を決して許さない」という社会・そして人々の姿勢が90%くらいまであれば、私は安心して子供を産むかもしれませんが、今の性犯罪者に寛容な日本では絶対に嫌です。大切な子供を性犯罪の被害者にしたくありません。</p> <p>女性への暴力根絶ひいては女性が安心して自分らしく生きられる社会は、少子化を含め社会問題の解決に繋がるはずです。</p>
037	—	40代 54	<p>このページに限らず、被害者加害者の定義が曖昧で、あまりに広い主語で思想信条の自由を侵害する攻撃的な内容が大変多いです。</p> <p>女性に対するものに極限せず、むしろ大きな社会問題となりつつ有る経済的弱者へのカスタマーハラスメント、つきまとい、具体的な個人や企業を名指し、ないしほのめかす脅迫行為、身体に対する暴力行為など、</p> <p>これらに対する刑罰について、裁判手続きも含めて迅速にし、昨今の悲惨な犯罪を鑑みても、更生にあまりに重きをおいて現実の凶悪犯罪に対応出来ない現実が明らかになっている現状を見直し、被害者の安心、再犯防止を第一とした具体的方向に切り替えるべきです。特に個人団体を侵害傷害した犯罪に対しては、年令を問わない初犯からの厳罰化、犯罪者への顔認証、GPS埋め込み、AIによる行動監視などを長期間可能な刑法にすべきです。</p> <p>しかし、現状ではこういった、多くの危険を感じる人々にとってすぐにでも必要なはずの現実の防犯策はほとんど無い反面、何故か被害対象をほぼ女性及び外国人のみに偏らせ、その一方で加害側を具体的対象を伴わないあまりにも主語の広い側におき、善意の生活を営んでいる無関係の人間の思想信条を規制する事を目的とした内容になっています。</p> <p>結果的に規制社会実現を目指す方向性のデメリットのみが大きくなっています。</p> <p>この様な組織にリソースを大きく投じることが既に女性よりも遥かに苦しみ、危険にさらされている人々が多数生じつつ有る社会の現状についていけておらず、自由社会の原則に反しており、強い反感を覚えます。</p> <p>国際的な取り組みも繰り返し述べられていますが、国際機関の中には奇妙な手続きで成立したのも多く、極めて偏った団体が多いことも既に知られており、むしろグローバル化は、信頼性を損なう言葉になっています。</p> <p>日本は日本でしっかりと、女性に極限しないもっと広い加害者の問題を指摘し、こういった犯罪への防犯と犯罪者への厳しい対応で望むべきです。</p> <p>現状の社会慣習を劣った物としている内容も偏った思想を背景にしている事が明らかです。どちらも良いものであると言う表現を常に併記しなくては、むしろ被害者を多く生み出すだけの全体主義ではないでしょうか。</p>
038	女	20代	<p>・緊急避妊薬を薬局でも販売するよう法改正してください。緊急避妊薬は妊娠可能となったタイミングから72時間以内に服用しなければならないのに、「性暴力ワンストップセンターに連絡しても処方できる病院を紹介してもらえなかった」といった事例が多く存在します。薬局での販売について、以前は「悪用や濫用のおそれ」があるとして認可されなかったとのことですが、非常に副作用の強い薬なのに悪用や濫用をする人がいるとすれば避妊をし</p>

			<p>なくても被害を受けない男性側です。すべての地域の女性が自分の身体についての決定権を等しく持てるように、薬局で緊急避妊薬を販売してください。</p> <p>・レイプなど性犯罪を受けた場合、被害者の名前を伏せたまま裁判が可能になるように法制度を整えてください。現状では面識のない間柄のレイプであっても起訴すれば加害者に被害者の名前が知られてしまうため、報復を恐れて不起訴にせざるを得ないというケースが多いです。</p>
039	男	60代	<p>>女性に対する暴力の予防と根絶</p> <p>を目指すことと、表現の自由を規制することは目的と手段が一致していない。</p> <p>テレビや映画で人殺しシーンが当たり前のようにあるが、それを規制しないのはなぜだ？それを規制しても殺人事件は減らないという社会的コンセンサスがあるからだ。</p> <p>ごく一部の人間が「そういうのを見たくない」という下らない理由で、表現の自由を奪えば日本から文化の火が消える。こういうものは「必ず」エスカレートするからだ。ここで表現の自由が少しだけ譲歩したら、次はあれも規制しろという話がでてくる。そしてそれは際限なく続く。</p> <p>見たくないものは、自分で目を背ければ良い。女性への暴力があるものは見なければいいのだ。皆が嫌だと思えば、その作品は売れない。売れないものはもう作られることはない。</p> <p>それが市場原理だ。君たちは、もっと「市場にまかせる」ということを覚えるべきだ。</p> <p>私だってBLなんてものは大嫌いだ。嫌悪感さえ覚えている。だが、それを規制しろなどとは言わない。自分で見ないようにするだけだ。</p> <p>あらゆる自由を奪ってはならない。それは日本文化の衰退を意味する。嫌いなものは批判すればいいのだ。</p> <p>クリエイターは批判を受け止める義務を負う。そのかわりに、表現の自由を持っているのだ。それを自分勝手な理屈で奪ってはならない。</p>
040	男	30代	<p>インターネット上の女性に対する暴力などへの対応での基本的方向についてメディアにおける不適切な性、暴力表現とあるがこれは表現というには創作や思想に対する規制というふう捉えられる実際に対処すべきはリベンジポルノや個人のアカウトへのストーカー行為や迷惑行為という現実的な罪に問われることのはずだがこの書き方ではそうではなく、ネット上にあふれる合法の基準で流通してる創作物や表現行為の規制になってしまうので修正すべき現実にネット上では気に入らない表現をしているという理由だけで場所を奪われる事例が男女問わず行われておりこの状態では今の状況を加速させ女性含めたクリエイターの活動を</p>

			<p>制限し萎縮させることが確実でありさらに言えば思想や表現の発表の機会を奪う行為である男女共同参画という理念に反している</p>
041	女	10代以下	<p>日本に根深く蔓延る男尊女卑的考え、女性でさえも幼少の頃からの刷り込みにより自らの意見を言えず。性犯罪におけるこの国の対応加害者に対する甘すぎる処置、被害者が悪いかのよう問う世間の声に警察の対応の軽さ、被害に遭えば自意識過剰、自衛が足りない、そんなことあるわけが無いなど被害者の心情を全く考えない声、何故加害者が守られ被害者は蔑ろにされるのでしょうか、男性の我が身可愛さによる保身、男女共に幼少からの性教育の甘さ、日本は男尊女卑が過ぎると思います。今一度女性の生活について考えていただきたいです。賃金の低さから性産業に転職せざるを得ない女性の多さ、生活保護の申請に行けば性的な仕事に就けばいい等と言われる女性の多さ、男性ならこのような事は言われません、生活出来ないならゲイ風俗で身体売れ等と言われぬ、ですのに女性においては皆簡単に身体売れよ、まだ身体が残ってるだろ等と腹立たしい事この上ありません、籍を入れた途端豹変する男、妻の事を自分の所有物かのように扱い子供を産ませ逃がさないようにさせる男、経済DV、精神的DV、夫婦共働きにも関わらず家事は妻だけ、育児は妻だけ、離婚後の養育費支払い拒否、支払っていたとしても数年だけ又は4.5万程度、それだけの金額で子供が育つとでも？教育に当てるお金は？逃げ込んだ先の生活保護では身体を売れ？こんなおかしいことがありますか？性産業が無くなると性犯罪が増える？性産業に身を置かれている方が皆好き好んでその職に着いているとでも？辞められるのなら辞めたい方が大半でしょうに。ですからどうか女性に、身体的女性の生活の安全を、何者にも加害されない生活を、被害者が責められない世の中を、女性が生きていける環境をどうか、今の日本は差別にまみれています皆それを気付かず、差別ではないと幼少から無意識のうちに思い込むことにより差別だと感じていない男尊女卑の高いかべ、女性が優遇されているなど嘘っぱちです。私は今の社会が酷く辛いととてもとしんどいのです、これを読まれている方が居るのならどうか、どうか、私に安穩をどうか。</p>
042	女	40代	<p>強姦は2%しか裁かれない上に刑事罰軽い。被害者女性を痛めつけて諦めさせるためにわざと改正しない。</p> <p>無罪連発、検察の被害者への実名脅し裁判と世間のセカンドレイプ、暴行脅迫要件絶対撤廃しない。海外は同意が要件なのに、警察が受理すらしない隠蔽した性犯罪の統計で海外にアピール。</p> <p>避妊具はOECDで最低。ピルは原価だと「女が乱用する」との理論で高値に設定。アフターピルもOTC化も同様。</p> <p>墮胎遺棄は女だけ罰し男は無罪放免。中絶薬は儲からないから許可しないが、バイアグラは即許可。無痛分娩は甘えと罵り。産後鬱は自殺しまくり。</p> <p>痴漢も盗撮も児童へのストーカー殺人もフェミサイドも</p> <p>風俗AVは明らかに殺人未遂、暴行と拷問の家畜扱いで世界から非難されてるのに起訴すらできない、法整備すらしない。</p>

043	その他	20代	<p>AV 産業や少年青年コンテンツの制作を行う会社と国が連携して一定の基準を保ってほしい。</p> <p>性教育がままならない現状では人権侵害もいいところ。</p> <p>女性に傷をつくる前の対策を考えてほしい</p> <p>まず路上でのナンパさえも逮捕してほしい</p> <p>女性を、女ではなく人として扱えるようになることを切望します。</p> <p>レイプはなぜ抵抗していることが証明できなければ罪にならないのでしょうか。</p> <p>マジョリティの男性には分からないと思いますが日本では女に生まれただけでとても生きづらいです。</p> <p>根絶なんてまだ 100 年はかかると思います。</p> <p>そして 3 年以内に女性の海外移住や自殺率が増加すると思います。</p> <p>安全に生活、そして仕事をするために、男性から受けるストレスを 1 つでも減らすために、まずは悪いことをしたら罪に問われて、そしてなぜその罪を犯したのか、しっかり学び理解する制度をつくってほしい。</p> <p>性犯罪は繰り返されやすいと思うので、釈放されてからも医療や心理士のサポートを受けながらしっかり向き合ってほしい。</p>
044	女	20代	<p>性的コンテンツ(アダルトビデオなど)に対する規制の強化を求めます。多くの男性が日常的に目にするコンテンツに、同意を得ない性行為の様子が頻繁に描かれているように感じます。中にはやめて、嫌だと女性が言っているのにも関わらず強引に行為を迫るような内容のものもありますし、時間を止めて女性が気が付かない間に勝手に性的行為を行うといった内容のものもあるという風に聞きます。こうしたコンテンツに日常的に触れてしまった若者は、こうした内容を現実と混同し、最悪の場合性犯罪につながってしまうという事があるのではないのでしょうか。性的コンテンツを全て規制してほしいとは思っていません。しかし、同意を得る、暴力は振るわない、嫌がっている相手に好意を強要しないといった最低限のモラルはあるべきだと考えます。</p>
045	女	20代	<p>先日も消防士 4 人による強姦事件が不起訴になった。</p> <p>それ以前にもいくつもの性的暴行事件が不起訴となったり、</p> <p>実父による性的虐待事件が無罪になるなど不可解な処分が相次ぐ。</p> <p>不起訴とされた性的暴行事件において、被害者女性はセカンドレイプを受けたとして国会議員らを提訴しているが、被害者女性の苦痛が計り知れないことは想像に難くない。</p> <p>また、強姦事件が起きた際における被害者の名前を加害者に知らせなければならないという手続きは被害者が示談を選択せざるを得ない主要因となっており、これは犯罪が正しく裁</p>

			<p>かれることを著しく妨げる構造的欠陥と言え、被害者の人権の甚だしい軽視に他ならない。</p> <p>女性が被害を受けないようにするための性教育も行われず、そればかりか被害女性を法的、社会的構造でもって追い詰めるこの国は端的に言って異常である。</p> <p>また、被害者へのセカンドレイプもSNSをはじめとして夥しく、この国に住む女性として恐怖しか感じない。</p> <p>性被害にあった際、身体的な苦痛、妊娠するかもしれない苦痛、墮胎の苦痛があるだけでなく、裁判のために加害者へ個人情報や渡さなければならない苦痛、その苦痛を乗り越えたとしても詳細不明の不起訴処分、起訴されたとしても裁判で無罪では絶望するほかなく、このような非道がまかり通っていることに強い憤りと恐怖を感じる。</p> <p>日本は明らかに女性への性的暴行、虐待、売春強要、売春という名の人身売買を人権侵害とみなしていないことが以上のことから見て取れ、更には被害者に対してセカンドレイプすることをも社会的に許容しているとしか思えない空気（ツイッターなどにおいてこのような言説が全くと言っていいほど対処されず日々増えている）に一市民としては落胆と怒りしか感じない。</p> <p>政治、外交、司法、社会から男性主義を撤廃できるよう主に男性の意識改革を強く求める。</p>
046	女	30代 47	<p>性教育は人権教育であり、それが無いがしろにされ、「恥ずかしいもの」として語ることをやめている教育現場に性暴力をそれと認識できない男性、女性を作り上げた原因がある。</p> <p>そしてアダルトビデオや青年向け漫画、果ては少年向け漫画においても間違った性が「オープン」にされている。</p> <p>海外事例を学び、また国内でも専門家によって、性教育のプログラムをゼロから構築する必要がある。</p> <p>これまでの性教育によって、性暴力を暴力と認識できない人間、世論を量産したのであるから、これまでのプログラムを土台とすることは全くの無駄である。</p> <p>性暴力の認識は相手が嫌だと感じるかどうか(拒否を行動に移さない場合であっても、相手が暴力だと感じたら暴力)であり、自身の思い込みや相手の拒否行動によってはかられるわけではないことをきっちりと教育すべき。</p> <p>また、ロリコン、ペドフィリアの定義とその異常性についても幼稚園、小学生の段階から教育しなければ、真に子供たちを守ることはできない。そのため、正しい性の「オープン化」を望むとともに、早期の性教育は子供たちを、子供たち自身が危険から守り、かつ大人たちの手でも守ることのできる手段である。</p> <p>また、性暴力についてその異常性を法律という形で、制限制御し、かつ厳罰を設けなければ、改善の余地はないことも書き添えておく。</p>
047	女	20代	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が虐げられるような内容を含むアダルトコンテンツの廃止：痴漢、強姦、盗撮など女性蔑視を促すような、暗に肯定するようなコンテンツの撤廃。女性は虐げられると喜ぶという歪んだ認知を生み出しかねない。実際の犯罪の抑止につなげてほしい。 ・警察などからの二次被害の防止：性犯罪に巻き込まれたときに、服装や時間帯など、被害者に非があるかのような言動はしない。まずは傷ついている被害者の方への共感と受容をし

				<p>てほしい。またその場合はどういった対応をすればよいのか専門家から学ぶ機会を設ける。</p> <p>・自助グループの促進：アルコール、ギャンブル、麻薬だけでなく、性依存の自助グループへの積極的に紹介するような仕組み作り。痴漢、盗撮、下着泥棒、覗きなど、軽く考えない。通報があったらまずは被害者の心のケア、それと共に加害者の再発防止ケアを。両輪でやらないことには、被害者も加害者も増え続けてしまう。</p>
048	女	20代	47	<p>具体的な取組として「生命の尊さを学び」や「一人一人を尊重する教育をさらに推進」とありますが、人権教育だけでしょうか。性教育もしっかり行っていただけるのでしょうか？女性が緊急避妊薬へのアクセスを容易にしてほしいと要望を出して拒絶されたことは記憶に新しいです。世の中には男女問わず緊急避妊薬に対する認識が【軽率な性交渉で受精してしまうリスクを憂いた「女性」が、必要とするもの】という偏見に満ちた人がいます。きちんとした性教育を行えば「どんな緊急事態」があり、「1人の女性の人生が妊娠（もしくは墮胎）によって大きく左右されるのか」に対して正しく理解し、思いやれるようになると思います。</p> <p>また、生理痛の軽減などを目的としてピルを処方してもらう為に産婦人科を訪れた女性が、避妊薬としてのピルしか知らない人から心ない言葉を投げ掛けられた」という話も多く聞かれます。そうした知識不足からくる暴力は女性に多く向けられます。是非とも性教育を充実させてください。義務教育の一環として性教育がしっかりと行われなければ、知る機会も知る必要もない人からは理解が得られず、結果として女性への差別は止まりません。</p> <p>私は学校の教育で生理痛の軽減の為に、もしくは妊娠しない為にピルという薬があるとも教えてもらえませんでした。自分の体のことなのにどういう選択肢があるのが、どのように身を守るのかが分からないのは問題です。知識もないのに身を守れません。加害者はわたしの人生や、人としての権利など気にかけてくれません。加害者に襲われない幸運や加害者の善意に頼る現状はおかしいです。</p>
049	男	40代	54	<p>「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止」と表現規制を推進するかの様な文言がある事が大いに問題。表現規制は何かをやった気分になるだけで問題の解決には全く寄与しない。</p>
050	女	30代		<p>女性の人権を守る事については反対はしません。が、性、暴力表現まで規制しようとする動きに対しては疑問があります。表現規制には反対です。嫌なら見る見ないの自由がありますし、気に入らない表現を全て排除するというのはやり過ぎではないですか？これは国よる検閲ですよ？嫌なら見ないという選択肢が誰にでもあります。日本の創作文化衰退に繋がるのなら大反対です。女性の人権を守るというのならリアルな性犯罪者を厳しく取り締まるべきではないでしょうか？</p>
051	男	30代	50	<p>かつては女性から男性へのDVなど存在しないとする暴論が多くを占めていたが、昨今はSNSの発達などによって被害が可視化され、政府による被害者へのケアが拡充されている。</p> <p>ただ、現状としては女性への支援にはめざましい成果があるものの、男性への支援については道半ばである。</p> <p>男性は女性に比して強いものであるとの市井の先入観を改善する取り組みはもちろんの事、未だ埋もれている被害の実態解明のため男性への支援策をさらに拡充すべきだ。</p>

052	男	30代	54	<p>インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止、とあるが、この一文だけでは範囲があまりに広すぎ、過度な萎縮を生む危険性がある。</p> <p>表現の自由は憲法第 21 条で規定された国民の権利であり、これに規制の網をかける際には細心の注意を払うべきである。</p> <p>基準などは誰が見ても公平で分かりやすいものにすべきところ、これでは過度な萎縮によって目的の達成が為される事を期待しているように感じられる。</p> <p>是正すべきである。</p>
053	女	60代	44	<p>基本的方向の 3 番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、</p> <p>「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。</p>
054	—	30代	54	<p>「8. インターネット上の女性に対する暴力への対応」に関してです。</p> <p>「不適切な性暴力表現等」とは具体的に何ですか？</p> <p>この曖昧な表現は範囲が明らかに広すぎ、多くの表現者の不安を煽ります。</p> <p>完全な表現規制でないですか。</p> <p>過去には様々な表現弾圧事案が存在します。</p> <p>2014 年 1 月 人工知能学会「ほうきと本を持つ女性型アンドロイドのイラスト」</p> <p>2015 年 8 月 三重県志摩市「碧志摩メグ 萌えキャラ批判」</p> <p>2015 年 11 月 岐阜県美濃加茂市「のうりん 萌えキャラ批判」</p> <p>2016 年 10 月 東京メトロ「駅乃みちか 萌えキャラ批判」</p> <p>2017 年 1 月 東急電鉄「ヒールが似合う人がいた。美しく座る人だった」</p> <p>2017 年 3 月 環境省「君野ミライ、君野イマ 萌えキャラ批判」</p> <p>2017 年 6 月 牛乳石鹸「がんばるお父さんたちを応援するムービー」</p> <p>2018 年 10 月 NHK ノーベル賞解説サイトに「キズナアイ」萌え絵、性役割批判</p> <p>2019 年 10 月 日赤「宇崎ちゃんは遊びたい！」献血 PR ポスター、巨乳描写批判</p> <p>2020 年 2 月 転職サイト(チェンジジョブ) 広告のモデル(茜さやさん)「胸を強調」批判</p> <p>2020 年 2 月 JA なんすん「ラブライブ!サンシャイン!!」みかん PR ポスター、スカート描写批判</p> <p>2020 年 6 月 美連協と読売新聞の AKB48 を起用したアートの PR 企画「美術館女子」に批判</p> <p>これはごく一部です。</p> <p>現状でもコンテンツ産業や表現に極めて甚大な悪影響を及ぼしているのは誰の目にも明らかです。</p> <p>インターネットを通じてコンテンツ産業に深刻な悪影響が出かねません。</p> <p>その主張が正当な物であれば反対しません。</p> <p>しかし、これらを見て正当だと思えますか？</p> <p>結果として過激なフェミニズムを増長させて、コンテンツ産業などで極めて甚大な悪影響を</p>

			<p>及ぼしています。</p> <p>昨今、一部のフェミニストを増長させ、極めて男性差別的な主張を展開する事案が頻発しています。</p> <p>自らの行った男性差別発言に対して問われると、「差別」と称して言論を弾圧しようとしません。</p> <p>国会ですらそれをやる議員が存在する現状で、正常に運用されるとは全く思えません。</p> <p>ヘイトやアイヌ云々もそうですが、一方にばかり肩入れして逆差別を著しく助長している現状ではこの政策には全く賛同できません。</p> <p>この政策は本当に正しかったのか、一度振り返る段階にあると考えます。</p>
055	男	40代 54	<p>「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」とあるが、実在する被害者の存在しない表現の規制には強く反対する。被害者の存在しない表現の規制に予算をつぎ込むことは男女共同参画社会の形成に全く役立たないばかりでなく、本来ならば、実在の被害者救済に使われるべき予算や人員を浪費する結果になりかねないからである。</p>
056	女	50代	<p>男性社会が基本的に容認され、男であるだけで優遇される保守的な日本で、家庭に於いても男子は女子よりも鼻頂される世の中では、性暴力を含む女性に対する暴力は、なかなか無くならないと思います。国政や一部の知識人だけでなく、どんな年代のどんなレベルの人たち、社会にも</p> <p>暴力の根絶を広く浸透させる、意識改革が必要だと考えます。</p> <p>女性がいなければ子供は、生まれず、女性を差別的に扱うことは、未来の日本の滅亡に関わる、そんな意識を全国民が持てるようになるのは難しいのでしょうか？</p> <p>女性だから優遇なのではなく、女性も人として尊敬されるべき存在だという認識が、どうやったら出来るのかそんな取り組みはされているのか、デモを起こさないと</p> <p>日本社会は変わらないのか、知らない所で起こっている暴力に心を痛めています。</p>
057	女	40代 44	<p>監護者からの性被害の多くの場合、被害者は自分の身に起こっていることが認識できないまま、長時間にわたり性暴力を受け続け、心身ともに深く傷ついてしまう実態が報告されている。また、加害者が監護者でない場合でも、被害者が幼い場合や状況が正しく認識できない場合においても同様のことが考えられる。</p> <p>現在の学習指導要領では、性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされている。子どもたちは主にインターネット等における大人向けのポルノ情報やSNSでの情報共有や意識形成、漫画やゲームといった媒体から知識を得ている。これらのもの全てを一概に間違っているとは言い難いが、偏った知識や誤った情報を発信しているものも少なくない。</p> <p>幼少期からの包括的性教育の必要性がUNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されており、5歳から18歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考える。</p>

058	男	20代		<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力に対する罰則の徹底 ・裁判官や公務員などを中心としたセクハラ・パワハラのワークショップや講義の開催 ・性犯罪の温床である鉄道などのインフラ企業への性犯罪防止のための政策促進 ・相談窓口や警察などの問題認識再確認、拡充 ・SNS などによる広報を使った性暴力の危険性、問題提起 ・地方自治体や団体による窓口の設置
059	男	30代	p44	<p>配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。現在の学習指導要領では、性行・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされていることから、子どもたちは性に関する知識を主にインターネットから得ており、身を守るには不完全で不確実な知識である。UNESCOの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されているとおり、幼少期から科学的に正確な知識を身につける学習の機会が保障されるべきであると考えます。</p>
060	男	20代		<p>男性に対する暴力を無視されているようで、性差別の温床になっている。全ての暴力被害者へ配慮すべき。</p>
061	男	20代	54	<p>メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止</p> <p>こちらについて、「不適切」という言葉の定義があいまいであり、また、性・暴力と区切られているため、単純な性犯罪行為表現の注意喚起ととりにくく、恣意的に運用された場合、創作物の性表現規制につながる可能性もあり、表現の自由に抵触すると感じました。</p> <p>創作物の性表現と犯罪には現状、科学的な根拠のある因果関係はなく、対策としては成り立たないと個人的には思います。</p>
062	男	50代	48	<p>児童ポルノやアダルトビデオへの出演を強要する問題、「JKビジネス」と呼ばれる問題などは犯罪です。こうした問題に巻き込まれた子どもたちは性犯罪の被害者です。これらの問題解決に向けて早急に法的措置をとることが重要です。</p>
063	女	団体	44	<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)」の文言を挿入していただきたい。</p>
064	女	60代	44	<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)」の文言を挿入していただきたい。</p>
065	女	40代	44	<p>公聴会に参加し、意見したものに、加筆しての意見です。該当ページは44-46です。地方でフラワーデモをしています。</p> <p>法務省の刑法改正検討会で、暴行脅迫要件撤廃、抗拒不能要件撤廃、地位関係性を利用した性犯罪規定の創設、不同意性交等罪の創設を求めています。一つ一つの被害の出来事が、暴行脅迫、抗拒不能かどうか、見直されたり、追加されたりしているようですが、被害当事者の安全安心や信頼のある人間関係性を脅かすものは、全て、暴行脅迫要件、抗拒不能要件になると、大阪・神戸でのトラウマ専門治療を受け、海外で学ばれたり臨床積まれた方や、アメリカの医師などから学びながら、考えています。被害当事者の安全、安心、人間の関係性</p>

			<p>を基盤に、法務省でも、内閣府でも、考え取り組んで欲しいです。</p> <p>ポージャス医学博士のポリヴェーガル理論、カーター医学博士のオキシトシン（安全安心のホルモン）、愛着理論のレクチャーや、それに基づく公認心理師のトラウマ治療を受けたり（継続中）、毎回その記録を自発的に付けてきたり、自分でも出来る学びをしてきました。その中で、哺乳類にとって、特に繋がりが生命維持に必須のものであること、お互いが、心身共に、影響し合って存在していることなど、特に大事にされています。</p> <p>1. 生まれつきの自動調整→ 2. 母子、親子の繋がりによって育まれる協働調整→ 3. そして自己調整</p> <p>…そういう自律神経や心身の機能が人との繋がりに説明されています。協働調整は、親子・家族だけでなく、地域社会、人間関係の中にもあります。</p> <p>その生命基盤である安全安心が、脅かされているのが性暴力の状況です。そのような視点からの、人間と性と生殖の理解をして欲しいです。</p> <p>特に、父から娘への性暴力は、生物学的、遺伝的にも、許されない子への冒瀆です。18歳以上だと同じ男女の扱いになるのは、おかしいです。大人から幼い子への性暴力も同じです。世代間の境界線、血縁間の境界線は必要ですし、それは、国や法で示すべきことだと思います。</p> <p>江戸時代には最先端の明治の刑法が令和の今でも、昔の意識に基づいてあります。今の取り組みは、被害当事者の尊厳や人権には触れても、もっと具体的な安全安心、信頼ある人間関係性という視点がありません。そういう視点で、内閣府も法務省、関係省庁、地方の各自治体、考えたり呼び掛けて欲しいです。お願いします。</p>
066	女	40代	<p>44</p> <p>続きです。該当ページは同じ44-46です。</p> <p>内閣府男女共同参画局から各都道府県や知事に、支援体制、医療体制の対応するよう通達していますが、医療、支援の具体的な内容を示して下さい。精神科医、公認心理士、臨床心理士といった資格を持つ者が、必ずしもトラウマ治療者とはいえません。その人達による性暴力やセカンドレイプも多くあります。</p> <p>今は、認知行動療法だけが、保険適応にされていますし、それだけが、エビデンスある治療法と日本ではされています。私もその一つのCPTをトラウマ治療の中で受けていますが、認知の歪みを正すだけでは、身体のしんどいトラウマ症状の解消にも解放にもなりません。EMDR、タッピングといった、脳や身体への両極の刺激と、向かい合いながらのトラウマ処理、タッチセラピーなどの身体志向のソマティック・エクスペリエンスなどのケアが、必須です。幅広い新しい視点で取り組んで欲しいです。</p>

			<p>私は、生まれた地、見知らぬ地、と、大変な思いをして、今の地の治療に繋がりました。阪神大震災後のトラウマケア、心（脳）と体の繋がりの視点やケアの方法も、割とされていると思います。</p> <p>専門治療の説明をしても、かつての癩病者狩りや障害者狩りのような酷い医療支援体制で、資格があっても心理療法を持たない人達を置いているだけで、十分やっていますといった態度の自治体もあります。戦後から今までの精神科医療の隔離・監禁・拘束・薬漬けの政策も、性暴力被害者支援の壁になっています。保険適応外の治療費も問題です。</p> <p>以下の5つの条件が、性暴力の治療者・支援者の一人一人に必要ですし、これらの条件がなければ、性暴力の治療支援は難しいし、セカンドレイプや二次被害の原因にもなり得ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神科医、公認心理師、臨床心理士などの資格がある人 2. EMDR、ソマティック・エクスペリエンス、認知行動療法などの心理療法を複数持ち包括的ケアが出来る人 3. 性暴力、ジェンダーの理解が、社会的にも歴史的にもある人 4. 治療者自身がトラウマケアされていること、また、定期的・継続的にケアされていること、それが義務化されること 5. 継続的に、専門家同士のケアの学びや研鑽がされること <p>* 協働調整が十分可能な、寄り添いや支援、ケアを考えて欲しいです。</p>
067	男	30代	性的同意年齢の引き下げや不同意性交について改正が必要ではないでしょうか。
068	女	20代	<p>インスタやTwitterで、性被害に遭われた方々が漫画で被害の状況をフォロワーに伝えられているようなものを目にします。そのような内容のものを使って、指導ができるのではないかと思います。</p> <p>しかし、指導者はどんな内容を伝えるのか、迷うこともあると思います。</p> <p>SNS上のやりとりで実際に被害に遭ってしまうこともあるという事実と、遭われた方の体験談などは、伝えることが大切だと思います。</p>
069	団体	団体	・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記すべきである。
070	女	50代	44 <p>身近な親族等からの性的虐待が多く報告されている。幼いときは訳がわからないまま被害にあっていて、思春期になってから被害の現実気づき、生きていく希望すらもてず、苦しみながら生きている女性が多くいる。まずは性の被害をどう防ぐのか、被害にあってもそれは自分が悪いのではない、ということをお教えることも重要。幼いころからの教育が必要である。また、性暴力は犯罪であることを学校で正面から取り上げることも大切。加害者を作らないためにも包括的性教育が幼いときから必要であると考えます。</p>
071	女	20代	46 <p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進（2）について。</p> <p>性被害者が加害者を起訴する際、加害者に被害者の実名が知られてしまうという点で、起訴</p>

				を断念するケースが多々あると聞きます。起訴しなければ、加害者に厳正な対処ができず、施策の基本的方向からずれてしまいます。施策の基本的方針に「被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期す」とありますが、その問題点について具体的な取組の記載がなく、被害者のプライバシー保護は十分でないと考えます。加害者に被害者の実名が知られないように法整備を行うと明記した方が良いのではないのでしょうか。
072	女	20代	47	3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進（2）－1について。児童生徒に向けて性に関する正しい情報を伝えようにも、性について具体的な指導ができない現状にあり、教育現場で大きな問題となっています。正しい知識がなければ、子どもは自分が性被害を受けているとわからず、対処ができないまま月日が過ぎてしまいます。また、教員の多忙化は深刻であるため、各学校だけで発達年齢に合わせた性教育を研究し、十分な性教育を児童生徒に提供することは難しいと考えます。性教育を学校教育の中に位置付け、発達年齢に合わせてどのように指導していくべきか、国が具体的なプログラムを作成すべきです。その際は国際セクシャリティ教育ガイダンスに基づき、専門家の意見を交えて検討されてはどうでしょうか。
073	女	40代	47	生命の尊さを学び生命を大切にする教育や一人ひとりを大切にする教育では、性被害加害について認識させるにはきびしいものがある。発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方法について具体的に教えることが必要であり、それを基盤に相手を思いやり、加害者にならないための自分の行動が理解できると思う。だからこそ子どもの発達段階に応じたもっと踏み込んだ具体策が必要。
074	女	40代		若年者への教育や学習の充実
075	女	50代	44	性に対する間違った社会認識がひどい 人をその人そのままに受け入れない。ただ人ってだけでいいはず。 それなのに男は性欲が強いとか種の保存から考えても性行は仕方ないとか、女は受け入れるべきとか マスコミに流され、教師は性教育が大切とわかっているもやりにくいし、本気で考えたいから忙しい中では半端にできない?? もっと小さいころから一人ひとりのからだや心を大切にすると何か 愛しいと言う表現はどんなことか 科学的に人権認識をもち伝える 学校によゆうを 間違ったマスコミにメスを??
076	女	50代		女性に対する暴力は絶対にゆるせません。
077	女	50代	P48	児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要問題、「J k ビジネス」問題等は犯罪であり、子どもたちは性犯罪に巻き込まれた被害者である。問題解決に向けて早急な法的措置をとることが重要である。
078	女	40代	P44	監護者からの性被害の多くの場合、被害者は自分の身に起きていることが認識できないまま、長期にわたり性暴力を受け続け、心身ともに深く傷ついてしまう実態が報告されてい

				<p>る。</p> <p>現在の学習指導要領では、性交、妊娠、出産に関わる指導は高校生からとされている。しかし、子どもたちは、それよりも前に、主にインターネット等における大人向けのポルノ情報から知識を得ている事が多い。性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近で相談できる社会資源が十分に保証されておらず、幼少期の子どもたちには自分の身を守るために必要な知識が与えられていない。</p> <p>幼少期からの包括的性教育の必要性がUNESCO「国際セクシャリティ教育ガイダンス」でも示されており、5歳～18歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考える。</p>
079	女	10代以下		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電車の全車両に防犯カメラを設置する ・ 痴漢、盗撮を性犯罪とする ・ 全ての性犯罪の厳罰化、さらに治療プログラムを組み、必ず行う ・ 過去にも同様な犯罪をしていた場合、個人の動向を特定できるようにする→GPS ・ 全てのトイレ（店、公衆トイレ）に警報装置、通報装置を設置する ・ 被害者のプライバシーを守り、個人情報完璧に保護される ・ Twitter上の痴漢、盗撮アカウントを特定し処罰する ・ 同意の無い性行為は全て犯罪とする ・ 策定にあたり、重要会議の半数以上を女性とする <p>普段の生活で気になる点や望むことをまとめました。今の決まりとはかけ離れた希望ですが、これくらいしないと安心できる社会になると思えません。どんどん法律をアップデートして、性犯罪の無い社会を実現させてください。よろしくお願いします。</p>
080	女	50代	44	<p>女性に対する暴力の根絶へのとりくみの中で、学校での「性」の教育はとても重要である。将来、被害者、加害者どちらにもならないためには、まずは小さいころからの「性」に関する科学的理解や正しい知識を得ること、人権感覚を養うことが不可欠である。現在、インターネット上にはそれに反する情報が溢れており、子どもたちは幼い頃から、そのような内容に触れる機会も多い。現在の学習指導要領では、性交、妊娠、出産にかかわる指導は高校生からとされており、教育としては不十分である。発達年齢に応じた幼少期からの「性」の教育は、ヨーロッパの実践などでも行われており、可能である。日本でも早くとりいれてほしいので、それにむけての具体的な記述を加えてほしい。</p>
081	女	50代	47	<p>性被害・加害について子どもたちに認識させるには、自分の命を守るために、それぞれの発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方法について、具体的に包括的性教育として教えることが重要である。それがわかって初めて、加害者にならないための自分の行動が理解できると考える。そのため、子どもの発達段階に応じて、もう少し踏み込んだ具体策が必要である。</p>
082	女	50代	48	<p>児童ポルノ、アダルトビデオ出版強要問題、「JKビジネス」問題などは犯罪であり、子どもたちは性犯罪に巻き込まれた被害者である。問題解決にむけては、早急な法的措置をとることが重要である。素案の文章ではそこまでの解釈にならないので、改善してほしい。</p>

083	女	60代	44	<p>施策の基本的方向の3番目のあとに</p> <p>年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性・障害者女性など）</p> <p>の文言を入れて頂きたい。</p>
084	男	40代		<p>加害者や被害者を生まないための若年者を対象とする教育の充実</p>
085	女	50代	44	<p>元小学校教員です。</p> <p>男女共同参画をすすめていくためには、初等中等教育における教育が大変重要だと思いますが、現在、子どもたちは、主にインターネット等における大人向けのポルノ情報から知識を得ています。</p> <p>性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近で相談できる社会資源が十分に保証されておらず、幼少期の子どもたちには自分の身を守るために必要な知識が与えられていないことに、危機感を抱いています。</p> <p>幼少期からの包括的性教育の必要性はUNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されています。すべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考えます。</p> <p>性教育の必要性について、重点的な記述をお願いします。</p>
086	女	30代		<p>誰でもよかった。そんな加害者の言葉を報道するニュースが多くあります。ですが、そんなことはありません。意図的に意識的に弱い立場と認識される女性の被害者が圧倒的に多いです。</p> <p>これは長い期間かけて日本人に刷り込まれた価値観です。テレビや漫画やインターネットなど様々な媒体を通じたメディアが女性という性を食べ物にしています。性を娯楽にし虐げ笑い者にし性の捌け口にする描写は多くあります。</p> <p>日本の女性へ向ける性的な扱いを、令和時代も同じにしないで下さい。性教育は人権教育です。次世代のみならずどの年代の人でも大切にしてください。</p>
087	女	20代		<p>日本において、就職活動中や普段の生活の中で女性であるというだけで見下したような発言をする人が多い。女性を人ではなく、もの、としてみている視線も多く感じる。</p>
088	—	50代	44	<p>特に近親者等からの性被害の多くは、被害者が幼少時から身体的虐待の一環として生じる。若年である故に、性的虐待の意味することが認識できない。また、長期間にわたって暴力にさらされるため、心身ともに深く傷つけられる。文科省の新学習指導要領では、性交・妊娠・出産にかかわる指導が高校生からとなっているため、子どもたちが性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会が不十分である。幼少期に自分の身を守るために必要な知識を身につけることが必要であると考えます。</p>
089	—	50代	47	<p>生命の尊さを学ぶ、生命を大切にする、一人ひとりを大切にする教育では、性被害・加害について子どもたちに認識させることは難しい。それぞれの発達段階に応じて、何が性暴力であるか、性暴力から身を守るにはどういった方法があるか、具体的に教えるべきである。具体的な対策を示す必要があると考えます。</p>

090	女	50代	p44	沖縄県は全国で最も若年出産が多く深刻である。経済的にも困窮している家庭の子どもの割合が高く、貧困の連鎖が起こっている。性に関する正しい知識は最低限必要である。現在の学習指導要領では性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされているが、それでは遅い。あらゆる情報が氾濫する現状において、メディア・リテラシーを育む機会や自分の身を守るための知識も十分ではない。幼少期からの包括的性教育の必要性が UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されており、5歳から18歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考える。
091	男	50代	44	性に関する正確な指導が、幼少期から学習機会が保障されるようにしていただきたい。
092	男	50代	48	児童ポルノ、アダルトビデオ。jk ビジネスなどは犯罪である。問題解決に向けて法的措置が必要である。
093	男	50代	47	命の尊さを学び、命を大切にせる教育や一人一人を大切にせる教育では、性被害、加害について子どもたちに認識させることは無理だと思います。自分の命を守るために、それぞれの発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方法について具体的に包括的性教育として教えることが重要であり、それがわかってはじめて、相手を思いやり、加害者にならないために自分の行動が理解できると考えます。そのため、子どもの発達段階に応じてもう少し踏み込んだ具体策が必要だと思います。
094	女	20代	46	<p>ワンストップセンターを強化することも重要であると考えますが、たまに公衆女子トイレに貼ってあるだけの電話番号を私は覚えていないし、ワンストップセンターの番号があるだろうと思って入った女子トイレにワンストップセンターの張り紙がないこともあり、現状ではワンストップセンターにアクセスしづらいと私は考える。</p> <p>ここで、突飛に思えるかもしれないが、解決策としてアフターピルの薬局販売が有効だと私は考えている。</p> <p>濫用の恐れが指摘されているが、現在でも妊娠は死亡リスクが存在している。</p> <p>故に、私は AED のような人命を守るためのセーフティネットとして、転売益が存在しないほどの廉価さでアフターピルは薬局において販売されるべきだと考える。</p> <p>不適切な利用法や性の乱れを憂慮するよりも、墮胎よりも女性の負担が軽いことを鑑みて、女性に対する保護として改めてアフターピルの薬局販売について検討すべきではないか。</p> <p>また、アフターピルを求めにやってきた女性に、薬局を通じてワンストップセンターの存在を教えたり、避妊は緊急を要するため、救命措置として処方を行なった上で医師を紹介し、受診するように勧めるなどの現状以上に有効な対策が取れるのではないだろうか。</p>
095	男	30代	54	<p>「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」とありますが、「メディアにおける不適切な性・暴力表現」の範囲が不明瞭なことに懸念を感じます。</p> <p>ニュースなど一般社会に向けたメッセージであれば、「不適切な性・暴力表現を防止」という目的に賛成します。</p> <p>しかし、フィクションなどの創作物にまで「不適切な性・暴力表現」の「防止」を求める目</p>

			<p>的には反対します。創作物は、特定の人のみに向けたものであり、現実社会とは区別すべきものだからです。</p> <p>インターネット上の、特に SNS の場合、ニュースなどの一般社会に向けたメッセージも、フィクションなどの創作物も区別なく流れてくることがあります。</p> <p>その場合も、創作物を規制する方向ではなく、一般社会に向けたメッセージと創作物とを区別すること、自分の好みに合わない創作物は見ないようにすることを啓蒙したほうが良いと思います。</p>
096	女	40代	<p>44</p> <p>公聴会に参加しました。意見紹介して頂き有難く思いました。</p> <p>〉 暴行脅迫要件撤廃、抗拒不能要件撤廃、地位関係性を利用した性犯罪規定の創設、不同意性交等罪の刑法の改正を求めています。</p> <p>〉 一つ一つの出来事が、暴行脅迫、抗拒不能かどうか、見直されているようですが、被害当事者の安全安心や人間関係を脅かすものは、みな、暴行脅迫要件、抗拒不能要件になると、トラウマ専門治療を受け、アメリカの医師などから学びながら、考えています。</p> <p>〉 被害当事者の安全安心、人間の関係性を基盤に刑法や司法は改正されて欲しいです。</p> <p>と意見しました。</p> <p>これに関して、被害当事者の安全、安心、人間関係の信頼が保てているかどうかは、その当事者のそれらが保たれている状態での、その性行為（性暴力）が、同意か、不同意か、でしか、示されないと思います。</p> <p>アメリカの医師などの講義で、1) 安全、安心が生命の基盤であること、また、2) 特に授乳で育児をする哺乳動物（人間含め）は、母子の繋がりから、仲間同士の関係性が身体機能として育まれるもので、1) 2) のどちらも、太古からある本能的なものだそうです。</p> <p>人間が個人の存在でありながらも、他者との繋がりを必要とする生命体であるのは、そのように説明されるそうです。</p> <p>また、性的機能＝生殖機能そのものが、子を産み、種を残すなど、その関係性を生み繋げてゆく働きのあるものです。性暴力というのは、それらの繋がりを侵害し、破壊さえもしてしまう行為です。</p> <p>※その意味で、少子化の問題も、性暴力の問題にも関わってあると思います。</p> <p>被害者当時者の安全、安心、人間の関係性が、生命維持の基盤であるというのは、当事者で</p>

				<p>ない一人一人にも、全ての人にも、共通して言えることです。その視点から、暴行脅迫要件・抗拒不能要件の撤廃、不同意性交等罪の創設を、考えて欲しいです。</p>
097	女	40代	44	<p>2. 親子間の性暴力、血縁間、近親間の性行為には、年齢に関わらず、世代間の境界線が必要です。その理由は、近親婚が禁じられているのと、同じで生物学的、遺伝的なものだと思います。血縁間以外（継父など）でも、関係性を損なう性行為は、被害者には脅威そのものです。</p> <p>世代間の境界線を踏みにじった親から子への性行為、関係性の強い者から弱い者への性行為は、それ自体が、既に性暴力で、法で罰せられる対象にされるべきものと思います。</p> <p>幾つになっても、親子は親子です。それなのに、18歳を過ぎたら、親子ではなく男女として裁くのは、法としても人道ではないと思います。</p> <p>近親の交配や性行為は、種を病気や障害にし脆弱にさせ、衰えさせてしまうと、動物、植物の例から聞いています。人間も同じです。隔絶や孤立させたような環境では、そのような交配や性行為が生ずるそうですが、それは、地域社会にも責任があると思います。</p> <p>性暴力した実父の子を娘が墮胎するのに、実父の承諾が必要とか、墮胎罪を負わせられるのは娘であるとか、墮胎罪、避妊についても、被害者や女性、少女に、とても理不尽な状況にあります。</p> <p>年の差恋愛、年の差結婚と、親子・親族・血縁の関係とは、異なります。世代間の境界線の必要について、科学的、理論的に説明されて、親子、親族、血縁の関係の者による性行為自体が性暴力であると、被害者である子供達、娘達を、法が人として、人道として守って欲しいです。</p>
098	女	30代		<p>ストリートハラスメント、キャットコール、ナンパについても人権侵害、女性軽視に該当すると思います。対策して下さい。</p> <p>不快な思いを何度もしましたが、泣き寝入りするしかありません。</p>
099	その他	30代		<p>・性教育を行うことを明記してください。性教育は成人向けの動画や文章を指しているのではなく、人権教育です。全ての人間が尊重され、個人が望まないことを拒否する権利があることを示し、他者が望まないことを行わないためのものです。女性のみならず男性などすべての性別の人へ情報を提供すべきものです。</p> <p>子どもへ情報提供するだけでなく、すべての世代の大人へ研修を行ってください。企業で働く場合は企業へ、地域社会で活動している場合は地域社会へ積極的に働きかけてください。子どもに言うだけで大人が何もせず無責任に暴力をふるうことを止める必要があります。</p> <p>単純でわかりやすく見られるものの例として「Tea and Consent」（紅茶と同意）という動画があります。（イギリスの Thames Valley Police（テムズ渓谷警察）が作成したものです。日本語吹替版は函館性暴力防止対策協議会が作成したのがあります。）すでにご存じ</p>

				<p>かもしれませんが、目を通して第5次男女共同参画基本計画に取り入れてください。</p> <p>・「6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進」で、スポーツ分野におけるセクシュアルハラスメントに触れていますが、被害を受けた場合に訴えるための仕組みを作ってください。Human Rights Watchに日本のスポーツにおける子どもの虐待とその予防のための提言がまとめられているので、すでにご存じかもしれませんが目を通して第5次男女共同参画基本計画に取り入れてください。</p>
100	女	20代	48	<p>学生が留学先で日本人から被害に遭う事例が多発しています。私自身も、現地の情報をたくさん持っていて、就職することも考えていた企業の社員に性的暴行に遭いました。刑事裁判で訴えたいと弁護士に相談したところ、海外での被害かつ証拠がとれなかったということで、慰謝料を請求して和解することを勧められました。その後、設立した学生団体で「留学での性暴力」に関するアンケートを取ったところかなり多くの学生が被害に遭っていることがわかりました。各大学では、そのような現状・対策を事前にセミナー等で学生に伝えたり、万が一被害に遭った場合大学に相談できるようカウンセリングのシステムが必要です。また、各組織としては留学生にセクハラや性暴力を行わないよう具体的事例と共に注意喚起する必要があります。加害を行った人は即処罰の対象とするシステムも必要です。</p>
101	女	70代		<p>#Me Too、#Ku Tooなど、女性の主体的な運動が、女性にだけ苦痛を強いる問題、性犯罪法の成立に解決の道を切り開いてきました。しかし、日本の女性に対する暴力の根絶には、まだまだ遠いものを感じます。</p> <p>女性に対する、最もひどい暴力は、戦争です。ただいま今日でも、世界中の戦闘下で性暴力が女性達を苦しめています。日本は平和であるはずですが、沖縄では米軍兵士による性犯罪が後を絶ちません。</p> <p>日本政府は、過去のアジア太平洋戦争で、侵略地の女性を陵辱してきた罪にきちんと向き合っていない。それが、戦争による女性への性暴力根絶の決意をさせていない、根本的な問題だと考えます。</p>
102	団体	団体	44	<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、</p> <p>「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（被差別部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など）の文言を挿入していただきたい。</p>
103	女	40代	47	<p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>小学校からの性教育をもっと充実させるべきだと思います。</p> <p>低学年の頃から、自分の身体は他人に無闇に触らせるものではないこと、もし周りの大人にされて変に思うことが会ったら必ず学校の先生や他の大人に相談することを、徹底的に教えて欲しいと思います。そして学年が上がるにつれて、自分の身体の成長と共に起きる変化をきちんと教えていくプログラムを少なくとも毎年1回はこなしてほしいです。</p> <p>私には小学1年の息子と小学5年の娘がいます。成長と共に子供が一人で行動することが増えてきており、自立の一步と思いながらも、性被害にあったり、怖い思いをしないだろうかと心配です。子供と読める性教育の本も購入して子供と一緒に読んでいますが、全ての子供たちに継続的に性教育を受けてほしいです。</p>

			<p>子供の通っている学校では、第二次性徴についての授業もあったのですが、男女別々に受けるものでした。これでは互いへの理解が進まず、女の子は生理を男子には隠し続けなければならないものという意識が芽生えるだろうと思いました。一度そのような意識を持ってしまうと、覆すのはなかなか難しいと感じています。</p> <p>また、娘が4年生の時には性教育の授業もあったのですが、具体的な性行為のことは教えていませんでした。先日、家で先の性教育の本を子供たちと読んだとき、セックスをしている男女の絵が描かれており、彼らがどう受け止めるのかと思っていたところ「すごい！これで赤ちゃんができるんだ。」と目をキラキラさせて驚いていました。うちの子供たちは動物番組が好きで動物や昆虫の交尾場面をよくみているのですが、人間も他の生き物と同じようだと受け止めたようです。</p> <p>変に隠さなくても、本当のことを伝えれば、子供たちは真っ直ぐにそれを受け止めてくれるのだと思いました。</p> <p>全ての子供たちが、被害者にも加害者にもならないように、学校での性教育は迅速に積極的に取り組んでいくべきだと思います。</p>
104	女	50代 47	<p>女性に対する暴力の中で、とりわけ卑劣なものは性暴力です。特に子どもに対する性暴力では、親や兄弟、親戚など、被害者の身近な存在が加害者になることが多く、子ども自身、自分がされていることが「性暴力」として認識できないことがあります。しかし、理解できないけれども、心身ともに大きな傷を残していきます。認識していても声を上げられないことも多いのです。</p> <p>子どもたちを守ることができるのは、「正しく知ること」しかありません。幼少期からの性教育しかありません。自分がされていることは性暴力であること、だから「やめて」と言っていること、「嫌だと感じることは悪くない」「こんなことをされるのは自分が悪い子だからじゃない」と自分自身を肯定し、身を守ることができるようになるには、性教育で正しい知識を学ぶ必要があります。</p> <p>被害にあった子どもを児童相談所等で支えたり、加害者の検挙も必要ですが、それ以上に被害を未然に防ぐことが必要です。家庭の中での被害が多いのですから、家庭以外で性に対する科学的な知識を学ぶ場が必要なのです。</p> <p>現在の学習指導要領では、性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からになっていますが、これでは幼少期からの性暴力には対応できません。自分の身を守るために必要な知識を得るため、幼少期からの包括的性教育が必要です。ぜひとも、全国で、幼稚園・保育所、そして学校で、この性教育にもっととりくめるよう計画に明記してください。</p>
105	女	50代 48	<p>児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要問題、JK ビジネス問題をはじめ、子どもの性の商品化が深刻な問題です。これは、性を商品化する子ども側の問題ではなく、それを搾取するおとな側の問題です。</p> <p>計画では、被害防止のための啓発等がありますが、搾取するおとな側への対策が弱いです。児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要問題、「JK ビジネス」問題等は、これは犯罪です。もっと法的措置など、踏み込んだ措置をとることが重要です。</p>

106	女	20代	47	<p>セクハラや性暴力は雇用者と労働者、上司と部下、先輩と後輩、きょうだいなど、性暴力は強弱のある関係の中で行われやすい。その中でも一番法に守られていない海外に飛び立った留学生における現地に住む日本人からの性暴力についてこの国でも言及してほしい。</p> <p>パワハラや体罰と同じ構造である。そして、このような関係性の中で強要される性行為は、暴力や脅迫が必ずしも伴わない。暴行や脅迫がなくても、関係性におけるプレッシャーによって加害者は被害者の抵抗を奪える。例えば私がアフリカに留学していたが、現地で大金を持って外に出歩くことはできない（たださえ肌の色が違い常にお金持ちと思われているため）、そこで、何かあったときに迅速に対応できる人がいなければならず、現地日本人とつながっていなければならない状況がある。その中でその地位を利用して、“僕の願いを拒んだら日本人会にいられなくしてあげるけどどうする？”といわれたりすることがあった。必ずしもNOといえない状況がある。それは、これをことわったら、命の危機管理ができないからだ。マラリアなどにかかったら？大きな事故ですぐ対応してくれるのは？大使館は時間が決まっていますすぐには対応してくれない。日本人会に入れられなくなったら、私は誰に頼ればいい？だからこそ、現地の情報を全て持っている日本人が頼りなのだ。でもそれを悪用する輩もいる。</p> <p>地位・関係性を利用した性的行為について、暴行・脅迫要件を廃することを求める。</p>
107	男	30代	54	<p>> (1) 施策の基本的方向</p> <p>> ○ インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>とありますが、表現規制を行う社会機運を推進することを目標としており不適切です。表現の自由を損なう可能性がある政策・施策は一切受け入れられません。上記の文言を全て削除すべきです。</p>
108	男	30代	48	<p>児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要問題、「JK ビジネス」問題等は犯罪であり、子どもたちは性犯罪に巻き込まれた被害者である。問題解決にむけて早急な法的措置をとってほしい（厳罰化）。</p>
109	女	団体		<p>女性に対する暴力について、「重大な人権侵害である」と位置付けられているが、もう一歩すすんで、「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならない」という強い位置づけが求められる。一人の被害者も生み出さない法整備が求められるのである。また、法制化の上では、被害者の身体的影響、精神的な影響の深さを踏まえ、また、その告発の困難性を踏まえた上での対策が求められる。コロナ禍のもと、虐待、DV、未成年者の妊娠が増えている。人間が人間として大切にされる社会であってこそ、暴力の根絶は可能となる。そのことを踏まえて、対策が考えられなければならない。以下の点を明記するよう求める。</p> <p>(1) 刑法改正について、2020年は、前回2017年の改正の「3年後の見直し」の年にあたる。強制性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引き上げ、上下関係利用の罪の新設及び公訴時効の撤廃、性暴力加害者の厳罰化を求める。(2) 処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV防止法の改正による緊急保護手続きの厳罰化を求める。(3) 「基本計画」では、届け出・相談先として警察が重要視されている。被害者や相談者の自尊感情が守られ、プライ</p>

				<p>バシーが保護され、加害者に対して有効な措置を進めるうえで、警察ではなく、相談のプロによる対応が求められているのではないかと。 (4) 被害者を保護するシェルターの確立が求められるが、「民間シェルター」として、民間に丸投げされている感がある。公的相談所、公的駆け込み寺、公的施設の増設・拡充など、国・自治体の責任を明記すべきである。被害者ワンストップ支援センターの増設と充実、第三者機関による相談機関・教育更生機関を国の責任で設置するよう求める。(5) 細かい施策が並べられているが、大切なのは、専門的知識を持った人員が確保されていることである。相談事業・カウンセラー事業、被害者支援などの人員が削られ、センターも縮小されてきたことを振り返り、人員確保を前提にした施策の推進が求められる。(6) 子どもの発達段階に応じた、科学的な性教育の推進が求められる。(7) ハラスメントの記述が少ない。包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。(8) 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記する。</p>
110	女	50代	44	<p>1 (2) (1) 「被害を受けていることを恥じているため」とあるが、まちがった日本の風土や慣習がそうさせており、被害者の主体的な判断ではなく、やむを得ずそうさせられていると考えられる。したがって、この記述は誤解をうむため訂正が必要。また、「悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を断じて許さない社会規範の醸成」というように強調すべきだと考える。</p>
111	女	50代	47	<p>3 (2) (1)</p> <p>事実として性犯罪、性暴力のひどい実態からわかるように、「生命の尊さを学び生命を大切に教育や一人一人を大切に教育」というのであれば、自分の命を守るために、それぞれの発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方法、性交・妊娠・出産に関わる正しい知識等を包括的性教育としておこなうべきであると考え。そのため、ここにはもう少し踏み込んだ具体策等の必要性などに触れる記述がほしい。</p>
112	男	50代	44	<p>監護者からの性被害の多くの場合、被害者は自分の身に起こっていることが認識できないまま、長期間にわたり性暴力を受け続け、心身ともに深く傷ついてしまう実態が報告されている。</p> <p>現在の学習指導要領では、性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされていることから、子どもたちは、主にインターネット等における大人向けのポルノ情報から知識を得ている。性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近で相談できる社会資源が十分に保証されておらず、幼少期の子どもたちには自分の身を守るために必要な知識が与えられていない。</p> <p>幼少期からの包括的性教育の必要性が UNESCO 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されており、5 歳から 18 歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考える。</p>
113	女	40代	44	<p>公聴会に参加しました。地方でフラワーデモをしています。大学院生です。</p> <p>医療・行政・地域に、性暴力の何の救いもない中、信仰（お詣り）やその学びを支えにしてきました。</p>

			<p>生まれた市を離れて、、見知らぬ地で、信仰を頼りに生きてきました。2-3年程前に、奇跡的に、トラウマ専門治療に繋がりました。トラウマや回復（寛解）について、少しずつ学んでいます。</p> <p>信仰しか頼れるところがなかった...そのような中で、宗教に於ける力関係、地位関係性やその中での性暴力、暴力、その泣き寝入りという問題にも、関わるがありました。</p> <p>1) 私自身も、被害にあいましたが、その時は、ワンストップセンター、警察も、割と被害者に寄り添った対応をしてくれたと思います。</p> <p>法で裁くまでのところには至りませんでした。警察署まで来て対応してくれたり、その女性警察官の方との相談で、自分で出来るだけのことをして、宗教関係内での対応はされました。</p> <p>周囲の対応によって、救われ方がずい分、違うように思います。*勿論、刑法自体は、見直されるべき課題です。</p> <p>2) 近所で自死者が出るような、地域社会全体が救いようなくいると思います。</p> <p>また、地域社会の人達も、性について、どう触れて良いのか、考えて対応すれば良いのか、そのトラウマの深刻さや対応も含めて、今までの、性のタブー視、穢れ観・貞操観などもあり、触れ難く、分からないでいるように思いました。</p> <p>*どの地域にも共通に言えることだと思います。</p> <p>この点について、宗教的、慣習的にある男尊女卑、力関係に向かい合って考え、対応してゆく必要があると思います。</p>	
114	女	40代	44	<p>選択的夫婦別姓制度の実現は私も願いますが、生まれた子が、父親の姓となるなら、家父長制は変わりません。両親とも姓を名乗るか、生んだ女性を尊重して母親の姓か、大人になってから選択出来るなど、生まれた子の姓まで考える必要があると思います。</p>
115	女	40代	44	<p>性暴力に伴ってある、死の問題も深刻です。その視点も持って欲しく願います。</p> <p>私の性暴力の加害者達は、早くに不幸な死に方をしました。私は、加害者達の死のトラウマにも苦しみました。</p> <p>性暴力の加害者が、血縁・親族、特に、父親、親などの場合、その人達の死でもなお、苦しまれます。</p> <p>知らない第三者には時々、「死んで良かったね」と言われますが、死んでも付き纏うように、苦しみは増します。死んで良かった、には、容易にはならないのです。</p>

			<p>子供は特に、性暴力だけでなく、加害者達の事故死、病死さえも、自分の責任だと思って、自分を責めてしまいます。自分もそうでした。</p> <p>墮胎も同様に、生命に関わることですが、その責任を、女性だけに負わせています。墮胎罪はなくすべきです。法で責任を問うなら、女性だけでなく、少なくとも半分の責任を負う男性にも、問われるべきです。そうでないと、男性が、生命の重要性を、理解出来ず、無責任なままと思います。</p>	
116	女	40代	44	<p>性暴力、戦時性暴力などの問題と向かい合うのにも、安全・安心・その人間関係性を大事にして欲しいです。また、その意味を政府が、十分に理解し、そのように、呼び掛けて欲しいです。</p> <p>日本は、平和教育をされても、米国の対ソ、対中、対アジアなどの米軍傘下や、欧米の圧力で、ドイツのように、自国の戦争やそのアジア侵略の罪や、また、戦争トラウマにも、向かい合えてはいません。</p> <p>戦後の高度経済成長も、戦争のトラウマ恐怖から回避し、経済復興に、覚醒亢進的に意識を注ぐような、そういうトラウマ的なものであったとも言えます。</p> <p>性暴力被害者への医療支援体制の十分な取り組みを、過日、意見に送りましたが、精神科医療の隔離・監禁・収容政策も、そういった戦争で病んだ兵士達に対するものの、延長にあります。</p> <p>性暴力被害で、自尊感情や自己肯定感を奪われ損なわれてしまい、容易には取り戻せません。地位関係性や力関係は、自尊感情や自己肯定感を育むのに壁となるものです。自尊感情や自己肯定感もまた、安全・安心、その人間関係性と共にあむもの、また、そのものとも言えます。</p> <p>性暴力の問題は、男女共同参画社会の様々な問題の中でも、特に、難しい問題だと感じます。</p> <p>でも、それだけ、深く・広く、解決の方向や道も得られるように思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
117	団体	団体		<p>素案では、女性に対する暴力は「重大な人権侵害である」と位置付けているが、もう一歩すすんで「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならない」という強い位置づけが求められる。また、法整備にあたっては、被害者の身体的影響や精神的な影響の深さを踏まえ、また、その告発の困難性を踏まえた上での対策が重要である。「コロナ禍」のもと、虐待、DV、未成年者の妊娠が増加していると言われるが、人間の生命と尊厳が大切に</p>

				<p>される社会であってこそ、暴力の根絶は可能となる。こうした認識に基づく以下の対策を明記することを求める。</p> <p>○強制性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引き上げ、上下関係利用の罪の新設及び公訴時効の撤廃、性暴力加害者の厳罰化などを盛り込んだ刑法改正を行うこと。</p> <p>○被害者や相談者の自尊感情が守られ、プライバシーが保護され、加害者に対して有効な措置をすすめるため、警察ではなく相談のプロによる対応を明記すること。</p> <p>○被害者を保護するシェルターの確立にあたっては、公的相談所、公的駆け込み寺、公的施設の増設・拡充など、国・自治体の責任を明記すること。</p> <p>○被害者ワンストップ支援センターの増設と充実、第三者機関による相談機関・教育更生機関を国の責任で設置することを明記すること。</p> <p>○相談事業・カウンセラー事業、被害者支援などに関わる専門的な知識を持った人員の確保やセンターの増設を明記すること。</p> <p>○科学的な性教育の推進は、性暴力の防止にとって大きな効果がある。学校教育や社会教育における、科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育を旺盛にすすめることを明記すること。</p> <p>○包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶」の批准を明記すること。</p>
118	女	40代	48	<p>児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要問題、「JK ビジネス」問題等は犯罪であり、問題解決にむけて早急な法的措置をとることが重要と考える。</p>
119	—	20代		<p>避難所などで女性や子どもが性的暴力の被害を受けるということについて、またその対策について触れることはできないか。被害に関する事例やデータはないものか。災害対応に女性が主体的な役割を担うことをすすめるならば、避難所などが性的暴力の危険にさらされやすい場所であるということ盛り込む方がよいのではないかと考える。その点が見落とされたまま女性や子どもの危険が温存される、または増えることを危惧する。</p>
120	男	50代		<p>意見失礼します。男女両性に対するものとして考えるうえで、男性差別についてもフォーカスすべきだと考えます。具体的には下記について政府に取り組んでいただきたいポイントです。</p> <p>▼男性の長時間労働 日本の男性が就労に費やす時間は女性に比べても世界的レベルで長過ぎる。</p> <p>▼男性の自殺防止 男性は女性よりも2倍以上自殺が多いです。原因として男性(特に中高年)の経済苦です。積極的就労支援が必要と考えます。</p> <p>▼男性の事務職進出 企業において男性が事務職として活躍する範囲が狭すぎます、男性の一定数以上の事務職採用の促進</p> <p>▼男性へのセクハラ禁止 「男は～であれ」「男のくせに」という内容の発言禁止、発覚した場合の厳罰、また女性からのDV被害が多発しており政府は緊急に対策を打つべきです。</p> <p>▼男性専用車両の設置</p>

				女性専用車両があり男性はないとの時点で差別です。希望する男性の声はとても多いです。早急にお願いします。
121	女	60代	102	<p>職場におけるセクシュアルハラスメントについて</p> <p>パンフレットによる啓発や事業者向けの説明会やセミナーくらいでは防止はできません。</p> <p>セクハラは会社外で行われれば、軽犯罪などに問われる行為であり、それが会社内であれば、なぜ話し合いによる解決、被害者が職場を失わないように配慮するなどとなるのでしょうか。セクハラは犯罪であるとした法律にしないと被害者が救われません。</p> <p>セクハラは犯罪であると規定した法律の整備を明記してください。</p>
122	女	40代	44	<p>3) 性暴力にあう</p> <p>→周囲に相談して二次被害にあう、相談出来る人がいない、相談出来る人間関係の状況ではない。</p> <p>→警察、司法、地域行政の相談に行っても、十分な対応をされない。二次被害にあう。</p> <p>→トラウマが辛く、医療機関に行っても、十分な対応をされない。精神科医療の人道外れな対応をされたり、そこでも、性暴力、二次被害にあう。</p> <p>→それに詳しく、議員や大学教授などに相談して、また、被害にあう。</p> <p>→フェミニスト、女性活動家、サバイバーの繋がりが、必ずしも、被害者を救うものでもなく、フェミニストや女性活動家の中でも、性暴力に対しては、偏見や差別意識のある人達も多い。自分も、そのような目にあってきた。サバイバーの繋がりが、傷付いた者同士の繋がりと、傷付け合ったり、そこに上下関係、支配関係が酷く働いたりすることも多い。</p> <p>* 自助グループなどは、ある程度のケアの力もあると思いますが、それは、経験豊富な者や専門家の力添えなども、必要だと思います。でも、このような働き掛けなら、現状の自治体からも可能ではないかと思っています。</p> <p>→性暴力について、どこにも他者との安全・安心な協働調整（＝自律神経系など身体の相互調整）を求められず、宗教・信仰に救いを求める。そこでも、被害にあう。性だけでなく、金づるの対象にされてしまう。</p> <p>上記は、自分の経験や自助グループで聞く現状等から記しています。長い年月を経ることがほとんどです。</p> <p>トラウマ治療や学びを通して、特に、ジュディス・ハーマン医師の3段階を大事に思います。</p>

				<p>1. 安心・安全の確立 2. ト라우マ処理、解放の作業 3. 再統合、再結合... 繋がりの回復</p> <p>個人の内なる繋がりにから、個人の外にある人間関係や社会との繋がりにですが、</p> <p>個人だけでなく、社会全体、国全体にも、傷付きや、トラウマ的問題については、そのような視点が必要だと思えます。</p> <p>宗教・信仰は、覚醒亢進・依存的に、すがったり、頼ってしまうことや、それによる力関係、地位関係性が悪く強化されてしまい、更なる犠牲を生むことが多いです。</p> <p>地域社会、日本社会に根付いてあるものなので、その人間関係については、特に、間違っても、No と言ったり、拒否出来ません。迎合というトラウマ的の反応で、被害が繰り返されたり、悪化することもあります。</p> <p>この点にも丁寧に向かい合って欲しいです。</p>
123	女	60代	102	<p>職場におけるセクシュアルハラスメントについて</p> <p>パンフレットによる啓発や事業者向けの説明会やセミナーくらいでは防止はできません。</p> <p>セクハラは会社外で行われれば、軽犯罪などに問われる行為であり、それが会社内であれば、なぜ話し合いによる解決、被害者が職場を失わないように配慮するなどとなるのでしょうか。セクハラは犯罪であるとした法律にしないと被害者が救われません。</p> <p>セクハラは犯罪であると規定した法律の整備を明記してください。</p>
124	女	30代	6	<p>●セクハラについて</p> <p>4000人超の国内大手企業で働いていたが、セクハラ研修などの対策がほとんどなされておらず、セクハラが横行しておりそのような上司と一定の距離感を保たねばならず、男性社員と比べて不利だと感じていた。</p>
125	女	40代		<p>自分は現役で働く女性として、また娘の親として、この国が真の男女平等、誰もが暮らしやすい国になることを切に願っています。</p> <p>●アンコンシャス・バイアスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き前提の仕組みに制度などを作り直す必要がある。扶養控除、扶養手当(大体男性が受け取っている)など、片働き前提の仕組みが残っている。 ・PTAも見直しが必要。子どもが通っている公立小学校のキャリア教育も、なぜか父親ばかり登壇する。 <p>●女性への暴力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力に対する罰則が甘すぎる。 ・性交同意年齢も低すぎる。

			<p>・義務教育できちんと性教育をすべき。特に昨今の有名大学での性暴力事件をみると、特に男子の進学校での教育が必要だと感じる。</p> <p>●2030 について</p> <p>達成できなかったとのことだが、2020 年代の早期に達成を目指して、遅すぎ&目標が不明確すぎだと思う。世界に置いてかれてしまう。なぜ未達だったのか、きちんと分析し、一歩踏み込んだ法律や制度、罰則や報酬などを決めて行わないと、また進まないのでは？</p>
126	男	30代	<p>(5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>この中では女性に対する暴力について扱っているが、暴力事案で被害に遭っているのは圧倒的に男性が多い。また、DV においても、言葉等による精神的 DV の被害者は男性のほうが多い。</p> <p>何故、より被害者が多い男性に対する暴力を扱わず、女性に対する暴力のみを扱うのか？男女共同参画基本計画の策定において、男性が暴力事案に巻き込まれるのは自業自得、男性が DV を振るわれるのは大したことではない、という男性差別的な認識が反映されているのではないか？</p>
127	女	30代	<p>一部の諸外国では、高校の授業で、夜泣きをする乳児のお人形を使った教育をするそうです。その人形を持ち帰り何日間かお世話する課題があって、人形にはレコーディング機能がついていて、ネグレクトしたり虐待をしたらそれが記録されて成績に関わるとか。</p> <p>こういった授業を導入することにより、子育てへの男女の理解の促進は元より、疑似体験することによる子育てへの心理的ハードルを下げたり、弱い者を慈しむ心を育てたり虐待を防いだりする効果も期待できると思います。</p> <p>性に関する教育については、男女格差の低い諸外国の方針や教材を積極的に取り入れるべきかと思います。</p>
128	女	20代	<p>女性に「無知」のレッテル貼りをするな。女を飾りにするな。</p> <p>先日テレビで「彼氏が避妊に協力してくれなかった」という女性の事例に関して、緊急時のアフターピルの薬局で提供することについて、産婦人科のご老人が、「女性への性教育を推進していかなくては」という非常に的外れなコメントをしておられたと SNS で見ました。</p> <p>我々はちゃんと避妊の知識があるからアフターピルを薬局で買えることを求めているのに、なぜ「私たちが無知」という前提にされるのか？おかしいと思わないか？</p> <p>そして「女性が望まぬ性行為が起こってしまった後」に積極的にできる避妊方法はアフターピルの服用しかないのに、なぜその唯一の方法が速やかに利用できないのか？女性が自分の人生や自分の身体を管理することをこの国は認めていない。</p> <p>避妊に協力しない男性がいるのがそもそもおかしい。トイレで産んだ子供を死なせて女性が逮捕されるのに、男は逮捕されない。この国はおかしい。</p>
129	男	40代	<p>【基本認識】 日本労働組合総連合会（連合）の調査によると、就職活動中におけるセクハラは 20 代男性は約 21%にも上り、20 代女性 12.5%よりもはるかに多い。 また 22~39 歳男性にアンケートを取ったところ女性からセクハラ発言を受けた男性は 4 人に 1 人もいることがわかっている。【具体的な取組】 1、セクハラ防止措置を定めた男女雇用機会均等法、</p>

			<p>育児・介護休業法、及びそれらの指針の履行確保につき、女性に対するセクハラのみならず男性に対するセクハラにも取り組む。 2、男性の就活セクハラについて、都道府県労働局の総合労働相談コーナーで相談を受け付ける等関係省庁が連携し適切に対応する。</p>
130	女	60代	<p>幼児からの性教育が必要だ。きちんと性教育をしていないから、世間に溢れる間違っただ性的な情報を真に受けて、きちんとした男女の人間関係が築けない。性産業も隆盛である。意識改革は教育と法整備による強制力でもってしかできない。</p>
131	男	30代	<p>第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について意見させていただきます。</p> <p>女性を尊重した表現の推進の名の元に表現規制するのは反対です。規制したところで暴力がなくなるとは思えません。というより海外見て下さい。フェミニストが進んでいる国では性暴力蔓延しています。下手をすれば暗数も日本より多いという話です。</p> <p>メディアにおける性・暴力表現の防止についてですが、もう昔よりだいぶ規制されています。もう海外ばかり見習うのやめませんか？</p> <p>むしろ深夜番組はある程度規制緩和してもいいと思います。</p> <p>それと規制よりきちんとした性教育、道徳教育、しつけなどを社会全体でやっていくべきではないでしょうか？1人1人の意識がこれからは必要になってくると思います。</p>
132	女	10代以下	<p>日本に根深く蔓延る男尊女卑的考え、女性でさえも幼少の頃からの刷り込みにより自らの意見を言えず。性犯罪におけるこの国の対応加害者に対する甘すぎる処置、被害者が悪いかのよう問う世間の声に警察の対応の軽さ、被害に遭えば自意識過剰、自衛が足りない、そんなことあるわけが無いなど被害者の心情を全く考えない声、何故加害者が守られ被害者は蔑ろにされるのでしょうか、男性の我が身可愛さによる保身、男女共に幼少からの性教育の甘さ、日本は男尊女卑が過ぎると思います。今一度女性の生活について考えていただきたいです。賃金の低さから性産業に転職せざるを得ない女性の多さ、生活保護の申請に行けば性的な仕事に就けばいい等と言われる女性の多さ、男性ならこのような事は言われませんが、生活出来ないならゲイ風俗で身体売れ等と言われたい、ですのに女性においては皆簡単に身体売れよ、まだ身体が残ってるだろ等と腹立たしい事この上ありません、籍を入れた途端豹変する男、妻の事を自分の所有物かのように扱い子供を産ませ逃がさないようにさせる男、経済DV、精神的DV、夫婦共働きにも関わらず家事は妻だけ、育児は妻だけ、離婚後の養育費支払い拒否、支払っていたとしても数年だけ又は4.5万程度、それだけの金額で子供が育つとでも？教育に当てるお金は？逃げ込んだ先の生活保護では身体を売れ？こんなおかしいことがありますか？性産業が無くなると性犯罪が増える？性産業に身を置かれている方が皆好き好んでその職に着いているとでも？辞められるのなら辞めたい方が大半でしょうに。ですからどうか女性に、身体的女性の生活の安全を、何者にも加害されない生活を、被害者が責められない世の中を、女性が生きていける環境をどうか、</p> <p>今の日本は差別にまみれています皆それを気付かず、差別ではないと幼少から無意識のうちに思い込むことにより差別だと感じていない男尊女卑の高いかべ、女性が優遇されているなど嘘っぱちです。私は今の社会が酷く辛いとてもとてもしんどいのです、これを読まれている方が居るのならどうか、どうか、私に安穩をどうか。</p>

133	男	20代	<p>83</p> <p>女性の人権を尊重した表現の推進</p> <p>こちらについても、「女性の人権を尊重した表現」という言葉の定義があいまいであり、具体的な取組内での説明が一切ないため、恣意的に運用された場合、創作物の性表現規制につながる可能性もあると感じました。</p> <p>結論としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不適切な性・暴力表現」「女性の人権を尊重した表現」など表現まわりについての言葉の具体化 ・ 上記の言葉を具体化した結果が、「性表現規制」につながらないようにする ・ 女性の管理職登用等の社会進出政策について、「人数」のみを見る小さな問題にしない <p>ということをこちらからは求めます。</p>
134	女	40代	<p>83</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官公庁の少女2人のアニメ広告→年輩男性達の資本主義経済の貪りの結果の環境汚染の責任を、少女達に負わせています。 ・ 少女達の性的身体パーツ（胸、超ミニスカート+股間部など）を強調したアニメ広告 ・ 10代少女の巨乳を強調している・またそのアニメキャラクターを用いたポスター→文句を言う方がおかしいと言っていました、医者による性暴力もまた多くあります。マンガの内容からも問題性を理解出来ない医者は、院長の資格はないし、患者への性暴力も多くありそうです。また、マンガの作者は阪神大震災の被災者だから、献血ポスターにも協力すると開き直っていましたが、震災の被災者には、性暴力加害者も被害者も当然いて、その加害者側の発言でしかありません。 ・ 宣伝に、10代制服少女の股間部の割れ目まで強調して描いているアニメ広告→地方には萌え系の性的アピールで観光客を募ろうとした、広告などありますが、犯罪は寄り付いても、観光客は遠のきます、など、 <p>官公庁省や公共性高い医療機関や民間団体が、広告を利用したセクシュアルハラスメントの共有を、国民や市民にさせないで欲しいです。</p> <p>現実と空想・ファンタジーの境界は、曖昧です。性暴力ほど酷く表れなくても、そのギリギリ直前の性的侵害、性差別はこのようなアニメによって助長・誘発・増産されていると言っても、全く過言ではありません。</p> <p>漫画雑誌やAVなどが、学校や家庭での性教育に代わる教材にされているといった調査もありました。同じマンガでも、少女達と少年達と、読んで受け取り方が全く違います。少女達程、少年達は、現実とファンタジーの境界は持てずに、そのままの性差別、性暴力的な解釈をしています。作者の性的嗜好表現＝アニメは、良識でも、健康でも、安全でもないのに、アニメに描かれているから、良いんだよね、と思われています。大人が軽視したら、</p>

			<p>子供への性暴力は悪化します。</p> <p>マンガやアニメを表現の自由と言って、野放しにしないで欲しいです。日本はTwitter など SNS でも、少女・乳幼児・特に女兒への性暴力の温床になっています。考えて欲しいです。</p>
135	女	20代	<p>1 (2) イ (2) 女性の経営者・管理職のためのネットワーク（ロールモデル・メンターとしての役割含め）も構築したほうが良いのではないかと。</p> <p>1 (2) イ (3) ここにおける「地域コミュニティによる支え合い」「男女にとって魅力的な働き方」と言うのは具体的に何か？もう少し詳細な表現にしていきたいです。</p> <p>3 (2) (6) 女性だけでなく、女性が就業継続できる環境整備のためにも男性にも研修の実施が必要なのではないのでしょうか。</p> <p>5 (2) イ 男性投資家などによる、女性起業家に対するセクシュアルハラスメント・性差別・性暴力への可視化・対処も入れ込んでいただきたい。</p>
136	団体	団体	<p>女の子と若年女性が被害に遭いやすい暴力として、通学時間に電車等で被害に遭う痴漢（ユース世代の 59.6%が公共交通機関での痴漢を経験 1）や教師から生徒、生徒間で起きるスクールセクハラ、18 歳未満の子どもが被害に遭う児童買春についての言及がありません。これらの暴力被害について全国的な実態を明らかにし、防止策を強化してください。また、保育・教育現場での性犯罪予防のため、保育士、教員の採用時に性犯罪歴の照会を可能にする、または無犯罪証明を発行できよう、法務省主導で対策が取られるよう検討してください。</p> <p>防止の啓発については、被害者に責任が押し付けられる傾向がありますが、加害を止めることを前提とした啓発や対策を講じてください。女性に対する暴力をジェンダーに基づく暴力として捉えて、予防教育については、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿った包括的性教育をカリキュラム化し、ジェンダー平等、ジェンダーに基づく暴力予防も含めた包括的性教育を子どもの発達・年齢に適した内容で就学前から実施するように検討してください。</p> <p>1) 「安心して暮らせるまちづくり」に関するユース・アンケート調査結果詳細（2018）プラン・インターナショナル</p>
137	女	30代	<p>夫からの精神的暴力を理由に 3 ヶ月の乳児を連れて別居、1 年ほど調停を行い離婚しました。</p> <p>調停員から私が直接言われたわけではありませんが、面会交流の話では子の福祉のために会わせるべきだと一点張りの対応で、個別化されていない現状を SNS で知りました。</p> <p>ぜひ決まりきった流れ作業で話を進めるのではなく、個別化して対応していただきたいです。</p> <p>また、被害者を支援することも大事ですが、元配偶者が養育費を支払わないなど、逃げ道がたくさんあります。</p> <p>罰金ではただ支払われないまま終わってしまったりします。</p>

				<p>もっと公的な手続きができないようにするなど、生活に支障をきたすような罰を与えるなど、対応を考えていただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
138	団体	団体	44	<p>(1) の基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、</p> <p>「複合的な困難な状況に置かれているマイノリティ女性たち（部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など）」</p> <p>の文言を挿入していただきたい。</p>
139	女	40代		<p>性犯罪、性暴力対策の強化、セクシャルハラスメント防止研修に力を入れるようお願いします。</p>
140	女	30代		<p>痴漢やスクールセクハラ、デートDV等を軽視せずに、性暴力の一部としてより強い罰則を作ることで、さらに性暴力加害者への更生プログラム、またデータベース化によって子どもに接する職業に就けなくする等の取り組みも必要だと思います。</p> <p>さらに、幼児性愛者への厳しい罰則化と、そうしたコンテンツの取り締まりの強化が他の先進国に比べ大いに遅れており結果、野放しにされている状況への対策も重要だと思います。</p>
141	女	40代		<p>1、DV法を保護命令が実効的に発令できる内容に改正してください。</p> <p>英国（イングランド・ウェールズ 人口約5600万人）における、2016年4月から2017年3月の発令件数は、虐待禁止命令2万4084件、占有命令4709件、緊急保護命令4878件である。また、台湾（人口約2360万人）における2018年の保護命令発令件数は4万1685件である。それに比し、日本における保護命令発令件数は2018年はわずか1700件であり、我が国におけるDV被害者保護は著しく劣っていると云わざるを得ない。</p> <p>目黒事件や野田事件のようなケースでも保護命令が出されていたら子どもが死ぬことはなかった。</p> <p>2、性犯罪規定</p> <p>強姦性交等罪の暴行脅迫要件をなくしてください。</p> <p>性交同意年齢を引き上げてください。</p> <p>夫婦間強姦を規定してください。</p> <p>支配関係のある（部活の指導者等）場合や被害者が（知的）障がい者である場合の規定を設けてください。</p> <p>3、義務教育課程に包括的性教育を組み込んでください。</p> <p>（ユネスコの包括的性教育を参考にしてください）</p> <p>デートDV含む</p>
142	女	60代	47	<p>(2) 具体的な取組</p> <p>1 生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに</p>

			<p>推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。</p> <p>ここに「性教育」を記載する。</p> <p>性に関するポジティブな感情＝愛に基づく性のあり方を要とし、子どもを産み育てる両性の決意を持って妊娠につながる性行為が行われることを教える。妊娠を望まない、あるいは性病の防止対策として、避妊の重要性を教える。</p>
143	男	30代 43	<p>女性に対する暴力が家庭に潜伏するケースや、思春期のデートDV等、見えにくい被害を早期に発見し解決するためには、相談体制の充実とともに、当事者自身が被害をうけていることを認識することが必要です。私は高校で教諭として生徒からの相談を「雑談」の中で受けたことが複数回ありますが、「ちょっとしんどい」程度の認識でパートナーからの暴力をあっけらかんと話す様子が共通しています。深刻な被害であることを被害者が認識していなかったり、「個人の問題」という認識でいたりする中で、前提となる子どもたちへの「常識の普及」が必要であると感じています。</p> <p>義務教育段階からの暴力被害についての系統的な学びは、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」にかかわる大前提として、早期発見・早期解決につながると思いますので、基本認識としてすえていただくことを望みます。</p>
144	男	30代	<p>性暴力の根絶はわかるのですが、本や漫画、ゲームなどの創作物が禁止されるのではないかとといった危機感を感じています。</p> <p>創作物の登場人物を現実と同じ人間として扱うのでしょうか。</p> <p>女性が安心できる社会の実現には同意しますが、現実と想像の違いをしっかりと理解したうえで草案を作ってほしいと考えています。</p>
145	女	50代	<p>性犯罪や性暴力の被害者が生きづらさを感じ続けられないよう、性犯罪や性暴力のおきない社会の構築を望む。その為には社会構造の変革と法改正等も重要だと思う。</p> <p>DV 被害者支援には DV 加害者への支援も必要だと思う。人権を尊重し合うことは世界の平和にもつながるのではないかな。</p>
146	女	60代	<p>地球の生物、動物に人類を比べてみると、人類だけが子孫を残す以外でメスの性に性行為を性欲処理の為に利用している。それを改め、反省して、0歳からの性教育に始めなければ、いけない。0歳の前の280日間の受精と妊娠期間がいかに大切であるかを教える性教育が重要である。性教育されないオスの性とメスの性の間に性暴力を発生しているから、性教育の必要は、0歳から始めなければいけない。</p>
147			<p>・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記すべきである。</p>
148			<p>第5分野に関して、「#MeToo」運動やフラワーデモ、さらに被害者自身の告白等により、潜在化していて認識されてこなかった性犯罪・性暴力の実態が、ようやく社会に明らかになりつつあります。ようやくメディアでも多数取り上げられる機会が増えてきました。強化の方針にも示されていましたが、社会全体として、性犯罪・性暴力は絶対に許さない。根絶す</p>

			る。という強い意識共有ができるよう、この機会を逃さずに、強いメッセージを社会全体、国民一人一人に打ち出せるような姿勢を明記してもらいたいと思います。
149			DVはジェンダーがもとでおこる暴力です。社会のジェンダー格差と女性への差別が、個人の関係に上下・主従の関係をもたらします。被害者支援は充実させなくてはなりません。DVをなくすには加害者をうまないこと、加害者が出てしまったら更生させること、そのために社会による制度と仕組みが必要です。世界的にも日本は加害者への取り組みが遅れています。もうこれ以上加害者を放置しておくことは許されません。ぜひ有効で具体的な対策を盛り込んでください。
150			女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。低年齢からの性教育と人権教育が学校で行われることを望みます。
151			第5分野の女性への暴力について。地方でフラワーデモをしています。①暴行脅迫要件撤廃、抗拒不能要件撤廃、地位関係性を利用した性犯罪規定の創設、不同意性交等罪の刑法の改正を求めています。一つ一つの出来事が、暴行脅迫、抗拒不能かどうか、見直されているようですが、被害当事者の安全安心や人間関係を脅かすものは、みな、暴行脅迫要件、抗拒不能要件になると、トラウマ専門治療を受け、アメリカの医師などから学びながら、考えています。被害当事者の安全安心、人間関係性を基盤に刑法や司法は改正されて欲しいです。今はそのような被害者の安全安心といった視点が全くありません。②各都道府県や知事に、支援体制、医療体制の対応するよう通達されていますが、医療、支援の具体的な内容を示して下さい。精神科医、公認心理師、臨床心理士といった資格を持つ者が必ずしもトラウマ治療者とはいえません。その人達によるセカンドレイプも多くあります。EMDR、ソマティックエクスペリエンスなど、身体志向のケアとその資格が、有資格の加えて必要です。認知行動療法だけでは身体トラウマ解放はされません。通達だけでは不十分ですし、今までの精神科医療の隔離監禁政策も壁になってきます。保険適応外の治療費も問題です。この点について考えて具体的に進めて欲しいです。よろしくお願いします。
152			●男の子こそ、家庭科で料理家事育児をしっかり学ぶべき。何が暴力か、性的同意を学ぶべきは、男の子だと思う。
153			第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記すべきである。
154			第5分野のDVは受けた後のケアはあっても予防や加害者の教育などが不十分であると感じます。
155			性暴力被害については、性的指向や性自認にかかわらず必要な支援が受けられるよう明記すべき。特にDV被害などの相談窓口での適切な対応、相談・支援体制の整備を明記すべき。
156			2020～22年度の3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力のための取り組みを推進していくという具体的な対策が明記されるようになったことはよい。
157			刑法墮胎罪、ぜひ廃止の方向にしていきたいです。
158			リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての記載をお願いしたいです。少子化を背景に、「女性は産むもの」という前提での政策や施策がたびたび出てきていることが国際社会

				の潮流に逆行しており、危機感を覚えています。男女ともに性教育を充実させる必要性を感じています。
159	団体	団体		<p>素案では、女性に対する暴力は「重大な人権侵害である」と位置付けているが、もう一歩すすんで「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならない」という強い位置づけが求められる。また、法整備にあたっては、被害者の身体的影響や精神的な影響の深さを踏まえ、また、その告発の困難性を踏まえた上での対策が重要である。「コロナ禍」のもと、虐待、DV、未成年者の妊娠が増加していると言われるが、人間の生命と尊厳が大切にされる社会であってこそ、暴力の根絶は可能となる。こうした認識に基づく以下の対策を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者や相談者の自尊感情が守られ、プライバシーが保護され、加害者に対して有効な措置をすすめるため、警察ではなく相談のプロによる対応をすすめること。 ○被害者を保護するシェルターの確立にあたっては、公的相談所、公的駆け込み寺、公的施設の増設・拡充など、国・自治体の責任でおこなうこと。 ○被害者ワンストップ支援センターの増設と充実、第三者機関による相談機関・教育更生機関を国の責任で設置すること。 ○相談事業・カウンセラー事業、被害者支援などに関わる専門的な知識を持った人員の確保やセンターを増設すること。 ○科学的な性教育の推進は、性暴力の防止にとって大きな効果がある。学校教育や社会教育における、科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育を旺盛にすすめること。
160	女	30代		<p>性犯罪に関する刑事法に関して、強制的性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制的性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、被害者の性交等の不同意を構成要件とすべきと考えます。</p> <p>強盗に入られた銀行員や店員に、誰が「明確に抵抗したのか？」と聞くでしょうか。</p> <p>“下手に抵抗して犯人を刺激すれば、何をされるか分からない”、という考えは、容易に想像がつくと思います。</p> <p>何故、性犯罪の被害者に対しては、当然の様に「抵抗したかどうか」を問題にするのでしょうか。</p> <p>通常の仕事、育児、教育の場面等に、性交等の性的関係を持ち込む必要はありません。そうした場に、相手の同意も確認せず、性的関係をもととする正常な日常的感覚から逸脱した加害者に対して、被害者が“逆らえば何をするか分からない”といった、より酷い暴力に晒される恐れから、加害者に従ってしまう可能性は容易に想像出来るのではないのでしょうか。</p> <p>そもそも人格を持った一人の人間である相手の同意も確認せず、一方的な意思のみで性交等を行う事が許容されるとするのは、意思を尊重されない人間がいてもいいとする著しく人権意識に欠けるものと考えます。</p> <p>諸外国に劣らない人権意識を持ちうる国の制度として、改善されるべきと考えます。</p>
161	女	70代	46	<p>暴力とハラスメントに関しては、国際的な条約を日本の施策に取り入れる必要があります。また、今年の課題となっている「刑法」改正が急がれます。「同意なき性行為」を罰することや法的に矛盾がある現行13歳の性交同意年齢の引き上げが必要です。</p>

				<p>また、ハラスメントに関してはパワハラ・セクハラ の定義を広くし、女性が多数を占める非正規雇用者やフリーランスなどにも対策するようにしなければなりません。</p> <p>被害者に対する支援も具体的に緻密にされる必要があります。加害者となることを未然に防ぐためにもハラスメント防止法も必要です。</p>
162	女	70代	46	<p>暴力とハラスメントに関しては、国際的な条約を日本の施策に取り入れる必要があります。また、今年の課題となっている「刑法」改正が急がれます。「同意なき性行為」を罰することや法的に矛盾がある現行 13 歳の性交同意年齢の引き上げが必要です。</p> <p>また、ハラスメントに関してはパワハラ・セクハラ の定義を広くし、女性が多数を占める非正規雇用者やフリーランスなどにも対策するようにしなければなりません。</p> <p>被害者に対する支援も具体的に緻密にされる必要があります。加害者となることを未然に防ぐためにもハラスメント防止法も必要です。</p>
163	女	50代	44	<p>望まない妊娠を避け、加害者にも被害者にもならないために、学校での正しい性教育が重要となってきます。メディアや SNS による性情報にふれる中で、自分の体や性を大切に、生き方を決めていくためには、正しい知識が必要となってきます。現在の学校での性教育では、児童生徒に十分な知識を身につけさせることはできません。医科学的な知見も取り入れた知識、また、ジェンダー平等の視点、力関係を利用した暴力の根絶など人権的な視点も含めた性教育のあり方を見直し、実施していく必要があります。</p> <p>○加害者や被害者を生まないための若年者を対象とする教育・学習の充実。 ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、10 代の 望まない妊娠への対応や、それを未然に防止するために正しい知識を身につけるための性教育の必要性。</p>
164	女	60代	p47	<p>ユネスコが促進している科学的根拠に基づいたアプローチによる「包括的セクシュアリティ教育」を基盤とした幼児期から実施する必要がある。特に、幼稚園教育要領・保育所保育指針、学習指導要領に、性教育に関する項目を科目横断的に明記する。また、保育士とすべての学校種の教員に対して、性教育に関する研修を行うとともに、教員養成課程科目一生徒指導、教育相談、道德教育の指導法一の中に、人権の視点から性教育関連の項目を導入する。性暴力・性虐待を受けた児童生徒への初期対応は、すべての保育士・教員が取り組めるように学内に支援システムを構築するとともに、スクール・カウンセラーにも研修を行う。</p>
165	女	60代	p50	<p>いわゆるデート DV 防止のための教育を幼児期から、「暴力防止教育」または「非暴力教育」として、保育所・幼稚園から継続的に、児童生徒の発達段階に即して行う必要がある。デート DV の背景には、ジェンダー平等教育が実践されていないこと、学校教育現場等に子どもの性的人権やセクシュアリティを尊重するという感覚が希薄であること、学校等に体罰等の暴力を容認する雰囲気があることなどが存在する。これらの要因を取り除いていくためには、NPO などの民間団体の協力を得ることが必要である。特に、保育所・幼稚園、学校現場で、定期的・継続的に NPO がデート DV 防止や暴力防止教育を行うことが重要である。</p>
166	女	60代	p52	<p>セクシュアルハラスメントに「スクール・セクシュアル・ハラスメント」を明記する。その際、教育実習生や介護等体験学生、保育所実習生、社会福祉施設実習生、看護実習生を含めること。また、教職員等への定期的な研修の実施、学外の相談窓口と相談体制－教育委員会管轄ではなく－が必要である。</p>

			現場の教員だけでなく、教員養成課程の科目群にもジェンダーの視点を導入し、子どもの性的権利を尊重する教員を育てることが重要である。
167	女	60代	第5分野 性的同意年齢を現行の13歳から16歳へと引き上げる。 幼少期からの性教育、DV予防教育を義務化する。
168	女	40代	性別変更に関する法律から、手術要件を撤廃しないで下さい。手術要件を撤廃すると、男性器をつけたままの男性を女性扱いせねばならず、それでは女性の安全が守られません。また、NY民主党では、男性が男性の姿のまま女性を名乗って女性部長となり、その権限を持って、党内のパリテ（男女同数制）を崩壊させました。法的な性別変更は、現在の性同一性障害者の特例法だけで充分です。
169	団体	団体	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 以下の点を明記するよう求めます。 (1) 刑法改正について、2020年は、前回2017年の改正の「3年後の見直し」の年にあたる。強制性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引き上げ、上下関係利用の罪の新設及び公訴時効の撤廃、性暴力加害者の厳罰化を求める。 (2) 処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV防止法の改正による緊急保護手続きの厳罰化を求める。 (3) 「基本計画」では、届け出・相談先として警察が重要視されている。被害者や相談者の自尊感情が守られ、プライバシーが保護され、加害者に対して有効な措置を進めるうえで、警察ではなく、相談のプロによる対応が求められているのではないか。 (4) 被害者を保護するシェルターの確立が求められるが、「民間シェルター」として、民間に丸投げされている感がある。公的相談所、公的駆け込み寺、公的施設の増設・拡充など、国・自治体の責任を明記すべきである。被害者ワンストップ支援センターの増設と充実、第三者機関による相談機関・教育更生機関を国の責任で設置するよう求める。 (5) 細かい施策が並べられているが、大切なのは、専門的知識を持った人員が確保されていることである。相談事業・カウンセラー事業、被害者支援などの人員が削られ、センターも縮小されてきたことを振り返り、人員確保を前提にした施策の推進が求められる。 (6) 子どもの発達段階に応じた、科学的な性教育の推進が求められる。 (7) ハラスメントの記述が少ない。包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO第190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。 (8) 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記する。
170	団体	団体	44 刑事司法関係者への研修はあるが、「悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を許さないという社会規範」を大臣や国会議員、官僚、知事、市町村長、教育長が、わかるために研修を積むことが一番の効果がある。社会を動かしている人たちがこの社会観に立たない限り、女性に対する暴力はなくなる。セクハラ、パワハラも同じ。 男女共同参画基本計画さえ、読んでいない人たちがいることは行政としていかなものかと思うので、研修を強化してほしい。

171	—	40代	『暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能』にまでならないと『被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度』と認定されない、というのが被害者にとって著しい不利益・負担であると思われます。 勿論、個々の裁判官、検察官、弁護士など、法曹に携わる方々の判定基準は必要でしょうが、『被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度』という文言では共通認識の基とならず、また、法曹界のタームに親しくない一般人の耳に入った際、この条件が、未だ根強く残っている所謂『レイプ神話』と結びつき、セカンドレイプを容易に引き起こす要因となる、と思われます。 線引きは非常に難しいとは分かっていますが、強制性交罪・準強制性交罪の要件から『暴行・脅迫』を除き、『性交行為への同意の有無』を基準として下さるよう、お願い申し上げます。	
172	女	60代	52	セクハラ、パワハラの相談窓口は、第3者機関とすること。計画にある外部相談窓口は、それを指しているのか。学校内では委員会があっても教頭先生が中心、自治体職員に対しても人事委員会が窓口では、相談することができない。まずは、公的機関で相談しやすい窓口にするよう、基本計画に細かく書いてほしい。
173	女	60代	54	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける」のは、売買春だけでなく、アダルトビデオや、JKビジネスも同じこと。買う人がいるから売る商売が成り立つので、買わないことを徹底すべき。それは、教育の分野やメディアの世界の責任が大きい。女性たちの保護や自立への支援はもちろんだが、大臣さえ女性を買うような社会をジェンダー平等の視点にたった社会に変えていかねばならない。そのためにも刑法の改正や売春防止法の見直しを早急に求めたい。
174	団体	団体	45	2 性犯罪・性暴力への対策の推進 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、実効性ある取り組みを推進する。 以下の「」の部分を追記 「実効性ある取り組みの一つとして、韓国の例に見習って性的同意年齢を現行の13歳から16歳へと引き上げること。 理由：この13歳という年齢は、G7の中で最も低く、明治時代に制定された刑法から変更されていない。2008年に、国連は日本に対して性的同意年齢の引き上げを勧告する所見を採択している。このため、13歳という義務教育中の児童が性的暴行を受けたとしても暴行や脅迫が伴わねば無罪になるケースが相次いでいる、という。」
175	団体	団体	47	3 子どもや若年層「が」性暴力を認識し、「加害者にならず」、被害に遭った場合は被害を「認知」し、訴えることができるよう「に」低年齢からの教育を「強化する」。 「」の文言に置き換える
176	団体	団体	47	(2) 具体的な取組 以下を(14)として追記する (14) 「中3学習指導要領には、「『性交』という用語は使用していない、とあり、HIV感

			<p>染予防にコンドームを使うことなどが有効、と書かれてはいるが正しい使用方法は教えていない。</p> <p>しかし厚生労働省の統計によれば、中学生以下を示す15歳未満の人工妊娠中絶件数は年々減少してはいるものの2016年度は220件であった。中学校学習指導要領では、実態に合致するように性交を取り上げ、人権を基盤とする人と人との親密な関係作りのひとつとするものの、義務教育の児童にとって妊娠の可能性がある性交がこの時期妥当かどうかについて考察させることも必要である。また性交と緊急避妊用のピルを含め正しい避妊方法は同時に行わなければならない。そして望まぬ性交は性暴力であることを理解させ、被害に遭った時の確かな処置を教える。」</p>
177	男	20代	<p>女性に対する暴力は日々多くあります。なかでも、性暴力のニュースは毎日何件も見聞きするのが現状です。</p> <p>被害女性は泣き寝入りが多く、抵抗され殺されたニュースも新しいです。</p> <p>男女の単純な力の差を考慮し、強い抵抗を出来なくさせる暴力を振りかざすような犯罪者を正しく裁けるよう、刑法の改正を望みます。</p>
178	女	20代	<p>海外に留学中の学生たちが性暴力被害を受けている現状を改善したい。性暴力といっても、その相手は様々であることが見受けられる。1つ目は、現地にいる日本人以外の人から。2つ目は現地にいる日本人から性暴力を受けるパターンである。以上のような現状があることを踏まえ、2つのことを提案したい。1. 各大学は事前にセミナーを開催し事例を取り上げ注意を喚起するなどを明記すべき。2. 企業において事前にセミナーを通して重々に注意をする。仮に性暴力の事例があった場合、加害者は措置(解雇)を受けるべき。夢に向かって一步を踏み出した若者たちの勇気が摘まれてしまわないように国のレベルで対策を行って頂きたい。</p>
179	女	60代	<p>性犯罪の法律は、余りに国際的に遅れすぎだと思う。</p> <p>被害に遭われた方のその後の人生への影響を考えても一刻も早く法律の見直しをすべきである。</p> <p>恐怖や脅しで抵抗できなくても、強制性交等罪と認めるべきと考える。</p> <p>もし、自分の娘が、孫が、恋人が と置き換えれば自ずと答えは出る。</p> <p>もちろん同性に関しても、女性から男性へも含めるべきだ。</p> <p>だいたい、死ぬ気で抵抗しなければ同意→無罪など</p> <p>自国の法律が誇れるものなのか？</p> <p>即刻見直せる法律、国民を守る為の法律にして欲しい。</p>
180	女	40代	<p>54</p> <p>8(1) インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>とあります。しかし昨今、現実の女性や児童の被害を差し置いて、フィクション世界の女性の人権ばかりに気を取られている人が多すぎます。そのような人の目を現実に向かせるため、また、まるで表現規制のように文章が取られないように、「実在の人物に対する不適切な」というように書き換えをお願いいたします。</p> <p>具体的な取り組みについては現実に被害にあっている方々に対する適切な支援になっているように思えますので、表現規制にとられかねない文章の修正をお願いいたします。</p>

181	女	20代	<p>強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、被害者が性交等に同意していない事を構成要件とすべき。</p> <p>強制性交等罪の暴行・脅迫の要件、準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件について、判例上必要とされる「被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度」を緩和した要件とすべき。理由としてはあらゆる性暴力を受ける被害者はその被害を受けた時に、予想外の事に声すら上げられない事もあります。また声を上げて殺されたり酷い暴力を受けたりする事例が国内外でいくつも見受けられる中、被害者に全く非がないにも関わらず、殺される覚悟で抵抗しなければ法律は被害者を守らないと言う様な内容は間違っています。どこまでも性犯罪者に親切で、性暴力を野放しにし続ける法の在り方に問題を感じます。</p>
182	女	20代	<p>強制性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきだと思います。</p> <p>襲われた時、抵抗すれば死ぬ可能性があるから声をあげられなかったとして、それを合意を見なすのは明らかにおかしいと思います。</p> <p>恐怖で抵抗せず犯されれば合意、抵抗したとしても明らかな暴力や脅迫がなければ合意。恐怖で動けない場合もあります。生存率を高める為に相手を刺激しないにして、抵抗しない時もあります。いずれも「合意」では決してありません。</p> <p>それでも今の法律では裁けない。改正されることを切に願います。</p>
183	—	30代	<p>性暴力犯罪に関わる人たちの女性蔑視意識をなくすための教育、性暴力加害者への矯正プログラムの施行も望みます。</p> <p>性暴力加害者の認知の歪みをそのままにしてただ刑期を過ごす、お金を払って釈放される、示談になる等では同じことを繰り返し、その度に被害者が出てしまうように思います。被害者、加害者を出さないためにも自分と他人を大切に思い合うことを前提とした性教育も必要だと思います。</p>
184	—	20代	<p>54</p> <p>(1)の施策の基本的方向に 「>インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現」とありますが、不適切な性・暴力表現が具体的にどのようなものを指すのかが分かりません。</p> <p>(2)の具体的な取り組みに書かれているようなりベンジポルノなどの内容であればもちろん不適切であると感じるし、防止されるべきものだと思います。</p> <p>しかし「メディアにおける不適切な性・暴力表現」とだけ書かれたのでは、不適切とされる範囲が不明瞭だと感じます。</p> <p>また「メディア」は写真や動画、ゲーム、漫画等のイラスト、小説等の文章作品など、幅広いものを指し示す言葉です。</p> <p>(2)の具体的な取り組みに書かれなかった暴力表現を含むメディアの中には全く架空の出来事を扱ったメディア等、男女共同参画に関わりなく影響を及ぼさないメディアがあります。</p> <p>「メディア」「不適切な性・暴力表現」が具体的に何を指し示すものなのか、明瞭な記述が必要だと考えます。</p>

185	女	30代		強制性交罪の構成要素から暴力や脅迫を無くすべきだと思います
186	女	30代		明らかな暴力や脅迫がなければ強姦にならないという現状を変える必要があると思う。重要なのは性行の際にお互いの同意があるかどうかであり、それがなければ明らかな暴力や脅迫が認められなくとも強姦だろう。特にこの点において日本の現状の刑事法は被害者側に不利益であり、多大な苦しみを強いるものだと思う。
187	その他	30代	45	<p>「強制性交等罪」と「準強制性交等罪」の構成要件の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制性交等罪の「暴行・脅迫」と、準強制性交等罪の「心神喪失・抗拒不能」のいずれの要件も撤廃し、被害者が性交に同意していないことを構成要件とするべきである。心理学的に心神喪失や抗拒不能状態であった被害者自身がその状態であったと自ら認める事は困難である場合がある為である。 ・被害者が性交に同意していないことについて、一定の行為や状態が認められる場合、検察側ではなく被告人側に立証責任を求めるべきではない。「不同意である」と推定される状況を規定に挙げるべきである。 <p>なぜなら被害を繰り返し繰り返し思い出させ、被害者の口から語らせるので二次加害となる。何度も被害者を傷つけることは許されない。</p>
188	その他	30代	47	性交同意年齢（13歳以上）の引き上げについてそもそも性行為同意年齢が成人年齢の18歳以上でないのは子供への法的な虐待と言える。性行為同意年齢を引き上げる事は急務である。
189	女	50代		<p>1 例えば料理のCMであれば、男性を主人公としたCMと女性を主人公としたCMを同時間放送するなどの工夫を行い、自動車の宣伝は男性ばかり、料理や洗濯のCMは女性ばかり主人公にする等、一方の性にのみ社会的な性的役割を刷り込むようなCMを排除する</p> <p>2 CMの内容についても「お料理上手のお母さん」「働いて家族を養うお父さん」のようなナレーションにならないように注意喚起する</p> <p>3 小学校から男女の体の構造のちがいを、妊娠や避妊、性犯罪に関する性教育を行う</p>
190	女	20代		<p>該当する項目がなかったためこちらに書かせていただきます。</p> <p>現在テレビや新聞などの既存のメディアよりも、ネット上での女性差別的表現が目立ちます。</p> <p>性暴力による被害を受けたとして裁判を起こせば、勝手な憶測で被害者を誹謗中傷するばかりか脅迫、セカンドレイプそのものといった攻撃的なコメントが書き込まれています。今やネットは現実世界と同じもう一つの生活の場です。日常的にそうした意見を目にする中で、どうして現実世界の実在する女性への差別や偏見が止まるのでしょうか。</p> <p>また、高輪ゲートウェイ駅や奈良県の鉄道駅という公的な場において可愛い女性AIが「かわいいねと言ったら照れる」「職務とは全く関係のないプライベートな質問に回答をする」ようにプログラミングされた状態で設置されます。男性AIの方にはそのような設定がされていないにも関わらずです。これは現実の社会における働く女性に向けられる（主に）男性からの眼差しを可視化したものであり、変えていくべき問題点だと思います。こうした働く女性を「プロフェッショナル」として扱わず「女性」としての役割を押しつけるのは男</p>

				<p>女共同参画社会の理念に反するとも思いますが、ネット上のコメントではそれを軽視するばかりか、それに対して反発の声を上げる女性を「気にしすぎ」「フィクションと現実の混同だ」と否定する声が大きいです。</p> <p>世の中には女性に対する無理解、無関心、悪意が多く存在します。繰り返しになりますがまずはその現状を直視してください。どれだけ立派な目標を立ててもそこにたどり着く為には地道な行動が必要です。現状の問題点をあぶり出し、それに対して改善するように働きかけ、一つ一つ進んでいくしかないのです。達成すべき目標に意識を向けるのではなく、女性の置かれた窮状を見つめ、女性の悲しみと怒りの声を聞こうとしてください。</p>
191	女	40代		強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべき
192	女	20代		構成要素から暴行や脅迫を撤回すべき。
193	男	50代	48	アダルトビデオへの出演強要や、いわゆる JK ビジネス等は犯罪行為であり、子どもたちは犯罪に巻き込まれた被害者である。早急な法的措置をとることが重要である。
194	女	50代		<p>暴力に抵抗出来なかったら同意とみなし罪に問われない</p> <p>抵抗したら殺されるという恐怖は？</p> <p>あまりにもおかしな基準</p> <p>強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきです！</p> <p>古い差別的な明治時代の規範をいつまで採用しているのか</p> <p>弱者の人権をもっと法律に反映させて</p>
195	女	50代		被害者が性交等に同意していないことを構成要件とすべきです。
196	女	30代		<p>強制的性交について、抵抗すれば殺されかねない状況で応じざるを得ず、その結果抵抗しなかったと判断された、あるいは抵抗しなかったと判断されるだろうと諦めて訴えでなかった被害者をもう出すべきではありません</p> <p>日本は性犯罪に対する意識が低いと思っています。誰しものが被害者になりうるのに、被害者になった人間に落ち度があるように報道され判決がくだり加害者は罰せられないのはおかしいです。</p> <p>制度が社会をすぐに変えるとは思いませんが、勇気を出してうったえでた強制的性交の被害者が泣き寝入りするようなことは少しでも減ればいいと思います。</p> <p>相手の同意を得ない性行為はすべて罪であるという認識が広まり、個々の人間を尊重して当たり前の社会になってほしいです。</p> <p>ご検討のほどよろしく申し上げます</p>
197	女	40代		<p>強制的性交罪の構成要素から暴行脅迫要件をなくしてください。</p> <p>あまりに加害者側に都合の良い要件です。加害者は嫌がっているひとを暴行脅迫することなく加害ができるのですよ。</p>

198	女	20代	1	強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきだ被害者の同意の有無に焦点を当て、被害者の証言を優先的に考慮するように法改正してください
199	女	20代		強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきです。現行の法律では、被害者が性交に同意していないことや抵抗したことを証明することは非常に困難で多くの被害者が泣き寝入りせざるを得ない現状にあると思います。痴漢やレイプなど襲われた被害者は抵抗した事でもっとひどい暴行を受けたり、その後の逆恨みを恐れてとっさに自らの命を守る為に抵抗する事が出来ないのに、抵抗した事や暴力や脅しがあった事を証明しなくてはならないのはおかしいです。
200	—	40代	45	<ul style="list-style-type: none"> ○刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関し、法改正を含む必要な措置を講ずる、とすべきである。 ○民間支援団体への経済的支援を盛り込むべき。 ○専門性をもった支援員・相談員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。 ○ワンストップ支援センターの数をもっと増やすべき。 ○「性暴力被害者支援法（仮）」の制定が必要。 ○被害者にも加害者にもならないための、年齢に応じた、特に、性交同意年齢（現行法では13歳）までに必要十分な性教育を学校で実施すべき。
201	—	40代	52	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアルハラスメントを禁止する規定をおき、被害者の救済と必要十分な回復のための支援、再犯防止が確保される法制度整備が必要。 ○就職活動、インターンシップ、教育実習など、学生やフリーランス、請負で働く者に対するセクシュアルハラスメントについても、実効性ある対策が必要。 ○SOGI ハラスメント対策も明記すべきである。
202	—	40代	48	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力の被害実態について十分に実態調査を行い、その被害実態に応じて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律について、（1）配偶者からの暴力を禁止する明文規定をおく、（2）警察が援助する「暴力」に非身体的暴力（心身に有害な影響を及ぼすもの）も含める、（3）退去命令の期間を、被害者の自立支援に必要な中長期の期間とするよう所要の改正をする。 ○地方自治体においてDV被害者の支援をする相談員について、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の中で、必要な人員であるとの位置づけをし、正規職員として自治体内及び関係機関（警察、児相を含む）と連携しながら継続的支援ができるよう、身分保障、相当な採用と勤務の待遇を保障し、国において所要の予算化をするべき。
203	男	20代	54	「（1）施策の基本的方向」の「○ インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」について、「メディアにおける不適切な性・暴力表現」の定義は曖昧であり、被害者の存在しない創作物などが含まれる懸念があります。範囲を限定した記載に改めるべきと考えます。
204	女	40代		娘がいます。そして息子もいます。このこたちにきちんとした認識を持たせる「人権教育」と「性教育」を！アダルトビデオや卑猥なメディアから片寄せた知識を得るしかない、というのはおかしいです。家庭で教えることには限界もあります。世代ごとにアップデートして

				いく高い「人権教育」と「性教育」を！！セックスだけではありません。そこには当然相手との合意の取り方や子育てに関するものも含まれます。日本は遅れすぎてます！！
205	男	50代		強制性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきです。
206	女	30代	44	現在の学習指導要領では、性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされている。性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近で相談できる社会資源が十分に保証されておらず、幼少期の子どもたちには自分の身を守るために必要な知識が与えられていないのは問題だと思う。幼少期からの包括的性教育の必要性がUNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されており、5歳から18歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考えます。
207	—	20代		現在、性暴力は正しく裁かれているとは全く言えない状況です。不起訴になることも多く、また、有罪判決が下っても罪に対して軽すぎる場合がほとんどです。 女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指す為に、強制性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきです。
208	団体	団体		<p>II 安全・安心な暮らしの実現第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶基本認識 素案は、女性に対するあらゆる暴力の予防、根絶のため「女性に対する暴力をなくす国民運動」や教育、啓発、研修、被害者支援、官・民連携などを基本方針とし、全体として予防に力点がおかれている。しかし、雇用不安、経済不安、貧富の格差拡大になどにより、あらゆる場面で暴力が蔓延していること、また、コロナ禍の中で家庭内暴力相談件数が増加し、SNSやネットなどの普及によるハラスメントや暴力が深刻化していることから、暴力根絶のための施策をさらに強化すべきである。</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <p>(1) 2017年刑法改正の3年後の見直しが始まっている。強制性交等罪の「暴行・脅迫」、準強制性交等罪の「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件を追加すること。性交同意年齢を引き上げること。公訴時効を撤廃すること。</p> <p>(2) 被害者自立支援体制を整えるため、正規職員による相談体制を拡充すること。緊急一時保護施設を開設すること。経済的な自立支援のために生活資金の貸し出し、公営住宅への入居優先、民間シェルターへの財政支援を行うこと。</p> <p>(3) 性犯罪被害者の司法機関による二次被害をなくすため、被害通報から証拠保全、供述まですべてを同性の担当とし、病院における証拠保全措置と音声による供述と反訳書の証拠価値を認める司法措置などの整備を具体的にを行うこと。</p> <p>(4) 女兒、女性に対する差別や暴力をあおるような表現・ポルノに対する規制を強化すること。</p> <p>(5) 教育、研究、医療、介護、社会福祉施設やスポーツ分野、議会などにおいて性暴力被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講じること。</p> <p>(6) 学校教育、社会教育、様々な研修の場での人権、ジェンダー平等を基本とした科学的な性教育を推進すること。</p> <p>(7) セクシュアルハラスメントをはじめあらゆるハラスメントを禁止する国内法を制定し、ILOのハラスメント禁止条約を批准することを明記すること。</p>

209	その他	20代		「時効」「パートナーからの被害」「暴行脅迫要件」について改正を求めます。特に暴行脅迫要件について、相手に伝わるように抵抗したことの立証を求めないで欲しい。暴行脅迫の程度が非常に重すぎる。海外のように被害者が合意していたかで判断して欲しいのです。現状は性暴力の実態をどこまで知っているかわからない裁判官や法律家の経験則という主観に決められていることが多すぎます。とても納得できません。女性を意思決定の場に参画させ、改正してください。
210	女	70代	52	<p>子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(1)「声明の尊さを学び生命を大切にせる教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、包括的セクシュアリティ教育も行い」の赤字部分を入れる。(p52)</p> <p>理由：「性教育」という言葉に一部国会議員も含め反発があるため、日本が主要なメンバー国であるユネスコで推進している「包括的セクシュアリティ教育」という用語の使用を提案する。sex educationはCSWでも使っていません。</p>
211	男	30代	54	<p>○ インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>以上の文において、以下の点に留意いただき「表現の自由」によって行われる創作の自由を守っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンガ、アニメ、ゲームなどの実在しない者にまで範囲が及んでしまう事により創作活動の制限が発生してしまう。 ・現在ゾーニングされている創作物においても実在しない者であるからこれを含むことは範囲として不適切である。 ・よって実在しない創作物においてはこの範囲から除外する必要があると考える。 <p>範囲として除外するのは創作物のみとし、実在女性の場合は政策文のような適切な対応が必要であると考えます。</p> <p>以上の点をはじめ、本計画において、アニメ・ゲーム・漫画などの創作物については計画の範囲から除外し、これらの創作の自由が守られることにより、「表現の自由」を最大限尊重することを期待します。</p>
212	団体	団体	44	<p>(1) 施策の基本的方向3番目</p> <p>年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに</p> <p>「複合的に困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性）」の文言を挿入していただきたい。</p>
213	女	10代以下	54	<p>○ インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。</p> <p>これに対し、いわゆるコンテンツ（文章、画像、漫画、アニメ、ゲーム、二次創作物、その他）創作物全般に現実の法律と同じような見方を適用すべきではない。</p> <p>フィクションと現実とは別種のものであり、創作のフィールド上においてはいかなる表現があっても構わない。</p>

			<p>コンテンツと現実の性犯罪、性暴力の因果関係、相関関係は立証されておらず、確実に問題があるとされるようなデータは存在しない。事実、これらの規制が非常に強い諸外国においても、児童の性被害や人身売買、女性への強姦や性暴力は減少しておらず、効果的であるとはいえない。現実とコンテンツは全く異なるものであり、現実世界において性犯罪を行おうとする者は、いつ何時でも現実の人間を性加害の対象とする。コンテンツが今ほど台頭していない時代でも、他の犯罪とおなじように行われてきた。</p> <p>SNSなどでの言説をみるに、規制派の持論や意思表示には矛盾が多く見られ、批判の対象を次々に変える、主観的感想、論理破綻、加えて確固たるデータや研究結果というものが全く提示されることがない。虚偽の被害申告も多い。女性が蔑視されていると騒いでいるものは、男性蔑視、男性憎悪の感情をもち、マイノリティや政治家、特定の思想信条を持つ者に対して、非常に暴力的な誹謗中傷そのものを行う。個人の感情論や怨恨を、法の場に持ち込むのは論外であるし、創作物がこれらの差別的言動によって、不当に規制されることがあってはならない。</p> <p>性被害を減らすという希望的観測によって、規制を進めるはたらきがあるが、性被害が増える、という危険性を度外視している。</p> <p>仮にまだ犯罪を犯す前の性犯罪者が、コンテンツによって（コンテンツには様々な性癖がある）自身の衝動を発散しているとしたら、規制が強まりコンテンツがなくなれば、その対象がなくなる。その場合に、性犯罪者が現実の犯罪に手を出してしまう危険性が存在し、性犯罪が増加することについて、</p> <p>希望的観測を持つ人間たちは考えているのだろうか？</p> <p>コンテンツによって、性犯罪者が生まれると言っているのではない。コンテンツがなくなることによって、今まで存在しなかった性犯罪者を生み出してしまえば、誰が責任を取れるだろうか？</p>
214	女	10代以下 54	<p>創作物において、悪い、“有害”なものは存在しない状態、やさしい世界のみを表現するのは非常に危険である。</p> <p>子供は様々なものから情報を吸収するものであり、学校では教わらないことはコンテンツから吸収し、異なる考えに触れる。</p> <p>（事実、私がそうであった。）</p> <p>子供にとって”わるい人”のイメージが曖昧であるうちは、自ら危険を遠ざけようと努める動機が薄くなるだろう。大人は、子供が性被害や犯罪の被害者とならないよう、全力をつくすべきであろうが、子供のそばに誰もいない時、犯罪者から身を守ることができるのは、子供自身なのである。</p> <p>今、学校で行われる”先生のおはなし”のような対応では、子供を守るには、情報が不足すぎている。性教育も同様だが、子供にはまだ早い、という教育者側での考えのあまり、子供が社会において生活する上で必要なことが伝えられていない。</p> <p>小学生でも、アダルトビデオくらいは知っているだろう。子供は非常に性に対して関心を持っている。子供はひとりで学習ができるものなのだ。近年の規制は、いき過ぎている。生</p>

			<p>物である人間の児童や未成年が、思春期において性に関心を持つのは、まったく自然のことなのである。けっして悪いことではないのだが、これを忌み嫌い、きつく子供を叱る大人たちがいる。</p> <p>それを規制するのではなく、拮抗しうるくらいの知識、自身の心身の健康を守ること、性被害の恐ろしさ、相手を尊重すること、望まない妊娠を避ける、より具体的な方法を伝えることが必要なのだ。</p> <p>たとえば、おじさんが電気点検を装い、玄関のチャイムを鳴らして家に上がり込み、少女を強姦する という R18 創作物があつたとしよう。極論だが、これを見た現実の少女は、犯罪者に対しての警戒心を持ち、絶対にドアを開けないだろう。</p> <p>歌い手事件も同じだ。少女はネット上で知り合っただけの“イケメン”の男性に期待し、実際に会って性的行為をしてしまった。逮捕されたのはアイコンとは違う、冴えない男性だった。</p> <p>この報道が、少女を現実に戻させ、正しい判断をさせるのだ。</p> <p>もし、少女漫画や恋愛漫画、この世の犯罪全てが描かれていないコンテンツを享受し育つなら、子供は犯罪者の危険性を具体的に認識することがないまま大人になるのではないか？</p> <p>性暴力を受けている創作物の女性の存在は、少女の頭の片隅に、警戒心を生んでほしくないか。</p>
215	女	20代	<p>昨年、就活をしていた際に採用者の方からセクハラを受けました。</p> <p>具体的には採用後の飲み会に誘われ、LINE を教えてくれたら合格させると言われました。その他にも腰に手を回される、ボディタッチ等不快な思いをしました。</p> <p>しかしセクハラを受けたことをどこの機関に話したらいいかわからず、結局泣き寝入りしました。</p> <p>就活セクハラの時に相談する窓口がほしいです。</p>
216	—	20代 54	<p>「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止」とあるが、不適切という表現は曖昧で、娯楽産業への適用が懸念される。確かに、児童ポルノ画像などは法律で禁止されており、これらを防止する取り組みは推進していかなければならない。しかし、上記のような文章では表現全般が規制されるように捉えられる。例えば、映画や小説、漫画などのフィクションや、過去の出来事にせまるドキュメンタリーも規制されてしまうのではないか。極論をいえば、アクション映画の戦闘シーンや、太平洋戦争中の記録映像なども規制されかねない。不適切という曖昧な表現を改め、より具体的な方向性を定めるべきではないか。</p>
217	—	30代	<p>・意見</p> <p>性犯罪においての暴行・脅迫の要件、心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、被害者が性行為に同意していないことを要件とすることを望みます。</p>

			<p>・理由</p> <p>暴行・脅迫がなくとも性的加害は可能であるから。(支配的関係を利用した家庭内での性的虐待など)</p> <p>また被害者が性加害を受けたさいにパニックとなり、理性的な行動(抵抗する、逃げる、助けを呼ぶなど)をとることができない状態に陥ることは専門家にもすでに検証されている。被害者が被害を回避できないことによって加害が加害とみなされなくなるのはおかしい。</p> <p>被害者が抵抗しようとしまいと、被害者が前後にどのような行動をとろうと、性行為に同意していないならそれは性加害であることが明文化されることを望みます。</p>
218	女	50代	<p>要望:刑法改正-暴行脅迫要件撤廃-同意年齢引き上げ、DBSの導入、性犯罪者が子どもに関わる仕事に就けなくなるように</p>
219	一	30代	<p>・性犯罪者に厳罰を与えてください</p> <p>・女性が一人で子供を産み落とし殺してしまった場合に、女性のみを責めるような報道をさせないようにしてください。相手がいなければ妊娠できず、このような悲劇に見舞われる女性はたいていが未成年か貧困家庭です。性を搾取された上に一人だけ犯罪者として世間からまで裁かれるのは間違っています。</p> <p>・強姦性交等罪の暴行・脅迫の要件を外してください。女性が襲われた場合、最悪殺されることがわかっている現状で、そもそも抵抗できると考えることこそ間違いです。強姦性交等罪は、明らかな同意がない場合に性犯罪とみなされるようお願いいたします。同意を立証するのは加害者側であり、被害者側が同意していないと発言した場合には、同意がなかったものとします。</p>
220	その他	50代	<p>つい最近福岡市でワイセツ目的の少年が抵抗した女性を殺すという事件が起きました。その後少年は6歳の女の子にも襲いかかりましたが居合わせた男性が少年を取り押さえ無事だったという事件がありました。殺された女性は抵抗しなければ死なずにすんだかもしれませんが少年に性的暴行を受けていたでしょう。この事件の他にも抵抗した女性が殺される事件は多くあります。暴力や脅迫がなければ強姦性交として認められないのに実際抵抗すれば殺されてしまうことになる。一体どうやって命と尊厳を守ればいいのでしょうか。どちらかを天秤にかけなければいけない法律はおかしいと思います。暴力や脅迫されなくとも強姦性交が成立するよう法改正をしてください。これ以上不幸な女性を増やさないでください。お願いします。</p>
221	女	40代	<p>性犯罪における被害者心理の理解と加害者への厳罰化を強く望みます。性的同意年齢も現在の子供たちの実態と食い違い過ぎています。女性や子供たちが安心出来る社会を実現してください。</p>
222	女	20代	<p>強姦性交罪の構成要素から、「暴力」「脅迫」をなくし、同意の有無を犯罪の構成要件とすることを求めます。</p> <p>また、痴漢等の性犯罪、セクシャルハラスメントに対する厳罰化を求めます。</p> <p>性犯罪に対する認識をアップデートするための機会を、企業・組織が設けるような制度づくりを求めます。</p>
223	団体	団体	<p>計画において性暴力やDV被害者支援施策は具体的に充実してきているが、DV被害者の約7割が加害者と共に在宅であることを鑑みると、第1部4-(1)や第2部4-(2)(14)だけでな</p>

			<p>く被害者支援のための加害者更生教育プログラムについて言及すべきである。</p> <p>第1部2-(5)基本方針や、第2部II第5分野では基本認識、1-(1)、(2)(11)(12)、4-(1)には、○加害者を放置しない施策、</p> <p>4-(2)(1)「・・・配偶者への暴力に係る加害者の家庭における更生のための指導等の在り方・・・」</p> <p>(2)「・・・相談、保護、自立支援、加害者更生教育等・・・」</p> <p>など明記する。</p>
224	女	70代	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法自体は、被害者が逃げるのが基本になっています。被害者がすべてを捨てて生活再建を迫られることは理不尽で、かえって暴力から逃れる意欲を削ぐ結果となっています。基本的な考え方の転換が必要です。 ・上記の理由から、積極的な加害者対策が必要であり、保護観察制度のような強制力を持った対応が必要と考えます。 ・DVはジェンダーに基づく暴力です。ジェンダー規範が暴力を容認し、地域社会の暴力容認文化が、DVや虐待を温存しています。DV予防教育を義務教育に位置づけ、力による支配に敏感になることで、暴力に気づけるようになっていくことが、未然防止には不可欠と思います。 ・一時保護等のシェルターについても、行政のシェルターがあまりに短期間で、十分なケースワークがなされないまま出ることとなります。一時保護を終えた後について、素案に中長期の支援の文言が入ったのはありがたいことですが、これも法的な根拠がないと、予算等、具体化されていきません。 ・同伴児について、その後のケアが不十分です。面前DVの被害者と位置付けられていても、実際には、児童相談所のかかわりは非常に薄く、ひとり親支援の枠だけでは不十分です。母親もそうですが、心理支援だけではなく、生活支援、学習支援などトータルな中長期の支援が必要です。
225	—	30代	<p>強制性交罪の構成要素から暴力や脅迫はなくして下さい。</p>
226	男	30代 50	<p>配偶者からの暴力がいずれ子供にも及ぶ可能性もあり、被害者、子供に対する精神的ケアが必要になってくると考える。被害者の安全をしっかりと確保しつつ、安心して相談できる機関の充実を進めていかなければいけないと考える。また、配偶者暴力防止法の改定にもしっかりと取り組み、配偶者からの暴力の防止と、被害者の安全の確保にしっかりと取り組んでいくことが重要だと考える。</p>
227	女	60代	<ol style="list-style-type: none"> 1. レイプを立件するため、加害者が被害者に対して暴力や力行使した事を必要条件としていることを撤廃する。被害者が抵抗できない理由としては、恐怖（体がすくんで動けなくなる）、脱力状態、薬物やアルコールの影響など、さまざまな理由が考えられる。 2. セックスへの同意年齢を13歳から16歳に引き上げる。 3. レイプ被害者のために、より良い支援を要求する。早急により多くのレイプクライシスセンターを設置する。また、これらのセンターを運営するためのガイドラインを見直すべきである。 4. 性交前と性交中に、同意を得ることの重要性を含む性教育を学校で教えること。 5. 被害者が利用可能な支援サービスを周知すること。カウンセリングやレイプクライシス

			センターなどが存在することの認識を高めるため、政府の資金を分配すること。 100年以上変わっていない刑法です。私たちは、どの政党にも関係がないことを述べておきます。
228	女	30代	抵抗ができたはずと、強制的性交等罪にとえないことはおかしいと思います。先日も、わいせつ目的の少年に対抗した女性が殺される事件がありました。対抗できないすくみ反射がおこってしまうことは、脳の仕組みとして起こりうることだということもわかってきました。対抗しなければ性暴力として認められない、しかし対抗すれば殺されるかもしれない。このような現状を変えて欲しいと強く望みます。
229	—	20代	強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきです。
230	女	20代	強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべき。先進国の中でも日本は女性に対する性差別が酷過ぎる。こんなに生きにくいのなら少子化も進んで当たり前だ。
231	女	40代	強制的性交罪の構成要素から暴力や脅迫をなくすべきです。 女性は“男性というだけで、すでに少し怖い”です。 その少し怖い人が、近寄ってきただけで力でも敵わない相手なので、恐怖しかありません。死か強姦か、二者択一の状況で強姦を選ばされただけで、性行為をしたい訳ではないのです。 性加害者が親族の場合、親族間の性行為自体が異常だという認識が裁判官にない事が異常ですし、法律に定められてないからといって、杓子定規に死に物狂いで抵抗しなかった事だけを重要視しているのが疑問です。 家族間、親族間の性行為は異常です。
232	団体	団体	・LGBT が関わる性犯罪・性暴力被害、あるいは、加害については、そもそも統計データがない。LGBT 等の社会的マイノリティが関わる性犯罪・性暴力について、まずは実態の把握が必要であることを明記してほしい。私たちはしばしばLGBT の深刻な性犯罪・性暴力被害について見聞きしているが、相談や支援に繋がりにくい傾向があると認識している。DV やストーカ対策等において、性的指向・性自認・性表現に関わらず、必要な支援が受けられることを明記してほしい。 ・インターネット上の暴力に関して、LGBT 等の社会的マイノリティはいわゆるヘイトの対象になりがちである。被害の予防、迅速・着実な被害の救済のための施策が必要であることを明記してほしい。
233	女	60代	パワーハラスメントやセクシャルハラスメントは男性優位の思想の現れだと思います。ほとんどの場合、男性から女性に向けての攻撃です。時には女性から男性へのハラスメントもありますが、……。ハラスメント禁止条約に日本は早期に批准するべきです。そのように積極的に取り組んでほしいです。
234	女	60代	(1) 女性差別撤廃条約選択議定書の批准と (2) 選択的夫婦別姓制度の導入をクリアして (3) SDGs のNO5 ジェンダー平等の推進に努める。

			<p>(4) 学習指導要綱の改訂は10年に1度ではなく、毎年男女共同参画の暴力防止については追加して、バージョンアップする。</p> <p>(5) 女性に対して、日々の暮らしの中で人格の否定などの人権に対する差別をやめ尊重する。</p>
235	女	10代以下 83	<p>現在、p. 79 に書かれているように性的役割分業やジェンダーにおけるアンコンシャス・バイアスが存在している。その解決策としてメディア分野における女性の参画拡大が p. 83, 84 で挙げられている。メディアの製作に女性が参加することは重要だが、男性も作り手を担い続けていくうえで彼らの意見は今後も反映されていくわけだから、メディアを製作する男性の意識を変える必要がある。特に男性向けに作られるコンテンツは男性が作るものが多く、そこでのジェンダー観のゆがみは是正されにくい。例えば、AV業界における性的搾取が問題となっている。製作現場における「AV出演強要問題」では、モデルの仕事とだまされて契約をした女性がAVへの出演を強要されたり、同意していない内容の撮影を行ったりすることが問題となっている。また、製作されたコンテンツにも痴漢、強姦、児童ポルノなどの性犯罪を容認、助長するものが存在している。これらは規制を進めたうえで作り手の意識を変えていく必要がある。</p>
236	女	70代	<p>女性は腕力が弱い。それで男性は力で説き伏せようと暴力をふるう。重い罰をしないと直らない。</p>
237	女	20代	<p>女性に対するあらゆる暴力のことにに関して、たしかに女性の方が男性からの性暴力や、セクハラを受けると思いますが、男性も女性から受けることもあると思います。女性が受けることの割合が多いと言えど、女性ばかり特別扱いをするのは少し違うのではないかと思います。セクハラ＝男性がするもの、という認識は、男性にとっては生きにくいものになってしまうと思います。</p>
238	女	70代	<p>フラワーデモが開催されるようになり、市民への「性暴力は許さない」の声が少しずつ浸透してきました。性犯罪に関する刑法改正を議論する法務省の検討会に性暴力被害にあった当事者が参加できたことはとてもよかったと思います。</p> <p>旧刑法制定以来、初めて強制性交等罪（旧強姦罪）の成立要件の「暴行・脅迫要件の撤廃」と「同意のないこと（不同意）」の要件化を盛り込むことができたのは性暴力被害当事者や女性たちの声と運動が実ったものです。</p> <p>しかしまだ公訴時効（強制性交等罪10年、強制わいせつ罪7年）撤廃が改正されていません。子どもの頃に被害を受けても被害だと自覚できなかつたり、被害の影響で裁判に耐えられなかつたりします。</p> <p>また被害にあった方が20年後にPTSDのような症状が出、カウンセリングが必要になってもそれに対応できる精神科医が少なかつたり、カウンセラーも少ないです。その治療費は現在自費で個人負担になっています。公的な治療費が受けられるよう要望します。</p> <p>日本の学校教育では系統的な性教育がされていません。男女の人権尊重と性の多様性がテレビや新聞で盛んに報道されるようになり、「国際標準の性教育」が必須です。</p> <p>女性トイレに「妊娠したのではないか」「夫やパートナーから性暴力を受けた」時はこちらに相談を！などと小さなパンフレットを置くだけでなく「性教育」をしてください。</p> <p>地位関係性を利用した性被害がとても多いです。</p> <p>学校の先生と生徒、医師と患者・看護師、職場の上司と部下</p>

				<p>このような加害者の行う性被害は繰り返しおこなわれています。なぜか、それは刑が軽いからです。起訴されない場合も多いです。繰り返さないよう断罪すべきです。</p>
239	女	30代		<p>「生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育」はとても必要だと思います。</p> <p>これは成人にも必要であると強く感じるのですが、そういった啓発を成人に行なうことは難しいのでしょうか。</p> <p>世界の他の国と比べても日本の性的同意年齢は低く、性的同意年齢は男女ともに妊娠しても責任のとれる年齢の18歳程度に上げるべきだと思います。それとともに法律上のことも性教育で教えるべきかと思います。</p> <p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応</p> <p>インターネット上では「痴漢をした」報告をするアカウントが多数存在し、また同級生などとの性行為の動画を売買したりするアカウントも存在します。これらは通報があっても処罰することは難しいのでしょうか。</p>
240	女	20代		<p>「慰安婦」から現在の頻発する性犯罪まで、日本ではこれまで数えきれないほど女性・女児がその標的とされ利用・搾取されてきました。</p> <p>LINE ニュースを開けば、毎日何件もの女性・女児に対する性犯罪の報道がされています。それにも関わらず、メディアも社会もその責任を被害者に押し付け続けています。これは、明らかにおかしいです。</p> <p>根本的な問題解決のためには、主に教育者(教師・教員)や警察官が性犯罪やジェンダーについて学び、そうした犯罪の起こる背景について理解を深めていく必要があると思います。人に物を教える立場、人を守る立場にある人々が、1番冷静に慎重にならなければいけないはずなのに、その役目を被害者や当事者に丸投げしているように思えてなりません。男性中心社会において女性の立場が弱いことはもう十分に分かっているのだから、国としてしっかり改善に向けて努力していくべきです。</p> <p>ぜひ、性犯罪に関する刑法改正と社会のジェンダー不平等、性教育について市民の意識を向上できるようにしてください。よろしくお願いします。</p>
241	男	50代	47	<p>生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、一人ひとりを大切にする教育では、性被害・加害について子どもたちに認識させることには無理があると思う。自分の命を守るために、それぞれの発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方法について、具体的に包括的性教育として教えることが重要であり、それがわかって初めて、相手を思いやり、加害者にならないための自分の行動が理解できると考える。そのため、子どもの発達段階に応じて、もう少し踏み込んだ具体策が必要だと考える。</p>
242	団体	団体	50	<p>具体的な取組(16)として、「交際相手からの暴力の実態の把握に努め」とあるが、当団体は、10代への実態調査として全国規模では初めての「全国デートDV実態調査」を2016年に実施した。デートDV予防教育を受講した中学生・高校生・大学生2868人にこれまでの被害</p>

				<p>経験・加害経験を聞いたところ、交際経験があると答えた 1329 人のうち、一つでも被害経験のある人は、全体の 38.9%、女性では 44.5%、男性では 27.4%であった。また、一つでも加害経験のある人は、全体の 20.8%、女性では 21.0%、男性では 20.5%であった。10 代のカップルの 3 組の 1 組で起きていることを示す数字であり、国としても当該年齢である 10 代への実態調査を広域に実施してほしい。</p> <p>また、交際相手からの暴力について「各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行う」とある。同じく当団体では、交際相手からの暴力、いわゆるデート DV に特化した電話相談として全国で初めて 2011 年 1 月に「デート DV110 番」を開設し、全国を対象にこれまで 10 年間運営してきた。さらに今年 9 月 1 日には、10 代が相談しやすい体制を作るために LINE 相談も開設したところであり、デート DV に特化した相談窓口としては、いまだに全国で唯一の相談窓口である。</p> <p>DV 防止法の適用が難しい若年層における交際相手からの暴力についての相談対応は、従来の配偶者暴力相談支援センターでの対応方法とは異なる相談支援のスキルが必要となる。また、上記実態調査からもわかるように、男性被害者も 3 割存在していることに対応することが必要である。デート DV110 番では、女性被害者だけでなく男性被害者の相談、また加害に気づいた人からの相談を受けている。さらに当事者が気付いていないことも特徴であるデート DV については、親や友人など当事者の周囲で気づいた人からの相談も積極的に受け付けている。当団体ではこれまでのノウハウをまとめ、「デート DV 相談対応マニュアル」も発行した。</p> <p>これまでの実績やノウハウを活かし、デート DV110 番をさらに活用できる体制を目指したいが、予算が限られ現在週 7 時間しか受付できていない。10 代など若年層が相談しやすいデート DV に特化した相談窓口として、国からの協力・支援をお願いしたい。</p>
243	女	40 代	43	<p>○低年齢から、正しい性教育、プライベートゾーンを教える。</p> <p>○加害者や被害者を生まないための低年齢からの正しい性教育の推進。</p> <p>○JK ビジネスという言葉はあってはならない。法的措置をお願いしたい。</p>
244	団体	60 代	43	<p>女性に対する暴力について、「重大な人権侵害である」と「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならない」という強い位置づけが求められる。</p> <p>SNS やネットなどの普及によるハラスメントや暴力が深刻化していることから、暴力根絶のための施策をさらに強化すべきである。</p>
245	団体	60 代	44	<p>(1) 2017 年刑法改正の 3 年後の見直しが始まっている。強姦性交等罪の「暴行・脅迫」、準強姦性交等罪の「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件を追加すること。性交同意年齢を引き上げること。公訴時効を撤廃すること。</p> <p>(2) 処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV 防止法の改正による緊急保護手続きの厳罰化を求める。</p> <p>(3) 被害者自立支援体制を整えるため、正規職員による相談体制を拡充すること。緊急一時保護施設を開設すること。経済的な自立支援のために生活資金の貸し出し、公営住宅への入居優先、民間シェルターへの財政支援を行うこと。</p> <p>(4) ハラスメントの記述が少ない。包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。</p>

				<p>(5) 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記する。</p> <p>(6) 女児、女性に対する差別や暴力をあおるような表現・ポルノに対する規制を強化すること。</p>
246	団体	60代		痴漢は、犯罪・女性に対する性暴力事件として「重罪」にする法案策定してください。
247	女	40代	P44	<p>性被害、性暴力、DV、ストーカー被害、ハラスメント等、女性に対する暴力の根絶にむけての啓発は大変重要である。子どもたちが、インターネットなどのメディアから偏った情報を得ることで、性に対して誤った認識をもつこととなり、そのことが性被害・加害につながる。しかし、現行学習指導要領では、性行、妊娠、出産に関する指導は、高校生からとされており、被害が低年齢化、複雑かつ多様化する昨今、子どもたちが正しい知識を身につけるには不十分であるといえる。子どもたちを誰一人性被害者および加害者にしないためにも、幼少期からの適切で包括的な性教育の実施が必要であると考えます。</p>
248	女	20代		<p>現在日本では性犯罪が軽視されていると感じます。わいせつを行った教員が数年後に復職できるという状況はおかしいと思います。また、性犯罪の不起訴率も高く、性犯罪被害に遭われた方が泣き寝入りせざるを得ない状況になっていると思います。性犯罪に対する取り締まりの強化、厳罰化を望みます。</p>
249	女	50代	44	<p>・コロナ禍において、望まない妊娠により、心身共に傷ついている子どもたちがいる。「いや!」と言える力、自らの権利を守る力、他者への尊厳等を育むためにも UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に示されている包括的性教育を幼少期より行うことが急務である。</p>
250	団体	団体	47	<p>当団体は、「第5次男女共同参画基本計画」基本的な考え方について賛同するとともに、第5次男女共同参画基本計画に以下の事項について、盛り込むことを強く要望します。なお、これらは当団体が実施した調査に寄せられた全国の女子高校生や女子大学生からの意見を元にしてしています。</p> <p><意見></p> <p>子供、若年層への性暴力の根絶に向け、より具体的な対策を実施してください。</p> <p>II. 安心・安全な暮らしの実現</p> <p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>3. 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>47 ページ (2) 具体的な取組</p> <p>1. 包括的性教育を人権教育とともに、性別に関わらず小学生から実施できる体制にしてください。より早急な実施を実現するために、文部科学省や厚生労働省とともに実行できる体制を整えることを明記してください。</p> <p>2. 子供たち自身への教育が進み、自分は悪くない、助けを求めてもいいと分かり、これまで明らかにならなかった暴力が見えてきます。しかし、相談された大人が、自身の経験から暴力の被害に遭っているのだと分からず相談機関につなげられないことがないよう、子供たちへの性暴力の実情を知るための研修を教員に対し毎年、実</p>

			<p>施することを義務付けてください。</p> <p>9. 児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分の徹底とより厳しい処分ができるようにしてください。</p> <p>●障害のある子供や外国籍の子供の被害に対する支援を明記してください。61・62ページの第6分野内に障害者や外国人に関しての記載はありますが、少女や女性に対する性的な暴力の根絶には、明記されていません。少女や女性というだけでなく複合的な要因で差別や暴力を受ける人たちの被害は明らかになりにくいので、はっきりと明記し、対策をおこなってください。</p> <p>「第5次男女共同参画基本計画」は、少女や若い女性の未来にかかわる重要な計画だと考えています。</p>
251	団体	団体 54	<p>当団体は、「第5次男女共同参画基本計画」基本的な考え方について賛同するとともに、第5次男女共同参画基本計画に以下の事項について、盛り込むことを強く要望します。なお、これらは当団体が実施した調査に寄せられた全国的女子高校生や女子大学生からの意見を元にしています。</p> <p><意見></p> <p>インターネット上の差別や暴力に対し、より厳しい対策を実施してください。</p> <p>II. 安心・安全な暮らしの実現</p> <p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>8. インターネット上の女性に対する暴力等への対応</p> <p>54 ページ (2) 具体的な取組</p> <p>3. 現在も対策を講じられていると思いますが、女子高校生や女子大学生を対象とした調査では、インターネット上の広告や投稿に不快なものが多いという意見があります。インターネットを使わない生活が考えられない今、日常的に表示される性的な画像や漫画などが表示されることは深刻な問題です。インターネットサービスプロパイダへのガイドラインを発行し、厳格に処罰対象としてください。</p> <p>当団体は、「少女と若い女性が自分自身と他の人々の幸福と平和のために、責任ある市民として自ら考え、行動できる人となれるようにする」ことを使命としており、SDGsについても少女や若い女性をはじめとする一人ひとりの会員が、市民社会の一員として2030年までにSDGsを達成することを目指し、さまざまな取り組みをおこなっています。特に、SDGsの「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」については、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会にするためには欠かせない目標と考えており、「第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」は、少女や若い女性の未来にかかわる重要な計画だと考えています。</p>
252	女	50代	<p>現在の日本のDV被害者支援は、被害者が逃げないといけない支援になっています。被害者は何も悪いことをしていないのに、すべてを失う方法を選択しなくてはならない状況です。これはおかしいことだと声を上げたいです。</p>

			<p>加害者に対しての罰則や更生プログラムの義務化などが必要になっていると考えます。 ジェンダー平等の社会を目指して、世の中の意識を変える必要があると考えます。</p>
253	団体	団体	<p>【第5分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命の尊さを学び生命を大切にする教育」「命の安全教育」では具体性に欠けるため、「自分のからだや他者との境界線を学び、尊重する教育」であることを明記し、科学的根拠に基づくカリキュラムに基づく教育を専門家と連携し策定・実施し、また評価と更新をしていくべき ・国際スタンダードに基づく幼少期からの包括的セクシュアリティ教育の義務化 ・外部の専門家や民間団体と連携した学校・地域におけるセクシュアリティ教育機会及び居場所作りの創出の促進及び、教員・子どもに関わる職種への研修、保護者へのフォローや情報提供の充実化 ・大学における性的同意の学習プログラムの義務化 ・性加害予防教育や、加害者に対する更生プログラムの義務化、セカンドレイプ予防の啓発の強化 ・女性の性的な側面のみを強調する表現を公共の広告・制作物に使わないガイドラインの制定と実施 ・就活セクハラ・パワハラ防止のため、就活生も労働者として扱ってほしい ・女性のヒール等服装の強制をなくしてほしい
254	女	60代	<p>DV防止法が作られてから20年近く経っても、いまだに情報が被害者に向けたものに偏っているのは大きな問題です。</p> <p>DVは加害者の問題であり責任です。DVを「(配偶者など)親密な人への暴力」と定義し直し、加害者に向けたメッセージにしていく必要があります。</p> <p>6頁ー(5)国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>1つ目の○ 配偶者からの暴力→配偶者への暴力、 決して許される行為ではない→決して許されない差別行為である (DVは女性への人権侵害であり、差別です。)</p> <p>○女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません が、 その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策であり、 最短で効果を出す方法であると言っても過言ではありません。</p> <p>「デートDV予防・防止教育」とは、すべての子どもがデートDV(将来のDV)の加害者にも 被害者にもならないよう未然防止をするための教育です。</p> <p>子どもたちには、交際する相手との対等・平等な関係について学ぶジェンダー平等教育としての「デートDV防止教育」が必要です。</p> <p>教育効果として、デートDVをしない・されない、されても早めに気づける、何かあったら相談していいと知る、友だちのデートDVに気づける、友だちから相談を受けたとき適切な</p>

				<p>対応ができる、傍観者にならない、暴力はどんな理由でもダメと理解する、いじめについても理解する、性的自己決定について理解する、世の中に存在するジェンダー不平等と社会構造を知る、人々や自分の中にあるアンコンシャス・バイアス（2頁8行目）（無意識の「偏見」であって「思い込み」ではない）と、その背景にある女性差別に気づける、対等で平等な親密な関係とはどのような関係なのか知る、将来子どもを虐待する親にならないなどさまざまなことが期待できます。</p> <p>その効果は、年齢や成長に応じておとなになるまで何度も学ぶことでしか得られません。</p> <p>デートDV予防・防止教育が義務教育に加えられるよう、DV防止法には「防止教育をする」という文言と具体策を盛り込み、その実現に向けて内閣府は、特に文科省に対して連携して行動をおこすよう強く働きかけてください。省庁の枠を超えて総合調整を行うことが業務である内閣府が要となって</p> <p>その役割を果たしてください。その際、民間の力をおおいに活用してください。</p>
255	女	30代		<p>明確な抵抗が出来ない場合がある。抵抗すると殺されるという恐怖がある。</p>
256	男	20代	54	<p>『インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う』</p> <p>という項目があります。</p> <p>こちらが適用されると、架空物（小説、漫画）やドラマでの表現に多大な影響が出る恐れがあります。</p> <p>韓国では規制が進んだ結果、ドラマにおける殺人のシーンでモザイクがかかり、全然内容がわからないという自体になっております。</p> <p>ご再考の検討、よろしくおねがいします。</p>
257	女	50代	46	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県のワンストップセンターで提供される支援を統一するべき。SNSで知り合った人からの被害の場合、他県で被害に遭い捜査や裁判は被害地に出向かなければならない。そのような場合も被害地のワンストップと連携を取る際、被害地によって支援の差がないことが求められる。 ・全国での集計項目を統一する。（相談件数や被害内容等）DV被害者支援同様、集計項目は統一されるべき。 ・医療系大学等（医師、看護師、薬剤師、心理士、保育士、教員等）での教育を行うべき。 ・専門性を持った支援員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。 ・「性暴力被害者支援法（案）」の制定が必要。 ・裁判員裁判制度は利用しない。
258	女	50代	47	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県で司法面接を実施するべき。 ・司法面接実施のシステム（対象者、質問者は誰が行うか、司法面接前の聞き取り等）を全国統一するべき。 ・（2）具体的な取組（1）子供の発達段階および障害に配慮した教育の充実を図るべき。

				(障がいを持つ子どもたちはセクシュアリティ教育がされないために成人した後、加害者となる不幸が起きている)
259	女	50代	52	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2) 具体的な取組 (3)に追加。 <p>相談対応は外部相談窓口 (第3者機関) を含んだ組織で対応すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「セクハラ防止法 (案)」の制定が必要。
260	女	60代		<p>「性犯罪・性暴力への対策強化の方針」が打ち出されていることを評価します。</p> <p>しかし、昨今の当事者が声をあげ、「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点を尊重し、実効性ある計画とするために、法改正を含み法制定の必要について明文化することを求めます。</p>
261	女	50代		<p>最近では、養父だけでなく実父からの性暴力・性被害のニュースまで聞かれるようになった。「嫌なことは嫌」と言うこと、危険だと思ったら逃げる (逃げられない場合もあり行政の役割が重要) など、自分の身を守るとはどいうことかを教えることが必要だと感じる。UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されているように、幼少期から包括的性教育が行われることが急務だと考える。子どもたちは、主にインターネット等における大人向けのポルノ情報から知識を得ている現状であることから、5歳から18歳のすべての子どもに、科学的に正確な知識を身につける性の学習の機会が保障されなければならないと考える。</p>
262	女	50代	P44	<p>小学校に勤めています。コロナ禍で休校が続いたこともあり、子どもたちは過度にネット情報に触れている様子が見えます。一部ではあってもその子どもが得た「あれ」「エロ」「やる」情報を、あつという間に共有していきます。真実ではなく、差別的で倫理人道に反する内容であっても、その視点は子どもたちにはありません。歴史の授業であろうが、算数の授業であろうが、ひとたび連想される言葉が出てきたら、「何回くらいやったのか?」「セックスとわいせつに置き換えて…」など目くばせしながらおもしろそうに小声で会話が飛び交います。この認識のまま性交に向かい、相手の人格を軽視したり、暴力を振るったり、避妊に無関心だったり、その逆の立場になってしまったりと前途が心配になる傾向にある子どもが実際にいます。</p> <p>性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近で相談できる社会資源が十分に保証されておらず、自分の身を守るためひいては自分の将来を構築していくために必要な性の知識が、幼少期の子どもたちには与えられていません。日本では、子どもたちの身近に性情報が大量に氾濫し、大人の想像以上に容易に過激な性情報を得ているのです。</p> <p>幼少期からの包括的性教育の必要性がUNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されており、5歳から18歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならないと考えます。</p>
263	女	50代	P47	3- (1) について意見します。

			<p>加害者・被害者・傍観者を生まないために「人権に基づく包括的性教育」の文言を入れてください。</p> <p>科学的な性の健康教育さえ学ぶ機会を（特定の宗教観や政治的圧力によって）奪われている日本の子どもたちは、人権侵害の被害に遭っているも同然です。</p> <p>固定した価値観を植え付ける「道徳教育」ではなく、自分の力で課題を解決する力を養う人権教育こそが重要です。</p> <p>今後は、「加害者をつくらない」ことこそ力点が置かれるべきであり、国際基準の包括的性教育を義務教育で実施することを要望します。推奨するのは、ユネスコによる8か国語で作られた『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』です。年齢段階ごとの人権プログラムと言えます。</p> <p>（このガイダンスの秀逸なポイントは、以下でも読み取れます。）</p> <p>道徳教育では「ともだちと仲良くしよう」と学びます。悪い話ではないように見えます。しかし内実は、いわば忍耐や我慢を教えています。しかしガイダンスでは「ともだちには良いともだち・悪いともだちがいる」と学び、自分が取る行動を考え、選ぶ力を伸ばします。</p> <p>ひとり一人の力を育み尊重する「人権思想」と「科学的な根拠に基づく健康教育」こそ、子どもたち若年層が次なる時代を切り拓くための力になります。ぜひご検討ください。</p>
264	女	30代 46P	<p>性犯罪についての刑法の改正を求めます。</p> <p>現在の刑法には暴行脅迫用件がありますが、多くの性犯罪被害者は危害を加えられることを恐れて十分な抵抗は出来ません。</p> <p>8月に福岡の商業施設で女性が刺殺される事件が起き、逮捕された少年は「わいせつ目的で近づき抵抗されたために刺した」という趣旨の供述をしました。</p> <p>このような事件がある中で、暴行脅迫用件がなければ有罪にならないというのは時代に全くそぐわないです。</p> <p>また、性交同意年齢を16歳未満に引き上げることも求めます。13歳が性行為とはどういうものか、性行為によってどのようなリスクが引き起こされるのか正しく理解しているとは全く思えません。</p> <p>どうか性犯罪に怯えずにすむような、そして性犯罪者が正しく裁かれる世の中になることを望みます。</p>
265	女	50代 P48	<p>3－（1）について、重ねて意見します。</p> <p>加害者・被害者・傍観者を生まないために「人権に基づく包括的性教育」の文言を入れてく</p>

				<p>ださい。</p> <p>「性交同意年齢」が13歳である日本。</p> <p>「性交同意年齢」とは、「性行為」がどのような行為か理解し、かつ自分が性的行為を「したいか?」「したくないか?」を判断できる年齢とされている。人権侵害に等しい日本の現状だと言わざるを得ない。</p> <p>今、日本の13歳の子どもが性行為について正確な知識を持っているだろうか。性的同意について考えたり、意見交換をする場を持っているだろうか。こんな理不尽な環境を放置している先進国が他にあるだろうか。</p> <p>思春期から高まる性的衝動を、ネット上に蔓延する暴力的AVで繰り返し解消すれば、性暴力加害者の大量増産。</p> <p>正常な発達プロセスとして、誰もが第2次性徴でホルモンバランスが激動し、心身とも非常に不安定となる。自らの心身について科学的で正確な知識を得ることは、思春期の子どもたちが肯定的な身体観を獲得するのに役立ち、精神的にも安定化につながる。性のエネルギーを、おとなになってイキイキ生きるビジョンを描く力へと転換することができる。いじめも減るだろう。子どもたちの幸福度も上がることは間違いない。</p> <p>幸せになるために生きるのだから!</p> <p>義務教育のなかでこそ、対話力を養い、段階的に学習を経て、「性的同意とは何か?」を十分に考えさせ、自分とは違う意見を持つ相手と討論しておくことは重要。これこそ、被害に遭わない、加害をしない、傍観をしない鉄則。</p> <p>性の健康教育を学ぶことのない子どもたちが、社会の担い手となったときの末恐ろしいような不利益の責任は、誰が負うのか。今、国の男女共同参画基本計画に書き込むことによって、回避できる岐路です。</p>
266	女	30代	48	<p>性犯罪を起こした教職員は5年後に現場にもどるという施策を聞きましたが、十分な抑止力にも対応にもならないと思います。そもそも性犯罪を起こした教員は2度と現場には戻ってくるべきではないです。性犯罪を起こさない人にこそチャンスをおあげてください。</p>
267	女	30代	47	<p>性教育は5歳から行ってください。受精とか着床といった赤ちゃんができる仕組みだけではなく、ピキニゾーンなど何かあった時に、自分を守る知識をつけてあげてください。私が初めて性犯罪にあったのは7歳の時でした。性的同意年齢が13歳からというのは早すぎます。せめて結婚可能な年齢である16歳に引き上げてください。</p>
268	女	30代	48	<p>電車内の痴漢をなくすため、また冤罪に怯える男性への安心のために、鉄道会社が防犯カメラで痴漢を取り締まれるようにしてください。鉄道会社では被害者になりやすい女性や子供</p>

				への周知徹底だけでなく、加害者である男性がカウンセリングに繋がるような周知徹底をお願いします。
269	女	40代		<p>性犯罪・性暴力の増加は、日本の義務教育課程における性教育の遅れが大きく影響していると思います。小中学校現場では、特に学習指導要領の縛りが大きく、なかなか現場の取り組みがすすまない実態もあります。加害者も被害者もつからないために、学習指導要領に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点の実践的な性教育（避妊法を含む）を位置付けてください。</p> <p>性教育の充実は、望まない妊娠・中絶を防ぐことにもつながり、DV や児童虐待、ひとり親家庭の増加、子どもの貧困、うつや自殺防止対策にも及ぶ、様々な社会問題の解決のための重要な取り組みではないでしょうか。</p>
270	女	30代	46	ワンストップ支援センターは予算が少ないと聞きました。正規の専門スタッフを継続的に育成することで質の高い被害者救済ができるようにぜひ予算の増額をお願いします。
271	女	30代	47	痴漢や盗撮などの性犯罪の写真やノウハウを SNS 上で公開しているアカウントが多数見受けられます。こういった性犯罪者の投稿を規制できるようプラットフォームと連携してください。
272	—	20代	54	<p>「インターネット上の女性に対する暴力等への対応」の欄の「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」も意見(1)と同様のことが言える。</p> <p>実在人物に対するリベンジポルノや「実在人物の」児童ポルノ画像や盗撮画像に対する対策は良いと思う。が、メディアにおける不適切な性・暴力表現の防止に関しては表現の自由に反するのではないかという疑問がある。そもそもこの場合の「不適切な表現」が何を指しているかが不明瞭な上に、これが仮に非実在青少年に対する表現を指しているのであれば、これは明らかに表現の自由を侵害する違憲行為であり、断じて受け入れがたいものと感じる。現時点ではどういった表現に対して言っているのかわからないが、これが明らかにならない以上または明らかになったとしても表現の自由を侵害する内容であるとするならば、断固反対する。</p> <p>また、そこまでしたとして女性に対する暴力、性被害が収まるかどうかの効果も不明瞭と感じる。</p> <p>なお、この意見は男女共同参画基本計画に全面的に反対するものではなく、表現規制に繋がったり、実情に即さずクリエイターやクリエイト業に関わる女性たちからすら仕事を奪いかねない内容に反対するものだ。</p>
273	女	20代		<p>この度はこのような意見募集の場を設けていただきありがとうございます。</p> <p>昨今よく耳にする「女性への暴力対策として推進されているのが女性自身の自衛」という点がとても気になっています。性的暴行事件の不起訴率がとても高いように思います。不起訴の理由も開示されません。</p>

			<p>性的被害にあった時、なぜ被害者の服装が問われるのでしょうか。なぜその場にいなかった第三者が、抵抗できる状況であったのに抵抗しなかったと判断するのでしょうか。自分より力の強い相手に殴りかかるようなことをしないと抵抗したと認められないのは何故でしょうか。</p> <p>性的行為はあったが合意の上だったというような判決も聞きますが、一人が合意していなかったと答えたらそれはもうレイプ以外の何物でもないように思います。</p> <p>自転車と車がぶつかったら車が罪を問われるのに、成人男性と未成年の女性では成人男性の罪が問われないのですか。</p> <p>是非日本の法律を今一度見直して頂きたいです。冤罪が、という声もあるかもしれませんがそのために本当に被害にあった人が傷付き犯罪者が野放しなんておかしいです。</p>
274	女	30代	<p>様々な形のDV、言葉による暴力をなくすために、意識の変革のための取り組み、制度の見直し、新制度の設定など具体的に取り組んでほしい。</p>
275	男	40代	<p>54</p> <p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 (1) 施策の基本的方向 「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」 → 上記方向を削除するか、改めて作り直すべきです。</p> <p>理由は「不適切な性・暴力表現」という記載からあたかも違法でない表現まで行政が何らかの対応を図る意図があるように見えてしまい、不適切だからです。</p>
276	女	60代	<p>46</p> <p>2、性犯罪・性暴力への対策の推進 (2) (7) 「ワンストップセンターと婦人相談所、婦人相談員などとの連携を強化」とあるが、北海道においては、公的な女性の保護支援施設は婦人相談所のみ。そのほとんどはDV被害女性の緊急一時保護施設として機能しており、性犯罪や性暴力被害者の自立支援を行うべき婦人保護施設としての機能をはたしていない。また、その根拠法は売春防止法であり、「転落防止、保護更生」の考え方に依拠している。</p> <p>被害女性の回復、自立支援を目指すのであれば、ワンストップ支援センターと婦人保護施設が一体となり、被害女性のニーズに合った支援が求められる。</p> <p>このような支援には幅広い知識や専門性を持った支援員が必要とされるが、現状では支援員（婦人相談員）の処遇はあまりに低く扱われている。支援員の処遇改善を求めるとともに、フットワークが軽く広いネットワークを持っている民間団体との連携強化も必要である、と同時に民間支援団体への財政支援が重要な課題となる。</p>
277	女	60代	<p>48</p> <p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 (2) (4) 若年女性の支援はSNS相談やアウトリーチが必須である。また、相談から居場所、自立までの切れ目のない支援が求められる。そのためには官民の連携が必要である。公共機関を婦人相談所に限ることなく、児童相談所や生活困窮者支援窓口など幅広い公的窓口が関与しなければならない。民間支援団体も公的機関と対等な立場で連携をする必要がある。困難を抱える若年女性</p>

				<p>の多くは親や親族からの虐待や性暴力被害を経験している。彼女たちの心の回復やエンパワーを行う支援が求められる。若年女性は職場で性被害にあったり理不尽な働き方を強いられるケースも多く、そのような不当労働行為に対する術を持っていない。教育機関での権利を守る教育（労働教育等）も必要である。</p>
278	女	60代	49	<p>4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一昨年札幌においてシェルターシンポジウムを開催し、イスタンブール条約を学んだ。日本がいかにかグローバルスタンダードから遅れているのかを気づかされた。 ・DV防止法はあくまでも「保護」のためのもので、被害当事者や子どもたちが日常を失い逃げ隠れしなければならない。被害当事者や子どもたちの回復支援施策の充実とともに加害者責任を明確にした法整備、施策を強く求める。 ・DV被害当事者と子どもの保護、自立支援の多くは民間シェルターが担っている。しかし、その財政はどこもひっ迫しており、スタッフもボランティアに近く、高齢化が止まらない。 ・民間シェルターでの専門性を持った支援員の養成・研修を行い、若い人が生活していける賃金の補償ができる支援が必要である。 ・イスタンブール条約では、DVについて「身体的、性的、心理的、経済的なあらゆる暴力行為」としている。DV防止法を改正し、精神的、性的な暴力も保護命令の対象としてほしい。 <p>女性支援は地域によって大きな格差があると感じている。ナショナルスタンダードを決め、日本全国どこでも同じ支援が受けられる体制が望まれる。</p>
279	女	50代	48	<p>児童・生徒や中高生に対する性虐待・性犯罪が後を絶たない。啓発や学習をすすめる、にとどまらず、性や生殖の健康について、学齢に合わせた内容・手法で、学校教育の中でしっかりと取り上げる必要があると思う。</p>
280	女	60代	44	<p>日本は、ジェンダーギャップ指数 121 位という数字が示すように、女性の地位が大変低く、そのため女性に対する暴力も様々な分野で広く存在しており、抜本的な対策が求められているにもかかわらず、その認識が広く浸透しているとは言い難く、危機感が弱いように思います。</p> <p>ここでは特に、DV・デートDVに関して意見を述べさせていただきます。</p> <p>経済的な格差もなかなか縮まらないままで、女性は社会でも家庭内でも従属的な地位に置かれています。女性が自分らしく生き生きと能力を発揮できる社会を作っていくために、DV・デートDVの防止教育を義務化して、すべてのマイノリティがジェンダーに縛られない人生を送れるよう、啓発を広く進めることが必要だと思えます。</p> <p>同時に、既に被害を受けてしまった人が安心してサポートを受けられるよう、シェルター等の制度を充実させるとともに、加害者に対して再教育の機会を提供し、新たな被害者を生み出さないようにすることも必要だと思えます。</p>
281	女	50代	44	<p>女性に対する暴力を防止し、それに対する施策の国際的なスタンダードである、欧州評議会が採択された「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止に関する欧州評議会条約」（イスタンブール条約）の規定に届くような施策を進めるべきである。この条約</p>

			<p>において「女性に対する暴力」とは、「人権侵害及び女性に対する差別の形態として理解されるものであり、公的又は私的な生活において生じているかにかかわらず、女性に対する身体的、性的、心理的、経済的な危害若しくは苦痛（そのような行為の脅しを含む。）、強制又は恣意的な自由のはく奪をもたらし、又はもたらす可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為をいう」と規定されており、その規定に沿って施策を考える必要がある。また、より明確に女性に対する暴力が社会構造に起因するとした、国連女性差別撤廃委員会一般勧告 35 号「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」（2017）勧告を守るべきである。暴力の当事者とならないための教育においては、ユネスコの性教育のガイドラインなど国際準に合わせた内容にすべきである。</p> <p>民間支援団体は被害者のニーズに合わせた柔軟な支援が可能であると評価するのであれば、行政と民間支援団体が円滑な連携が行える仕組みづくりだけでなく、民間支援団体への財政的な支援をすることで、民間支援団体が継続した支援を行えるような体制をつくる必要がある。</p> <p>具体的取り組みとして、2019 年 10 月に厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」では、多様化し複雑化する女性の支援ニーズへの婦人保護事業の対応には限界があるとして、新たな女性支援の枠組みの構築に「急ぎ、取り組むべき」とされている。このことから売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定をするべきである。</p> <p>第三次男女共同参画基本計画において、「卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策について、表現の自由を十分尊重した上で検討する」という項目があったが、これについては依然として、規制されていないので、実効的な対策を検討する必要がある。</p>
282	女	50代	45 <p>2020 年 3 月に法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」における論点整理案では刑事実体法について「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」「いわゆる性交同意年齢」「強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲」「法定刑」「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」、刑事手続法について「公訴時効」「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い」「いわゆるレイプシールド」「司法面接的手法における聴取結果の証拠法上の取り扱い」などが幅広く取り上げられている。第 4 次男女共同参画基本計画では、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とされている。第 5 次計画においても同様に先述の各論点について検討した上で「法改正を含む必要な措置を講ずる」とするべきである。関係者を対象にした研修を行際には、被害当事者や民間支援団体などを講師にするなど、被害実態を把握できるようにするべきである。「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書（令和 2 年 3 月）」によれば、ワンストップ支援センターにおける支援では幅広い知識や専門性が要求されている。しかし、相談員とコーディネーター1034 の処遇に関して「無給・交通費程度」は 313 であった。必要とされる専門性に対する処遇がされていない実態がある。支援体制の課題として、35 か所（71.4%）が「（夜間・休日の）支援員の確保が難しい」、30 か所（61.2%）が「支援員のなり手が少ない」という課題を抱えてい</p>

			<p>た。よって継続的な支援体制の構築のために、専門性を持った支援員の育成とそれに合う処遇の改善をすべきである。国連の設置基準は20万に1センターとしていることから、ワンストップ支援センターの設置を中核都市などにも広げ、交付金の助成対象に含めるべきである。ワンストップ支援センターが関係機関との連携や性暴力被害者に対する相談の証明書などを発行するにあたって、根拠法がないことが問題となっている。また、支援内容の地域格差を解消するためにも、設置の根拠法を制定するべきだ。</p>
283	女	50代 48	<p>女性支援のガイドラインをナショナルスタンダードとして策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 専門支援職の研修マニュアルや認証基準を設定イスタンブール条約に規定されたDVの定義に沿う施策にすべき。 <p>被害当事者や子どもの回復支援施策の充実とともに、加害者責任を明確にした法整備を実現する。「暴力を伴わない人間関係を構築する観点から」について、暴力を人間関係に矮小化している。「暴力が人権侵害であることを明確にして」、若者の間で多く起きているデートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実すべき。</p> <p>民間シェルターや???援施設などに、財政的な支援を行うこと。民間団体で専門性を持った支援員の養成・研修、支援員が生活できる賃金の補償が必要だ。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでの一時保護基準を全国的に統一して明確化する。DV 独自のDV センター避難所の設置を検討する。被害者が暴力による避難を申請した場合、配偶者暴力相談支援センターによって速やかに一時保護できるようにすべきだ。</p> <p>婦人相談員は、相談支援、関係機関との連携・調整、ネットワーク構築等を行うソーシャルワーカーであり、専門性が求められるが、雇用形態は?割が非常勤のまま研修に参加できず、専門性が軽視されている。待遇改善、研修の機会、参加の予算を増やすべきである。イスタンブール条約では、DV について「身体的、性的、心理的、経済的なあらゆる暴力行為をいう」と規定されている。DV 防止法を改正して、精神的・性的な暴力も保護命令の対象とし、売春防止法を改正し新法である「女性支援法」の制定を行うべきだ。</p> <p>DV防止法の抜本的改正で、DV 罪の新設、DV を犯罪として規定し、加害者の処罰及び更生プログラムの実施を法的に根拠づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令制度の見直しと拡充。緊急保護命令の導入 子どもの保護命令、面会交流の禁止 ??に対する暴力・危険行為に対する命令対象範囲の拡大 ・DV コートの新設 ・公的支援機関であるDV センターの支援を向上。 ・民間支援団体を公的支援機関と位置づけて連携強化を図り、被害当事者が主体的選択的に回復支援される仕組み、被害当事者や子どもの支援に関わる人々が受講可能な仕組みをつくる。 ・医療関係者、警察官、福祉行政関連の職員、司法関係者、教育関係者、女性支援関連職員等は、基礎的研修マニュアルの受講を義務付けなど。

284	その他	20代	<p>47</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待全般と同じく、性虐待の背景にはDVがあると考えられる。虐待とDVはセットで予防発見に努めることが効果的であることから、そのことを基本的な方向として明確にすべきである。 ・性的な被害を受けた若年層は、複雑な心理状況に置かれることから、被害を訴えられる環境を確保するために、専門的なトレーニングを受けた人材が様々な場所で同行支援をすることを関係機関の義務とすべきである。 <p>具体的取り組みとしては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さを学び生命を大切に教育について、「性教育」と明確にする。「性と生殖に関する健康と権利」の観点からの性教育を推進する。民間団体や助産師、産婦人科医師による年代に合う性教育出前講座を教育機関で実施することや、性暴力防止にもなる子どもへの暴力防止プログラムCAPを保育園、小学校で実施する取り組みをするべきである。 ・児童相談所において、性虐待が発見された場合でも被害者を家に返す事例があることが報告されている。保護所が一杯で家に帰す事例も聞いている。このようなことは許されるべきではない。帰宅させることのないよう、法制度を整えるべきである。保護に関わる人員の増員、施設の増設もすべきである。 ・官民連携の公的機関を婦人相談所に限ることは支援の受け入れ先を狭めることになる。男女共同参画センター、学校特に養護教諭やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターなど、子どもに関わる機関はもちろんのこと生活困窮者自立支援窓口や地域共生社会に関わる機関など、包括的な支援を提供可能な社会資源の連携を行い、地域社会の認知を上げる取り組みを行うべきである。 ・専門的な人材育成に関しては、民間支援団体の先進的なプログラムを取り入れるべきである。 ・若年女性の居場所作り事業等の内容は「支援」が中心のものであるが、若年女性性のエンパワーメントを行う支援が必要である。若年女性当事者の「？」をつけるプログラムを実施すべきである。性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない教育だけでは不十分である。 <p>選択肢のないなかで風俗業でのアルバイトに至り、性被害も多く報告されていることから、労働者としての権利を学び、労働契約を適正に結ぶ、就業規則を確認する?を持つことなども、若年女性を被害から守るには必須の学びである。教育機関で授業等に取り入れるべきである。</p>
285	その他	20代	<p>48</p> <p>イスタンブール条約に規定されたDVの定義に沿って、施策がとられるようにすべきである。</p> <p>被害当事者や子どもたちの回復支援施策の充実とともに、加害者責任を明確にした法整備を実現する。「暴力を伴わない人間関係を構築する観点から」について、暴力を人間関係に矮小化している。「暴力が人権侵害であることを明確にして」、若者の間で多く起きているデートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実する、とすべきである。</p> <p>民間シェルターや???援施設などに、財政的な支援を行うこと。特に民間団体で専門性を持った支援員の養成・研修、支援員が生活できる賃金の補償が必要である。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターにおける「一時保護基準」を全国的に統一して明確化する。DV</p>

			<p>独自の DV センター避難所の設置を検討する。被害者が暴力によって避難が必要と申請した場合には、配偶者暴力相談支援センターによって速やかに一時保護できるようにすべきである。</p> <p>婦人相談員は、相談支援、関係機関との連携・調整、ネットワーク構築等を担うソーシャルワーカーであり、専門性が求められるが、雇用形態は?割が非常勤のまま研修に参加できず、専門性が軽視されている。待遇改善、研修の機会、参加の予算を増やすべきである。</p> <p>イスタンブール条約では、DV について「身体的、性的、心理的、経済的なあらゆる暴力行為をいう」と規定されている。DV 防止法を改正して、精神的・性的な暴力も保護命令の対象とし、売春防止法を改正し新法である「女性支援法」の制定を行うべきだ。</p> <p>DV防止法の抜本的改正で、DV 罪の新設、DV を犯罪として規定し、加害者の処罰及び更生プログラムの実施を法的に根拠づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護命令制度の?直しと拡充。緊急保護命令の導入 <p>子どもの保護命令、面会交流の禁止</p> <p>??に対する暴力・危険行為に対する命令対象範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV コート新設 ・ 公的支援機関である DV センターの支援を向上。 ・ 民間支援団体を公的支援機関と位置づけて被害当事者が主体的選択的に回復支援される仕組みをつくる。 ・ 女性支援をナショナルスタンダードにする。 ・ DV 専門支援職の研修マニュアルや認証基準を設定し、被害当事者や子どもの支援に関わる人々が受講可能な仕組みをつくる。 ・ 医療、警察官、福祉行政職員、司法、教育、女性支援職員等は、基礎的研修マニュアルの受講を義務付けなど。
286	その他	20代 52	<p>2019 年に ILO 総会において採択された「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第 190）」では、加盟国にジェンダーに基づくものを含め、仕事の世界における暴力とハラスメントを定義し、禁止する法律や規則を制定や被害者の救済と支援へのアクセスの確保なども求められている。</p> <p>男女共同参画会議暴力専門調査会の報告書「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」（2019・4）においても、「行為者に対して刑事罰による制裁を科すことや、被害者による行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で新たに設けることについて」「その必要性も含め中長期的な検討を要する」「職場におけるセクハラは許されないものである」という趣旨が法律上で明確化されることになれば、職場におけるセクハラ対策の実効性も一定程度向上していくことが期待されることである」とされている。</p> <p>以上のことから、ILO 条約を批准するためにも、セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門調査会報告書には、「教育やスポーツをはじめとする、労働分野に限らない領域におけるセクハラについて包括的に規定するような法制化についても、その必要性の有無を含め、中長期的な課題として検討していく必要がある」とされていることから、「効果的な被害防止策を講ずる」だけでなく、「法制化」も検討すべきである。 <p>具体的な取組として、性的指向・性自認（SOGI）に関するハラスメント対策について明記</p>

				<p>すべきである。特に当事者の了承を得ずにその者が公にしている性自認や性的指向を暴露することなどは、場合によっては当事者が自殺に追い込まれる危険性もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動やインターン、教育実習など「雇用」されていない学生、フリーランスや請負で働く者に対する実効性あるセクシュアルハラスメント対策が必要である。ILO 条約の保護の対象となるのは、いわゆる労働者に加えて、上記の者を含む幅広いものになっている。 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に盛り込まれた「児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員」「保育士等」が再犯を行わないための対策について、セクシュアルハラスメント対策に盛り込むべきである。
287	女	20代	47	性暴力について想定している文章には、性暴力と明記してほしい。性暴力を防止するための性教育についても詳しく書いてほしい
288	女	20代	44	性暴力について論じてる文章には全て性暴力って書くべきだと思う。女性に対する暴力だけでは何について話しているのか具体性がない
289	女	20代	47	<p>3(2)(1)</p> <p>この文面、人権教育について触れてるようですが、性教育という単語も入れてほしいです</p> <p>SDGs にせいと生殖に関わる健康及び権利への普遍的アクセスを確保するとあるように、義務教育などで性教育を行なうようにしてほしい</p>
290	団体	団体	44	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>○女性に対する暴力を防止し、それに対処する施策の国際的なスタンダードともいえる、2011年に欧州評議会で採択された「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止に関する欧州評議会条約」（イスタンブール条約）の規定の水準に到達できるような施策を推進すべきである。この条約において「女性に対する暴力」とは、「人権侵害及び女性に対する差別の一形態として理解されるものであり、公的又は私的な生活において生じているかにかかわらず、女性に対する身体的、性的、心理的、経済的な危害若しくは苦痛（そのような行為の脅しを含む。）、強制又は恣意的な自由のはく奪をもたらし、又はもたらす可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為をいう」と規定されており、その規定に沿って施策を考える必要がある。</p> <p>また、より明確に女性に対する暴力が社会構造に起因するとした、国連女性差別撤廃委員会一般的勧告 35号「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」（2017）勧告を遵守すべきである。</p> <p>○暴力の当事者とならないための教育においては、ユネスコの性教育のガイドラインなど国際的な水準に合わせた内容を実施できるようにすべきである。</p> <p>○民間支援団体は被害者のニーズに合わせた柔軟な支援が可能であると評価するのであれば、行政と民間支援団体が円滑な連携が行える仕組みづくりだけでなく、民間支援団体への財政的な支援を行うことで、民間支援団体が継続した支援を行えるような体制をつくる必要がある。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○2019年10月に厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」では、多様化し複雑化する女性の支援ニーズへの婦人保護事業の対応には限界があるとして、新たな女性支援の枠組みの構築に「急ぎ、取り組むべき」とさ</p>

			<p>れている。このことから売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定を行うべきである。</p> <p>○第三次男女共同参画基本計画において、「卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策について、表現の自由を十分尊重した上で検討する」という項目があったが、これについては依然として、規制されていないので、実効的な対策を検討する必要がある。</p>
291	団体	団体 46	<p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○2020年3月法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」における論点整理案では「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」「いわゆる性交同意年齢」「強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲」「法定刑」「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」、「公訴時効」「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い」「いわゆるレイプシールド」「司法面接的手法における聴取結果の証拠法上の取り扱い」などが幅広く取り上げられている。第4次男女共同参画基本計画では、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とされている。第5次計画においても同様に先述の各論点について検討した上で「法改正を含む必要な措置を講ずる」とすべきである。</p> <p>○関係者を対象にした研修を行う際には、被害当事者や民間支援団体などを講師にするなど、被害実態をリアルに把握できるようにすること。</p> <p>○「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書（令和2年3月）」によれば、センターにおける支援では幅広い知識や専門性が要求されている。しかし、「相談員とコーディネーター（合計1034人）の処遇に関して（中略）「無給・交通費程度」は313人であった」ということで、必要とされる専門性に対応する処遇がなされていない実態がある。また、支援体制の課題として、35か所（71.4%）が「（夜間・休日の）支援員の確保が難しい」、30か所（61.2%）が「支援員のなり手が少ない」という課題を抱えていた。以上のことから、継続的な支援体制の構築のために、専門性を持った支援員の育成とそれに見合った処遇を改善すること。</p> <p>○国連の設置基準は人口20万人に1センターとしていることから、ワンストップ支援センターの設置を中核都市などにも広げ、交付金の助成対象に含めるべきである。</p> <p>○ワンストップ支援センターが関係機関との連携や性暴力被害者に対する相談の証明書などを発行するにあたって、根拠法がないことが問題となっている。また、支援内容の地域格差を解消するためにも、設置の根拠法として「性暴力被害者支援法（仮）」を制定するべきである。</p>
292	団体	団体 47	<p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>○虐待全般と同様に、性虐待の背景にはDVがあると考えられる。虐待とDVはセットで予防発見に努めることが効果的であることから、そのことを基本的な方向として明確にすべき</p>

			<p>である</p> <p>○性的な被害を受けた若年層は、複雑な心理状況に置かれることから、被害を訴えられる環境を確保するために、専門的なトレーニングを受けた人材が様々な場面で同伴的な支援をすることを関係機関の義務とすべきである</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○生命の尊さを学び生命を大切にする教育について、「性教育」と明確にすべき。「性と生殖に関する健康と権利」の観点からの性教育を推進する。</p> <p>○児童相談所において、性虐待が発見された場合でも被害者を家に返す事例があることが報告されている。このようなことは許されるべきではない。帰宅させることのないよう、法律制度を整えるべきである</p> <p>○(4)の官民連携の公的機関を婦人相談所に限ることは支援の受け入れ先を狭めることになる。男女共同参画センター、学校（特に擁護教諭やスクールソーシャルワーカー）、家庭支援センターなど、子どもに関わる機関はもちろんのこと生活困窮者自立支援窓口や地域共生社会に関わる機関など、包括的な支援を提供可能な社会資源の連携を行い、地域社会の認知を上げる取り組みを行うべきである</p> <p>○専門的な人材育成に関しては、民間支援団体の先進的なプログラムを取り入れるべきである</p> <p>○若年女性の居場所作り事業等の内容は「支援」が中心のものであるが、若年女性自身のエンパワーを行う支援が必要である。若年女性当事者の「力」をつけるプログラムを実施すべきである。性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない教育だけでは不十分である。</p> <p>例えば、風俗業でのアルバイト等での性被害も多く報告されていることから、労働者としての権利を学び、労働契約を適正に結ぶ、就業規則を確認する力を持つことなども、若年女性を被害から守るには必須の学びである。教育機関で授業等に取り入れるべきである。</p>
293	団体	団体	<p>4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>○イスタンブール条約に規定されたドメスティックバイオレンスの定義に沿って、より幅広い施策がとられるようにすべきである。</p> <p>○被害当事者や子どもたちの回復支援施策の充実とともに、加害者責任を明確にした法整備を実現する。</p> <p>○被害当事者や子どもたちが（すべてを捨てて）逃げない、（学校や職場を）やめない、（人として生きる権利を）奪われない、支援施策の転換を図る。</p> <p>○「暴力を伴わない人間関係を構築する観点から」について、暴力を人間関係に矮小化している。「暴力が人権侵害であることを明確にして」、いわゆるデートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実する、とすべきである。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○民間シェルターや自立支援施設など民間団体等に対して、継続的な支援体制が可能になるための財政的な支援を行うこと。特に民間団体で専門性を持った支援員の養成・研修を行ったり、支援員が生活できるような賃金の補償ができるような支援が必要である。</p>

			<p>○配偶者暴力相談支援センターにおける「一時保護基準」を全国的に統一して明確化し、不合理な理由で当事者の安全を守らないような運用を行わないようにすること。</p> <p>○独自のDVセンターが設置されず、婦人相談所の一時保護所の「転用」であることから矛盾が生じているので（携帯問題など）、DV独自のDVセンター（避難所）の設置を検討すべきである。</p> <p>○被害者が暴力によって避難が必要であると申請した場合には、配偶者暴力相談支援センターによって速やかに一時保護できるようにすべきである。</p> <p>○婦人相談員は、相談支援、関係機関との連携・調整、ネットワーク構築等を行うソーシャルワーカーであり、専門性が求められる。しかし、婦人相談員の雇用形態は、売春防止法から婦人相談員の非常勤規定が削除された現在でも、八割が非常勤のままである。また、婦人相談員が研修に参加できず、専門性が軽視されている実態もある。婦人相談員の待遇改善、研修の機会、参加の予算を増やすなどが必要である。</p> <p>○イスタンブール条約では、DVについて「身体的、性的、心理的、経済的なあらゆる暴力行為をいう」と規定されている。DV防止法を改正して、精神的・性的な暴力も保護命令の対象とすべきである。</p>
294	女	20代 46	<p>「性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、警察庁においては、医療費・カウンセリング費用の公費負担制度の効果的な運用を図る」は非常に重要な取り組みであると考えます。ただ、この支援の中に、性暴力の結果として中絶をしたことへの支援があるとすれば、それを明記すべきです。</p> <p>刑法墮胎罪によって中絶が原則禁止とされていることもあり、中絶を選んだ人は必要以上に心身ともに負担を負います。被害者へのケアの一環として、望まない妊娠に基づく中絶もケアされるのであれば、リプロダクティブヘルス／ライツの観点でも大きな前進になると考えます。</p>
295	団体	団体 49	<p>4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」に指摘されているとおり、売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定を行うべきである。</p> <p>○DV防止法の抜本的改正も求められている。項目は以下のようなものが想定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV罪の新設 <p>DVを犯罪として規定し、加害者の処罰及び更生プログラムの実施を法的に根拠づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令制度の見直しと拡充。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急保護命令の導入 子どもの保護命令、面会交流の禁止 心身に対する暴力・危険行為に対する命令対象範囲の拡大 ・DVコートの新設 <p>○女性支援の枠組みを変え、支援の質的転換を図ることも求められており、以下のような点を盛り込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的支援機関であるDVセンターの支援力を向上させる。 ・民間支援団体を公的支援機関と対等に位置づけて連携強化を図るとともに、被害当事者が

			<p>主体的選択的に回復支援の権利行使ができる仕組みをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性支援のガイドラインをナショナルスタンダードとして策定する。 ・DV専門支援職の研修マニュアルおよび認証基準を設定し、官民を問わず、被害当事者や子どもの支援に関わる人々が受講可能な仕組みをつくる。 ・医療関係者、警察官、福祉行政関連の職員、司法関係者、教育関係者、女性支援関連職員等は、基礎的研修マニュアルの受講を義務付けられる。
296	団体	団体	<p>5 ストーカー事案への対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>物理的なストーカーだけでなく、デジタルな世界でのストーカー対策も盛り込むべきである。</p> <p>何もかも都道府県の婦人相談所の管轄とすべきではなく、特に維新審への危険の大きいストーカー対策については、専門機関を設置すべきである。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護、中長期的な保護を可能とする施設を設置すること、そのための根拠法の整備を行うこと
297	団体	団体	<p>6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 (1) 施策の基本的方向</p> <p>○2019年にILO総会において採択された「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第190号）」では、加盟国にジェンダーに基づくものを含め、仕事の世界における暴力とハラスメントを定義し、禁止する法律や規則を制定や被害者の救済と支援へのアクセスの確保なども求められている。男女共同参画会議暴力専門調査会の報告書「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」（2019年4月）においても、「行為者に対して刑事罰による制裁を科すことや、被害者による行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で新たに設けることについて」「その必要性も含め中長期的な検討を要する」「職場におけるセクハラは許されないものであるという趣旨が法律上で明確化されることになれば、職場におけるセクハラ対策の実効性も一定程度向上していくことが期待される」とされている。以上のことから、ILO条約を批准するためにも、セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備をすべきである。○専門調査会報告書には、「教育やスポーツをはじめとする、労働分野に限らない領域におけるセクハラについて包括的に規定するような法制化についても、その必要性の有無を含め、中長期的な課題として検討していく必要がある」とされていることから、「効果的な被害防止策を講ずる」だけでなく、「法制化」も検討すべきである。(2) 具体的な取組</p> <p>○性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメント対策について明記すべきである。特に当事者の了承を得ずにその人が公にしていない性自認や性的指向を暴露すること(アウトティング)などは、場合によっては当事者が自殺に追い込まれる危険性もある。</p> <p>○就職活動やインターン、教育実習など「雇用」されていない学生、フリーランスや請負で働く者に対する実効性あるセクシュアルハラスメント対策が必要である。ILO条約の保護の対象となるのは、いわゆる労働者に加えて、上記の者を含む幅広いものになっている。</p> <p>○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に盛り込まれた「児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員」「保育士等」が再犯を行わないための対策について、セクシュアルハラスメント対策に盛り込むべきである。</p>

298	団体	団体	53	<p>7 人身取引対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>○既に政府広報等でも取り上げられているが、日本人被害者についての対策を明示した取り組みを実施すべきである</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○多言語の人身取引被害に特化したホットラインや SNS の相談窓口を設置すべきである</p> <p>○人身取引対策について包括的な法制定及び一元的に担当する中央機関の設置を検討すべき</p>
299	団体	団体	54	<p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>この書き方では、何を取り組むのかが不明確である。インターネット上の女性への暴力は何種類も存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像や映像の拡散（リベンジポルノ、脅迫などに用いられるもの、同意していない商業的な拡散など） ・ジェンダーバイアスや女性蔑視、に基づく画像や映像、CM ・売春的行為を求める書き込みなど <p>日々「女性が性的な売り物であること」を認識させられ続けているともいえるインターネットのなかで、見えにくく・告発されにくい、数えきれない深刻な被害が起きている、政府はまず、被害の予防に取り組む前に実態の把握をすべきである。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発の対象を明確にすべきである。SNS の事業者、インターネットのプロバイダー、ネット上の加害行為を行ったものだけではなく、賛同したもの（いいねやリツイート）含めて対象とするとした政府の姿勢を明示して啓発事業を行うべきである。 ・若年層を欺いて自身の裸の画像を送らせるような加害者は後を絶たない。若年層に対する教育では、これらの加害者を減らすことはできない。加害者対策の教育、加害者にならないための教育を実施すべきである。これは、教育機関では間に合わない。すでに成人した男性が主な加害者であるからである。加害者が所属するコミュニティ、企業、などでの啓発に取り組むべきである
300	団体	団体	54	<p>9 売買春への対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>○買春者について政策がかかれないのはなぜなのか。関係法令の厳正な運用と取り締まりの強化とは何を想定されているのか。この2点を明確にすべきである。</p> <p>○関係法令の厳正な運用と取締の強化とともに、売春防止法および風俗営業訂正化法の改正の検討を行うべきである。</p> <p>○売買春の現状は大きく変化しており、とてもアウトリーチを含めた相談支援活動でカバーできるような事態ではないのではないか。施策の基本的方向に最低でも以下のような視点を盛り込むべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の性的搾取が横行するインターネットを含め潜在化している売買春の実態調査を行い対策の検討に着手する必要があること

				<ul style="list-style-type: none"> ・若年層等および買春者への啓発活動を促進すること (2) 具体的な取組 ○売春防止法の見直しに関しては「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の「中間まとめ」に沿って、女性支援のための新法の策定に踏み込むべき ○売春防止法の抜本的見直しの検討に着手し、とくに、売春防止法第3章補導処分及び婦人補導員の廃止の検討を速やかに行う。 ○若年層の支援のために実施されたモデル事業（若年女性の居場所づくり）の実施自治体が少ないことを踏まえて、民間支援団体が自治体からサポートを受けやすい事業を検討実施すること ○買春、性的搾取等の防止には、女性に対する意識啓発ではなく、「男性」への意識啓発が肝要であることから、広報啓発・教育・学習のカリキュラムを民間支援団体等の参画によって実施すること
301	女	30代	43	<p>女性に対する暴力について、例えば女性の着ている服装に問題があったなど、被害者の自己責任という考え方が蔓延している。ポスターなどで女性に対して注意喚起をするよりも、どのような暴力であれ、常に加害者が悪いという風潮をしっかりと醸成していただきたい。また、男性の性的な動機に対し、「仕方ない」というような少し大目にみるのではなく、泣き寝入りを防ぐべく、国・地方自治体・企業・地域のあらゆる分野において、徹底的に実態を把握し対処できるようなサポート体制を整えていただきたい。</p>
302	女	20代	47	<p>2 (2)</p> <p>家族（特に父親・兄弟等から娘・姉妹）内の暴力（主に強制性交）に関して、被害者が被害を訴えた場合、「同意があった」と判断することは極めて不可解である。本当は、明確な同意がなければ性暴力と見なされている海外諸国の基準に合わせてほしいが、せめて抵抗しきれなくても認められるべきである上、家族であれば同意があるという前提を疑うべきと思う。</p> <p>9</p> <p>女性の健康保護の観点から、被害者自らがすぐに対策を講じられるよう、緊急避妊薬へのアクセスを拡大するなど選択肢を広げるべき。</p> <p>11・15</p> <p>裁判にて被害者の名前を出すことも、報復や二次被害、裁判の取り下げに繋がりをため、実名の扱いに関してはストーカー事案対策の項目と同様に、被害者情報の保護を徹底すべきである。</p> <p>16</p> <p>危険ドラッグ撲滅運動等と同じように、学校で学ぶ生徒達に何が性暴力にあたるのかを学ばせ、被害発見と意識の醸成に繋げるべき。</p> <p>3 (1)</p>

			<p>性被害を相談できる電話番号を学校のわかりやすい場所に掲示するなど繰り返し周知するほか、生徒の遭った性被害を把握するため、保健室等でどんなに些細なことでも相談するよう後押しする体制を各校が整える必要がある。</p>
303	女	30代 53	<p>福祉(介護職)では在宅介護や施設でもプライバシー保護のため、1対1での介護もあり、この度のコロナウイルスで更に増えるのではと思います。個人の部屋や住居に訪問するヘルパーや看護師は一人のことが多く、親しみからのセクハラや暴力を双方起こしうる可能性が高いと思います。私も介護職の現場で認知症の男性利用者に平手打ちを受けたり、抱きつかれたりして職場の上司に相談したことがあります。しかし、病院で適切な薬を出していただけるよう、なかなか相談してもらえなかったり、職員の方がキッパリ断るべきという対応を受けました。福祉現場でもセクハラや暴力が起こると知っていただき、研修などで教育などがあると良いなと思いました。また、そういった環境の整備で女性の介護職の継続や復職の後押しにもなるのではないかと思います。</p>
304	女	20代	<p>女性に対する暴力の根絶には包括的性教育が必須だと考えます。年齢に合わせて、男女平等などの概念を含む性教育を行うことで性犯罪やDVなどの根本的な解決へとつながります。子供に性教育を行わない現状ではまともな教材もなく間違った知識だけを持つことになり、男女の根本的平等も理解できません。</p> <p>また、アダルトビデオについて、内容や販売など規制するべきと考えます。多くが女性の尊厳を傷つけ、女性をモノとして扱っていいというような考えを見る人にあたえかねません。例えば動物の虐待映像が売買されていたら違法となると思いますが、それが女性であれば作品として広く売買されています。女性が安心して生きていけるためにこれらのことが必要と考えます。</p>
305	女	50代	<p>女性に対する暴力は、身体的なものだけでなく、気づかれにくい精神的暴力が未だに多い。それは、意識の中にジェンダーバイアスがあるからで、子どものうちから学校の授業で取り組まなければならないと思う。</p> <p>女性はこうあるべき、という潜在的な偏見を変えていかなければ、男女平等も実現しないし、男性にとっても男としてこうでなければならないを背負うことになり生きづらい人生になるはずだ。結果イライラをぶついたり、思うようにならない時に身体的または精神的な暴力を使うことを選ぶ犯罪に繋がっている。家庭でも、職場でも、学校でも、あらゆるところで相手を傷つける行為が行われている。</p> <p>男性の中には、自分は女性蔑視していないと思い込んでいる人が多いが、本人は気づいていない。暴力は、「心や体を傷つける行為であること」と、「どんなことが暴力になるのか？」から具体的に自分の行動を見直すことができるツールを用意し、教育分野だけでなく、職場で大人にも学ばせる機会を義務とし、メディアでの表現も見直すべきだと思う。このままではいつまで経っても根絶にはほど遠い。どれだけ多くの命が奪われれば日本は変わるのか？加害者に対する刑罰を重くし、更生教育を義務化しなければならない。そもそも暴力に対するハードルが低すぎる。加害者は、自分が暴力を選んで使っていることを認識しておらず、被害者が怒らせただけからなど言い訳をする。暴力は理由があれば許されると思っていることが間違いだ。もし、自分の子どもが被害にあったら？と考えて真剣に議論してほしい。</p>

			<p>なぜ被害者が心も体も傷ついて、住む家も追われ、経済的にも逼迫し、中には子どもも抱えその後の人生を苦しまなければならないのか？暴力とは何かということをもっと教育していかなければ、いじめも虐待もなくなる。被害者が加害者になるケースを減らすこともできない。不幸の連鎖を断ち切るために、思い切った法改正や施策をすべきだと思う。</p>	
306	団体	60代	<p>2. 急性期における被害者に対する緊急避妊に関わる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 性交渉後 72 時間以内に服用する必要がある急避妊薬アフターピルは、医師の処方箋がないと入手できません。また、保険適用外のため、薬の種類や病院によって値段が異なりますが、1万～2万円です。休診日は受診できず、受診できても高額になることもあります。緊急避妊薬の服用による避妊率は高く、しかも重篤な副作用もありません。処方箋なしで、薬剤師のいる薬局、調剤局等で買えるようにして、費用の支援もする事が必要です。 <p>3. 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子供や若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は、被害を認識し、訴えることができるよう、低年齢からの教育に関する取組を推進する。」事は、重要です。 <p>妊娠する低年齢化が加速している現実を踏まえれば、指導要領で制限している「性交」を学校の性教育に位置づけ、科学的な人権教育として学習できるプログラムが必須です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親から長年、暴力や性的虐待を受けていた娘の裁判で、性交については、娘の同意がなかったと認定したにもかかわらず、抵抗できない状態だったかについては、「拒否不能の状態と断定できない」とした判決は、「同意がなかったとの認定」をもって、加害者を罰する事のできない現在の法律の理不尽さに多くの人が義憤を感じました。社会的認識に従って、「同意のない性交」で加害者を罰する法律に変える必要があります。 児童ポルノを所持しているだけでも罰することのできる法律改正が必要です。 <p>9 売買春への対策</p> <p>売春側より買春側の罰則を徹底する法律が必要です。売春防止法（1956年）の抜本的な改正を要望します。中でも、女性を処罰の対象とする売春防止法第2章5条違反（勧誘）による刑事処分と第3章補導処分（婦人補導院への6ヶ月間の収容）を廃止し、社会的認識を変えていく必要があります。</p>	
307	女	10代以下	48	<p>「11. いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等の若年層を対象とした性暴力被害に関し、実態把握や取締等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。」とあるが、性暴力被害の実態を調べるだけでは、被害を根本的に解決できない。被害は加害がないと発生しないため、加害側の実態を把握し、加害側をどう変えていくかの施策を練るべきである。加害側も打ち明けられない性的嗜好を持っていることが背景にあったりするため、その相談窓口を設けたりする必要がある。</p>
308	女	10代以下	54	<p>「(1) 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進し、総合的な支援の充実を図るとともに、売 買春の被害に遭うおそれのある若年層の女性を早期に発見し、福祉等の支援につなぐことができるアウトリーチ機能を持った民間団体と協力し、福祉による生活支援や宿所の提供、自立支援な</p>

			<p>ど、売春を未然に防ぐための施策を推進する。」とあるが、売買春に係る女子らは家庭環境に問題があったりする「要支援女性」ではなく、遊びのお金や性行為を目的に売春を行っていることも多い。そういう女子も対象に入れ、実態も調査し、それに対応した施策を推進する必要がある。</p>
309	男	50代 43	<p>分野名は『女性に対するあらゆる暴力の根絶』ではなく「ジェンダーに基づく多様な暴力の防止」とすべき。</p> <p>女性のみならず、男性やセクシャルマイノリティ、児童なども「性別に起因する多様な暴力」の被害者となりうるため、「女性に対する」ではなく、国際的な合意による「ジェンダーに基づく」と表記すべき※である。</p> <p>「あらゆる暴力」には様々なものが該当しうるが、それらを全て「根絶」しようとするれば、逆に女性の表現の自由や、行動する権利の妨げになりかねないほか（女性用トイレからトランス女性を排除するなど）人権上問題のあるしわ寄せなど、男女共同参画社会の実現に逆行しかねない事柄が発生しうるため、根絶という強い表現を避け、「防止」とすべきである。</p> <p>(※【基本認識】や他の項目にある「女性に対する」との文言も、文面を損なわない範囲で同様に「ジェンダーに基づく」に差し替えるべきである)。</p>
310	男	50代 54	<p>『インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う』について、</p> <p>「不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」ではなく、「人権侵害を伴う性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を表現の自由に配慮して行う。」とすべき。</p> <p>「不適切」は、広範かつ曖昧である。例えばセクシャルマイノリティの為の性表現が、他のセクシャリティの者からみれば「不適切」とされるケースがままあり、男女共同参画社会の実現に逆行しかねないため、「人権侵害を伴う性・暴力表現を防止」と限定すべきである。</p> <p>また、男女共同参画社会は、多様な表現が可能なことで達成しうるものであり、広報啓発によって徒に表現が委縮しないよう、「表現の自由に配慮して」を加えるべきである。</p> <p>『9 売買春への対策の推進』は「9 強制売買春や児童買春対策の推進」とすべき。</p> <p>売買春は違法ではあるが、ジェンダーに基づく暴力ではない。対策を推進すべきは、ジェンダーに基づく暴力である強制売買春や児童買春である。</p> <p>『（1）施策の基本的方向』の『性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、』は削除すべき。</p>

			<p>「売買春の根絶」の為に、買春者の摘発や法の厳格化を先行で行った諸外国では、セックスワーカーの環境が劣悪になったという報告があり。また。売買春が「人間の尊厳を傷つける」とするのは、ジェンダーに基づく偏見(≒暴力)であるため、削除すべきである。</p>
311	女	50代	<p>女性、特に未成年女性の性的まなざしが社会で容認され過ぎている。 未成年女性を性的に扱う表現物は、二次元表現を含め、表現の自由に先んじて規制すべきである。それは社会における児童保護の観点から重要な視点だ。 また、女性への性加害、特に蔓延する公共空間での痴漢を厳しく取り締まるべき。或いは、公共広告機構のCMなどで、痴漢は男尊女卑思想に基づく支配感情からの性的加害であり、明確な犯罪であることを広く告知すべきである。</p>
312	女	70代	<p>「国の責務」の記述を復活すること 「素案」では、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である」に続いて、第4次男女共同参画基本計画には存在するところの「その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき課題であり、国としての責務である」の部分をカットしている。 性暴力被害の回復のための取り組みを推進することは当然国の責務である。この部分は第5次男女共同参画基本計画にも引き続き記述すべきである。</p>
313	女	70代	<p>世界的に見て、日本の男女平等の取り組みは非常に遅れています。これは世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で日本は2019年に121位であり、前年の110位からさらに落ちたことに表れています。下から数えた方が早いという、恥ずべき状態です。 大きな原因は、政治でも経済でも決定権を持つ地位に圧倒的に男性が多く、男性が女性を一段下に見ていることにあります。多くの他の国々のように「男女平等法」を作り、差別を禁じ罰則を作ることをめざすべきです。しかしそれ以前でも、個別の問題に確固として取り組み、決定権を持つ位置に男女を半々にしていくことは、日本がこれから世界で生き延びていけるかどうかを左右する重要な問題です。 職場におけるハラスメントについて述べます。昨年のILO総会で、職場でのあらゆる暴力やハラスメントを禁止する条約が採択されました。日本政府と連合は賛成票を投じました。しかし日本国内では、今年6月1日に、女性活躍・ハラスメント規制法が施行され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等が「行ってはならない」とされましたが、罰則を伴う禁止規定はありません。これでは解決には程遠いです。 2018年、女性記者へのセクシュアルハラスメントが明らかになった時、麻生財務大臣は「日本にはセクハラを禁止する法律はない」と言いました。これは、恥ずべき事実です。世界ではセクハラに対して刑事罰・民事救済の両方、または片方が定められている国が120か国・地域に上ります。日本は両方共ない69か国に属します。明らかに後進国です。ILO条約が可決された現在、日本も早期に国会で条約を批准し、国内の法律を条約に合わせて変えましょう。 現在刑法の性犯罪規定の見直しが進められています。職場での力関係を背景にした、被害者が抵抗できない性犯罪も、「監護者性交等罪」などに含めて罰すべきです。ILO条約では、就職活動中の学生へのセクハラも含めており、セクハラ一般についても含めると同時に、「就活」を口実にした性犯罪も「監護者性交等罪」に含めるべきです。 セクシュアルハラスメントや性犯罪の被害者のうち、女性は圧倒的に多くを占めています。</p>

			政治・経済における男女平等を実現するために、「セクハラのない職場づくり」は最低限の目標です。この問題に本気で取り組むよう望みます。
314	女	70代	<p>ワンストップセンターの増設、そのため交付金増額等、安定的運営の保障を求める過日、内閣府男女共同参画局の職員から「内閣府における性犯罪・性暴力被害者支援」のレクチャーを受けた。</p> <p>性暴力被害にあつてすぐに駆け込むワンストップ支援センターはやっと 47 都道府県に 1カ所ずつ設置されたという現状である。ゼロの自治体がなくなった点は前進だが、多発する性暴力に対応するにはその数はまだあまりにも少ない。</p> <p>またこれに対する今年度の交付金予算額は 247 百万円で 1カ所当たりに平均すると 500 万円である。これでどんな支援ができるのか。男女共同参画局の心意気はともかくこの予算では現場は何もできない。</p> <p>「(6) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、24 時間 365 日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る」としている。その言や良し、しかし人材の育成、支援員の処遇などは特に予算の裏付けがないとできない。その点を明確に「第 5 次・男女共同参画基本計画」に示すべきである。</p>
315	団体	60代	47 <p>「(2) 具体的な取組」に初等教育～中等教育の性（ジェンダー・セックス・セクシュアリティ）に対するすべての職員研修と子どもたちへの教材化（デート DV など）を入れてほしい。</p> <p>私は一昨年まで中学校に勤めていたが、その間毎年子どもへのセクハラ～性暴力の対応の必要があった。身近なもので特に許せないものに「小学校教員による担任児童のセクハラとそれを隠すための殺害」「小学校教員による児童への強姦・強姦未遂」があった。まず、職場ではそれを問題視して今後の対応をとろうとしなかった。被害者のプライバシーを逆利用されていると感じた。</p> <p>(9) はとくに厳しくしてほしい。セクハラ～性暴力加害者の教師は噂が立つと他の地区に転勤させられそこでまた被害者が出た。休職になっても復帰したらまた加害者になった。職員が性にたいする研修で認識を深め、性暴力をしない・されないよう、教材化する必要がある。被害者の子どもたちは今も「魂の殺人」から回復していないと思う。今北海道で裁判を起こしている方のような被害は多くあり、「自分も悪かった」と公にできていないと思う。</p>
316	女	40代	<p>女性に対するあらゆる暴力に対する警察、司法、社会の認識の低さを改善できるよう、制度の改善と教育の強化を求めます。</p> <p>まずは幼児期からの性教育、人権教育が必要です。</p> <p>女性に対する性暴力を含め、あらゆる暴力に対して、教師や警察、司法、あるいは家庭内で矮小化されない社会の構築を望みます。</p>
317	男	40代	54 <p>インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。について。不適切とは誰が判断するのか、何を不適切とするか明確な基準はあるのか。また被害者のいない表現まで防止されないか懸念される文言であり、表現の自由を尊重する形での対応を希望する。</p>

318	団体	団体	49	<p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>○DV防止法が作られてから20年近く経っても、いまだに情報が被害者に向けたものに偏っているのは大きな問題です。「配偶者への暴力」と記すべきところに「配偶者からの暴力」という言葉がほぼ使われています。これでは「被害者へのメッセージ」になってしまっています。「配偶者から暴力を受けるのは被害者の問題であり、あなたが解決しなければならないんですよ」と言っているようなものです。</p> <p>DVは加害者の問題であり責任です。DVを「(配偶者など)親密な人への暴力」と定義し直し、加害者に向けたメッセージにしていく必要があります。</p> <p>6頁一(5)国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識</p> <p>1つ目の○ 配偶者からの暴力→配偶者への暴力、決して許される行為ではない→決して許されない差別行為である(DVは女性への人権侵害であり、差別です。)</p>
319	団体	団体	49	<p>女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません。その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策であり、最短で効果を出す方法であると言っても過言ではありません。</p> <p>「デートDV予防・防止教育」とは、すべての子どもがデートDV(将来のDV)の加害者にも被害者にもならないよう未然防止をするための教育です。子どもたちは、幼いころから性役割のステレオタイプを無自覚に学び、DVにつながる態度や考え方を身につけます。子どもたちには、交際する相手との対等・平等な関係について学ぶジェンダー平等教育としての「デートDV防止教育」が必要です。</p> <p>デートDV防止教育は若者に生きる希望と力を与えることができる教育です。教育効果として、デートDVをしない・されない、されても早めに気づける、何かあったら相談していいと知る、友だちのデートDVに気づける、友だちから相談を受けたとき適切な対応ができる、傍観者にならない、暴力はどんな理由でもダメと理解する、いじめについても理解する、性的自己決定について理解する、世の中に存在するジェンダー不平等と社会構造を知る、人々や自分の中にあるアンコンシャス・バイアス(2頁8行目)(無意識の「偏見」であって「思い込み」ではない)と、その背景にある女性差別に気づける、対等で平等な親密な関係とはどのような関係なのか知る、人も自分も大切にすることを知る、身近で起きていることがDVや虐待であることに気づける、将来子どもを虐待する親にならない、などさまざまなことが期待できます。その効果は、年齢や成長に応じておとなになるまで何度も学ぶことでしか得られません。</p> <p>デートDV予防・防止教育が義務教育に加えられるよう、DV防止法には「防止教育をする」という文言と具体策を盛り込み、その実現に向けて内閣府は、特に文科省に対して連携して行動をおこすよう強く働きかけてください。省庁の枠を超えて総合調整を行うことが業務である内閣府が要となってその役割を果たしてください。その際、民間の力をおおいに活</p>

				用してください。
320	団体	団体	49	<p>○DVの被害者支援対策に意識の変革を</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 加害者を逮捕し、更生義務を科す法律を 2) なぜ、被害者が家を出なければならないのか？ 被害者が家を出る、離れなければならないのは本末転倒 3) 別れない被害者が7割、その半分が別れたいと思ったが別れなかった。 その理由 多くの別離親が養育費を払わない。 そんなことは許さずしっかり対策を。 女性の経済的不安（女性の貧困化が進む中、当然の不安） 4) 家を出るべきは加害者、隔離、更生、戻して監視することが必須 5) 虐待のうらにDVを、DVのうらに虐待を疑うべし 6) DV、虐待の関係者（司法関係者も含めて）の研修機会拡大ではなく、研修を毎年一定時間数（例：米国、加州は16時間）受けることを義務にすべき。受けなければDVに関わる業務・活動はできないというルールを作るべき。 7) 保護命令は心理的・感情的DVにも適用を。今はこういったDVが増加傾向で被害も甚大。 8) 同棲していないデートDVの被害者もDV防止法の接近禁止命令が申請できるように。 例：台湾では16歳から19歳でも申請可とのこと。米国、加州では12歳でも。 <p>DVは社会が生み出している問題です。女性差別の社会構造がもたらす、すべての人々に影響を与える害悪です。加害者に「それはDVです」、「暴力は許しません」という突きつけを被害者だけにさせないで、社会からもしなければなりません。被害者支援のために、児童虐待をなくすために、加害者を放置せず、罰と更生支援の仕組みを作ってください。全国各地にDV加害者プログラムを！</p>
321	女	20代	54	<p>インターネット上の性暴力の視点も非常に重要であるが、ヘイトスピーチの問題も深刻である。そのため、インターネット上のヘイトスピーチを禁止する法律を制定するべきである。インターネット上では、誰もが誹謗中傷のターゲットになる可能性がある。その中でも特に在日コリアンを含む外国人、被差別部落出身者、アイヌ民族、障がい者の女性は、属性や出身に加え、女性であるがゆえに攻撃のターゲットになりやすい。事実、ある在日コリアン女性のネット上でのヘイトスピーチ裁判では、「人種差別と女性差別との複合差別に当たる」と認めた大阪高裁判決が2017年、最高裁にて確定した。さらに、別の在日コリアン女性がSNSを使った情報サイトにおいて、同一人物のものと思われる複数アカウントからコリアンであることへの差別と女性であることへの性差別的な誹謗中傷を繰り返し書き込まれた。被害者は発信者情報開示を求めて仮処分命令を申し立てたが、2019年一審において却下された。これらは被害女性が力をふりしぼって法に訴えたために明らかになったが、実際には類似した被害をうけながら泣き寝入りを強いられているケースが多数あると推察される。</p>

				被害は「不平等に」起こるとい問題は決して見過ごしてはならない。インターネット上のヘイトスピーチを禁止し、「違法」とする法律を制定すべきである。
322	女	20代	44	相談体制の整備の視点として「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の視点も入れるべきである。マイノリティ女性が相談を受けやすくなるように一定数以上相談員を配置する、マイノリティ女性に関する研修を充実させることを追記すべきである。
323	団体	団体	44	相談体制の整備において「複合的な困難な状況におかれている部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性など」のDV被害者への特別な対応を組み入れる必要性を明記すべきである。 具体的には、全国292カ所にある配偶者暴力相談支援センターの相談員に対する研修プログラムに、複合的な差別に直面している部落、在日コリアン、アイヌの女性たちのそれぞれの背景について理解を促すプログラムを含めるべきである。これら女性たちのDVの問題は、大抵、そうした背景と関係している。事実、DV被害者のなかには、相談員による無理解や人権意識の欠如により二次被害をうけた女性たちがいる。また、同じコミュニティに属する女性を相談員として採用することも検討すべきだ。
324	団体	団体	54	インターネット上の性暴力の視点も非常に重要であるが、ヘイトスピーチの問題も深刻である。そのため、インターネット上のヘイトスピーチを禁止する法律を制定すべきである。インターネット上では、誰もが誹謗中傷のターゲットになる可能性がある。その中でも特に在日コリアンを含む外国人、被差別部落出身者、アイヌ民族、障がい者の女性は、属性や出身に加え、女性であるがゆえに攻撃のターゲットになりやすい。事実、ある在日コリアン女性のネット上でのヘイトスピーチ裁判では、「人種差別と女性差別との複合差別に当たる」と認めた大阪高裁判決が2017年、最高裁にて確定した。さらに、別の在日コリアン女性がSNSを使った情報サイトにおいて、同一人物のものと思われる複数アカウントからコリアンであることへの差別と女性であることへの性差別的な誹謗中傷を繰り返し書き込まれた。被害者は発信者情報開示を求めて仮処分命令を申し立てたが、2019年一審において却下された。これらは被害女性が力をふりしぼって法に訴えたために明らかになったが、実際には類似した被害をうけながら泣き寝入りを強いられているケースが多数あると推察される。
325	女	30代		性犯罪者及び異常性的嗜好者へのカウンセリングや治療へのアクセスを充実させてほしい。 ドラッグやアルコールやギャンブル等と同じように、一度脳内に快楽の回路が作られた人は自分の意志では自分をコントロールできず、それゆえ性犯罪はその再犯率の異常な高さが特徴の一つです。 異常な性的嗜好を持つ人の存在を速やかに認知できるような仕組みを整え、その人たちが適切なカウンセリングや治療を受けられるようにしてほしいです。 専門のカウンセラーもいるにはいますが、自費診療ゆえ高額ですし、その存在自体も殆ど知られていません。結果異常な性的嗜好とその欲望がエスカレートし実際の児童に手を出すケースが止むことがありません。
326	女	60代	46	・刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関して、法改正を含む必要な措置を講ずる、とすべきである。

				<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体への経済的支援を盛り込むべき。 ・専門性をもった支援員・相談員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。 ・ワンストップ支援センターの数をもっと増やすべき。 ・「性暴力被害者支援法（仮）」の制定が必要。
327	女	60代	52	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備が必要。 ・就職活動、インターン、教育実習など学生やフリーランス、請負で働く者のセクシュアルハラスメントについて実効性ある対策が必要。
328	女	60代		<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力根絶のための総合的な法整備を行う。被害者も加害者も出さず、性暴力を許さない社会づくりは、男女共同参画社会の中心に位置づけられるため。 ・子どもの性被害をなくすためにも、幼少期からの性教育に取り組む必要がある。人権教育、個人の尊重、自己決定権を基盤とし、「性交」「避妊」「性感染症」についても正確な情報を教える。 ・性犯罪防止キャンペーンなどは、被害者に注意を喚起したり、防衛力をつけることに力点を置くのではなく、加害者の責任、性犯罪の重篤性を広報する方向へ変えていく必要がある ・「子供」の表記は「子ども」とする
329	女	30代		<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪の厳罰化を。 <p>痴漢を含めた性犯罪に対する取り締まりの強化、また泣き寝入りする被害者を減らす為に警察・検察の対応の見直しを。</p> <p>性被害の実態に則した、被害者が“どのように/どれだけ抵抗したか”ではなく、“どのように同意を取ったか”といった加害者側の行動を重視する法制度への見直しを望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力を助長するような表現のコンテンツは禁止を。 <p>AV・TV・マンガ・アニメ等で児童(高校生含む)の性的搾取にあたるような表現や性暴力を助長するような表現は厳しく取り締まりをお願いします。</p> <p>また幼少期からの正しい性教育の促進をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV・虐待の被害者の保護・支援を強化。 <p>公的な機関でのサービス強化はもちろん、力を入れている民間団体との連携・支援をさらに強化してください。</p> <p>潜在的な被害者が増える中、予算も増やす必要があると思います。</p>
330	男	20代		<p>性暴力被害については、性的指向や性自認にかかわらず必要な支援が受けられるよう明記すべき。特にDV被害などの相談窓口での適切な対応、相談・支援体制の整備を明記すべき。</p>

331	女	10代以下	<p>私は、日本での女性の扱われ方が変わるべきだと思います。主に女子高生や若い女性に対する痴漢やセクハラが普通になってしまっているのは本当におかしいです。私の友達の多くが電車で痴漢を経験しているし、私も痴漢ではなく、40、50代くらいの男性に写真撮って良い？と言われて怖い思いをしたり、若い子は艶があっていいねえと言われてたり、日本で女性として生きる上で沢山嫌な思いをしてきました。</p> <p>これには主に2つの原因があります。1つ目はロリコン文化が日本に根付いていること。10代の若い女性アイドルに年取った男性のファンがいるというのが当たり前だし、漫画やアニメでもロリコンが頻りに描かれています。私は年取ったおじさんたちが若い女の子たちを性的な目で見るとロリコン文化はモラルに反するものだと強く思います。だから、ロリコン文化をテーマにした漫画やアニメなどのコンテンツは世に出回るべきではない、規制をかけるべきだと主張します。</p> <p>2つ目は女性へ差し伸べられている助けがないこと。痴漢が起こっても、その犯人を自分だけの力で警察まで連れていかなければ解決できない、周りの人はそんなに助けてくれない。これは痴漢撲滅には絶望的な状況です。もっと簡単に痴漢を通報できるようにしたり、罰を重くしたり、痴漢をされた時に声を上げることがより当たり前になれば、何もできず黙って痴漢をされる女性の被害者が減ると思います。またセクハラに出くわした時、私がどうしたら良いかわからなくて、はっきり断れなかった(70歳くらいのおじさんに写真撮って良い？と言われてたときに、気持ち悪いのでやめてください。とか警察に電話しますよ。とかではなく、写真好きじゃないので大丈夫です。となぜかセクハラだとわかっていたのに優しく気づかないフリをして受け答えをしてしまいました)</p> <p>その後友達にあのときなんて言ったら良かったんだろうと聞いたら、多くの友達が強く言って口論になっても怖いから、予定があるなどと言って逃げると言っていました。これでは被害を受けている女性が逃げて、セクハラをした方の男は何の罰も受けない→また同じことの繰り返しだと思います。今の常識としてセクハラを受けたら逃げるというふうに関や先生が教えてしまっているのは最悪です。声を上げる、どうにかしてセクハラする男を罰する事が大切であると皆んなが教えられる必要があると思います。</p>
332	女	20代	<p>「性犯罪・性暴力への対策の推進」についての意見です。具体的な取組の一つに刑事法の在り方について所要の措置を講じるとありますが、そのさらに具体的内容として以下を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪に関する DBS の導入 ・児童に関わる職に就くにあたって無犯罪証明書提出の義務化 ・医者や教師が性犯罪を犯した際の免許剥奪 ・性犯罪の再犯ゼロを目標に厳罰化 ・刑法改正(海外を参考にした性行同意年齢の引き上げ、暴行脅迫要件の撤廃) ・逆恨みを恐れた示談や泣き寝入りが減るよう、被害者の保護を徹底(加害者に住所氏名を知られない権利の保護、被害者の引越し代負担など) <p>いずれも、再犯率の高さ、暗数の多さ、刑の軽さといった性犯罪の現状の問題を念頭においています。</p>

				特に、刑の軽さや処分の甘さは、日本社会が性犯罪を軽視していると受け取られてもおかし くありません。私は1年間フラワーデモに参加して、社会にこの問題を訴えてきました。デ モのことは海外にも知られており、日本の恥ずかしい現状が広まっています。一刻も早く法 制度を見直してください。よろしくお願いします。
333	団 体	団 体		(2) 具体的施策の上から二つ目、一時保護基準の透明化で協調性がない＝個室化となっ ているが、「一時保護基準」を全国的に統一して明確化し、不合理な理由で当事者の安全を守 られないような運用を行わない。」 個室化だけでは問題は解決せず、独自のDVセンターが設置されず、婦人相談所の一時保護 所の「転用」だから矛盾が生じており(携帯問題など)、「DV独自のDVセンター(避難 所)の設置を検討すべきである。」
334	—	40 代	47	・「JKビジネス」問題等をはじめ 成人女性が行うコスプレもあるので定義をはっきりさせるべき
335	—	40 代	54	>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 >〇 インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止 するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。 不適切な性・暴力表現の範囲が広い。創作物、非実在人物の表現が含まれないように範囲を 限定するべき。 今回の第5次男女共同参画基本計画に表現の自由へに最大限配慮することを明記するべきで ある
336	—	40 代	54	>9 売買春への対策の推進 >性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて 自主的なSEXWORKは含まれないことを明記すべき
337	女	10 代 以 下	48	日本には未成年の子供を性的対象にするロリコン文化があり、それが大人の児童ポルノなど への需要を高めてしまっている。そう行なった文化を対処し、大人が未成年者を性的対象とす ることがないようにしていただきたい。
338	女	10 代 以 下	52	高校生は電車でよく痴漢にあうが、十分な対処がなされていないので、もっと防止対策を行 ってほしい。
339	女	50 代	43	第5分野の施策の充実は大いに評価できる。「ジェンダーに基づく暴力」に言及している こともとても良いと思うが、LGBTQや男性の被害者支援に関する対策は十分挙げられていな いので、充実に向けての方向性を示されたい。 また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、都道府県レベ ルでの機能充足がまず急がれるところだが、市町村レベルでの整備についてもぜひ触れてほ

				しい。県域が広い場合など、物理的に支援資源に届かない被害者はたくさんいる。支援の質も各県で非常に格差があるので、全国どこにいても均質な支援が受けられるような体制整備について言及しておくべき。
340	女	50代	52	教育関係者への取り組みにおいて、研修だけでなく、行為教員・職員への厳正な対処を明記すべき。現在は3年程度で復職が可能であり、被害者感情だけでなく、児童性愛志向の矯正が難しいことを考えると、再犯の可能性が高く、また被害者が告発しにくい児童・学生という立場であることを考えると、現行制度は非常に問題であり、早急に改変すべきである。
341	男	30代	54	インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。 上記文章における“不適切”という表現はあまりに曖昧かつ広範である。 “不適切”という単語は個々人による解釈の幅がありすぎるため、“人権侵害”や“暴力扇動”など具体的な範囲を記載すべき。 また、“具体的な取組”で上記の範囲のさらなる具体化が必要である。 本件に限らず、“あらゆる暴力”など範囲が広範すぎる言い回しが目立つ。 私人間の暴力などは例えば夫婦間における相互のDVなど、女性に対する暴力のみを単純に罰すれば解決する性質のものだけでないことを鑑みれば、“あらゆる”といった広範囲すぎる文言は控えるべきである。
342	女	60代		2-2-5 今回、第5次基本計画案では、性犯罪・性暴力対策の強化や、セクシュアルハラスメント防止研修などが明記されていることは歓迎します。 私は、現在、縁あって性被害にあわれた方々と一緒に、性犯罪は絶対に許さない！と「フラワーデモ」の活動に参加しております。 今、刑法の性犯罪規定の改正をめぐる議論が行われており、初めて「暴行・脅迫要件の撤廃」と「不同意性交の処罰化」が盛り込まれたことを知り、性暴力被害当事者や多くの女性たちの声が受け止められたとうれしく思っています。 さて、具体的な取組の詳細明記について、正確な実態の把握と適切な対処を行っていただけることをより実効性のある内容として見える化を求めます。 被害当事者の方々から「各都道府県へのさまざまな支援、医療等の体制について通達がありますが、医療、支援の具体的な内容を示してください」と要望されています。 以上2点について、小さな声ですが計画に取り入れて下さいますよう求めます。
343	女	40代	44	女性に対する暴力を人権侵害であると位置づけることは評価できるが、実際に問題となることは、女性に対する「暴力」の内容であり、身体的暴力にかぎらず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、「暴力」に対する否認・過小評価・責任転嫁など、強いと思いたい者が、弱いと思わせたいものに、「お前はダメな人間である」というメッセージを送り続ける関係性そのものであるという構造的な理解を、関係機関に携わる人、教育関係者、国民に周知・啓蒙していくことが大切だと考えます。

344	女	40代	44	<p>女性に対する暴力の根絶のために、行政も民間も連携して支援することが書かれています。実際には、DV シェルターや、児童相談所、女性団体、DVに関わる弁護士などは、SNS上で、「でっちあげDV」「DVビジネス」「子の連れ去り」などと揶揄されて、行政機関の職員の名前がネット上でさらされたり、民間団体や弁護士が業務妨害を受けるケースが泣き寝入りになっていると思います。女性に対する暴力の根絶のために頑張っている人が、暴力にさらされて心病むようなことでは、十分な支援ができません。こうした悪質な言論についても、国として立ち向かって欲しいと思います。</p>
345	女	40代	45	<p>DV・性被害を根絶するために、教育が重要であり、若年層に生じる、デートDVに関する法制化が不可欠だと思います。特に、10代を対象とするデートDVの調査、デートDVに関する人権教育の義務化が必要だと考えます。また、性暴力については、昨年の3月に4件の無罪判決のように、国民が唖然とするような判決が続くようでは、性暴力についてかなり遅れた国であるといわざるを得ませんし、性暴力がゆるされてきた歴史を謙虚に認めて、マイナスからどう挽回していくのかという段階であることを自覚すべきです。関係性のなかで生じる意に反する性行為について処罰の対象となっておらず、暴行脅迫要件が科され、性暴力を性犯罪とすることにハードルが高く、子どもが被害に遭う性暴力についての時効のかべなどの問題については、刑法改正が必要だと思います。</p>
346	女	30代		<p>私は女性として生まれ、小学校の頃は男子にスカートをめくられたり、胸をさわられたり、バス停に座っていたら大人の男性に陰部を見せられたり。中学生になれば男子に授業中わいせつな雑誌を見せられたり、スカートの中をのぞかれたり、帰り際知らない男性に「送っていくから乗りよ」と声をかけられました。高校生になれば書店でスカートの中を盗撮されそうになったり、男性にあとをつけられ、恐怖を感じました。就職すると電車の中で男性に執拗に追いかけられたり、痴漢にあたり。職場では先輩や上司に飲み会などで体を触られたり。結婚すれば夫からは自分の思い通りにいかないと私や子どもたちのせいとされ、威圧されたり、最後は殴られたり、段々と言葉や体の暴力を受けるようになりました。私だけではなく、女性は女性として生きているだけで様々な被害に遭っています。私だけではありません。女性はそれを当たり前とせず、男性たちはその事実を知り、問題としてとらえていただきたいのです。安全に人権の尊重がある社会で生きていきたい。子どもたちがそのような被害に遭わないように私たちも今から女性に対する暴力をなくすことができるよう協力していくのでぜひ以下の点について取組強化をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デートDV予防・防止教育」を義務教育化してください。 ・ジェンダー平等教育を義務強化してください。 ・DVについてDVの被害者だけでなく、加害者に責任をとらせてください。被害者をなくす為に加害者に厳罰な処分を科す法律を。 ・裁判所の職員に対し、DVの構造「力と支配」と暴力の知識についてプロフェッショナルな人材を育成してください。 ・自治体職員、子どものいる大人たち（PTAなど）にDVやジェンダー平等の研修を受ける機会を義務化してください。 <p>私たちのように被害にあっても誰に相談しても解決しない世の中をつくらないでほしい。被害を訴えても加害者は何不自由なく過ごし、被害者は二次被害にあう社会をもうやめにして</p>

				<p>ください。被害に遭ったことで、私のように被害者である女性が離職を選択し、生まれ育った場所を離れる選択をし、苦しい道を選びなければならない社会をもう終わりにしてください。声を挙げられない女性がたくさんいます。女性たちが生きやすい世の中になりますように心から祈っています。</p>
347	団体	団体	54	<p>在日コリアン女性は、コリアンであること、女性であるということで、sns やインターネット上でヘイトスピーチの攻撃にさらされてきた。いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されたが、罰則がなく、被害者を救済する法律としては不備があることが問題となっている。マイノリティ女性の多くは、こうした sns やインターネット上の攻撃にたいし、沈黙を強いられてきた。ネット上の攻撃に対する制裁および被害者が声を上げることができやすい法的なシステムを構築すべきである。(2) 具体的な取組に以下の文を追加すべきである。(4) インターネット上の攻撃に対する制裁と救済の法制化を図る。</p>
348	団体	団体		<p>男女、性的指向・性自認に関わらず性暴力被害は発生しています。そのため、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記していただきたいと思います。特に、「DV」被害の相談窓口において適切な対応がなされるように、相談・支援者への研修や、体制整備をしていただきたいです。</p>
349	女		50代	<p>DV や性暴力被害者などの被害者支援においては、ジェンダー視点を持つ心理専門職（フェミニストカウンセラーなど）の支援が重要である。なぜなら、被害者の心理的な回復には「自分が悪いのではない」と確信を持ち、ジェンダー平等が実現していない社会への認識を持つことが不可欠であり、それが回復への大きな一歩となる。被害に遭った自分自身を振り返り、新しい生き方に向かうために、息の長い支援とカウンセリングが必要とされる中で、以下の提案をしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援機関へのフェミニストカウンセラーの登用 ●支援員養成過程にフェミニストカウンセリングの導入 ●経済的な理由でカウンセリングを受けられない人に対する経済的支援 ●ジェンダー教育や性教育、デート DV プログラムの導入
350	女		40代	<p>(1) 施策の基本的方向 【コメント】</p> <p>イスタンブール条約の規定の水準に到達できるような施策を推進するべきで、この条約において「女性に対する暴力」とは、「人権侵害及び女性に対する差別の一形態として理解されるものであり、公的又は私的な生活において生じているかにかかわらず、女性に対する身体的、性的、心理的、経済的な危害若しくは苦痛(そのような行為の脅しを含む。)、強制又は恣意的な自由のはく奪をもたらし、又はもたらす可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為をいう」と規定されており、それに沿って施策を考える必要がある。</p> <p>また、より明確に女性に対する暴力が社会構造に起因するとした、国連女性差別撤廃委員会一般的勧告 35 号「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」(2017)勧告を遵守すべきである。</p> <p>暴力の防止教育においては、ユネスコの性教育のガイドラインなど国際的な水準に合わせた内容を発達年齢に応じて、実施するべきである。</p>

351	女	40代	47	<p>子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について。</p> <p>私は本屋さんで成人向けマンガのような、女性や児童を性的に消費している絵のマンガを目立つところに置くのをやめてほしいです。</p> <p>子供も通るし、普通のマンガのすぐ隣にある本屋もあります。大人の私でさえショックを受けるような性的な絵です。ゾーニングしてほしいと思いました。</p> <p>そのためには、小学校低学年からしっかり男女に性教育と人権教育をするべきだと思います。もしちゃんと人権教育を受けた人が本屋の店長だったら、ゾーニングの必要性が分かったはずですよ。</p>
352	女	20代		<p>最近ではDVに関して女性の被害者だけでなく男性の被害者も存在していることが一般でも周知されてきました。</p> <p>女性の救済には見向きもしなかった社会が男性の被害者が顕在化することによってやっと対策に乗り出すという歴史はいくらでもあります。今の日本政府はこれと同じで女性の人生や選択を全く尊重しない態度をとり続けています。</p> <p>悲しいことではありますが女性だけの問題ではありません。全人類の問題として取り組んでください。</p> <p>全ての人間が加害者にも被害者にもならず、なってしまった場合の支援など具体的な策を提示してください。</p>
353	女	20代		<p>性暴力がなぜいけないのか根本的に理解できない加害者がとても多い理由は幼い頃からの刷り込みが大きいです。</p> <p>性的な記号を垂れ流すことを社会として取り締まること、加害者に対する厳罰化を求めます。</p> <p>そして心に傷を負い一生振り回される被害者に対して行政からのセカンドレイプを無くすこと、ケアを徹底することも求めます。</p>
354	団体	団体	49	<p>「女性に対するあらゆる暴力の根絶」における性暴力や性犯罪、配偶者からの暴力は、女性に対する暴力だけでなく、性別や性自認・性的指向にかかわらず、あらゆる性暴力や配偶者からの暴力が含まれること、ならびにその被害者支援の対象となることを明記してほしい。</p> <p>特に、シスジェンダー女性だけを支援対象とするのではなく、あらゆる性自認に配慮し、トランスジェンダー女性等も相談しやすい仕組みをつくることを明記して欲しい。</p>
355	女	60代	45	<p>意見 1：2011 年に欧州評議会で採択された「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止に関する欧州評議会条約」（イスタンブール条約）の規定の水準に到達できるような施策を推進してください。この条約において「女性に対する暴力」とは、「人権侵害及び女性に対する差別の一形態として理解されるものであり、公的又は私的な生活において生じているかにかかわらず、女性に対する身体的、性的、心理的、経済的な危害若しくは苦痛(そのような行為の脅しを含む。)、強制又は恣意的な自由のはく奪をもたらし、又はもたらす可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為をいう」と規定されています。これにそった施策を望みます。</p> <p>また、国連女性差別撤廃委員会一般的勧告 35 号「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」(2017) 勧告を遵守してください。</p> <p>意見 2：民間支援団体への財政的な支援を行うことで、民間支援団体が継続した支援を行え</p>

			<p>るような体制を構築してください。</p> <p>意見 3 : (2) 具体的な取組「売春防止法を改正し、「女性支援法」の制定をしてください。 …理由：厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」では、多様化し複雑化する女性の支援ニーズへの婦人保護事業の対応には限界があるとして、新たな女性支援の枠組みの構築に「急ぎ、取り組むべき」とされているから。</p> <p>意見 4 : 次男女共同参画基本計画にある「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とう文章を再度入れてください。…理由：まだ、法改正が必要な状態であるから。</p>
356	女	60代 44	<p>○女性に対する暴力を防止し、それに対処する施策の国際的なスタンダードともいえる、2011年に欧州評議会で採択された「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止に関する欧州評議会条約」（イスタンブール条約）の規定の水準に到達できるような施策を推進するべきである。この条約において「女性に対する暴力」とは、「人権侵害及び女性に対する差別の一形態として理解されるものであり、公的又は私的な生活において生じているかにかかわらず、女性に対する身体的、性的、心理的、経済的な危害若しくは苦痛（そのような行為の脅しを含む。）、強制又は恣意的な自由のはく奪をもたらし、又はもたらす可能性のあるジェンダーに基づくあらゆる暴力行為をいう」と規定されており、その規定に沿って施策を考える必要がある。</p> <p>また、より明確に女性に対する暴力が社会構造に起因するとした、国連女性差別撤廃委員会一般的勧告 35号「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」（2017）勧告を遵守すべきである。</p> <p>○暴力の当事者とならないための教育においては、ユネスコの性教育のガイドラインなど国際的な水準に合わせた内容を実施できるようにすべきである。</p> <p>○民間支援団体は被害者のニーズに合わせた柔軟な支援が可能であると評価するのであれば、行政と民間支援団体が円滑な連携が行える仕組みづくりだけでなく、民間支援団体への財政的な支援を行うことで、民間支援団体が継続した支援を行えるような体制をつくる必要がある。</p> <p>○2019年10月に厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」では、多様化し複雑化する女性の支援ニーズへの婦人保護事業の対応には限界があるとして、新たな女性支援の枠組みの構築に「急ぎ、取り組むべき」とされている。このことから売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定を行うべきである。</p> <p>○第三次男女共同参画基本計画において、「卑わいな広告物等の取締り及び排除活動を推進するとともに、公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対する規制を含めた実効的な対策について、表現の自由を十分尊重した上で検討する」という項目があったが、これについては依然として、規制されていないので、実効的な対策を検討する必要がある。</p>

357	女	60代	45	<p>○2020年3月より法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」における論点整理案では刑事実体法について「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」「いわゆる性交同意年齢」「強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲」「法定刑」「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」、刑事手続法について「公訴時効」「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い」「いわゆるレイプシールド」「司法面接的手法における聴取結果の証拠法上の取り扱い」などが幅広く取り上げられている。第4次男女共同参画基本計画では、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とされている。第5次計画においても同様に先述の各論点について検討した上で「法改正を含む必要な措置を講ずる」とするべきである。</p> <p>○関係者を対象にした研修を行う際には、被害当事者や民間支援団体などを講師にするなど、被害実態をリアルに把握できるようにするべきである。</p> <p>○「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書（令和2年3月）」によれば、ワンストップ支援センターにおける支援では幅広い知識や専門性が要求されている。しかし、「相談員とコーディネーター（合計1034人）の処遇に関して（中略）「無給・交通費程度」は313人であった」ということで、必要とされる専門性に対応する処遇がなされていない実態がある。また、支援体制の課題として、35か所（71.4%）が「（夜間・休日の）支援員の確保が難しい」、30か所（61.2%）が「支援員のなり手が少ない」という課題を抱えていた。以上のことから、継続的な支援体制の構築のために、専門性を持った支援員の育成とそれに見合った処遇の改善をすべきである。</p> <p>○国連の設置基準は人口20万人に1センターとしていることから、ワンストップ支援センターの設置を中核都市などにも広げ、交付金の助成対象に含めるべきである。</p> <p>○ワンストップ支援センターが関係機関との連携や性暴力被害者に対する相談の証明書などを発行するにあたって、根拠法がないことが問題となっている。また、支援内容の地域格差を解消するためにも、設置の根拠法として「性暴力被害者支援法（仮）」などを制定するべき。</p>
358	女	60代	47	<p>○虐待全般と同様に、性虐待の背景にはDVがあると考えられる。虐待とDVはセットで予防発見に努めることが効果的であることから、そのことを基本的な方向として明確にすべきである</p> <p>○性的な被害を受けた若年層は、複雑な心理状況に置かれることから、被害を訴えられる環境を確保するために、専門的なトレーニングを受けた人材が様々な場面で同伴的な支援をすることを関係機関の義務とすべきである</p> <p>○生命の尊さを学び生命を大切にする教育について、「性教育」と明確にすべき。「性と生殖に関する健康と権利」の観点からの性教育を推進する。</p> <p>○児童相談所において、性虐待が発見された場合でも被害者を家に返す事例があることが報告されている。このようなことは許されるべきではない。帰宅させることのないよう、法律制度を整えるべきである</p> <p>○(4)の官民連携の公的機関を婦人相談所に限ることは支援の受け入れ先を狭めることになる。男女共同参画センター、学校（特に擁護教諭やスクールソーシャルワーカー）、家庭支</p>

			<p>援センターなど、子どもに関わる機関はもちろんのこと生活困窮者自立支援窓口や地域共生社会に関わる機関など、包括的な支援を提供可能な社会資源の連携を行い、地域社会の認知を上げる取り組みを行うべきである</p> <p>○専門的な人材育成に関しては、民間支援団体の先進的なプログラムを取り入れるべきである</p> <p>○若年女性の居場所作り事業等の内容は「支援」が中心のものであるが、若年女性自身のエンパワーを行う支援が必要である。若年女性当事者の「力」をつけるプログラムを実施すべきである。性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない教育だけでは不十分である。</p> <p>例えば、風俗業でのアルバイト等での性被害も多く報告されていることから、労働者としての権利を学び、労働契約を適正に結ぶ、就業規則を確認する力を持つことなども、若年女性を被害から守るには必須の学びである。教育機関で授業等に取り入れるべきである。</p>
359	女	60代 48	<p>○イスタンブール条約に規定されたドメスティック・バイオレンスの定義に沿って、より幅広い施策がとられるようにすべきである。</p> <p>○加害者責任を明確にした法整備を実現する。</p> <p>○被害当事者や子どもたちが（すべてを捨てて）逃げない、（学校や職場を）やめない、（人として生きる権利を）奪われない、支援施策の転換を図る。</p> <p>○「暴力を伴わない人間関係を構築する観点から」について、暴力を人間関係に矮小化している。「暴力が人権侵害であることを明確にして」、いわゆるデートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実する、とすべきである。</p> <p>○民間シェルターや自立支援施設など民間団体等に対して、継続的な支援体制が可能になるための財政的な支援を行うこと。特に民間団体で専門性を持った支援員の養成・研修を行ったり、支援員が生活できるような賃金の補償ができるような支援が必要である。</p> <p>○配偶者暴力相談支援センターにおける「一時保護基準」を全国的に統一して明確化し、不合理な理由で当事者の安全を守らないような運用を行わないようにすること。</p> <p>○独自のDVセンターが設置されず、婦人相談所の一時保護所の「転用」であることから矛盾が生じているので（携帯問題など）、DV独自のDVセンター（避難所）の設置を検討すべきである。</p> <p>○被害者が暴力によって避難が必要であると申請した場合には、配偶者暴力相談支援センターによって速やかに一時保護できるようにすべきである。</p> <p>○婦人相談員は、相談支援、関係機関との連携・調整、ネットワーク構築等を行うソーシャルワーカーであり、専門性が求められる。しかし、婦人相談員の雇用形態は、売春防止法から婦人相談員の非常勤規定が削除された現在でも、八割が非常勤のままである。また、婦人相談員が研修に参加できず、専門性が軽視されている実態もある。婦人相談員の待遇改善、研修の機会、参加の予算を増やすなどが必要である。</p> <p>○イスタンブール条約では、DVについて「身体的、性的、心理的、経済的なあらゆる暴力行為をいう」と規定されている。DV防止法を改正して、精神的・性的な暴力も保護命令の対象とすべきである。</p> <p>○厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中</p>

				間まとめ」に指摘されているとおり、売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定を行うべきである。
360	女	60代	52	<p>物理的なストーカーだけでなく、デジタルな世界でのストーカー対策も盛り込むべきである。</p> <p>何もかも都道府県の婦人相談所の管轄とすべきではなく、特に維新審への危険の大きいストーカー対策については、専門機関を設置すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護、中長期的な保護を可能とする施設を設置すること、そのための根拠法の整備を行うこと
361	女	60代	52	<p>○2019年にILO総会において採択された「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第190号）」では、加盟国にジェンダーに基づくものを含め、仕事の世界における暴力とハラスメントを定義し、禁止する法律や規則を制定や被害者の救済と支援へのアクセスの確保なども求められている。</p> <p>男女共同参画会議暴力専門調査会の報告書「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」（2019年4月）においても、「行為者に対して刑事罰による制裁を科すことや、被害者による行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で新たに設けることについて」「その必要性も含め中長期的な検討を要する」「職場におけるセクハラは許されないものであるという趣旨が法律上で明確化されることになれば、職場におけるセクハラ対策の実効性も一定程度向上していくことが期待される」とされている。</p> <p>以上のことから、ILO条約を批准するためにも、セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備をすべきである。</p> <p>○専門調査会報告書には、「教育やスポーツをはじめとする、労働分野に限らない領域におけるセクハラについて包括的に規定するような法制化についても、その必要性の有無を含め、中長期的な課題として検討していく必要がある」とされていることから、「効果的な被害防止策を講ずる」だけでなく、「法制化」も検討すべきである。</p> <p>○性的指向・性自認（SOGI）に関するハラスメント対策について明記すべきである。特に当事者の了承を得ずにその人が公にしていけない性自認や性的指向を暴露すること（アウトティング）などは、場合によっては当事者が自殺に追い込まれる危険性もある。</p> <p>○就職活動やインターン、教育実習など「雇用」されていない学生、フリーランスや請負で働く者に対する実効性あるセクシュアルハラスメント対策が必要である。ILO条約の保護の対象となるのは、いわゆる労働者に加えて、上記の者を含む幅広いものになっている。</p> <p>○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に盛り込まれた「児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員」「保育士等」が再犯を行わないための対策について、セクシュアルハラスメント対策に盛り込むべきである。</p>
362	女	60代	53	<p>7 人身取引対策の推進</p> <p>○既に政府広報等でも取り上げられているが、日本人被害者についての対策を明示した取り組みを実施すべきである</p> <p>○多言語の人身取引被害に特化したホットラインやSNSの相談窓口を設置すべきである</p>

			<p>○人身取引対策について包括的な法制定及び一元的に担当する中央機関の設置を検討すべき</p> <p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 この書き方では、何を取り組むのかが不明確である。インターネット上の女性への暴力は何種類も存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像や映像の拡散（リベンジポルノ、脅迫などに用いられるもの、同意していない商業的な拡散など） ・ジェンダーバイアスや女性蔑視、に基づく画像や映像、CM ・売春的行為を求める書き込みなど <p>日々「女性が性的な売り物であること」を認識させられ続けているともいえるインターネットのなかで、見えにくく・告発されにくい、数えきれない深刻な被害が起きている、政府はまず、被害の予防に取り組む前に実態の把握をすべきである。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発の対象を明確にすべきである。SNSの事業者、インターネットのプロバイダー、ネット上の加害行為を行ったものだけではなく、賛同したもの（いいねやリツイート）含めて対象とするとした政府の姿勢を明示して啓発事業を行うべきである。 ・若年層を欺いて自身の裸の画像を送らせるような加害者は後を絶たない。若年層に対する教育では、これらの加害者を減らすことはできない。加害者対策の教育、加害者にならないための教育を実施すべきである。これは、教育機関では間に合わない。すでに成人した男性が主な加害者であるからである。加害者が所属するコミュニティ、企業、などでの啓発に取り組むべきである
363	女	60代 54	<p>○買春者について政策がかかれぬのはなぜなのか。関係法令の厳正な運用と取り締まりの強化とは何を想定されているのか。この2点を明確にすべきである。</p> <p>○関係法令の厳正な運用と取締の強化とともに、売春防止法および風俗営業訂正化法の改正の検討を行うべきである。</p> <p>○売買春の現状は大きく変化しており、とてもアウトリーチを含めた相談支援活動でカバーできるような事態ではないのではないか。施策の基本的方向に最低でも以下のような視点を盛り込むべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層の性的搾取が横行するインターネットを含め潜在化している売買春の実態調査を行い対策の検討に着手する必要があること ・若年層等および買春者への啓発活動を促進すること <p>○売春防止法の見直しに関しては「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の「中間まとめ」に沿って、女性支援のための新法の策定に踏み込むべき</p> <p>○売春防止法の抜本的見直しの検討に着手し、とくに、売春防止法第3章補導処分及び婦人補導員の廃止の検討を速やかに行う。</p> <p>○若年層の支援のために実施されたモデル事業（若年女性の居場所づくり）の実施自治体が少ないことを踏まえて、民間支援団体が自治体からサポートを受けやすい事業を検討実施すること</p> <p>○買春、性的搾取等の防止には、女性に対する意識啓発ではなく、「男性」への意識啓発が</p>

				肝要であることから、広報啓発・教育・学習のカリキュラムを民間支援団体等の参画によって実施すること
364	女	80代以上	46	性暴力被害者への心理的ケアとしてフェミニストカウンセリングの専門性を持つ支援員、カウンセラーの養成が必要である。
365	女	80代以上	52	継続したセクハラ、性暴力や迎合メールについて周知が必要である。
366	女	50代		DV や虐待のない日本社会を実現できる法整備と罰則の強化、被害者を産まない社会システムと被害者を生んだ後の加害者更生プログラムを推進してください。
367	女	50代		体力的に弱い、女性・子どもへのDV・虐待被害が後を絶たない。刑期を終えてからも再犯が多いのは根本的対策がないため。刑期中に、加害者に対する更生プログラム指導が必要。
368	女	30代		・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記すべきである。
369	団体	団体	46	<p>○「性犯罪に関する刑事法検討会」において取り上げられた、刑事実体法についての「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」「いわゆる性交同意年齢」「強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲」「法定刑」「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」、刑事手続法についての「公訴時効」「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い」「いわゆるレイプシールド」「司法面接的手法における聴取結果の証拠法上の取り扱い」などの論点について検討した上で、「法改正を含む必要な措置を講ずる」とするべきである。#MeeToo 運動やフラワーデモなど社会的に刑法性犯罪の改正に対する機運が高まっている。ワンストップ支援センターなど被害者支援の現場でも適切な処罰が実現しない実態も訴えられている。法改正を含む措置が必要である。</p> <p>○関係者を対象にした研修を行う際には、被害当事者や民間支援団体などを講師にするなど、被害実態をリアルに把握できるようにするべきである。特に警察においては、性犯罪指定捜査員など専門的に捜査する警察官だけでなく、交番や警察署の総合相談など被害者と最初に接する警察官が性暴力・性犯罪について被害者心理を含めてきちんと理解し、二次被害を加えないようにする必要がある。その研修の際には被害当事者や民間支援団体の話を直接聞くことで理解がより深まると思われる。</p>
370	団体	団体	46	<p>○「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において被害者に対して求められる支援としては、心理的、医療的、法的、生活面など幅広く、またそれぞれに専門的な知識も求められる。これらの支援の提供にあたっては、被害者に対する二次被害を防ぎながら、関係機関とも連携して行うコーディネート機能も求められている。このような専門性を持ち、経験も必要とされる支援員の養成、育成には十分な体制や予算が必要である。また、そういった専門性、経験にみあった処遇を補償することで、支援員の定着がはかられ、支援の継続性が保証される。支援員が生活できる待遇を補償すべきである。</p>

			<p>○国連の設置基準は人口 20 万人に 1 センターであるが、その程度の規模であると、関係機関の情報共有や人的交流などが容易になり、被害者にとって有効な支援が機能しやすい。ワンストップ支援センターの設置を中核都市などにも広げ、交付金の助成対象に含めるべきである。</p> <p>○住基ブロックをかけるために毎年、警察に相談に出向かなければならないという親族からの性暴力被害者が、ワンストップ支援センターで相談の証明を出してもらえないかと希望されたが、ワンストップ支援センターの根拠法がなく、証明が出せない状況がある。地域での関係機関との連携や性暴力被害者に対する相談の証明書などを発行するにあたって、根拠法がないことが問題である。また、地域によって警察への相談が公費負担の条件になっていたり、カウンセリングの公費負担の有無や回数の違いなど、支援内容の地域格差は依然として大きい。被害者の居住地によって受けられる支援の違いがあるのは許されないことである。こういった問題を解消するためにも、設置の根拠法として「性暴力被害者支援法（仮）」などを制定するべきである。</p>	
371	団体	団体	52	<p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>○セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備をすべきである。#MeeToo 運動や財務省事務次官による女性記者へのセクハラ事件などを契機にこれまでの均等法における事業主への義務規定では不十分であることは指摘されてきたにも関わらず、禁止規定が実現しなかったのは国際的な動向からしても著しく遅れている。ILO 条約を批准できるように禁止規定を実現すべきである。また、セクハラ被害者は、仕事が続けられなくなることも少なくなく、PTSD などの後遺症に長く苦しめられる。中長期的な生活支援も含めた法制度整備が急務である。</p> <p>○教育やスポーツをはじめとする、労働分野に限らない領域におけるセクハラについて包括的に規定するような法制化についても検討すべきである。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>○性的指向・性自認 (SOGI) に関するハラスメント対策について明記すべきである。</p> <p>○就職活動やインターン、教育実習など「雇用」されていない学生、フリーランスや請負で働く者に対する実効性あるセクシュアルハラスメント対策が必要である。</p> <p>○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に盛り込まれた「児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員」「保育士等」が再犯を行わないための対策について、セクシュアルハラスメント対策に盛り込むべきである。児童・幼児に対する性暴力を行う加害者は常習性が高く、処分されても他の地域で教員や保育士になり加害行為を繰り返すことを防ぐ対策が求められている。</p>
372	男	30代	54	<p>「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」</p> <p>ここでいう「不適切な性・暴力表現を防止」というのは、小説や漫画・アニメ等の架空表現の防止まで含めるように読み取れます。そもそも政府が「不適切な表現」という曖昧な事に介入するのは、広報啓発であっても危険であると考えます。</p> <p>であるのでここは個別具体的な暴力、たとえば児童ポルノ（法律上のものであり「非実在青少年」等はもちろん含めないもの）や児童買春の文言、セクハラメッセージなどというのを明確に示した方がが良いと考えます。</p>

373	女	60代	44	<p>日本社会は旧来男尊女卑が根強く、近年それに弱肉強食の自己責任論がはびこり、社会的弱者に対して制度上の守りがとても弱い。男女平等が長年叫ばれているにも拘らず男女格差がなかなか縮まらない。この弱者たる女性性に、セクシャリティや障害、外国籍等複合的な要素も加味されていった時、多面的に暴力を食らうことになる。身体的な暴力は勿論、性的に、言葉でも、更に「#Ku Too」に代表されるような組織制度上の暴力に女性は常に晒されている。これは年齢を問わずである。この女性の実状を、認識し、誰もが差別、抑圧されることのない社会生活を送られるような制度設計をしていただきたい。</p> <p>そもそも「女性」という概念に戸籍上「女性」と共に性自認「女性」も含まれて考えられているのかどうか疑問である。</p> <p>特に性別違和を抱える人々は幼少期から誹謗中傷的になりやすく社会生活上あらゆる面で暴力被害を被ることが多い。性自認「男性」（戸籍上女性）がレイプにあったり、性自認「女性」が身体的かつ言葉による暴力を受けたりするケースは枚挙にいとまがない。</p> <p>それをなくすためには、国を挙げて性自認・性的指向（SOGI）の概念を打ち出し、広報啓発に努め、関係機関、関連民間団体と協調して、暴力被害者への支援体制を強化すべきであろう。女性は勿論、性的少数者への暴力を根絶すること、暴力に会いやすい弱者の相談先を広く設置し周知徹底すること、更に、相談先に配置される人員にはとりわけ性自認・性的指向の概念を徹底認識するよう研修を図られたい。特にDV被害においては、被害者は性自認・性的指向に関わらず誰にでもありうることを念頭に置いて、個人のニーズに即した必要な支援が受けられるように、適切な対応、相談・支援体制の整備を明記すべきと考える。</p>
374	女	50代		<p>DV防止法が作られてから20年近く経っても、いまだに情報が被害者に向けたものに偏っているのは大きな問題です。DVは加害者の問題であり責任です。DVを「（配偶者など）親密な人への暴力」と定義し直し、加害者に向けたメッセージにしていく必要があります。</p> <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません。その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策であり、最短で効果を出す方法です。ジェンダー平等教育としての「デートDV防止教育」が必要です。</p> <p>デートDV防止教育は若者に生きる希望と力を与えることができる教育です。教育効果として、デートDVをしない・されない、されても早めに気づける、何かあったら相談していいと知る、友だちのデートDVに気づける、友だちから相談を受けたとき適切な対応ができる、傍観者にならない、暴力はどんな理由でもダメと理解する、いじめについても理解する、性的自己決定について理解する、世の中に存在するジェンダー不平等と社会構造を知る、人々や自分の中にあるアンコンシャス・バイアスと、その背景にある女性差別に気づける、対等で平等な親密な関係とはどのような関係なのか知る、人も自分も大切にすることを知る、身近で起きていることがDVや虐待であることに気づける、将来子どもを虐待する親にならない、などさまざまなことが期</p>

			<p>待できます。</p> <p>その効果は、年齢や成長に応じておとなになるまで何度も学ぶことでしか得られません。</p> <p>デートDV予防・防止教育が義務教育に加えられるよう、DV防止法には「防止教育をする」という文言と具体策を盛り込み、その実現に向けて内閣府は、特に文科省に対して連携して行動をおこすよう強く働きかけてください。省庁の枠を超えて総合調整を行うことが業務である内閣府が要となって</p> <p>その役割を果たしてください。DVは社会が生み出している問題です。女性差別の社会構造がもたらす、</p> <p>すべての人々に影響を与える害悪です。加害者に「それはDVです」、「暴力は許しません」</p> <p>という突きつけを被害者だけにさせないで、社会からもしなければなりません。</p> <p>被害者支援のために、児童虐待をなくすために、加害者を放置せず、罰と更生支援の仕組みを作ってください。全国各地にDV加害者プログラムを！</p>
375	女	60代 44	<p>意見1：(3)で想定している窓口に限らず、すべての行政窓口担当者が、DVの正しい知識と被害者への適説な対応ができるよう周知の徹底や研修の実施を取り組んでください。…窓口を周知しても、正しい理解を得られず、傷ついて、支援を受けられない被害者が多く存在しています。</p> <p>46 ページ</p> <p>意見2：PTSD治療の研究に財政的な支援を行い、エビデンスの裏付けがある、治療法（代替医療も含む）の研究を推進してください。…効果的な治療法や回復プログラムが確立していない。</p> <p>47 ページ</p> <p>意見3：(1)施策の基本的方向では、子どもが被害を認識し、訴える力をつけることをめざしていますが、これは基本的に間違っています。子どもに訴える責任を押し付けていることとなります。現状では、子どもが被害の兆候を示しても、周囲にいる大人（保育士や教師、保健師などの専門家）が、被害に気づけないことが課題です。子どもへの、人権教育や性教育は必要ですが、被害を訴えるための教育をするのではなく、周囲の大人が被害に気づけるようにトレーニングする必要があります。</p> <p>意見4：虐待全般と同様に、性虐待の背景にはDVがあると考えられます。虐待とDVはセットで予防発見に努めることが効果的であることから、そのことを基本的な方向として明確にすべきです。</p> <p>意見5：性的な被害を受けた若年層は、複雑な心理状況に置かれることから、被害を訴えられる環境とともに、その後の支援が安全で安心して受けられるような体制を関係機関で構築してください。</p> <p>49 ページ</p>

			<p>意見 6：イスタンブール条約に規定されたドメスティック・バイオレンスの定義に沿って、より幅広い施策がとられるようにすべきです。…理由：身体的暴力以外の暴力被害により、苦しんでいる多くの被害者が、行政の支援を受けられないからです。身体的暴力以外の暴力によって、心身に影響のせている被害者は多いです。これは公衆衛生の問題です。</p> <p>意見 7：DV加害者の処罰（更生プログラムの受講等を含む）を加えた法律を求めます。…理由：現状では、加害者の更生が望めないからです。</p> <p>意見 8：被害者が逃げずに、安心して安全な生活が維持できるように法的な枠組みを変えていってください。…理由：被害者がすべてを捨てて、逃げなければならないということが、被害者やその子どもの貧困につながっています。</p>	
376	女	20代	47	<p>性交同意年齢を引き上げてほしい。</p> <p>性暴力によって妊娠した女性に「加害者の同意がなければ中絶できない」と断ることがないよう、医師・病院を指導してほしい。</p> <p>同性間の性暴力や男性に対する性暴力についても、相談先で断られることがないようにしてほしい。</p>
377	女	50代	48	<p>○性暴力被害者支援に関わっていますが、被害者のカウンセリングへのニーズは高く、公費負担が必要です。10枚まで公費負担がありますが、他府県でも少なくとも同程度が必要と思われる。</p> <p>○フェミニストカウンセリングによってトラウマカウンセリングを実施し、効果が上がっています。性暴力被害者の心理を理解し、被害者の元々持っている力をエンパワーメントする視点で、関係機関や裁判におけるアドヴォケイト（代弁・擁護）活動も行うフェミニストカウンセリングは性暴力被害者支援において重要なアプローチです。フェミニストカウンセリングなどの専門性を持った支援員・カウンセラーの養成を行うことが必要といえます。</p> <p>○ワンストップ支援センターでは、被害者が警察にすぐ届けたくない場合に、病院で証拠採取した証拠物をセンター内の冷凍庫に保存し、被害者が被害申し、捜査が進んだ段階で証拠提出（差し押さえ）することをしています。警察に被害申告をする決意をするまで時間がかかる被害者も多く、その間に証拠が失われてしまうことが多くあります。病院拠点型ではないセンターにおいても証拠保管する体制を全国に広げることは性犯罪の潜在化を防ぎ、必要な加害者を処罰することにつながると考えられます。</p> <p>○全国のワンストップ支援センターの中で犯罪被害者支援センターが運営していることも多いですが、その場合には警察との連携も比較的スムーズです。犯罪被害者支援センター以外の運営であっても警察との連携がさらに緊密になるようにすべきです。</p> <p>○上記のことなど地域による支援内容の偏りを防ぐために「性暴力被害者支援法（仮）」など根拠法の制定が必要です。</p>
378	女	50代	52	<p>○セクシュアルハラスメントの被害申告を受けた際に、被害者の心理状態を理解した上での対応が重要である。特にセクシュアルハラスメントでは被害が1回で終わらず、複数回、場合によっては数か月、数年と継続することも少なくない。このような継続したセクハラ・性暴力事案の場合、合意の上の恋愛関係・不倫関係だったのではないかと誤解されてしまうこともよくある。日本フェミニストカウンセリング学会では『なぜ「逃げられないのか」継続</p>

				<p>した性暴力の被害者心理と対処行動の実態』という調査報告書を2019年に発行しているが、そこにはそういった事例が多数挙げられている。このような継続した事案において、被害者が加害者に対して迎合しているようなメール「迎合メール」の例も少なくない。</p> <p>厚生労働省の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」2011年12月の中で、(1)セクシュアルハラスメントを受けた者（以下「被害者」という。）は、勤務を継続したいとか、セクシュアルハラスメントを行った者（以下「行為者」という。）からのセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実がセクシュアルハラスメントを受けたことを単純に否定する理由にはならないこと。」とされている。こういったことについて、セクシュアルハラスメントについて相談を受けたり、事実認定を行う担当者が理解して対応するように周知、研修などを実施する必要がある。</p> <p>○セクシュアルハラスメント被害者に対する中長期的な生活支援が必要である。住居や仕事など被害者に配慮した制度を整備するべきである。</p>
379	女	40代	44	<p>P44</p> <p>1 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動としてその時々課題を重要テーマとして設定し、効果的な広報啓発を一層推進する。</p> <p>とあることに関して意見です。</p> <p>近所を歩いていると、住宅街に設置された看板に「痴漢に注意」等の文言をよく見かけます。男性は注意しないで歩いて、女性は注意しないといけない世の中はおかしいです。「痴漢は罪」だという訴えに変更して欲しいと思います。被害者のケアはもちろんですが、まずは被害者を出さないよう努めて頂ければと思います。</p>
380	女	20代	51	<p>性被害に遭ったのに、加害者に氏名を教えないと立件できないのは絶対におかしい。被害者の立場に立ってほしい。</p>
381	女	30代		<p>公共交通機関(とりわけ満員電車)での痴漢行為を防止できる環境づくり、性暴力被害者が訴えた時に警察官がセカンドレイプをせず届出の手続きをしてくれる対応、被害届を出したり裁判になった際に加害者に住所氏名を知られずにすむ制度、また強制性交等罪における暴行脅迫要件の撤廃を強く要望します。</p>
382	女	50代	p44	<p>○幼少期からすべての子どもたちに科学的に正しい知識を身につけさせるための学習の機会が必要だと考える。学習指導要領に明記し、幼少期の子どもたちが自ら自分の身を守るための必要な知識が与えられなければならない。</p> <p>○児童ポルノ、アダルトビデオへの出演強要問題や「JKビジネス」の問題等は、れっきとした犯罪であり、巻き込まれた子どもたちは被害者である。心身が深く傷つき、生涯にわたって苦悩し続けることもある。このような問題を解決するために早急に法的措置を講じていくことが求められる。</p>
383	男	30代		<p>女性に対する暴力の根絶のみを表題にしていますが、男性に対する暴力を一切考慮しないのはおかしいでしょう。</p> <p>暴力の中でも最大の損害を被るところの『殺人事件』の被害者は、男性の方が女性に比べて約1.5倍も多いと言われています。パートナーからのDV被害についても、男性は女性に比べて被害を訴えにくい現状があります。</p>

			<p>インターネットや SNS では、男性に暴力を振るう行為を是とする書き込みが溢れかえっています。</p> <p>そうした状況下にもかかわらず、あえて女性への暴力に限定して根絶を目指すと言宣することに、真っ当な理由があるのでしょうか。却って男女の格差を広げる運動にさえ思えます。</p> <p>「男女共同参画」を謳うなら、男性の受ける暴力被害を無視するべきではありません。暴力における最大の被害者は男性なのだという事実を認識し、真に取り組むべき課題を考え直していただきたいです。</p> <p>万一にも「女性だけが暴力から逃れられればいい、男性被害者はどうでもいい」とお考えなのであれば、それはもはや「男女共同参画」とは別の悪しき思想です。</p>
384	女	60代 49	<p>意見 1：民間団体への財政的支援を明文化してください。・・・理由：ノウハウを持った民間団体が、財政的な裏づけがなく、若い人材を育成することができないでいます。海外の民間シェルターのスタッフの多くは、正規職員として働いています。人材育成、雇用の確保ができる財政的支援が早急に必要です。</p> <p>意見 2：緊急一時保護制度を導入してください。…理由：保護命令が決定するのに、時間がかかるため。</p> <p>意見 3：厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」に指摘されているとおり、売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定を行うべきである。</p> <p>意見 4：離婚時の共同親権が話題に上がっていますが、DV加害者が離婚後も子どもや元妻を支配することにつながります。共同親権のあるアメリカでは、離婚後に、子どもが一方の親に殺されるという事件が多く起こっています。共同親権は導入しないでください。さらに、面会交流をすとしたら、子どもの安全と安心が第一として実施してください。面会は、親の権利ではなく、子どもの権利です。</p>
385	男	50代 43	<p>女性に対する暴力は殆ど性暴力であると思っています。性暴力の原因は、女性の人権を尊重していないことだと考えます。女性は一人の人格ではなく、性消費の対象という見方が、これまでの日本ではあったように思います。男性女性にかかわらず、それぞれを大切にするという意識が足りていないのかもしれませんが。</p> <p>加害者側とならないための、被害者とならないための人権教育、性教育が圧倒的に不足していると感じます。義務教育から高校教育までの間、性被害に遭わないための知識や正しい性の知識を学ぶことなく過ごすことが異様です。今の社会では十台の女子ですら性消費の対象となります。性被害に遭った時の避妊についても知る必要があります。正しい性知識は男性にも必要です。学校で知識を得られない男性は、インターネットや様々なメディアから誤った情報を得、それがあたかも正しいかのように女性に対して振舞います。この先何十年、私たちの社会から性暴力をなくすためには、子どもたちに正しい性教育を行う必要があると思います。また、性的同意年齢 13 歳というのも低すぎます。</p> <p>本気で女性に対する暴力をなくすというのであれば、今の社会に蔓延している男性の意識をとにかく変えていく必要があると思います。</p>

386	女	70代	44	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント、パワーハラスメントなどのように縦割りにせず、ハラスメントそのものが犯罪であるとする認識のもと、罰則規定を伴う包括的ハラスメント禁止法を策定する。 ・加害者への教育や更生プログラムが不足している。女性への暴力削減には、力づくで支配しないという幼少時からの教育と共に、起こしてしまった加害者に反省させる教育が必要である。 ・研修対象者に司法関係者も入れること。犯罪捜査、裁判の過程で性犯罪・性暴力の被害女性に対し、ジェンダー視点に欠ける取り扱いがなくなっていない。 ・令和2年から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としたことを評価します。 ・人権を重んじる教育をすると共に、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を取り入れ、子どもの頃から自分を守ることを教える。 ・若年女性のみならず、性的マイノリティを置き去りにしないことが大切である。婦人相談所だけでなく、男女共同参画センターを活用し、この問題への取組を強化・充実させる。 ・特に子供に対しては、表現の自由よりも人権を守るため、法的手段を含む強制力のある施策を講じる。 ・DV女性や孤立した女性を支援するシェルターなどの施設は継続が困難なほど、財政的に苦しんでいる。財政的助成の制度が必要である。
387	女	30代		<p>性暴力や家庭内における虐待に対する刑罰が軽すぎます。特に性暴力は再犯率がかなり高い上に被害者への精神的身体的負担や後遺症を考へてもほんの数年で社会に出てくるのは納得できません。また、児童や女性に暴行しておきながら、性的対象者と近くなれる職業に就くことが可能という状況は正しく加害者を社会復帰させることはできないのではないのでしょうか。そういった意味でも服役後の職業選択の許可制やGPSによる性犯罪者の監視をすべきではないのでしょうか。その辺りが規制されない日本は性犯罪者にとって天国のような国です。また被害者が抵抗していないことを合意とするこれまでの判決には激しく反対します。そういうならば、抵抗して殺されることを選ぶか、レイプされる（しかも合意とみなされる）ことを選ぶかしか選択肢がない状況です。裁判官の方には、最新の性犯罪被害者の心理的考察や研究を学んでいただき、判決に生かしていただきたいです。</p>
388	男	40代		<p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p><3 AV強制問題JKビジネス、国民意識への取組></p> <p>メディアの報道、人権団体の活動には現実とそぐわない部分が見えることがある。国民意識に向けた取組とは何か不明であるが、特定層(一部の人権団体等)のみでなく、当事者、業界関係も含め、広く意見を取り入れて、特定層の独善的な取組にならないように注意すべきである。</p> <p><8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の基本的方向 <p>不適切な性・暴力表現とは何かが不明である。映画、ドラマ、マンガなどの創作物を対象に含めるとなれば、</p> <p>「女性を含む創作者」の表現したい話やイラストなどを不当に制限する、感性や表現の自由への侵害であり、検閲につながりかねない。</p> <p>不適切な性・暴力表現の定義も曖昧な以上、他者の表現を不当に制限したい層に悪用される</p>

				<p>問題点が強くある。</p> <p>フィクション等の表現侵害が目的ではないとしても曖昧な内容を用いれば悪用される懸念は十分にあり、不適切な性・暴力表現の範囲は現実の人物を対象にした暴力表現等を防止する目的に留めるべきであり、創作分野の表現に干渉するものではない等の記述が必要。</p> <p>・具体的な取組-3</p> <p>児童性虐待はポルノという合法物ではない。政府は児童ポルノというポルノ軽視、差別的な擁護を使わずに児童性虐待記録物と正しい名称を用いるべきである。</p> <p>この用語は児童性虐待記録物でないポルノ、表現に対しヘイト扇動、差別的排除に悪用されがちであり、公的機関の用いる用語ではなくなっている。</p> <p>リソースは児童を性虐待から救うのに集中させるように意識し、こういった施策が差別的な層に用いられ児童性虐待記録物の防止ではなく、ポルノ等の表現排除に悪用されることのないよう注意すべきである。</p> <p><9 売買春への対策の推進></p> <p>児童の売春は無くさなければならないが、セックスワーカーについては権利を保護すべきである。</p> <p>アムネ스티はセックスワーカーの権利保護、非犯罪化を主張しており、違法とみなすのは時代に逆流した考えである。</p> <p>当事者の意見を踏まえ、当事者の権利と立場を守る施策に考えを変えるべきである。</p> <p>違法とみなし禁じる施策はセックスワーカーを地下に潜らせ、反社会勢力と結びつけることになり、かえって危険に晒す。</p>
389	女	20代	43	<p>性暴力を、女性差別による暴力だと周知させてください。海外ではフェミサイドと言われていいます。特に加害者が「女性を狙った」と証言している時はまぎれもなく女性差別です。また、男性が強引に女性専用スペースに入ることも女性差別だと周知させてください。</p>
390	女	20代	57	<p>売買春した保護対象の未成年女性がネット上で誹謗中傷されていたり、未成年女性に非があると認識していたりする大人が沢山います。これも断じて違うと周知させてください。大人の責任を透明化させて未成年者に背負わせている現状を変えてください。また、買う大人に対しての厳罰化と実名公表などの社会的制裁をしてください。</p>
391	女	50代	P47	<p>(2) 具体的な取組</p> <p>(1) 学校では今までからも生命の尊さを学び生命を大切に作る教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を行ってきた。しかし、カリキュラムの増加、社会の変化に対応するとした人や物との関わりにおけるコミュニケーションスキルの高度化などを受けて、子どもの生活における自由度が一層確保されない状況がある。心身ともにゆとりない毎日を送る子どもに対して「生命は大事」と教えても自己認識はおろか他者認識もできない。「同意」「不同意」などを基にした他者とのコミュニケーション、自己と他者との境界など、一人ひとりが尊重されるより具体性のある「包括的な性教育」をカリキュラムに入れる必要がある。「性教育」に対する偏見などを払拭する手立てを講じる教職員研修と共に、教職課程の必修化などを行うべきであることを記述すべきである。保育士、教師などが最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性があるとしてされているが、聞く側の認識が確かでない子どもは話さない。また、子ども自身が自分の身に起きたことを「性虐待」と認識しなければ相談にもつ</p>

			ながらない。被害を可視化し、心理的なケアをするためにも、子どもへの性被害防止教育は必要である。
392	女	30代	セクシャルハラスメント被害について労災認定時の出来事の心理的負荷を強とする。
393	女	40代	<p>・性犯罪の根絶をお願いします。 そのために、刑法の改正による性犯罪の厳罰化をしてください。</p> <p>・DVの考え方の転換をお願いします。 被害者のシェルターと言う考え方ではなく、加害者を引き離す(加害者が家を出る)考え方に転換すべきだと思います。なぜ被害者が家を追われ、暮らしも不安定になってしまうのか、加害者を引き離し、教育プログラムなどを当ててください。</p> <p>・痴漢の考え方を転換してください。 特に警察の痴漢防止チラシなどを見ると、被害者に原因が起因するようなことを示唆するものがまだ多く見られます。加害者のほうを抑制する考え方に転換すべきだと思います。</p>
394	女	40代	<p>警察に性犯罪を届け出た際に、心無い対応をされたという話をたびたび聞きます。(訴えを取り下げるよう求められたなど)まず被害者の話を聞き適切な対応をとる体制が欠けているのではないかと思います不安です。</p> <p>また電車内で繰り返される痴漢の対策など、被害者をうける側に「気を付けよう」と呼びかけるだけでなく、加害者側の犯罪を抑制するような呼びかけをすると同時に痴漢は精神的な病であること(常習性もあり再犯率も高い)の啓蒙も必要だと考えます。</p> <p>ワンストップ支援センターについては予算が削減され厳しい状況におかれていると聞きます。ボランティアだけでまかなえる問題ではなく、国からの一層の支援をお願いしたいと思えます。</p>
395	女	40代	<p>子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進について インターネット上の女性に対する暴力等への対応</p> <p>ツイッターなどのSNSで未成年を直接誘い出そうとする大人が少なくありません。見かけるたびに通報はしますが、正直きりが無いと感じています。未成年を誘い出そうとするアカウントに直接声掛けをする警察もあるようなので、こちらのような取組は全国の警察で行ってほしいと思います。</p> <p>また未成年(時には幼児も)の隠し撮りした下着やトイレの盗撮写真・盗撮動画の取引なども頻繁に見かけますが、このようなアカウントはフォロワー数も多く、通報してもなかなか凍結されないのが実情です。</p> <p>このようなSNSは若年層にも利用者が多く、影響も大きいと思われます。悪質なアカウント(その使用者)に対しては問題が再発しないよう厳しい対応が必要だと考えます。</p>
396	女	20代	性暴力の根絶に向けた対策の推進のため、啓発活動、広報活動も非常に重要ではありますが、学校における適切な性教育の実施こそがあらゆる性暴力を撲滅するための基礎となる重

			<p>要なポイントだと考えています。</p> <p>素案の中では、1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取り組み(2)に「加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る」との記載はあるものの、具体性が伴っているとは思えません。</p> <p>初等教育、中等教育、高等教育の場において、どのような取り組みを推進するのか、役割の明確化と各団体との連携に関する記載を盛り込んでいただきたいです。</p> <p>特に、中学校・高等学校の保健の授業における性教育については学校ごとにかなり指導内容のばらつきがあるように感じています。適切な性教育を受けていないことによって、何が性暴力にあたるのか、加害者・被害者ともに認識できないまま被害拡大へと繋がりがねません。</p> <p>現状の性教育に関する実態把握のため調査と、指導要領の見直し、教員に対する意識改革が進められるような方針となるよう、お願いいたします。</p>
397	女	70代	<p>コロナ禍ではDVの相談が増加しています。相談体制の強化が必要ですが、相談員も24時間体制では疲労が増しているようです。ボランティア頼みも限界と聞いています。一方でシェルター運営も財政的に厳しくなっており、コロナ禍ではますます余分な経費もかかり、逼迫しています。シェルターやDV・性暴力被害者の支援活動をするためのワンストップセンターを各都道府県に設置し、助成金を出す、マンパワーを確保するなどの施策を提言してください。</p>
398	女	20代	44 <p>現在日本では毎日のように弱い女性を狙った犯罪が横行しています。</p> <p>それは現在の男性加害者を容認する空気が大いに加担しています。</p> <p>行政が、公がもっと、もっと当たり前女性に対する加害を強く許さない姿勢を示してほしい。暴行の予防のための規制。加害者への処罰の厳罰化。など女性への暴力は許さないと強く表明してほしい。</p>
399	女	60代	44 <p>女性に対する暴力・性暴力は重大な人権侵害であり、長年にわたる女性に対するジェンダー差別意識が社会の中にあり、社会の構造としても暴力という形になったものと考えます。</p> <p>ジェンダーギャップ指数が年々下降していることでわかります。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会の勧告を日本は遵守すべく施策を実行していただきたいです。</p> <p>DVにより被害を受け心身が傷つき、人間への信頼感や自己尊重間を損なわれ社会参画が困難になった女性に対して回復や社会復帰のための支援の充実を希望いたします。</p> <p>行政各部署の担当職員、相談機関の相談員、子を持つ女性への児童相談所の職員が二次被害を防ぐための被害心理を理解する研修を定期的に行い充実させていただきたいです。努力目標より実行するための通達のような形で全国で対応の差をなくしていただきたいです。また性犯罪に関する専門知識・技能を備えた医師・看護師・医療関係者、民間支援員、シェルター勤務者がより速い回復・社会復帰に繋がると考えます。</p> <p>被害者の心のケアを行う専門家への助成が必要です。民間支援団体（民間シェルターなど）は被害者のニーズに合わせた柔軟な支援が可能であると評価されているのであれば 行政との連携がスムーズに行える体制造り、民間支援団体への財政的な継続的支援を行っていただき、被害者の回復、社会復帰の体制を構築いただきたいです。</p>

400	女	30代		性的同意がない場合、性暴力になる、としてください。現状の、抵抗した場合のみ性暴力が認められる形では、抵抗して殺される危険性を増加させます。
401	女	20代		不動産業界で働く女性にハラスメントを受けているか？というアンケートを調査して結果はネット(SNS)やテレビで広めるようにして下さい。ただしアンケート受けた女性に匿名か実名、どちらか選択できるように作成して下さい。
402	女	20代	45	<p>・6の警察官など被害者から事情をきく方について被害者に「ちゃんと抵抗したのか？」など聞くことをやめて欲しいです。恐怖で動けなかった状態のことを「抵抗しなかった」「乗り気だった」などと解釈しないで欲しいです。</p> <p>・また、世の中の人全体に、セカンドレイプについて広く知って欲しいです。「あなたはセカンドレイプしていないか？」という広告も作って欲しいです。</p> <p>被害者が声を上げられないのには、「被害者にも非があった」という風潮が強く残っているからだと思います。</p>
403	女	20代	47	<p>コロナ禍で家にいる事を余儀なくされ、家庭内で親や兄弟などから暴力・性暴力を受けている子どもは逃げ場がなくなりました。</p> <p>10代女性を中心に支える団体があります。家にいづらい人たちのために宿泊施設を提供していたりします。</p> <p>本来は国がする仕事だと思いますし、この団体だけでは全国の10代女性全員は助けられないのでぜひ国が同じような方法で支援してください。</p>
404	女	20代		<p>性犯罪の厳罰化をしていただきたいです。</p> <p>物理的に女性は男性より筋肉もつきにくく、体格差もあります。性犯罪が起こってしまったとき、「抵抗したかどうか」の判断が証明されにくいなど、今の基準では曖昧で女性に不利だと思います。体格差があるからこそ、女性に寄り添い、守る法律が必要なのではないでしょうか。</p> <p>また、電車などにおける「痴漢」も厳罰に取り締まるべきだと思います。「痴漢」という言葉で犯罪をマイルドにするのではなく、「強制猥褻」のような言葉に言い換えることから始めていってはいかがでしょうか。(1)重い犯罪であるということを男女共に大勢が認識すること、(2)被害者が泣き寝入りせずに済む体制をつくるのがひつようなのではないかと考えます。</p>
405	女	30代	46	<p>日々報道を見ていて、なぜ女性に対する性犯罪や性暴力がこんなに見過ごされているのか、怒りがわいて仕方がありません。</p> <p>裁かれるべき性犯罪が、不起訴や無実になっている現実は一体どうなっているのでしょうか。</p> <p>こういう現実、性犯罪に対する世間の意識が余りに低いのも原因があると思います。</p> <p>例えば電車内で痴漢にあっても見て見ぬふりをされる。</p> <p>被害者が声を上げて助けを求めても誰も助けてくれない。</p> <p>警察等に相談してもまともに取り合ってくれない。</p> <p>さらに酷い言葉をかけられることがある。</p>

			<p>未だにこのような現実があります。</p> <p>私自身、10代から20代にかけて痴漢の被害に何回もあいました。</p> <p>当時は声を上げることができず、泣き寝入りすることしかできませんでした。</p> <p>被害者は怖くて声を上げられない、声を上げて誰も助けてくれない現状があります。</p> <p>まず痴漢は完全に犯罪で、正しく裁かれるべきあつてはならないことだと世間に認識してもらうことが第一だと思います。</p> <p>女性が性被害にあわないように自衛するのではなく、まず被害が起きないような犯罪者が正しく裁かれる社会になるべきです。</p> <p>まず痴漢だけで言えば、出来る対策はたくさんあります。</p> <p>電車内に監視カメラを設置する。</p> <p>監視員に電車内をパトロールしてもらう。</p> <p>捕まった犯罪者の精神的なケアを行い、再発防止を徹底する。</p> <p>痴漢は犯罪できちんと裁かれるべきものだという意思を伝える広告(ポスター、CM等)を制作するなどです。</p> <p>できることから少しずつやっていけば、必ず被害を防ぐことができるはずですよ。</p> <p>そして性犯罪や性暴力を防ぐためには、性教育も本当に大事だと思います。</p> <p>性教育は今の日本では全くできていないと言ってもおかしくありません。</p> <p>性教育がきちんとされなければ、女性の身体をきちんと理解することができず、女性の身体を軽んじたり、女性を傷つけ、性犯罪、性暴力を助長させることに繋がります。</p> <p>性教育を徹底することによって、性犯罪や性暴力に対する意識も大きく変わってくると思います。</p> <p>性犯罪、性暴力は許せるものではありません。</p> <p>女性が生きやすい社会になるよう、</p> <p>ひとりひとりが性犯罪や性暴力はあつてはならないという意識を強く持つ社会になってほしい。</p> <p>全ての女性が性犯罪や性暴力にあう数が少しでも減るような社会になってほしいと心から願っています。</p>
406	女	40代	<p>DVや性暴力などは被害者ではなく、加害者の問題であるという認識を、学校教育をはじめとする様々な場面で広めてほしい。</p> <p>暴力被害者への支援に関わる、医療者・心理職など様々な支援者にフェミニストカウンセリングの知識をもってほしい。知識を学べる機会を設けてほしい。</p> <p>被害者へのケアにはフェミニストカウンセリングの視点・知識は必須である。</p>
407	女	40代	<p>セクシュアルハラスメントやストーカー被害者などが、加害者に迎合するような態度や言葉(メールなど)をすることは、加害者を怒らせないよう、被害を最小限にとどめたい、自分の立場を守りたい、辛い時間を早く終わらせたいなどという、自らを守るための行為である。</p> <p>特にセクシュアルハラスメントで、力関係が明確な場合は、相手に迎合することしか、選択がない場合もある。このことは一般にはほとんど理解されず、被害者をより一層苦しめている。この構造を被害者支援をする人や、職場であればセクシュアルハラスメントの対応担当者が理解することが必要。</p>

408	女	30代	47	<p>性犯罪者が今後一切、教員や保育士など未成年とかかわる仕事に就けないようにしてください。</p> <p>免許の再取得が5年に延長というニュースが出ましたが、5年では短いと思いますし、今後一切子供と関わる仕事に就く必要はないと思います。</p> <p>教員として子供と関わっていたいのであれば性犯罪を行わなければいいのです。</p> <p>自分の仕事や夢を捨ててまで性犯罪を行いたいというコントロールができないような人に、今後も子供と関われるようにすることは危険でしかないと思います。</p> <p>教員のわいせつ行為の検挙数の割合はほかに比べて高く、さらに性犯罪については再犯率も高くなっています。</p> <p>このような環境では親も安心して子供を預けたり、学校に通わせたりすることができません。</p> <p>『子供に関わる仕事に就く方（ボランティアも含む）に犯罪経歴証明書の提示を義務付ける』ことも合わせてお願いしたいです。</p>
409	女	30代	47	<p>女性への性暴力がとても大きな問題になっていると思います。</p> <p>特に日本では『人権教育』と『性教育』が驚くほど遅れていると感じます。</p> <p>性暴力の加害者は99%男性であり、被害者は90%が女性です。</p> <p>きちんとした性教育と人権教育を行うことで自分も相手も大事にできるようになるのではないのでしょうか。</p> <p>「アダルトビデオの出演の強制」とありましたが、出演だけではなく内容の規制も必要だと思います。</p> <p>きちんとした性教育がなされていない中でアダルトビデオを現実のものだと考えてしまうのはおかしくない話だと思います。</p> <p>アダルトビデオをそのまま性の知識としてしまったら、ますます性犯罪は増えると思いますし、無くならないと思います。</p> <p>日本のアダルトビデオは過激なものが多く、「嫌よ嫌よも好きのうち」という内容のものが多いからです。</p> <p>また、このような映像が多く出回っていると女性がどれだけ「嫌だ」と言っても信じてもらえず『同意だと思った』と言われてしまうことになります。</p> <p>ですので、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育と性教育の充実 ・ 性的同意年齢の引き上げ（希望は18歳まで） ・ 性的同意は「同意があった」と考える側が証明すること ・ アダルトビデオの規制 <p>が今後の子供や若い女性を救うために必要だと思います。</p>
410	男	30代		<p>◆保護されるべき児童を性的対象にしたコンテンツの規制を強化をしてほしい。</p> <p>Twitterで「JS」「JC」「JK」「逆さ」「鳥」「とり」「オナペ」など一度検索してみてください。児童を対象にしたおぞましい程の盗撮画像や性的画像の数々です。それらの画像で金銭を獲得している人間も大勢います。手法はカカオトークやアマゾンギフトカード、Pcolleという性的画像で金銭を稼ぐためのプラットフォームもあります。</p>

			<p>これらが野放しになっている状況、つまり「児童を性的対象にすることを否定しない社会」である状態は、それらを目にする大勢の人間の認知の歪みを加速し、その延長線上にさらなる犯罪が発生します。</p> <p>子供自身が「自分は保護されるべき人間なんだ」と思える安心感を作らずにどうして子供の幸福感を向上させることができるでしょうか。</p>
411	女	70代 P43	<p>(1)「基本認識」の中で、第4次記載の「その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である」が削除されており、責任の所在が不明確となるので、復活すべき。</p> <p>(2)性暴力を受けた被害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者がその地位や関係性に乗じて犯行を行った場合を要件とする規定の創設が必須で、2017年に110年ぶりに刑法(性犯罪条項)が改正され2020年は初めての見直しが行われているが、反映されるべき。 <p>(3)評価できる点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・女性に対する暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正が欠かせない、が明記された。 2・被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合は、立場を利用した支配が暴力の背景にある、ことが明記された。 5・新型コロナウイルスに伴う家庭内暴力の増加、深刻化 ⇒非常時にも機能する相談体制の充実 <p>(4)今後の要望</p> <p>「切れ間なく」「中?期的に」「包括的」に支援ができる支援体制とその「実効性」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・「地域間格差の是正」を図るための予算措置 2・DV法・ストーカー規制法・性暴力被害女性・人身取引被害女性が売春防止法に相乗りによる問題点の是正。婦人保護事業の大幅な見直し 3・高い専門性を持った人材による支援体制の構築 (都道府県は義務・市区は任意設置)市区町村も義務化すべき。婦人相談員(8割が非常勤)⇒身分の不安定さ、研修やSV体制の整備 4・被害者支援にもとづく加害者更生プログラムを取り入れた再発防止策の強化⇒STOP暴力の連鎖、世代間連鎖 5・ILO条約第190号の批准を視野に入れた法整備 *実習生・訓練生・雇用が終了した労働者・ボランティア・求職者も含む。 教育・スポーツ・福祉介護分野は実態を踏まえ。 ・セクシュアルハラスメントのみが取り上げられ、マタハラ、ジェンダーハラスメントが入っていない。他のハラスメントとの関連性などの記述がない。 6・官民連携を密にし、民間に柔軟な運用を 7・セクハラだけでなく、マタハラ、ジェンダーハラスメントなど労働分野に限らない包含的なハラスメント全般の防止対策の明記

412	女	30代	45	<p>2020年3月</p> <p>より法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」における論点整理案では刑事実体法について「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」「いわゆる性交同意年齢」「強制性交等の罪の対象となる行為の範囲」「法定刑」「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」、刑事手続法について「公訴時効」「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い」「いわゆるレイプシールド」「司法面接的手法における聴取結果の証拠法上の取り扱い」などが幅広く取り上げられている。第4次男女共同参画基本計画では、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とされている。第5次計画においても同様に先述の各論点について検討した上で「法改正を含む必要な措置を講ずる」とすべきである。</p>
413	女	40代		<p>性暴力が無罪になったりする事件が多いし刑が軽すぎます。痴漢や盗撮もカジュアルに考えすぎている。</p> <p>本気で根絶する気がないからここまでのさばらせているのではないのでしょうか？痴漢など、海外でも通じるような日本語です。とても女性にとって安心して暮らせる国ではありません。</p> <p>やはり、現在の法律や国のシステムはおじさんたちが作った、おじさんに都合の良いシステムだなと感じます。すべての機関で女性を半数は入れたり、しっかり女性の意見を入れていけばすぐに改善できることもたくさんあるはず。</p> <p>私は女性として生まれ育ち、この国で、とても日常的に起きている性被害をしっているの、そしてそれが全くレアではないということも知っています。娘が生まれたら怖すぎるので、この国で子供を産み育てるという選択は全く考えられません。</p>
414	女	20代		<p>書かれていたとおり、司法関係者や警察関係者の教育の徹底は本当にお願ひします。痴漢で警察に行っても届出を出さないよう促され、セカンドレイプ的なことをされるのでうんざりです。</p>
415	男	30代	43	<p><女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。>についてまず犯罪行為ではないにも関わらず重大な人権侵害となる暴力を想像できないが、もし仮にあるとして、それは男性になれば許されるのだろうか？</p> <p>この文章は<女性に対する暴力『は』>と限定の形をとっているため女性以外への暴力を肯定していると読み取れる。少なくとも否定はしていない。</p> <p>暴力は誰に対しても人権侵害であるため「女性」から「あらゆる人」への訂正を強く求める。</p>

			<p>また殊更に女性を強調することで女性が被害者属性となり、女性による加害が透明化する恐れがある。</p> <p>例えばセクハラにしても男性が女性に対して行うものというイメージが強く、同性間や女性から男性へのものは認知されにくくなっている。特に同性やトランスジェンダーからの被害の告発は時に同性愛者やトランスジェンダーであることの暴露にもなりかねずこの足を踏むことが予想される。三重県ならばアウティング禁止条例により相談はより一層困難となるだろう。</p> <p>このような場面にも対応できるように重ねて「あらゆる人への暴力を許さない」への訂正を求める。マイノリティだから暴力や犯罪に該当しないというのは、どちらの意味でも人権思想に反する差別的な政策である。</p> <p>またデートDVなどに顕著に表れるものとして、性行為の強制や殴る蹴るのような物理性のある暴力ばかりに焦点があたり、大声や暴言や粘着のような言葉や態度による暴力を2番目のもの、あるいは取るに足りないものという扱いがあるが、こちらにも焦点をあてていただきたい。誰もが加害者にも被害者にもなりうるということを前提としていただきたい。</p>
416	女	40代	<p>原則面会交流の家裁判定でも、ゼロ面会になっているような父親達が推し進める共同親権は、被害者の妻子を守るシステムがない日本で危険過ぎます。</p> <p>原則面会交流は虐待や離婚に至る面前DVを受けた子どもの為になっていない。</p> <p>共同親権が導入されたら、他の国同様元配偶者による継続的な支配が続くと考えられる。</p> <p>今よりもフェミサイドや離婚後共同養育中のネグレクトによる虐待が確実に増えると思う。</p> <p>婚姻中に共同養育を放棄し、ワンオペを強制し妻子に精神的加害を繰り返す、原因の多くは男性社会の問題を離婚後の妻子に負担させないで欲しい。婚姻中の共同養育の大切さと自他の境界線（尊厳の厳守）を子どもの頃から教える必要がある。</p> <p>男女共同参画社会を女尊男卑という人が男女共に多すぎて、これでは男性によるあらゆる暴力は無くならない。</p> <p>パターナリズムは間違っているという啓蒙活動が必要。</p> <p>DV加害者更生を家族に負担させないで欲しい。</p> <p>表面的な身体的暴力ばかりをDV対策法に盛り込まないで欲しい。精神的、経済的加害も暴力です。</p> <p>家庭内の暴力への懲罰を他人にする暴力と同等にして欲しい。彼らは裁かれ無いことを加害がなかった事として、悪用している。</p>
417	女	40代	46 <p>性犯罪を社会全体で重く扱い、児童虐待のように通報できるシステムを構築してほしい。DVも含め、女性に対する暴力通報の総合窓口となるダイヤル番号あるいは専用サイトを周知し、誰でも声を上げられて犯罪を未然に防止できる社会になると良い。分野が細分化されて</p>

			<p>いと、いざという時に思い出せず、通報できない。110 番のように覚えやすい番号、あるいは分かりやすい総合ウェブサイトを政府として用意して、そこから分野を選択して相談できるような、一本化した仕組みがないと、なかなか普及しないと思える。たとえば、薬物で昏睡させられたような女性と複数名の男性からなる不自然な集団を夜の街で見かけた時に、交番に行ったり 110 番にかける勇気はなく、さらに警察による拘束時間や通報による男性集団からの逆襲など自らに及ぶ影響が心配で、結局どこにも報告しなかった事例がある。明らかに犯罪性が分かるケースであれば迷わず 110 番だが、グレーゾーンの懸念を報告できる覚えやすいシステムが必要だ。また、性犯罪については加害者の刑罰をより重くし、被害者のプライバシーはより慎重に保護する必要がある。報道機関には、性犯罪報道が類似犯罪を招かないような配慮と、重刑を周知して再発防止に貢献するような報道を指導すべきだ。</p>
418	女	40 代	<p>45</p> <p>(10) 女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などとの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体への支援の充実に努める。</p> <p>とありますが、</p> <p>(10) 女性に対する暴力に関する被害者支援の充実を図るため、民間シェルター等と警察や福祉などとの協働が円滑に行われるよう、官民双方向の連携の仕組みを構築するとともに、民間団体とは適正な委託契約を結ぶものとする。</p> <p>としてくださいますか。「支援の充実に努める」だけでは不十分と考えます。今年 20 年活動を続けてきた多摩地域の民間シェルターが閉鎖しました。それは支援が十分でなかったからです。身を削りリスクを背負って運営している民間に仕事として委託してください。</p>
419	女	40 代	<p>47</p> <p>(1) 生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。</p> <p>(2) 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するための研修・広報啓発を実施する。あわせて、二次被害の防止及び円滑な専門機関への相談のために、最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保育士、教師など子供に関わる大人に対して、初動対応に関する啓発を推進する。</p> <p>とありますが、</p> <p>(1) の最後に「デート DV 講座を中学性の必須とする。」を加筆してください。取り組んでいるところといないところでは大きな差が出ると考えます。各自治体、各学校判断にゆだねるのではなく、国が方針としてきちんと示すことが必要です。</p> <p>(2) 最初に性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある・・・のところの筆頭に、「保護者」を加えてください。親の何気ない一言「何でそんなことになったの。」「あなたがそん</p>

				<p>なところに行くからよ。」「そんな服を着ているからよ。」といった一言が、その子を生涯苦しめ、被害を誰にも打ち明けなくなると考えます。</p>
420	女	40代	46	<p>(4) 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の活用についての広報や性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置推進等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出ができる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p> <p>とありますが、性被害全国共通ダイヤルができると報じられていました。そちらの徹底した周知が先だと考えます。#8103はこれまでも全く浸透しませんでした。警察の人も知らなかったくらいです。また警察に電話をかけること自体ハードルが高いのではないのでしょうか。</p> <p>ただし児童虐待の全国共通ダイヤルも対応がひどいものもあるので（後日児相からかかってきて、一から全部説明しなおさないといけなかった）ダイヤルしたあとの体制づくりがしっかりしていないと、全国共通ダイヤルも形だけのものになってしまうので、そこはしっかりとお願いいたします。</p>
421	女	30代	45	<p>性暴力において、痴漢に関しての言及が無いのが気になります。</p> <p>通勤中に多くの女性が被害に遭っているにも関わらず、長年大きな対策も取らず放置されているのは何故なのでしょう。</p> <p>性暴力の一種であり、同一人物が繰り返し犯行に及んでいることの多い犯罪なので、警察及び鉄道会社は本腰を入れて取締るべきだと思います。</p> <p>痴漢の犯罪性が矮小化されていることで、軽い気持ちでやる人はもちろん、被害者も声をあげづらくなっていると感じます。</p> <p>まず社会として痴漢を断固として許さない空気を作るべきです。</p> <p>また痴漢を見つけたらどうやって被害者を助けるべきかについても啓蒙すべきだと思います。</p> <p>被害者が性被害や暴力を躊躇せず訴えられるようになるには、まずは現状の司法のあり方を変えるべきです。</p> <p>日本の刑法では性暴力が有罪になる要件として、「同意がないこと」と「抗拒不能」の2つが必要とされていますが、性被害に合う女性は自分より力や立場が上の男性から加害されており、抵抗したくても出来ない状況に置かれている事が殆どです。</p> <p>抗拒不能が立証できないという理由で、2019年3月の名古屋で娘が実父から性的虐待を受けていた事件において一審で無罪判決が出たように、どの程度で抗拒不能が認められるのか裁判官によって判断が大きく分かれる印象があります。</p> <p>そのため被害の実態に則していない抗拒不能の要件は撤廃すべきだと思います。</p> <p>また裁判官を始め性暴力事件に携わる人物は、抵抗できるように見えても恐怖で抵抗できない事や、被害にあった事を思い出すことの辛さなど、被害者心理について知見を深めて欲しいです。</p> <p>どうせ訴えても無駄だと被害者に思わせるような現状を変えて下さい。</p>

422	女	30代	48	<p>子どもに対する性暴力の根絶は、子どもへの教育だけでなく、大人への意識改革が必須だと思います。</p> <p>女子高生などに手を出す大人は「向こうから誘ってきた」などと言い訳することが多いですが、そもそも大人として未成年に手を出すことは間違っているという認識が無さ過ぎることが問題ではないでしょうか。</p> <p>そもそも女性の性的同意年齢が13歳というのが低すぎです。まずはそこから変えていくべきだと強く思います。</p> <p>また、教育や保育の現場で子どもにわいせつ行為等に及んだ人物は二度と子どもに関わる職に付けないようにすべきです。</p> <p>先日のキッズラインのベビーシッターの事件のような人物が子どもと関わっているかもしれない現状では、安心して子どもも預けられません。</p>
423	女	50代	P47	<p>子どもたちに一人一人の命の大切さを機会あるごとに教育してはいるが、現代のような情報社会の中で、正しい性に対する知識とともに性被害や加害について子どもたちに認識させるには今のままでは難しい。性暴力とそれから身を守る方法について、発達段階に応じてもっと具体的に教えること、教える機会が必要ではないかと考える。そのことがわからないと相手を思いやったり加害者にならないための自製の行動につながったりしにくいと考える。加害者・被害者を生まないための子どもたちへの教育・学習の充実は不可欠だと考える。</p>
424	団体	団体	54	<p>54 ページ、「8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応」について</p> <p>ここで示されるような、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止する施策は行政が行うべきではない。女性の活躍の場を奪い、むしろ、女性への差別的状況を生み出すと考えるからである。</p> <p>インターネット上のメディアにはアニメや映画等の動画や漫画等の電子書籍も含まれる。そうしたメディアでの性・暴力表現の適切さの判断基準だが、これは道徳的価値観に基づく。そして、道徳的価値観は個人や社会集団によって差異がある。</p> <p>行政が、道徳的価値観に基づき性・暴力表現の適切さの判断基準を決定すれば、国民に対しそうした道徳的価値観における理性を模倣させる圧力となる。結局のところ、行政が根拠とする道徳的価値観であっても、そうした価値観は、各社会集団や個人のそれに依拠する。したがって、そうした圧力を加えようとすれば、行政が採用した道徳的価値観と異なる価値観を持つ人々の価値観や思想が否定されることになる。価値観の差違から軋轢が生じる場面もあり、行政が国民の内心の自由に踏み込むことにもなる。</p> <p>なお、製造途中に実際の人権侵害が含まれる記録物の取締まりは行うべきであるが、道徳的価値観と人権侵害の問題は別質であるので、分けて考えるべきである。</p> <p>また、そうしたメディアの創作の場は、男女雇用機会均等法施行以前（素案では男女雇用機会均等法は昭和47年施行となっているが不正確である。昭和47年施行となったのは勤労婦人福祉法であり、同法からは紆余曲折があり昭和61年の男女雇用機会均等法施行となっているわけで、この昭和61年施行から続く男女雇用機会均等法と勤労婦人福祉法を同列に扱えば誤謬が生じる）から、女性が自らの努力で切り拓いてきた女性が活躍する場でもある。特に漫画は「少女漫画」というジャンルができ、女性の漫画家が活躍され創作において性表</p>

			<p>現も行われてきた。竹宮恵子先生の「風と木の詩」では登場人物への暴力も含む性描写がされた。行政が性・暴力表現の適切性を判断しその道徳的価値観における理性を模倣させる圧力となるならば、こうした作品が排除されかねない。</p> <p>先人の女性の努力を蔑ろにせず、女性の活躍の場を奪うことにならないよう、こうした創作の場を発展的に継承していくべきである。</p>	
425	女	20代	43	<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり（第5部43ページ4行目）の具体的な取組欄に、</p> <p>女性に対する暴力に関する認識の向上や、悪いのは被害者ではなく加害者であり、暴力を許さないという社会規範の醸成を図る。（第5部43ページ20～22行目）</p> <p>とあるが、</p> <p>性暴力は現在迷惑防止条例違反の枠に収められているものも多く、これらを刑事罰化し、告発しやすい法改正、暗数と実数が近似になるように被害が適切に出せるように仕組みを変えるべき。</p> <p>警察や駅員などが性暴力が起きた際において被害者に黙認させるような誘導を行っているという指摘もあるため、それらを是正し、性暴力を徹底的に排除する意識を強く持つように教育を行うことが急務。</p> <p>また、起訴の際には被疑者側に被害者側の実名が渡るなどの問題があるため、実名や個人情報渡さないで起訴できるように仕組みを変えるべき。</p> <p>現在の性暴力を訴える際における被害者負担があまりに大きすぎるため、それらを取り除き、性犯罪が適切に処罰できるような抜本的制度改正を強く求める。</p> <p>また、不可解な不起訴の続出に強く抗議する。</p> <p>不起訴理由を明らかにするべきであるし、不起訴が相当ではない事件、報道が在ったり証拠がある事件に関しても不起訴になっている現状は許し難い。</p> <p>無罪が続出していることが理解できない。</p> <p>無罪理由も支離滅裂なものが多く見られる。</p> <p>特に男性法曹がこのような女性に対する暴力を助長するような対応をしないように女性を尊重する教育を受けることを義務化していくべき。</p>
426	女	20代	54	<p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応（54ページ1行目）</p> <p>通報機関がわかりづらいことがある、また、児童ポルノのみならずリベンジポルノ、盗撮等が蔓延している中で成人ポルノは犯罪的なものとしてでないもの見分けがつかないものが多いため成人ポルノも排除するべき。</p> <p>局部露出がなくとも通報しやすくなるようにインターネットホットラインの文言も変えて欲しい。</p> <p>また、通報したページのみ対応するのではなく、サイト全体を摘発してほしい。</p> <p>また、女性に対するヘイトスピーチの防止にも取り組んでほしい。</p> <p>9 売買春への対策の推進（54ページ24行目）</p> <p>売買春は禁止にするべきであり、北欧モデルの導入を日本はするべき。</p> <p>また、買春者と売春斡旋業者を違法化するべき。</p> <p>また、男性に対し、風俗や女性を性的オブジェクトとして扱う職業の利用、水商売の利用</p>

			<p>などは悪であるという規範を醸成していくことが必要。</p> <p>単純に男性による女性差別の促進にしかならないためである。</p> <p>女性を性的客体にしている限り、それがたとえ女性の主体的な物であろうと女性差別は終焉しないため、生きている人間の尊厳を奪い、売買春を行っていない女性にも暴力を助長する売買春は全面禁止すべきである。</p> <p>合法的売買春は既に否定されている。</p> <p>売買春は全面廃止すべきである。</p> <p>女性の性的オブジェクト化は社会で否定し、排除していくことが必要である。</p> <p>売買春は人身売買であり、人権侵害である。</p> <p>女性及び女性性はモノではない。</p> <p>売買春の存在自体が非常に暴力的である。</p>
427	男	20代	<p>お疲れ様です。特定分野に限らず、全体的に表現の自由に配慮して頂きたく、拙いながら今回意見をさせていただきます。とりわけ、・第5分野の「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」・第10分野の「女性の人権を尊重した表現の推進をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する」以上の部分が、特に気がかりです。大袈裟だと思われるかもしれませんが、決して表現規制に繋がる事の無いように、飽くまで「表現の自由」を最大限尊重して頂きたいと、強く願います。どうぞよろしくお願い致します。</p>
428			<p>「国際的な協調」だけではなく、ジェンダー平等に向けた取り組みで、日本が国際社会をリードするんだという意気込みがほしいです。特に女性政治家の少なさ、性暴力やセクハラの問題を最優先に取り組んでください。</p>
429	女	60代	<p>第5次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第4次計画のうち何が進み、何ができなかったかをしっかり検証してください。</p> <p>202030が達成できず、2019年のジェンダー・ギャップ指数が153か国中121位になりました。年々下降しているのは、男女共同参画を着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示してください。</p> <p>女性の雇用の非正規化が進んだため、益々拡大してしまった男女間の賃金格差の解消への具体策はなにか、性別役割意識をなくしていくためにいったい何をするのか、防止措置義務だけではなくならない女性に対するセクハラ防止はどうするのかなどの他、先進諸国と比べると遅れていると言わざるをえないDV加害者対策などについても、20年もの間「調査・研究する」から一歩も出なかったことから脱却し、おもいきった施策を立てて実行してください。</p> <p>なお、内閣府は各省より一段高い立場から、国政上の重要な政策について企画立案・総合調整等を行うところのはずで、建前だけではないことを望みます。</p> <p>○第5次計画では、SDG5の「ジェンダー平等」とその他すべての目標を達成するための手段として「ジェンダー主流化」が掲げられていますが、ジェンダー主流化をどのように実現するのか、もっと具体的に示してください。また国連の「女性差別撤廃条約」を批准して</p>

				<p>いる以上、批准国としての責務を果たしてください。長年国連から繰り返されている勧告に 向き合い、取り組む姿勢を明確に見せてください。</p>
430	女	70代		<p>国政の各政党ごとの女性議員の数とともに、男女共同参画についてどのような考えを表明しているか、過去の選挙ではどのように実行したか、また、改善点について具体的な内容を公表してほしい。女性が立候補するために供託金を下げるなど政治参加の機会を増やそうとしているのか、現時点ではどうしているのか伝えてほしい。</p> <p>お金のない子育て中の主婦が立候補を思い立った時にそれを助ける制度があるか、なければ具体的に考えてほしい。</p> <p>2030年までに指導的立場の半分を女性に（203050）の明記を。 目標を下げないでください。 国際標準の性教育を。 日本国憲法と女性差別撤廃条約の誠実な順守を。 議定書を、期日を決め批准を。 国際的にも恥ずかしいです。！</p>
431	女	50代	P46	<p>○保護者、監護者からの性暴力・性虐待の場合、被害者の多くは、自身の身に何が起きているのか認識できないまま、それがゆえに長期間にわたり性暴力を受け続けていたという実態が報告されている。</p> <p>現在の学習指導要領では、性交・妊娠・出産に関する指導は高校生からとされており、性被害が低年齢化する中、幼少期の子どもたちには自身の身を守る必要な知識が与えられていない状況。性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関してもその考え方が十分に広まっていない。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（UNESCO）で示されているように、すべての子どもに科学的な知識を身につける等、性の学習機会が保障されなければならないと考える。</p> <p>○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」にもとづく3年間のとりくみにおいては、被害防止教育に偏ることなく、包括的な性の教育に取り組むべきではないか。性の自己決定権にかかわる性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）も含め、発達段階に応じた教育内容を考えて、具体的に示していくことが大切ではないか。</p>
432	女	50代	P45	<p>○婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に関しては、「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会 中間まとめ」にて報告されるように、根拠法である売春防止法の規定の見直しが必要ではないか。また、新たな枠組みを構築する基本には、第6分野における女性の貧困等の問題と横断的にふれられることも必要ではないか。</p>
433	女	30代	47	<p>子供のラブドールの購入の規制をお願いします。</p> <p>最初はインターネットで見るだけだったが、購入し、彼の行為はどんどんエスカレートしていき、子供のラブドールを使い本番をしたりディープキスをしていました。</p> <p>更には実在する芸能人(子役だった人)の顔に書き換えられないかと言ったり、アプリで人形の表情を動かし、どんだんリアルに近づけていっていました。</p>

				<p>リアルを求める先にあるのは、本物の子供です。</p> <p>本物の人間はどんな感触か、本物の人間はどんな反応を示すのか…</p> <p>夕方歩けば一人の子を狙うのも容易です。スーパーのトイレで一人の子を狙うのも容易です。</p> <p>子供を性的対象と見ることが異常であり、精神科の受診を勧めるものだと進言していただきたい。</p> <p>また、性的同意の年齢が13歳とのことですが低過ぎると思います。</p> <p>結婚もできない、アルバイトもできない、選挙権もない、初潮もまだの女児も沢山いるのに性的同意だけが低いです。</p> <p>13歳は、''義務教育''中の子供です。</p> <p>同年代同士ならまだしも、成人した人間が13歳を丸め込んで性的同意を取るなんて容易いです。</p> <p>JKビジネスなどが横行するため18歳がいいと思います。</p> <p>それが駄目ならせめて結婚できる16歳だと思います。</p>
434	女	30代	44	<p>最近福岡県の商業施設の女子トイレで女性が未成年の男に刺殺され、6歳の女の子も危険だった事件がありました。</p> <p>女性のスペースに男性が入ることがまずおかしいのですが、最近ではトランス女性という、「女装するから男性の体のまま女子トイレや女湯に入らせろ」という人たちがいます。</p> <p>女性専用車両に嫌がらせで乗るような人たちです。</p> <p>男性器を持ったまま女湯に入らせろというのは女性が危険にさらされます。</p> <p>本当に悩んでいる人にも失礼です。</p> <p>男性器を持たないことを条件とするなど、女性を守る制作をお願いしたい。</p>
435	女	50代	46	<p>○性暴力被害者への心理的ケアとしてフェミニストカウンセリングの専門性を持つ支援員・カウンセラーの養成が必要である。</p>
436	女	60代	44	<p>「国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence） - という表現が使用されており、性別に起因する、多様な暴力の被害者に対する支援の女性充実や相談に対応できる体制整備が必要である。」について</p> <p>女性に対する暴力への取り組みをさらに充実していくことを希望します。その際に気になるのはMtF トランスジェンダーなどの性的マイノリティの被害者のことです。被害にあっても相談先も少なくシェルターなどの受け入れも整っていません。男性被害者については言及されていますが、多様な性の被害者についての記述が不十分と感じます。</p> <p>gender-based violence の被害に遭いやすいという点は生来の女性と変わるところがなく、性的マイノリティ差別のため、さらに被害が見えにくい、救済されにくい状態があると思います。全国の民間シェルターは限られた予算と人手でギリギリの運営をしており、その中でも多様な被害者にできるだけ柔軟に対応しているところもあります。国にお願いしたいのは、民間シェルターに充実した支援を行い、各シェルターが多様な被害者に柔軟に対応できるような資源を保障することです。そのためにも被害者として性的マイノリティも想定され</p>

			<p>ていることをもう少し明白に記述したほうがいいのではないかと思います。個別のシェルターでの対応は個別の事情に応じた柔軟性が不可欠なので、とにかく財源を保障することが急務であると考えます。ぜひご検討ください。</p>
437	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法において、性暴力であるか否か認定される際の「暴行・脅迫要件」の早期撤廃を求める。福岡で起こった女性刺殺事件から明らかなように、性暴力に遭った時に抵抗すれば命の危機に見舞われる。かといって生き延びるために抵抗をやめれば性暴力と認められない事例も（特に監護者による性暴力において）報告されている。「暴行・脅迫要件」は、何がどこまで性暴力かを被害者に証明を迫る不条理を帯びており、司法が加害者に利する仕組みとなっている。即刻の撤廃と、他国の制度を参考にした現実的な要件策定を求める。 ・ 性暴力に対する裁判で、被害者の氏名を公表しない仕組みを整えようという動きが出つつあり、非常に喜ばしい。加害者に氏名が知られたばかりに転居を余儀なくされたり、知られたことで危機に見舞われることを恐れて訴訟に踏み切れなかったり、やはり被害者に対して大きな不利益が生じている。被害者のプライバシーと安全を保障する仕組みは作られるべきである。 ・ 司法現場の人員の人権教育・性暴力に対する認識のアップデートに予算がより割かれるべきである。人間の認知は透明で不党不偏なものでは決してなく、社会通念や偏見の影響を大きく受ける。裁判官・弁護士・検察官とて例外ではないからである。
438	女	70代	<p>施策の基本的方向</p> <p>被害当事者や子どもたちの回復支援施策の充実とともに、加害者責任を明確にした法整備を実現する。</p> <p>被害当事者や子どもたちが（すべてを捨てて）逃げない、（学校や職場を）やめない、（人として生きる権利を）奪われない、支援施策の転換を図る。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(1) DV防止法の抜本的改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV罪の新設 DVを犯罪として規定し、加害者の処罰及び更生プログラムの実施を法的に根拠づける。 ・ 保護命令制度の見直しと拡充。 緊急保護命令の導入 子どもの保護命令、面会交流の禁止 心身に対する暴力・危険行為に対する命令対象範囲の拡大 ・ DVコートの新設 <p>(2) 女性支援の枠組みを変え、支援の質的転換を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援機関であるDVセンターの支援力を向上させる。 ・ 民間支援団体を公的支援機関と対等に位置づけて連携強化を図るとともに、被害当事者が主体的選択的に回復支援の権利行使ができる仕組みをつくる。 ・ 女性支援のガイドラインをナショナルスタンダードとして策定する。 <p>(3) DV・性暴力被害者支援専門職員の養成と身分保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV専門支援職の研修マニュアルおよび認証基準を設定し、官民を問わず、被害当事者や子どもの支援に関わる人々が受講可能な仕組みをつくる。

			・ 医医療関係者、警察官、福祉行政関連の職員、司法関係者、教育関係者、女性支援関連職員等に、基礎的研修マニュアルの受講を義務付ける。
439	団体	団体	43 <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません が、その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策で あり、最短で効果を出す方法であると言っても過言ではありません。「デートDV予防・防 止教育」とは、すべての子どもがデートDV（将来のDV）の加害者にも被害者にもならな いよう未然防止をするための教育です。子どもたちは、幼いころから性役割のステレオタイ プを無自覚に学び、DVにつながる態度や考え方を身につけます。子どもたちには、交際す る相手との対等・平等な関係について学ぶジェンダー平等教育としての「デートDV防止教 育」が必要です。</p> <p>デートDV防止教育は若者に生きる希望と力を与えることができる教育です。教育効果とし て、デートDVをしない・されない、されても早めに気づける、何かあったら相談してい いと知る、友だちのデートDVに気づける、友だちから相談を受けたとき適切な対応ができ る、傍観者にならない、暴力はどんな理由でもダメと理解する、いじめについても理解す る、性的自己決定について理解する、世の中に存在するジェンダー不平等と社会構造を知 る、人々や自分の中にあるアンコンシャス・バイアス（2頁8行目）（無意識の「偏見」で あって「思い込み」ではない）と、その背景にある女性差別に気づける、対等で平等な親密 な関係とはどのような関係なのか知る、人も自分も大切にすることを知る、身近で起きてい ることがDVや虐待であることに気づける、将来子どもを虐待する親にならない、などさま ざまなことが期待できます。その効果は、年齢や成長に応じておとなになるまで何度も学ぶ ことでしか得られません。デートDV予防・防止教育が義務教育に加えられよう、DV防 止法には「防止教育をする」という文言と具体策を盛り込み、その実現に向けて内閣府は、 特に文科省に対して連携して行動をおこすよう強く働きかけてください。省庁の枠を超えて 総合調整を行うことが業務である内閣府が要となってその役割を果たしてください。その 際、民間の力をおおいに活用してください。</p>
440	団体	団体	43 <p>第1項目：女性に対する暴力はジェンダーに起因することを最初に明記すべきである。 ⇒女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含むだけでなく、ジェンダーに起因する重大な 人権侵害である。</p> <p>第3項目：「暴力は、身体を傷つけるのみならず」とあり、暴力とは身体的暴力だけを指す ように受け取れる。</p> <p>「女性に対するあらゆる暴力」とは、精神的な暴力や同意のない性行為など現在の法律の規 定だけでは網羅できない、制度のはざまにある暴力も含むことを明記すべきである。</p> <p>第3項目：「また、」は不要である。</p> <p>第4項目：「被害者が、子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、」とあるが、これ では「成人女性」が当てはまらないように受け取れる。⇒「被害者が女性、並びに子 供、・・・」</p> <p>第6項目：「暴力の当事者」を暴力の加害者・被害者と明記すべきである。</p> <p>第10項目：「国際的な合意文書においては、ジェンダーに基づく暴力という表現が使用さ れており」とあるが、国際文書が言及していることを正確に反映し、国際社会から日本が遅 れている点まで明記すべきである。</p>

441	団 体	団 体	44	<p>44 ページ</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>第2項目：「暴力の当事者」⇒暴力の被害者・加害者と明記すべきである。</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(2)「加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実」のために、教員による教育では不十分であり、民間団体との連携を明記してほしい。</p> <p>45 ページ</p> <p>具体的な取組の(15)として、10代を中心とした暴力被害の実態調査を行い、専門家による分析・研究を行うことを明記すべきである。現在内閣府が実施している「男女間における暴力に関する調査」は成人を対象としており、10代の現状を反映していない。インターネットやSNSなど社会環境が急速に変化している中、子どもや若者の被害や加害の実態を明らかにし、実態に基づいた政策が必要である。</p> <p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <p>施策の基本的方向：「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、取組を推進するとあるが、中でも「同意のない性行為は性暴力であること」「性暴力の被害を受けた人には非がないこと」をすべての人が認識できるよう、啓発や教育を行うことが、被害者が躊躇せずに被害を訴え、二次被害を防止していくために必要であることを明記すべきである。</p> <p>47 ページ</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(1)「生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育」とあるが、「生命の尊さを学び生命を大切にする」とは具体性がなく理解しにくい。ユネスコが提唱する国際セクシュアリティ教育ガイダンスを踏まえ、性教育であることを明記すべきである。また、性暴力を受け妊娠した女性が中絶をすることを否定することにつながりかねないため、女性に対する暴力の根絶の目的に反すると考える。</p> <p>「一人一人を尊重する」は、「人間の尊厳を尊重する」と変更すべきである。</p> <p>48 ページ</p> <p>(13)SNSについての予防啓発・教育は重要であるが、まずこれらの新しいツールでどのような被害が生じているかを調査し対策を研究することが必要である。</p>
442	団 体	団 体	49	<p>49 ページ</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>第6項目：「暴力を伴わない人間関係を構築する観点から」とあるが、ここで言う暴力は身体的暴力だけであると受け取られかねない。暴力を伴わない人間関係を構築する観点からとすると、被害者側にコミュニケーションにおいて迎合することを求めているように受け取られる。暴力が力の不均衡によって生じ、被害者が孤立し、2次被害も受けているという現状を明記したうえで、「セクシュアリティやジェンダーに関係なく対等で平等な関係を教育するために」とすべきである。</p>

			<p>50 ページ</p> <p>(16)「暴力を伴わない人間関係を構築する観点から」⇒同上。</p> <p>51 ページ</p> <p>(5)「ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進する」ことは、まさにデート DV 予防教育であること、民間と連携して推進すべきであることを明記してほしい。</p> <p>「インターネットの適切な利用やインターネットの危険性」とあるが、インターネットの問題は、商業的利益を優先し、丁寧な検証や教育を行わず急激に普及したおとな側の問題であること、新しいツールによって生じている被害について、詳細で具体的な調査を行い、対策を研究することが必要である。</p>
443	女	40代	<p>さらに、第五分野での、子ども・若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進については、子どもの性暴力を許さない教育環境にすること。特に学校の性暴力は、暴力を受けた被害者に多大なその後の影響を与えることが極めて高い。一回そのような児童性虐待を行った人物は、教員免許の更新は不可にするなど決定的な措置を行う必要がある。「問題が起きたら異動させて、問題をうやむやにさせる」ということが一番よくない対応である。。</p> <p>あと「売買春への対策の推進」「買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。」とあるが、まず売春は本来は「違法」なのに「入場料の高いお風呂や旅館に行って恋に落ちて、そしてある一定の時間が過ぎたら恋が終わり帰っていく」というシチュエーションにおいて許可すると言った極めて不自然な管理方法そのものがおかしい。私自身はセックス ワーカーの安心と安全と健康が守られるためには、「売買春」ではなく「性労働」と名前を変えて、非犯罪化し、彼女（彼ら）たちの労働者としての権利を守るべきである（だから持続化給付金も風俗産業も対象として欲しい）。そして性的なサービスの消費者（客）あるいは雇用主が暴力を振るったり、彼女（彼ら）たちにその時間以外の性的な暴力あるいはコミットメントをさせない制度を整えるべきである。また労働者であるがゆえ、経営者は労働安全衛生につとめ他の労働と同様に不当な搾取・賃金未払い、突然の解雇などを罰する制度を設けるべきである。</p> <p>最後に、そもそも 202030（2020 年までに女性の管理職を 3 割にする）がなぜ叶えられなかったのか、女性の非正規労働者率はなぜ増えているのか、性暴力は今なおなぜ罪が甘いのか、など過去の検証が必要なことだらけだが、その検証をきちんと行って、これらの男女共同参画案を作っているのかが全く疑問である。まずは過去の検証を行なって、何が足りなかったかを具体的に分析し、その欠如（あるいは過剰）を修正する形で第 5 次男女共同参画の基本計画を設定すべきである。過去の反省もなく、ただ理想だけをつらつら書いているだけならば、それはいくら文章を費やしても絵に描いた餅で終わるだけだろう。</p>
444	女	団体	<p>「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」において『加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実』、「3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」において『生命の尊さを学び生命を大切</p>

			<p>にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実』、また『子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。特に、コミュニティサイトや SNS 等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための啓発活動、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。』、「4. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」において、『いわゆるデート DV を含めた若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実』を図る旨、それぞれ記載されています。特に若年層に向けた教育の充実化全般について、賛同します。</p> <p>一方、早急に教育内容および指導方法を改善するためには、本計画の中で、その具体的なあり方について定めることが重要であると考えます。つきましては、下記の通り、教育および相談制度の充実化について具体的な記載を盛り込んでいただくよう提案いたします。</p> <p>学校現場における実効性のある健康教育の実施のため、学校医や健康教育の専門家と連携し、国際セクシャリティ教育ガイダンス（UNESCO）等を参照しながら、健康教育の内容や指導方法を検討し、その指導体制を構築</p> <p>学校医等の協力の下、前思春期～思春期の若者が、身体の変化、性・生殖、ジェンダー等について相談出来る場として、学校保健総合支援事業を整備</p> <p>欧米におけるユースクリニックのような、若者に寄り添い、性、健康、人間関係に関する幅広い悩みに対応可能な専門家や専門機関、居場所の充実</p> <p>若者が、インターネットとの正しい付き合い方を理解し、またさまざまな媒体から正しい知識を取得できるよう、メディアリテラシー向上のための教材やプログラムを開発し、頒布する</p>
445	女	40代	<p>インターネット上では女性への嫌がらせ、デマを用いての女性叩きブログなどが多く散見されます。</p> <p>インターネット上の嫌がらせ、暴言などもキチンと罰則を設けてください。</p> <p>インターネットを日常的に使う若年層(10~30代)の女性の多くが嫌がらせ・ハラスメントに遭っています。当事者から聞き取り調査を行ってください。</p> <p>性暴力支援センターの職員に対する経済的支援を行ってください。</p> <p>若年層に対する性教育の実施を推奨してください。</p> <p>「寝た子を起こすな」などといった保守的な観点では現場の問題に追いつきません。</p> <p>暴力根絶のために、現実問題に即した教育を行うべきです。現場を知らない大人が頭で考えた理念などではなく。</p>
446	男	60代	<p>DV 被害者支援政策は充実して来ていると思うが、各項目において DV 加害者更生教育の施策推進についての言及が必要と考える。</p> <p>改正 DV 防止法が施行されても、DV 被害者相談数の推移から見ても DV 被害は減少しているとは言いがたい。</p> <p>それは今までの施策が DV 被害を受けて来た個人の相談や救済に重点が置かれているからだと思う。その事自体が間違えているとは思わないが、被害を受けてる個人を救済するだけで</p>

			<p>はDVは無くならない。</p> <p>被害者が仮に離婚できたとしても、その後にストーカー被害にあったりすることも多くあるし、離婚できたからと言って被害を受けて来た時に受けたダメージから直ぐに回復するわけでも無い。下手をすると子どもを抱えて頼る人もなく孤立したが故にDV加害者とまた一緒に生活してしまうことすら起きてしまう。</p> <p>DVをする加害者は離婚しても、また別の人と結婚する事で違う被害者を生み出していく可能性も極めて高い。</p> <p>DVは加害者の偏った価値観や信念を変容させるためのDV加害者更生教育プログラムの受講義務などを含む、強い施策を国が積極的に推進しなければ日本社会からDVを根絶することは難しい。</p> <p>残念ながら今までのようにDV加害者更生教育を実施しないことは、DVの再生産を食い止めることすらできない。</p> <p>政府には今までの男女共同参画基本計画から抜け落ちている『DV被害者支援の一環としてのDV加害者更生教育プログラムの実施』を第5次男女共同参画基本計画に正式に、かつ積極的な実施が見込めるような形で盛り込んでもらいたい。</p> <p>なお、その際には目黒事件・野田事件に見られるようにDV加害者は子どもの虐待親であることも多くあることから『子どもの虐待防止との重複』を意識した上で『DV加害者更生教育プログラム+子どもの虐待親更生教育プログラム』として位置付ける事が望ましい。</p>
447	団体	団体 43	<p>女性に対する暴力について、ここでは「重大な人権侵害」と位置付けられていますが、もう一步進んで「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならない」という強い位置づけ、つまり一人の被害者も出さない法整備が求められる。また、法制上では、被害者の身体的影響、精神的な影響の深さを踏まえ、さらに、その告発の困難性を踏まえた上での対策が求められる。人間が人間として大切にされる社会であってこそ、暴力の根絶は可能となる。そのことを前提に、以下の点を明記するよう、求める。(1)刑法改正については、2020年は2017年改正の「3年後の見直し」の年に当たり、性暴力加害者の厳罰化を求める。例えば、上下関係利用の罪の新設、公訴時効の撤廃、性暴力加害者の厳罰化、など。(2)DV防止法の改正による緊急保護手続き罰則化。(3)暴力の届け出・相談先を、警察ではなく、相談のプロにまかせる。被害者の自尊心が程されるように。(4)被害者を保護するシェルターの確立。民間に丸投げするのではなく、公的な施設の増新設。</p>
448	団体	30代 44	<p>女性の支援の一環として男性相談の拡充は非常に重要な課題だ。男性相談においてパートナーなどとのトラブルには背景にコミュニケーションの祖語がみられるものが多い。その齟齬を男性が暴力や暴言という表現に頼らざるを得ないのは、自身の気持ちを言葉で適切に表現することの経験の少なさがあると考えられる。</p> <p>これは男性が自身の弱さや困難を他者に見せることを良しとしないジェンダー役割を背負っていることが大きく影響していると推察される。実際に、男性は相談することが苦手とされ、他人に弱音を吐くことがある男性は3割、他人に気軽に相談する男性は2割に止まり、およそ半数の男性が弱音を吐くべきではないと考えている(内閣府、「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告(平成24年))。</p> <p>幼少期より社会から期待される「オトコらしさ」に順応するため、弱さや困難さを相談できず、それを隠すために「強さ」「有能さ」を誇示するために乱暴な言動に頼らざらなかった</p>

			<p>背景があるとするならば、そうした男性を責めることなく、困難な状況を受容し、共に生きるためのコミュニケーションを模索する場所が必要であると考え。</p> <p>自身の弱さを隠すことなく受容する場所として、またコミュニケーションによる解決を模索する場所として男性相談は非常に有用である。しかし、一方で男性が相談できる公的な機関は70か所程度（内閣府, 2020）である。これは女性が利用できる相談窓口と比べると遥かに少ないといえる。</p> <p>困難な状況下で男性が暴力や暴言に頼ることが1度減ると被害が1回減る、といった単純な話ではないが、男性が自身の気持ちを好ましい形で吐き出せるようになることは男性への支援のみならず、間接的に女性支援につながると言える。</p>	
449	団体	30代	44	<p>女性の支援の一環として男性相談の拡充は非常に重要な課題だ。しかし、男性相談窓口は非常に少ない。また、男性相談窓口を拡充するにあたり、男性相談を担う相談員の養成は欠かせない。臨床心理士や公認心理師など、カウンセリングに関する専門家は多くいるが、男性相談を主に扱っている人は非常に少ない。</p> <p>男性の問題を扱うにあたり、非常に重要なポイントは「男性」というジェンダーに対する適切な理解と、柔軟な対応だ。男性は相談することに抵抗を感じる人が多い。相談することは自身の弱さを認める行為であるといえるからだ。このことを理解しているかないかで対応も変わる。せっかく相談をしようと自身のDV被害を打ち明けたにも関わらず「男なら我慢しろ」「受容できないあなたが悪い」などと責められた経験を持つ男性に出会うこともある。また、人生経験が豊富な男性が男性の相談を受け持つと「指導的」な「アドバイス」を行うこともある。その結果、相談者が満足することがあったとしても、縦社会で権威による押さえつけ、つまり強いものが弱いものをコントロールするという悪循環を再現しているだけに過ぎず、ひいては対話による解決の機会を奪ってしまいかねないのだ。</p> <p>こうした事態を避けるために必要なのは、相談員も男性が持つさまざまな悩みを分かち合おうとする姿勢だ。さらに同じジェンダーの問題を抱える一人の男性として支え合う視点が非常に重要になる。</p> <p>ジェンダーに対する理解と、当事者として相談者と向き合う姿勢を両立した相談員を養成するには多くの時間を要し、相談員も大きなエネルギーを費やす。しかし、男性自身がジェンダーに対する理解を深め支え合えるようになることは、権力や暴力による対人コントロールの悪循環を脱し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、DVなどの問題の解決の糸口になる。</p> <p>以上の通り、女性に対するあらゆる暴力の根絶、男性同士の暴力の根絶のために男性が相談できる場所を設け、そこで自身のジェンダーと向き合えるよう支える相談員を養成することは非常に意義深いことだといえる。</p>
450	団体	30代	44	<p>暴力加害者男性（DVなど）の脱暴力（非暴力）の支援について。</p> <p>DV加害の男性が、自身の気持ちに気づき、怒りなどのネガティブな感情を適切な方法で表現するよう支援することは、加害者の支援という枠組みであると同時に、被害者への支援になる。</p> <p>暴力は他者との関係性を破壊し、孤立を招く。それは個人間の関係性のみならず社会生活の困難を招く。困難な場面で暴力に頼らずに他者との繋がりを保つことは本人の支援になり、ひいては社会の安心・安全につながることになる。これは被害者にとってとりわけ重要</p>

			<p>なこととであり、そもそもの被害者を生み出さないためにも非常に重要な取り組みであるといえる。</p> <p>以上の通り、被害者の救済の視点から見ても、暴力加害者男性の脱暴力の支援は、有効な方法として社会の中で推進されるべきである。</p>	
451	女	20代	43	<p>「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」という部分について。</p> <p>女性に対する暴力（VAW）は、人権侵害であるのは当然として、女性差別でもある。そもそも差別が人権侵害に包含されるのは事実であるが、日本にはVAWが差別であるという認識がまったく浸透していないため、ここでは「女性差別」であることを強調してもらいたい。</p> <p>なお、VAWが女性差別であることのエビデンスは、女性差別撤廃委員会の一般的勧告19号パラ6にある。これは法的拘束力を持たない国際人権文書ではあるが、重要視・遵守するCEDAW締約国の多さから、慣習国際法の地位にあるとする見解も多いため、参照に値すると考える。</p>
452	女	50代	46	<p>刑法の「強姦性交等罪」にある「暴行脅迫要件」を撤廃するための取組を検討することを「具体的な取組」に記載してください。</p> <p>世界的にも「合意の有無」で強姦を処罰する潮流が主流となっています。</p> <p>こうした法改正を進めるためにも、被害者（サバイバー）の心情を含む性的暴行に関する実態調査を迅速かつ丁寧に進めることを明記してください。</p>
453	女	60代		<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり の（2）具体的な取組について</p> <p>現状のDV防止法が、被害者の保護の観点で作られているため相談、保護、生活・就業等の支援は充実しているのだらうと思います。が、現状では、離婚を望まない女性たちも多く存在しますし、夫婦の不健全な関係が子どもに与える影響を心配している女性たちも多くいます。そういう現状を考えて、支援を求めているほうが選べるように、支援の選択肢を増やす必要があると思います。</p> <p>保護をしてシェルターに身柄を確保する選択肢だけでなく、不健全な関係から抜け出していくために必要なことを学ぶプログラムの提供、あるいは、被害を受けているほうがすでに離婚を望んでいる場合はその支援策を提供し、DVの加害をしているほうへは、離婚成立後の面会交流の時を考え、子どもへの悪影響になる関わりを無くしていくために知識を得るプログラムの提供を必須とするなど、DV防止法が現状に合わせて変わっていく必要があると思います。DVの加害をしているほうも、被害を受けているほうも、ジェンダー規範に縛られている価値観に気づくような取り組みが必要です。</p> <p>また、プライマリーケアの観点で「総合的対応窓口」の設置をし、児童虐待防止の専門家・DV対応の専門家・精神保健の専門家を配置することが必須と考えます。総合的対応窓口はワンストップの効果も発揮できると思います。</p> <p>そのために、民間でDV防止に力を注ぎ経験を積んでいる人が多いと思いますので、そうい</p>

				<p>う人たちの活用を望みます。</p> <p>支援の選択肢は、机上で考えられたものでは有効に動かない場合があります。そのためにも、現場の声を反映し、今までの経験値から考えられる支援策の充実を望みます。</p>
454	女	60代		<p>性犯罪は女性の活躍を妨げる大きな要因となっています。性犯罪がなくなる、減らない原因の一つには、日本の刑法の問題（定義が曖昧な「抗拒不能」で判断）があると思います。今年は性犯罪刑法改正見直しに向け検討会が発足しました。検討会とともに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のために、ぜひ、刑法の改正を取り組み課題としてください。</p> <p>改正点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴行・脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰対象とすること ・ 未成年者の性的同意年齢（日本では13歳とされる）を引き上げること ・ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること ・ 性犯罪に関する公訴事項を撤廃または停止すること ・ 同意なき性行為を適切に処罰すること、セクハラを犯罪とすること、以上。
455	団体	団体	44	<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障がいの有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たちの文言を挿入していただきたい。</p>
456	男	30代		<p>女性に対する暴力の根絶に関しては、男性の性被害者やLGBT当事者のDV・デートDVなどの問題もきちんと取り上げるべきである。見えにくい暴力や性規範によってカミングアウトしにくい被害者への支援も必要だ。</p>
457	—	30代		<p>なぜ、「女性」と記されているタイトルや内容の中に、男性等の被害者に関する記述が付属するように含まれているのか、疑問。どんな性の人でも暴力の被害者になりうるし、あらゆる性の人が被害に遭っている。その為、妊娠・出産等の女性特有の相談や支援は別の所に記して、それ以外の第5分野の内容は、あらゆる性を持つ人に対象を置き換えてほしい。被害者の多い女性への支援を手厚くさせるだけでなく、女性以外の少数派の被害者たちの思いや要望もしっかり聞いて、施策や支援に繋げてほしい。「被害の多い性別の人を支援する」ことよりも、「被害者を支援する」という視点を基盤にして、施策を作り支援を充実させてほしい。してほしい具体的な内容・男性や性別不問で参加できる、暴力や被害者の心のケア（セルフケアや周囲の人が被害者にできるケア）を学べる講座やイベントの開催・男子トイレや（障害者・病気の人にも被害者はいる為）多目的トイレにも、相談先が載っているカードを置く。・DV被害者の男性の相談や子供と逃げる時の支援の充実・様々な暴力を受けた子供が、保護される事情で、通っていた保育園や学校を急きょ離れることになった場合、本人の意思を確認した上で、友人やクラスメートたちに（場合によっては、近所の人や知人にも）お別れする機会を設ける配慮をしてほしい。また、対面や手紙等の思いを伝える手段も、被害者の意向をなるべく尊重してほしい。</p>
458	女	40代	45	<p>女性に対する暴力だけではなく、LGBT等不確かな性自認やあり方を前提に、あらゆる暴力の根絶を謳ってはとを考えます。</p> <p>また、被害者と加害者という二項対立ではなく、加害者はある種の困難をかかえたひとなのだという前提にたち、加害者に対する教育プログラム、包括的支援の準備、実現をつよく望</p>

				みます。厳罰化だけではなく、加害者支援こそが、暴力についての理解の広がり、暴力の根絶のために必要なアプローチではないでしょうか。加害者へのアプローチについては、調査や実現が盛り込まれていますが、それだけではなく早急な実行・実現を求めます。
459	女	50代	1	<p>婦人保護事業に関わっていたものです。</p> <p>コロナ禍が広がるなか、日本の社会が抱える様々な問題のしわ寄せが、最も弱い立場にいる「困難を抱えた女性」に向かって押し寄せていると感じます。</p> <p>そのような女性を支援するため様々な改正がなされるべきだと考えます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援法（仮）」 <p>ワンストップセンターや民間の支援団体が活動するためにも根拠法として「性暴力被害者支援法（仮）」の制定を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVセンター（避難所）の設置 <p>独自のDVセンターが設置されず、婦人相談所の一時保護所の「転用」であることから婦人保護施設内で矛盾が生じているので（携帯問題など）、DV独自のDVセンター（避難所）の設置を検討すべきだと思います。そして被害者が暴力によって避難が必要であると申請した場合には、配偶者暴力相談支援センターによって速やかに一時保護できるようにすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV罪」を新設 <p>改正現行DV防止法を改正して、精神的・性的な暴力も保護命令の対象とすべきです。また「DV罪」を新設、DVを犯罪として規定し、加害者の処罰及び更生プログラムの実施を法的に根拠づけることを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性支援法」の制定 <p>厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が公表した「中間まとめ」に指摘されているとおり、売春防止法を改正し、新法である「女性支援法」の制定が、速やかに行われることを望みます。</p>
460	女	50代	46	<p>(2)(5)に、「被害者は精神的な疾患に苦しむケースが少なくない」とあるが、傷つけない被害者はおらず、「少なくない」という言葉は適切ではないと考える。性暴力については、「被害者にも何らかの落ち度がある」というような風潮が残っている。また、メディアの扱い方によって、二次被害にあっている被害者も多くいる。性犯罪がおこらないように、幼少期からの学習はもちろん、被害者のことを第一に考えたとりくみを行っていくことが重要である。</p> <p>身内からの被害も多く挙げられていることにも注視し、虐待やDVも含めて、一時的ではない被害者の生活の保障をしっかりと行うことが重要である。</p>
461	女	60代	44	<p>(第10 教育・メディアを通じた～促進にも絡めて)</p> <p>教育の大切さが多々入っていることはよいこと。ただ、それは今そうならないからと思う。特に大切なのは義務教育はじめ小さい時からの環境・教育だと思う。暴力の中でも性暴力は表面化しにくく心身に長く被害が及ぶ。これに対してより踏み込んだ計画が必要と思う。</p> <p>性被害は家族間ではその被害の年齢が低く被害と認識できないのに、裁判では無罪となるなど問題だ。司法、法曹教育の見直し、現在の裁判官への研修の義務付けの明記を求める。法改正も行い、広く社会に性行為の犯罪性を広めるべきである。また、性交同意年齢が13歳</p>

				<p>であるが、その年齢では性交の知識があまりにもない。せめて、欧州のように16歳とすべきである。義務教育課程でも小学校と中学で人権教育とともに性交を教えるべきで学習指導要領の改正が必要。人権教育として、性被害がsns被害など子どもが犯罪に合うことをすべての子どもたちに教えること。それを広めているNPOなどへの支援、人材育成をして必須教育とすることを求める。</p> <p>加害者を作らないこととして求めること。児童ポルノ、暴力的なアダルトビデオ・コミック、JKビジネスなどは誤った性認識を作る要因である。より強制力のある法規制を行うべきである。また、健全なコミュニケーションが阻害されていることも要因であり、そのために日本人が苦手としている自己表現の学び、他者との関係作りを義務教育からきちんと入れていくことも盛り込んでほしい。</p>
462	女	40代	46	<p>1・性暴力の厳罰化／加害者の再教育 2・性的合意年齢の18歳にする 3・女性への暴力を許さない／性的合意形成を促す政府広告を流す</p> <p>を進めてください。</p> <p>1：性暴力被害の暗数が多すぎる問題は、暴行脅迫要件により、そもそも性的合意がないのに性行為に及んだことが罰せられない問題にあります。</p> <p>刑法改正を更に進めてください。</p> <p>小児への性加害がこれほどひどい先進国は他にあるのでしょうか。私自身も小2で性被害にあったのが最初です。</p> <p>これは加害者の認知の歪みが大きく作用しており、厳罰化だけでは防げないと専門家の意見があります。認知行動療法、特に投薬など加害者の治療・再犯防止教育を進めてください。</p> <p>2：1にも関連することですが、子供の性的合意が13歳だという驚くべき状況が未だ改善されていません。2022年に結婚可能年齢が18歳になるのであれば、18歳に引き上げるべきです。</p> <p>3：イギリスは通報を促すCMを流し、逮捕が3割増えたとのこと。警察庁統計によれば、性犯罪加害者は99.7%男性です。</p> <p>その中で日本は、痴漢撲滅と言いつつ「ちかんやめて！」というふざけたポスターと「ふれあいコール」などまったく対応が加害者に甘いものです。</p> <p>性暴力として届けると、被害届を出さないよう警察官に進められることもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちかん、いたずらを表現をやめる ・性加害者がいれば110番通報すること ・被害者を警察が守る意志を見せる広告を流すこと <p>をやっていただきたいです。</p>
463	女	30代	46	<p>性犯罪、性暴力への対策の推進について。性犯罪が起きた際の捜査のあり方や、警察に対する政治の介入を絶対に許さない仕組み作りを求めます。</p>
464	女	70代	45-	<p>II 安全・安心な暮らしの実現</p>

			<p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>の最後に法制度の見直しも含め、性犯罪・性暴力に関する厳正な対処等を推進するとなっています。それを受けて、以下を提案します。</p> <p>2017年の改正時に「3年後に必要ながあれば刑法は再改正を検討する」という旨が附則に記載されたことから、2020年に刑法の見直しが進んでいることを願っています。</p> <p>そのため「、施策の基本的方向の最後、もしくは具体的な取り組みの最後など適切な箇所に以下を書き込むことを要望します。と同時に日本は欧州評議会のオブザーバーでもあり、イスタンブール条約の批准も推進して頂きたい。</p> <p>提案：「強制的性交等罪の構成要件を、CEDAWの一般勧告35号、欧州評議会のイスタンブール（女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止及びこれとの戦いに関する）条約に沿ったものとする。</p>
465	女	70代	<p>46</p> <p>(2) 具体的な取り組み</p> <p>具体的な取り組みの新しい(2)として、(1)の「性犯罪に関する刑事法・・・」と(2)「監護者による・・・」の間に以下を新しい(2)として入れて、監護者。。を新(3)として各番号を繰り下げる。</p> <p>「同意のない性行為をされたことが明らかな場合は、「暴行」「抗拒不能」などの要件を証明できなくても、加害者を処罰出来るような法改正をすすめる。」</p> <p>意見：「暴行」「抗拒不能」などの要件を証明できないために、多くの性暴行被害者が泣き寝入りをしています。相手の同意がないまま、相手が拒絶しているのに性行為をすること自体（不同意性交）が犯罪とすべきです。</p> <p>さらに、新しい(3)になる現(2)の監護者による。。。の最後に、「監護者の範囲が現行刑法では狭すぎるため、被害の実態に合わせて広くすることを検討する。」ことを意味する適切な表現を追加する。</p>
466	女	70代	<p>46</p> <p>制定して19年目に入る「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は独自の被害者支援システムを持たず、売春防止法第4章「保護更生」に法的根拠を有する「婦人保護事業」への転用で対応しているが限界がある。そのため、婦人保護事業の枠を越え、DV被害者を含めジェンダーに基づく暴力被害者の救済・支援を目的とする「女性支援法」の制定を至急検討する」を入れて、女性支援法の制定の推進を進めてくださるよう強く要望します。</p>
467	女	70代	<p>現行の性犯罪に対する罰則は、明治憲法下、主権が天皇であった時代の遺物です。性交が家制度を維持するためであった、女性が夫の従属物であった時代に、男性が決めたものです。「魂の殺人」とも言われる性犯罪は、「殺人」に匹敵する厳罰であるべきです。尊厳を傷つけられた被害者の恥辱や苦痛に対して、現行の刑罰は、あまりに軽く非人道的です。軽い刑罰、再犯防止の教育が不十分のため、再犯率も高いのです。「貞操観念」や「家制度」から脱却し、日本国憲法に基いて、女性の尊厳を尊重する刑法改正をしてください。審議する会は、開かれた会議であること。メンバーは半数以上女性にし、被害を受けた女性</p>

			を多く登用してください。性被害のない社会のためには、社会不安を解消し、福祉の充実した社会にすること、女性の尊厳を守る視点を持った性教育をすすめることが不可欠と考えます。
468	女	70代	<p>「セクハラという罪はない」という大臣がいました。パワハラ・セクハラは犯罪なのだ、人権を侵害し、時には命を奪われる。その被害者の多くは女性です。女性が活躍できる社会は安心して働ける環境がなければ、実現できません。</p> <p>公的な場でセクハラ、パワハラ発言を行う政治家や公務員を罰する事ができるようにしてほしい。</p> <p>そのためにもハラスメント禁止条約を早期に批准する取り組みを進めてほしいです。</p>
469	女	40代	<p>全体的に被害を受けてからの対策に力点が置かれているように思われる。これらはもちろん重要なことであるが、女性（女性に比べて少数ながら男性）、子どもに対する性犯罪や性暴力の根底に、性をめぐる適切な教育が不十分であるという背景があることにしっかりと目を向けるべきである。諸外国の幼児期からの性教育の事例などを集め、性を人権の一環として捉えた教育の実施の必要性を計画に盛り込んでいただきたい。第10分野においても言及していただきたい。</p>
470	女	50代 44~	<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) (4)心身の回復を支援するために ジェンダー平等を基盤としない相談やカウンセリングが、今なおDVの現場でも見受けられます。性暴力だけでなく、DV支援にも、フェミニストカウンセリングの視点と技術は大変重要だと考えます。</p> <p>(2) (12) 婦人保護事業の見直し 婦人保護事業に代わる民間シェルター事業の仕組み作りと財政支援を継続してお願いします</p> <p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進 性暴力事案については、裁判員裁判を廃止して欲しい。地方都市では、被害者と裁判員が直接の知り合いでないとしても、誰かの知り合い等、すぐ身元が分かってしまう</p> <p>3 子ども、若年層・・・ 児童相談所等は性暴力・性虐待について真剣に取り組んで欲しい。 家で性虐待にあっている少女がその家に帰るしかないことが度々ある。なぜ加害者が逮捕されないのか？</p> <p>4 配偶者等からの・・・ 面会交流を使った加害者からの支配の継続をストップできる仕組みをお願いします ブラジルのように、養育費は必ず支払う仕組みをお願いします 女性と子どもの同時支援を進めてください。児相の仕組みではDV被害者を救えない。連携協力よりも、解体再構築を希望します。今の児相の仕組みは時代遅れで非合理的 予防啓発にはリプロの視点も重要だと考えます</p>

				中絶における夫の承認を廃止してください。リプロの考え方からするとおかしい
471	女	50代	46	女性に対するあらゆる暴力の根絶のために様々な取り組みが予定されていることは大変いいと思うのですが、「女性」のなかにトランスジェンダー女性のことも考えていただければと思います。この方たちに対する性暴力や偏見もまた非常に強いものがあり、それ故にこそ被害にあわれてなお問題の可視化が進まない状況があると思います。このような事態をどのように予防するのか、ワンストップセンターや一時保護施設において、どのような受け入れのための配慮が必要になるのかなど、考えるべきことが多いように思います。同時に「男性」並びに「トランス男性」に関しても、同様の配慮が必要になると思われ、暴力を許さないという基本姿勢を誇示するためには、性的マイノリティに対する配慮についても、対応する必要があると思います。
472	団体	団体	44	1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 具体的な取組 「…また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢の被害者に支援の情報が届きやすいよう広報・啓発を充実させる。」に介護者における虐待の問題やその原因として介護者の孤立などもあることから、地域における介護者支援も触れるべき。
473	男	20代		・ 広告媒体における男性・女性への差別的な表現について議論・審査・評価される場づくり
474	女	50代	45	P44の1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりの、(1) 施策の基本的方向の2番目にある「暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境に向けた啓発を強力に推進する」は、暴力根絶の基礎と考えます。p45の「2. 性犯罪・性暴力への対策の推進」には、そこからつながる重要な点が抜けているように思います。性暴力は、性や性行動、性的関係に関する根強いアンコンシャスなバイアスによって浸透し、世代に受け継がれています。被害者支援や加害者対策を講ずるのは現状重要ですが、モグラたたきにならないよう、国民が暴力や差別に敏感な視点を持てる社会づくりが急務です。つまり、現実生活に即した実効性ある性教育を小中高校はもちろん、幼児教育においても実施することが、社会基盤の改善につながると考えます。自治体の性暴力対策事業にさえ、いまだに「寝た子を起こすな」と公言してはばからない、性教育否定派の“専門家”が複数関わっている実情があり、問題の根深さを感じます。国の方針としてはまず、保守的な教育分野に男女共同参画の視点を持つことを徹底し、社会全体で質の良い性教育を構築することが必要です。「基本的方向」「具体的な取組」ともに、性暴力根絶に直結する具体的性教育の取り組みを入れて頂きたいです。
475	男	60代	53	7 人身取引対策の推進 移民女性に対する人身取引に関して明記されていることは評価できますが、近年、警察庁などに認定されている人身取引被害者は外国人より日本人女性の方が多いです。そのような現実を受けて、政府の「人身取引対策推進会議」の方針を参照して取組として言及すべきです。 性的搾取を目的とした人身取引（児童買春・児童ポルノ・アダルトビデオ製造など）の現場として、ホテルなど宿泊施設が使われています。宿泊施設の運営企業に対して、注意喚起や啓発・教育を行うことによって防止を図ることが必要ではないでしょうか。

476	女	60代	46	性暴力被害者への心理的ケアにあたっては、二次被害防止の観点からも、フェミニストカウンセラーの専門性をもつ相談員、カウンセラーの養成が必要である。
477	女	70代	47	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 (2) 具体的な取組(1)「生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、」の次に「包括的セクシュアリティ教育も行き」を入れる。理由：「性教育」という言葉に反発があるため、ユネスコで推進している「包括的セクシュアリティ教育」という用語の使用を提案します。
478	女	40代	43	「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」との認識は評価できる。性犯罪、性暴力、ストーカー行為、職場におけるセクハラ・マタハラ、DVなどの女性に対する暴力は、女性の人権そのものを大きく侵害し、男女共同参画を阻害するものである。他者に対する暴力は人権を侵害するものであるという認識を、全てのとりくみの土台として掲げることを求める。
479	—	30代		<p>1. 性行為の同意年齢を引き上げてほしい。現行の年齢ではあまりにも幼く、性教育も十分でないと感じる。また、同意年齢を引き上げるとともに身体的な負担や感染症のリスク、同意とは何かなど男女ともに性教育を受けられるようにしてほしい。</p> <p>2. 災害時の避難先で女性が性犯罪に巻き込まれる危険性を下げるため、プライバシー保護など、避難所についてのガイドラインを作してほしい。避難先で被害に遭っても加害者も被災者なのだからとまともに取り合ってもらえなかったり、着替えや授乳などを覗こうとする犯罪からみを守れるようにしてほしい。今までそういった声は多くあったにもかかわらず、新型コロナウイルスが登場し、性別年齢問わず感染のリスクがあるとされるや否や、避難所でのソーシャルディスタンスの話が出てきたのは、女性の安全に関しては当事者の声があまりにも取り入れられていなかったのではないかと感じる。</p> <p>3. 性犯罪について加害者が正しく裁かれてほしい。 性犯罪が起こると必ずしも被害者の行動や態度などが不適切だったのではないかとセカンドレイプが蔓延している。海外では同意のない性行為は全てレイプであると法が改正されたと聞く。日本はあまりにも性犯罪に対しての認識が甘く、日本もそのように法改正をするべきではないのかと考える。 また、性犯罪は再犯率が高いため、罪を償うとともに、更生をしっかりと受けさせる環境を整えていくことも重要だと考える。</p>
480	—	30代	44	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力根絶とセカンドレイプでさらに被害者が孤立しない手厚い支援策を行ってください。 ・性暴力被害者ワンストップ支援を増設してください。 ・学校教育で性教育を行ってください。 ・セクハラをはじめハラスメントの撲滅へ、禁止規定をつくってください。また、ハラスメントは人権侵害であるというメッセージを発信してください。 ・女性の人権を保障する観点から、DV根絶、被害者支援行ってください。

481	女	30代	54	<p>インターネット上（特に twitter などの SNS）では今、痴漢行為や盗撮写真や動画、性器の露出（公然わいせつ）、女性の画像を勝手に加工して公開し侮辱するような行為が横行しています。犯罪であるにも関わらずこういったアカウントが多数存在するのが現状です。これらの多くは女性や子供を狙った犯罪が軽視されている証拠です。</p> <p>SNS 運営会社の取り締まりや一般市民の通報だけに依存するのではなく、警察が積極的に介入し、アカウントを特定し、きちんと逮捕できるような仕組みを強化して欲しいです。</p>
482	女	40代		<p>●痴漢の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痴漢という犯罪の態様、正しい社会認識と共通理解促進 <p>「大したくない罪」「ちょっとした気の迷い」「示談金目当ての自作自演」と加害を矮小化する風潮を正す。</p> <p>累犯が多く、性的興奮だけを目的にしている犯人ばかりでないこと、人の一生を左右しかねない「軽微でない」犯罪であること。</p> <p>被害は減るどころか、ネットの影響により（集団痴漢仲間を募る、盗撮、痴漢実行の様子を投稿する等）以前に増して悪質、被害の回復が半永久的にされないなど、問題が大きくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国として、時間帯を問わず、女性専用車両の増設、義務化して欲しい ・「逆差別、女尊男卑」との意見に対し、データと現状と歴史に基づいた見解を示して欲しい。 ・痴漢に遭った時の対処法、通報先を車内に掲示して欲しい。 <p>●13歳以上の男性による女性、子供への声かけ、つきまとい、止むを得ない場所以外での過度な接近（パーソナルスペース程度）禁止、あるいは努力義務として周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人で安心して道を歩くため。 ・今時ナンパは迷惑と恐怖でしかない。最近、断って暴力をふるわれる事件が発生したが、寸前の経験をしている人は多いのではないか。 <p>●セカンドレイプ禁止法</p> <p>性被害者の落ち度の可能性、ハニートラップ説の流布、そういった SNS の書き込み、またはプラットフォームの掲載許容も禁止する。罰則付きの刑法にして欲しい。</p> <p>今のままでは、被害者の多くは泣き寝入りする他なく、何度も何年も傷付けられる。報道の偏向撲滅も努力義務に盛り込む。</p> <p>司法判断が確定しない限り（起訴猶予も含む。無罪確定ではないため）、憶測を語ることは禁じる。また、被害者が間抜けだったとしても、それを公に指摘するのは侮辱罪に当たりかねないという解釈できる条文が必要。騙されたからと言って、詐欺の被害者がこれほど叩かれることはないはずだ。警察庁には、犯罪抑止のキャンペーンとして例にして欲しい。（レイプドラッグに注意、など）</p>
483	女	40代	48	<p>児童生徒にわいせつ行為に及んだ教員については、名前などを公表し、教員免許を剥奪するなど厳罰な処分を希望する。教員免許を取得の際にも、それまでに性犯罪をした者については、取得させないよう法整備を進めること。性犯罪被害者が一生の傷を負うのに対し、加害</p>

				者に関しては時間が経つとニュースなどで取りざたされることも少なく、「ほとぼりが冷める」のを待てば、あわよくば教育現場に復帰する可能性もある。被害者をうまないためにも早急な法整備を希望する。
484	女	50代	1	『女性に対する暴力を根絶するため、暴力の当事者とならないための教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る。』 ⇒『暴力の当事者とならないための教育』という表現は、加害者なのか、被害者なのか、意味がわかりません。暴力当事者には加害者と被害者がいます。被害者当事者とならないための教育であれば、被害者にも非があるという性暴力神話の強化になります。表現を変えるべきだと考えます。
485	女	30代	47	1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり 【基本認識】 「女性に対する暴力」は、1件もあってはならないものである。第5分野のタイトルに「根絶」とあるが、文字通り根絶やしにすることを目指さなければならない。「基盤づくり」について述べるこの項目では、強い決意表明が求められる。 (1) 施策の基本的方向 ○暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進する。 →このままの表現であれば「(2) 具体的な取組」に置くべきではないか。「啓発を推進する」という表現では方向として弱すぎる。以下の表現を提案する。 ・学校での性教育を、より深く現実に即したものとするなど、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境を整備する。
486	女	30代	50	3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 性的同意年齢の引き上げを目指して動くという内容をどこかに記載すべきである。日本は諸外国と比べても低い13歳で、明治時代に制定されてから変わっていない。現代日本においては非現実的な年齢設定である。さまざまな議論がすでに行われているが、子どもの立場に立って考えなくてはならない。以下の理由から、この項目において性的同意年齢の引き上げに言及すべきである。 ・13歳の性的同意が真の同意であるのか、判断が難しい。 ・性行為が妊娠の可能性も生じる行為であることを考えると、仮に同意があったとしても不適切である。 ・同意年齢引き上げは加害者になり得る人の抑制にもつながる。
487	団体	団体	44	基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無の後に、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を入れていただきたい。
488	女	30代	43	43 ページの最後に「ジェンダーに基づく暴力」とありますが、ジェンダーとは性別に対する社会的規範のことであり、44 ページ冒頭に書かれている「性別に起因する、多様な暴力」と

		<p>は違うもののように思われます。</p> <p>性別に起因する暴力ならば、Sex-Based Violence という表現が的確なのではないでしょうか。</p> <p>現在、インターネット上（主に Twitter）ではトランスジェンダー問題に対する議論が一部で活発に行われており、その中でトランス活動家たちは「生物学的性別 (=Sex)」よりも、性自認を優先させるべきだと主張しています。</p> <p>彼らの主張する性自認というのは「男は男らしく、女は女らしく」という昔ながらのジェンダー観に支えられたものです。</p> <p>「スカート履き、化粧をするなら女」だから（身体性別に違和のない）女装している生物学的男性のことを女性として社会的に認めようと言っています。</p> <p>しかしそんなことを認めてしまえば、単に女装してるだけの男性が女性専用スペース（女子トイレや女湯）に侵入し、性犯罪を犯す危険性が高まることは明らかです。</p> <p>また、女性は「自分のことを女性だと思っているから」差別や暴力を受けるのではなく、「生物学的に女性だから」差別や暴力を受けているのです。</p> <p>生物学的性別よりも性自認を優先させる考え方は、女性差別への基本的な認識さえも歪めてしまうリスクがあります。</p> <p>生物学的性別が問題にならない場面で、トランスジェンダーの権利を守ることは大事ですが、女性の権利と衝突するものについては、慎重な議論をお願いしたく思っております。</p> <p>そのためにも「ジェンダー（性別に対する社会的規範）」はできるだけなくしていき、「生物学的性別」による女性差別問題をしっかりと再認識し、取り組んで頂ければ幸いです。</p>
489	女 30代	<p>私は今、離婚調停をしています。</p> <p>夫から DV を受け、子供も虐待を受けたからです。</p> <p>DV は身体的なものよりも言葉で追い詰められたり生活費を貰えないという精神的なもの、子供は生まれたばかりで夫は育児をせず泣いている子に対して「うるさい」や夫が不機嫌になり物に当たったり大声を出したりするのを間近で見せたことです。</p> <p>これらを調停員に伝えても離婚事由にならない、と言われました。</p> <p>DV 相談の窓口や虐待の改正された定義の中にあるのに、認められない、と言われました。</p> <p>非常に納得がいきません。</p> <p>育児をしなかったことも「よくあること」と片付けられましたし、DV も「殴られた訳では無いんでしょ」と言われました。</p> <p>精神的に追い詰められそのせいで産後うつにもなりましたが、認められないと言われました。</p> <p>さらにこうした事情があるので子供に合わせないと話しても、子供のために父親が必要</p>

		<p>と言います。</p> <p>子供の育児を何もせず、泣いている赤ちゃんに対して「うるさい」という父親が必要でしょうか？</p> <p>子供が健全に成長するために子供を優先し守り育てる親は必要ですが、そうでない自分のためにしか動かない思い通りにならないとすぐ怒鳴る物に当たる、そんな親は必要ないと思います。</p> <p>これだけ世界は多様化を求め進んでいるのに、日本は両親が揃っていることが大切、離婚してももう片方の親に会うことが大切、と言い、被害者である子供目線が無いのがおかしいと思います。</p> <p>子供が判断つかない年齢であれば、監督者の親が判断すべきですし、そもそも何故離婚調停をしなければいけなかったのか？普通に話し合いができる相手ではなかった、と理解して欲しいです。</p> <p>面会交流を必ずしないとイケない、という風潮もやめていただきたいです。</p> <p>自分または子供に暴力を奮った相手に会わせたい会いたいと思うのでしょうか？</p> <p>私と同じような立場の母子はたくさんいます。</p> <p>今も家の中で苦しんでいる母子はたくさんいます。</p> <p>逃げたいけど、手段もお金もない、死ぬぎりぎりまで戦っているかもしれないです。</p> <p>身体の暴力だけではありません。</p> <p>言葉を使って産後精神的肉体的に弱っている妻に暴力をふるうのも立派なDVです。</p> <p>どうかこのDVの認識が広がり、面会交流の強制がなくなり、養育費を国が支払い払う相手から国が徴収する制度、さらに一人親の生活環境改善(支援のハードルを下げてください)を御願います。</p>
490	団体 団体	<p>「1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基礎づくり」の中に「(5) 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、相談及び支援体制の充実を図る」との項目があるが、もっと具体的な施策を書き込んでほしい。「(5) 男性被害者に対する必要な配慮が図られるよう、〈ワンストップサービスの整備を含む〉相談及び支援体制の充実を図る」のように、〈 〉部分を追加することを提案する。</p> <p>「2. 性犯罪・性暴力への対策の推進」の具体的な取組には男性の性暴力被害者への言及が全くないので、ここに男性の性暴力被害者への対応に関する項目を設け、男性の性暴力被害者に対する相談体制の強化やワンストップサービスの整備、男性被害者も含めた性暴力問題に関する啓発の重要性に言及してほしい。具体的には、以下の文言を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力における男性被害者に対する相談体制の拡充ならびに身体的・精神的ケアに向けた支援の充実 ・性暴力の男性被害者に対するワンストップサービスの整備 ・単なる「いじめ」や「からかい」として片付けられがちな男性に対する性暴力やセクシュ

				アルハラメントを明確に性暴力被害と位置づけ、その防止に努めるなど、男性の性被害に関する適切な理解の促進をはかる。
491	女	30代	45	<p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向</p> <p>の最後に法制度の見直しも含め、性犯罪・性暴力に関する厳正な対処等を推進するとなっています。それを受けて、以下を提案します。</p> <p>2017年の改正時に「3年後に必要があれば刑法は再改正を検討する」という旨が附則に記載されたことから、2020年に刑法の見直しが進んでいることを願っています。</p> <p>その際、施策の基本的方向の最後、もしくは具体的な取り組みの最後など適切な箇所に以下を書き込むことを要望します。と同時に日本は欧州評議会のオブザーバーでもあり、イスタンブール条約の批准も推進して頂きたい。</p> <p>提案：「強制性交等罪の構成要件を、CEDAWの一般勧告35号、欧州評議会のイスタンブール（女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止及びこれとの戦いに関する）条約に沿ったものとする。</p>
492	女	30代	46	<p>具体的な取り組みの新しい(2)として、(1)の「性犯罪に関する刑事法・・・」と(2)「監護者による・・・」の間に以下を新しい(2)として入れて、監護者。。を新(3)として各番号を繰り下げる。</p> <p>「同意のない性行為をされたことが明らかな場合は、「暴行」「抗拒不能」などの要件を証明できなくても、加害者を処罰出来るような法改正をすすめる。」</p> <p>意見：「暴行」「抗拒不能」などの要件を証明できないために、多くの性暴行被害者が泣き寝入りをしています。相手の同意がないまま、相手が拒絶しているのに性行為をすること自体（不同意性交）が犯罪とすべきです</p> <p>さらに、新しい(3)になる現(2)の監護者による。。。の最後に、「監護者の範囲が現行刑法では狭すぎるため、被害の実態に合わせて広くすることを検討する。」ことを意味する適切な表現を追加する。</p>
493	女	30代	46	<p>制定して19年目に入る「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は独自の被害者支援システムを持たず、売春防止法第4章「保護更生」に法的根拠を有する「婦人保護事業」への転用で対応しているが限界がある。そのため、婦人保護事業の枠を越え、DV被害者を含めジェンダーに基づく暴力被害者の救済・支援を目的とする「女性支援法」の制定を至急検討する」を入れて、女性支援法の制定の推進を進めてくださるよう強く要望します。</p>

494	女	30代	<p>47</p> <p>p47 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(1) 「生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、」の次に「括的セクシュアリティ教育も行き」を入れる。</p> <p>理由：「性教育」という言葉に反発があるため、ユネスコで推進している「包括的セクシュアリティ教育」という用語の使用を提案します。</p>
495	男	60代	<p>50</p> <p>2020年9月に放送されたTVの中で、自らのストーカー被害を語られていた。別れ話をきっかけに、交際相手がストーカーとなり、恐怖の日々を送ることになる。「隠れなさい」とアドバイスされ、なぜ被害者である自分が身を隠し、縮こまった生き方をしなければならないのか、自分らしく生きることは出来ないのか、被害者にとって真の救済とは何か、を考える中で、加害者の非暴力化が不可欠だと思に至る。</p> <p>関係ありそうな所を訪ね歩いて話してみると、「優しい人だね」と言われることもあり、被害者の立場に立って考える人になかなか出会えなかった。やっと心あるカウンセラーに出会えて、加害者の非暴力化が必要だと確信した。</p> <p>この経験から導かれた、加害者の非暴力化は、新たな被害者を生まず、負の連鎖を止めることになる。</p> <p>DVの場合でも、被害者がシェルターに避難し、住所を変更し、仕事を変え、人間関係を絶たざるを得ないという状況は、被害者に大きな負担となり、また一緒に行動することになった子どもにとっても大きな困難となる。加害者の非暴力化が達成された場合、被害者の困難が軽減されるのは間違いない。</p> <p>加害者にとっても、自身の非暴力化は、刑罰を免れることだけでなく、他人との関係の改善につながり、社会生活がスムーズに送ることができるようになる重要な契機となる。</p> <p>被害者の救済の視点から見ても、暴力加害者男性の非暴力へ向けた支援は、有効な方法として社会の中で推進されるべきである。</p>
496	女	50代	<p>先日、ネットのニュース記事により、痴漢行為や強姦などのケースで、裁判の過程で加害者に、被害者の個人名が知らせてしまうために、報復を怖れた被害者が示談にしてしまうことがある、という事実を知りました。</p> <p>裁判は重大なことであり、加害者にとっても正確な事実は重要な問題ではありますが、再犯</p>

				<p>や身勝手な報復の可能性に、あまりにも配慮の足りない、杓子定規な対応であると考えます。</p> <p>裁判員制度についても、実際には裁判員たちの意見は裁判官に覆されることが多いとも聴きます。特に性的な暴行に関する事件の場合に。</p> <p>女性が暴力に怯えることのなるべく無い世界を創るために、被害者の安全と安寧をもっと重く捉えた制度と法の改正を望みます。</p>
497	女	50代	3	<p>『(8) 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。(9) 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。』⇒裁判官の研修等の充実だけでは不十分だと考えます。性暴力・DV等の性暴力事件では、裁判官における女性の比率を上げ、クオータ制を取るべきだと考えます。男性裁判官が、加害者男性を裁いた時に、女性から納得できる判決が出るのどうかに疑いがあります。裁判官の常識が男性のバイアスがかかっていないという保証がありません。また、裁判官だけでなく、性暴力に関しては、女性弁護士、女性警察官が、被害者には必要とされていると考えます。女性弁護士、女性警察官を増やすような取り組みを強く望みます。</p>
498	女	30代	46	<p>○刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関して、法改正を含む必要な措置を講ずる、とすべきである。</p> <p>○民間支援団体への経済的支援を盛り込むべき。</p> <p>○専門性をもった支援員・相談員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。</p> <p>○ワンストップ支援センターの数をもっと増やすべき。</p> <p>○「性暴力被害者支援法（仮）」の制定が必要。</p> <p>などご意見を書いてもらったらと思います。</p>
499	女	30代	52	<p>○セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備が必要。</p> <p>○就職活動、インターン、教育実習など学生やフリーランス、請負で働く者のセクシュアルハラスメントについて実効性ある対策が必要。</p> <p>○SOGIE ハラスメント対策も明記すべきである。</p>
500	女	60代	P46	<p>「性犯罪・性暴力への対策の推進」</p> <p>○刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関して、</p>

			<p>第4次男女共同参画基本計画では、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とされている。第5次計画においても同様に4次計画で取り上げられた「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」、「いわゆる性交同意年齢」、「強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲」などの論点について、「法改正を含む必要な措置を講ずる」とすべきである。</p> <p>○民間支援団体が活動を継続していくためには、経済的支援が不可欠である。その点について盛り込むべきである。</p> <p>○専門性をもった支援員・相談員の養成が急務である。また支援員・相談員の専門性に見合った処遇の改善をはかるべき。</p> <p>○諸外国と比べても人口比当たりのワンストップ支援センターの数が少なすぎる。センター数の増を図るべきだ。</p> <p>○性暴力被害者の支援のためには根拠法が必要である。「性暴力被害者支援法（仮）」の制定をすべきである。</p>
501	女	60代 P52	<p>「セクシュアルハラスメント防止対策の推進」</p> <p>○セクシュアルハラスメント被害が職場、学校、就労活動の場など、あらゆる場で起こっており、加害者がその行った行為に見合った処罰を受けることはまれである。セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備が必要不可欠である。</p> <p>○就職活動、インターン、教育実習など学生やフリーランス、請負で働く人など、立場が弱いことを利用してのセクシュアルハラスメントが後を絶たない。このようなセクシュアルハラスメントについて実効性ある対策が必要である。</p> <p>○SOGI ハラスメントについても対策も明記すべきである。</p>
502	女	70代 46	<p>○性暴力被害者への心理的ケアとしてフェミニストカウンセリングの専門性を持つ支援員・カウンセラーの養成が必要である。</p> <p>○関係者を対象にした研修を行う際には、被害当事者や民間支援団体などを講師にするなど、被害実態をリアルに把握できるようにするべきである。</p> <p>○「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書（令和2年3月）」によれば、ワンストップ支援センターにおける支援では幅広い知識や専門性が要求されている。しかし、「相談員とコーディネーター（合計1034人）の処</p>

			<p>遇に関して（中略）「無給・交通費程度」は313人であった」ということで、必要とされる専門性に対応する処遇がなされていない実態がある。また、支援体制の課題として、35か所（71.4%）が「（夜間・休日の）支援員の確保が難しい」、30か所（61.2%）が「支援員のなり手が少ない」という課題を抱えていた。以上のことから、継続的な支援体制の構築のために、専門性を持った支援員の育成とそれに見合った処遇の改善をすべきである。</p>
503	女	60代	<p>DV 被害者支援政策はこの間、非常に進んでいると思われます。一方で、DV 加害者更生教育の施策推進はまだこれからで、ここへの言及が必要と思います。</p> <p>改正 DV 防止法が施行されても、DV 被害者相談数の推移から見ても DV 被害を受けている個人を救済するだけでは DV は無くなりません。DV は「配偶者への暴力」あるいは「親密な関係の人への暴力」と記すべきだと思います。DV は加害者の問題であり責任です。多くの被害者は女性ですが、これは女性への人権侵害であり、差別です。</p> <p>DV をした加害者は離婚しても、また別の人に対して同じ事を繰り返しますから、そこでまた新たな被害者を生み出していく可能性が高いです。DV 加害をする人の価値観を変容させるために、DV 加害者更生教育プログラムの受講義務（刑罰を含めて）などの強い施策がなければ、DV を根絶することは出来ません。</p> <p>現在、各地域（北海道、青森、千葉、東京、大阪、広島など）で実施されている DV 加害者更生教育プログラムの実施状況を見れば、それを実施しないことは「DV の再生産に国が加担している」とさえ思います。</p> <p>政府には今までの男女共同参画計画から抜け落ちている「DV 被害者支援の一環としての DV 加害者更生教育プログラムの実施」を第 5 次男女共同参画基本計画に正式に、かつ積極的な実施が見込めるような形で盛り込んで頂きたいです。</p> <p>そしてそこに「子どもへの虐待防止」を意識した「DV 加害者更生教育プログラムと子どもの虐待親更生教育プログラム」として位置付けて頂きたいです。</p>
504	—	40代 43	<p>「女性に対する暴力の根絶」のために、「暴力の当事者とならないための教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図る。」とある。女性への暴力には性暴力もあるが、性暴力の当事者にしない・させない、性暴力を容認しない社会環境の整備などには、自己尊重感を養い、ジェンダー平等に基づいた、年齢に応じた包括的な性教育プログラムが必須である。</p> <p>コロナ禍において、DV が増えるとともに、若年かそうでないかに関わらず、望まない妊娠不安も増えました。（ピルコン調査より）</p> <p>このようなことを防ぐためにも、包括的な性教育プログラムが必要です。</p>
505	女	60代	<p>性暴力や性暴力被害者に対しての 2 次被害はマスコミ・政治家・警察・司法も含め、社会のあらゆる場所で、あらゆる人によって起こされています。これは性暴力や 2 次被害に対する刑事罰の規定がなく、社会が性暴力を容認しているからです。ハラスメントを含む女性に対する暴力は許しがたい行為であると国が認識を持ち、禁止法を制定するべきです。</p> <p>その上で広報活動や国・行政・企業などへ研修を行う必要があると思います。</p>

				<p>性暴力被害者への落ち度をあげつらう2次被害の背景には「暴行・脅迫」「抗拒不能」要件があります。性暴力被害者の追い詰められた心理や行動を理解せず、加害者に有利な要件を撤廃すべきです。「合意なき性行為は性暴力である」という認識を国が持つべきです。</p>
506	女	50代		<p>「基本的認識に 被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等にきめ細かく対応する視点が不可欠である」とあるが、具体的にどのような合理的配慮が必要なのかを示す必要があり、またそのための人員や設備などが必要となる。例えば相談体制や、DVシェルター等への避難において、どのような体制で行うのかを具体的に記述すべき。</p>
507	団体	団体	45	<p>P45「(6) 被害者と直接接することとなる警察官、～児童相談所職員、」の後に、「地域包括支援センター職員」を追加すべきである。理由：P44の(2)の後段において、「高齢者における配偶者からの暴力被害も多い」とあり、関係機関間や職員間の連携を促進する必要があるため。P46「(10) 性犯罪被害者に対する～専門的知識・技能を備えた医師、看護師、」の後に、「医療ソーシャルワーカー」を追記すべきである。理由：医療機関関係者等に包含されているが、療養中における相談支援をはじめ、生活支援等の役割を担う職種であることを明確にする必要があるため。P47「(16) 性犯罪・性暴力の実態把握～拡充に努める」の次に、新規項目として「(17) 性犯罪再発防止の観点から、ソーシャルネットワークを含め、加害者に対する支援を推進する」を追加すべきである。理由：「性暴力等を許さない気運の更なる醸成に向けた予防啓発の拡充に努める」のみならず、性犯罪者の再犯リスクを軽減する観点からも、ソーシャルネットワークをふくめ、加害者に対する支援を推進する必要があるため。P47「(2) 学校、児童福祉施設等子どもと～被害を打ち明けられる可能性がある保育士、教師」の後に、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー」を追記すべきである。理由：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは児童生徒の身近な相談者の位置づけのため。</p>
508	女	30代	47	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力のセカンドレイプについて言及すべき。 ・特に、被害者をハニートラップなどといい責めることは、被害者保護の観点から許されるはならないことである。 ・性暴力被害者の話で警察での事情聴取の時などに女性の担当がいなかった、人形をつかって再現を求められたなどという声がある。警察の男女共同参画推進、取り調べ時の配慮等も徹底していくべきである
509	女	40代		<p>●性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備の明記を求める。</p>
510	女	20代		<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所の予算を増やし、専門家を育成してほしい。非正規職員を正規職員にして安定した生活ができるようにしてほしい。 ●被害者支援の強化。被害者支援が心もとなく、周知されていない。警察・検察・裁判・報道等の過程で二次被害を受けることも多い。少なくとも司法関係者への性暴力と人権に関する研修を必須としてほしい。 ●同意のない性行為はすべて犯罪とする、刑法の改正。

				<p>●少なくとも18歳までの児童への性行為は本人の同意があっても犯罪とする、刑法の改正。</p> <p>●被害者のプライバシーを守ってほしい。加害者に被害者の名前、住所等が知られないよう配慮すべき。</p> <p>●特に性加害者の認知のゆがみは、社会に広く氾濫する女性蔑視・加害行為の軽視、人権意識の薄さを背景とするものも多い。広告等の表現について基準や例を提示するなど自主規制を求める一方で、年齢や当人の理解力に合わせた十分な性教育を公教育の中で繰り返し行う必要がある。</p>
511	女	40代	46	<p>4番目の項目・立場を利用した支配について：現在、支援員として関わっておりますが、立場を利用した支配については、子供、高齢者、障がい者、外国人等以外の人（成人女性、成人男性、成人の性的マイノリティ等）でも多く見受けられます。セクハラはその分かりやすい例かと思えます。ですので、この項目については、上記のような限定した形で記述するのではなく、「上司・部下、教員・生徒、支援者・被援助者、客・従業員等、立場を利用した支配が暴力の背景にあり～」と、地位関係の類型を示すことの方が、より実態にそぐっており、そのような実態に応じた社会啓発や法整備をしていく必要があると思えます。また、地位関係を利用した性暴力について、警察や法曹三者、性暴力被害者支援を行う人々に広く啓発し、二次被害を防ぐことが重要かと思えます。</p>
512	女	40代	47	<p>(2) 具体的な取り組み (2)について</p> <p>ここには、性教育の文字が入っておりませんが、国として「性教育を行うこと」を実施目標として言語化する必要があるように思います。性教育においては、お互いの思いを尊重することや、嫌な時はNoと言うことを含め、プライベートゾーンのことや、性行為について、性行為を行うことで起こり得ること（妊娠、性感染症）、緊急避妊やピルなどについてもしっかり伝える必要があると思えます。</p> <p>また、「若年層を対象とする」と大まかに書かれていますが、これについては、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者も言語化して含むべきだと思います。相談を受けるなかで、上記の障がい者が性暴力のターゲットになっているような印象があります。しかし、性についての知識がないために、自身の身に何が起こったかを把握しづらく、言葉で他者に伝えることもできない現状があると思えます。また、障がいを持つ方への性暴力は、いわゆる健全者に対する性暴力以上に悪質であり、重い罰となるような社会の意識の変化や刑法改正が必要だと考えます。</p>
513	女	40代	49	<p>(2) 具体的な取り組み (6)について</p> <p>現在ワンストップ相談支援センターに勤務しているが、複数人常勤のコーディネーターが必要だと感じている。支援員は有償ボランティアという形で勤務していて、月に1日しかシフトに入らない支援員もいる。しかし、実際の支援では、面接や法律相談など、継続的なサポートが必要なことも多い。そのような場合、しっかりした連携と、継続的な視点で関わる人員が必要であるが、現在はバックアップ団体のカウンセラーが半分ボランティアのような形でコーディネート業務を行っている。センター外で、メールや電話で支援員の相談に応じることも多く、オーバーワークになっていると感じる。</p> <p>上記のことより、「複数の」コーディネーターの配置・常勤化との文言を入れていただきたく思いますし、そのための予算を計上し、実施していただきたく思います。</p>

514	男	30代	49 <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記すべきである。
515	—	30代	<p>婚姻制度における不平等、差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別姓を選べるようにする。 ・誰でも婚姻制度を利用できるようにする。同性どうしで利用できない今の現状は人権蹂躪である。 <p>賃金格差解消、地域による賃金不平等の解消（同一賃金）</p> <p>セクシュアルマイノリティに対する差別をやめること （異性愛を強制しない）</p> <p>性別の「男女」二元論をやめてほしい。ノンバイナリの人もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低すぎる賃金自体が女性に対する暴力である （ただちに賃金をあげる。リビングウェッジを上げること。）時給2千円程度ないと「文化的で健康な生活」が送れない。 ・ベーシックインカムの導入 月に15～20万円程度をUBIとしてすべての人に支給する。暴力を振るう配偶者から離れることができるし、ハラスメントの多い職場を根絶することができる。 <p>フェミサイドをなくす（女性の人権、安全を守る、正しい性教育を施すこと。シスジェンダーの男性が自分の生殖器や言動で他者、女性を攻撃しないよう教える。</p> <p>性暴力をなくす。刑法を改正する。性犯罪者に甘すぎる日本の現状を理解せよ。 性交同意年齢が13歳未満などと、日本はペドフィリアの国と思われてもおかしくないような異様な法律を早く変えるべき。</p> <p>子どもを性暴力から守ること。虐待について子どもにも教え、万が一大人が子どもに性的暴力を振るった場合は通報できるように教育する。</p> <p>レイプの裁判に男性はかかわるべきではない。</p> <p>女性の妊娠、出産についての法律に男性が関わるべきではない。</p> <p>男性の体には備わっていない妊娠、出産の機能について男性が口を出すということが、もしこれを読んでいるのが男性なら考えてほしい。男性がどれだけ暴力的なことをしているか自覚はありますか？</p> <p>子育てをする人を孤立させない 子育てをしている人が安心して子どもを預けられる場所を増やす。 とくに一人で子育てをする女性を手厚く国が守る。</p>

				<p>「フルタイム労働＝8時間×週五日」という極端な労働条件をやめる。 6時間×週3, 4日程度の労働でフルタイム労働とすべき。フィンランドを参考にせよ。 8時間とは「致死量」の労働時間であり、過労死があとをたたない現状は国の責任である。</p>
516	女	50代	43	<p>『加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に』には、まだ暴力対応の姿勢として矛盾したイメージを残すように感じる。妻の言動を許してはならないという感情から妻を罰する意図で言動し、その自分の暴力性を認識できないDV加害者は多い。 許さないから「暴力を決して使わない」への転換が必要ではないか。</p>
517	女	60代	43	<p>現在法務省の性犯罪刑法検討会で、性犯罪に関する刑法改正に向けて議論がなされています。検討会メンバーに性犯罪被害者や、性犯罪被害者心理に詳しい専門家医師が加わったことは誠に喜ばしいことです。願わくは、被害者団体等多くの女性団体が求めている刑法改正が実現してほしいものです。この刑法改正の運動と共に、フラワーデモやMe Too運動が起こり、SNSやオンライン会議等によって女性や性的マイノリティ、男性性犯罪被害者も声をあげるようになってきました。その声は性犯罪にとどまらず、DV被害、セクシャルハラスメント、AVやセックス産業へ転落させる犯罪や女性の貧困問題、性別役割分業の強制など多岐に亘っています。それだけ女性性への暴力や社会的圧力の大きさを物語っています。性犯罪の刑法ですら2017年に改正されるまでは明治時代のままだったという、女性性への軽視を大いに反省し、現代の女性が直面しているあらゆる暴力について実態調査をし、予算を確保し、施策を講じてください。私の提言としては、1、アフターピルを本人の意思だけで購入できるようにし、価格も数百円にする。2、墮胎罪の廃止を検討する。3、現行の中絶方法は母体に危険であるため、即時、国際基準の安全な方法に変えること。4、都道府県単位に1か所しかない性暴力被害者のためのワンストップセンターの開設予算を大幅に増額し、設置個所を増やし、正規雇用の専門職員を配置すること。5、男女の共同参画社会や、セックスや育児についても愛情をもって行うことを性教育や人権教育として充実させること。6、性被害やDV被害相談センターと児童虐待関連施設との連携を強化する。7、男性の意識を変えなければいけません。男女共同参画社会を推進するための様々な研修、性犯罪、DV、児童虐待等を重大な犯罪だと認識させる研修など、男性向け研修を企業や役所で行う。男性が学べる仕組みを考えてください。8、男性が育児をすることが、性犯罪やDVなどの暴力を抑止すると聞きます。男性が他者をケアできるように推進してください。育休の取得(特に出産直後の最も女性が大変な時期)の義務化、介護休暇取得の推進、妻や女性を労わる講座、家事マネジメント講座など男性ケアラー育成講座の開設など。</p>
518	女	30代		<p>・学校、職場、家庭、道を歩いているとき、通勤、あらゆる場面での女性への暴力が絶えません。 また、暴力が起こりそれを訴えた時に口を塞ぐ、被害者側に落ち度があったとする報道などがやみません。裁判所や警察、政治でもその様な偏見の為に声をあげられない女性が沢山います。 この「日本的仕草」の根絶をねがいます。</p>

519	女	70代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する暴力の根絶のためには、戦前から引き続く性的役割分業に基づく女性差別がその根源にあり、その事実を周知徹底する学校教育、社会教育が必要である。 ・ 学校教育のなかに人権尊重、ジェンダー平等教育を位置づけ、特にセクシュアリティ教育を推進する。 ・ 社会のあらゆる場面でジェンダー平等について学ぶ場を保证する。
520	女	40代	<p>私も含め、日本の女性は年齢がひとけた台のころから性暴力に遭います。「大したことじゃない」「服の上から触られただけ」「見せられただけで何もされてない」「よくあること」のように矮小化されることが多いですが、私は全ての被害を覚えているし思い出すと新たな不快感と怒りが湧き上がり、忘れることはありません。被害者には一生の記憶となって残ります。</p> <p>痴漢や露出魔も当然性暴力であり、幼い子供にこの社会は安心して生きていける場所ではないという絶望を与えるものです。社会全体が性暴力を深刻な犯罪として受け止め、子供はもちろん全ての人（性暴力の被害者には男性もいます）を守ってほしいです。被害者への二次加害も目を覆うようなものが多く、特にネットでの誹謗中傷に対して厳格な措置をとるべきです。</p> <p>また、わいせつ目当てで少年が女性を殺害した事件がありましたが、これなども性暴力であるばかりか、女性が性別を理由に命を奪われたフェミサイドです。日本の殺人事件の被害者は女性が過半数を超えており、これは国際的にも高い数値です。日本はよく治安の良さを誇りますが、その実、女性は日々犯され殺されている、女性が安心して暮らせない国です。この状況を恥だと思って改善に努めてほしいです。警察がきちんと被害届を受理する、電車の痴漢（痴漢は電車内だけでおこるものではありませんが）対策に本腰を入れる（何十年もろくな対策が取られていません）など、意識改革を行って今すぐ取り組めることばかりです。</p>
521	男	40代	<p>被害の届け出を躊躇ったり所謂セカンドレイプを無くすには、まず国民に蔓延している『貞潔至上主義』を破壊せねばなりません。</p> <p>そもそも江戸以前は、少なくとも庶民階級では処女というものには碌に価値が無かったんですよ。</p> <p>それが明治以後に入ってきた『外国の貞操思想』が当時の知識人達に『外国の思想だから』という理由でもてはやされ、しかもその内容が華道や剣道みたいな『道』に見えるものだから、その内容は厳格化・抑圧化していった終いには明治35年に発行された『高等女学校修身教科書（吉田静致）』では「若し又不良の人ありて我貞操を傷付けんとする時は、厳然これを拒否し、やむを得ずは死をもってするも、その純潔を保たざるべからず。」となり、大正時代の貞操論争では「売春しなければパンを買えないなら飢えて死ぬ。」となったのです。</p> <p>今の日本でも『男の色欲を抱かせる体型と見なされた者』に対して罵倒（東須磨小学校教員いじめ事件）や、果ては『常識的な体型に収める為』と言って外科手術を勧めるといった事も起きています。</p> <p>外国でもカメルーンのブレストアイロニングや、アイルランドの国家を挙げた『ふしだらと看做された女』に対する、</p>

			<p>それこそアウシュビッツ強制収容所もかくやな人道に対する犯罪も起きています。（この事件を取り上げたマグダレンの祈りという本と DVD が発売されています。）</p> <p>尚、ふしだらと看做された者の中には『強姦被害者』も含まれてます。（申命記に基づいた「男の劣情を誘ったから強姦されたんだ」という理屈のようです。聖書では「アダムは蛇の誘惑を断ったが、イブに誘惑されてその実を食べた」となっているからだとか。）</p> <p>そもそも貞操というのは『女子供は民族・家長の財産』という価値観の為に設定された物です。女性の為じゃない。</p> <p>もし女性の為だったら『死んでも守れ』を強制はしないでしょう。</p> <p>被害者がその被害を気兼ねなく告発できるようにするには、今の本末転倒的な『貞操至上主義』や『性的な存在や行動に対する憎悪心』を完全否定し、それと合わせて、アムネスティが要求している売買春の合法化もすべきです。</p>
522	女	50代 48	<p>児童ポルノやアダルトビデオ出演の強要問題、「JK ビジネス」問題等は犯罪であり、子どもたちは性犯罪に巻き込まれた被害者である。子どもの性を買う大人が 100%悪い。進学等でお金が必要な高校生がネットでバイトを探し、AV 出演に至り逃れられないケースが多発している。問題解決にむけて、児童への性的搾取の厳罰化、AV 出演強要を違法行為にする等の早急な法的措置をとることが重要である。子どもの行動を一方向的に禁じるのではなく、相談先の体制の底上げも必要である。</p> <p>性的トラブルに巻き込まれる子どもは、幼少期に性被害を受けた子どもが多く、不安から繰り返すこともある。子ども及び保護者のメディアリテラシーの向上等の予防啓発とあるが、マスコミ等への規制、幼児期からの人権教育・性教育も必要である。「自分は大切な存在、守られ大事にされている」という実感を持たせるためには、貧困、ジェンダー等の様々な問題の解決も望まれる。</p>
523	男	60代 p44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、および「性犯罪・性暴力への対策の推進」の観点から、この分野における教育の充実と発達段階に応じた学習機会の保障が必要だと考えます。 ・ 児童自立支援施設内の学校に勤務した時に、入園してくる生徒の中で性被害に遭った生徒が何人もおり、知らない人からの加害だけでなく家族や身近な人たちからの被害事例も見受けられました。監護者からの性被害の多くの場合、被害者の子どもは自分の身に起こっていることが認識できないまま、長期間にわたり性暴力を受け続け、心身に深刻な傷を負ってしまうこととなります。実際に担当した生徒たちも精神的な後遺症ともいえるものを抱えていました。 ・ 現在の学習指導要領では、性の健康に関する正確な知識を学ぶ機会が、特に小中学校の段階で保障されていないため、幼少期から自分の身を守るために必要な知識が与えられておらず、このことへの早急な対応が必要です。また、加害と被害についての知識を学ぶことは人権教育の観点からも非常に重要なことだと考えます。 ・ 現在、ユネスコなどでも「包括的性教育」の必要性が提起されていますが、被害者にしないためにも、加害者にしないためにも、子どもの発達段階に応じて、具体的に包括的性教育が実施されるよう、積極的な施策の実現をお願いしたいと思います。
524	男	40代	<p>ジェンダー教育および性の教育については、今後特に力を入れて、幼少期から「性」について柔軟かつオープンに考え、また他者と対話のできる土壌を作ることが必要と考えます。</p>

				性暴力やDV等、「性」の違いから生まれる問題に対して、より抜本的な解決策を、教育・そしてコミュニティ開発の面から取り組んでいただきたいです。
525	女	30代	1	性犯罪被害者の名前を加害者に伝えるのはやめませんか？顔見知り以外の犯行もあります。出所後の報復を恐れて訴えを諦めるケースもあります。加害者へ情報を渡すのは犯罪を助長することに繋がります。もちろん裁判所や警察は知っていてもいいですが、マスコミや加害者に実名を告げる必要はないです。ご検討願います。
526	団体	60代	43	<p>女性に対する暴力について、「重大な人権侵害である」と「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならない」という強い位置づけが求められる。</p> <p>SNS やネットなどの普及によるハラスメントや暴力が深刻化していることから、暴力根絶のための施策をさらに強化すべきである。</p> <p>以下の点を明記するよう求める。</p> <p>(1) 2017 年刑法改正の 3 年後の見直しが始まっている。強姦性交等罪の「暴行・脅迫」、準強姦性交等罪の「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件を追加すること。性交同意年齢を引き上げること。公訴時効を撤廃すること。</p> <p>(2) 処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV防止法の改正による緊急保護手続きの厳罰化を求める。</p> <p>(3) 被害者自立支援体制を整えるため、正規職員による相談体制を拡充すること。緊急一時保護施設を開設すること。経済的な自立支援のために生活資金の貸し出し、公営住宅への入居優先、民間シェルターへの財政支援を行うこと。</p> <p>(4) ハラスメントの記述が少ない。包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO 第 190 号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。</p> <p>(5) 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記する。</p> <p>(6) 女兒、女性に対する差別や暴力をあおるような表現・ポルノに対する規制を強化すること。</p>
527	女	30代		経済的や身寄りがない女性に対して弱味につけこみ性産業への促し、不当なノルマなどで逃げ出せなくさせている企業が多々あるきちんと精査する必要性を大いに感じる
528	団体	団体		<p>○女性に対する暴力の根絶には事後の対応だけではなく予防のための観点が必要である。監護者からの性被害の多くの場合、被害者は自分の身に起こっていることが認識できないまま、長期間にわたり性暴力を受け続け、心身ともに深く傷ついていることなどが報道されている。</p> <p>子どもたちは、日常的にネットや雑誌等で誤った性情報にさらされている。性の健康・権利に関する科学的な知識やリテラシーを育む機会、身近で相談できる社会資源等が十分に保障されておらず、幼少期の子どもたちには自分の身を守るために必要な知識を得る機会がほとんどない。また、子どもの性を対象とした性産業の氾濫は、諸外国では重大な犯罪として処罰されていることから、問題解決にむけた法的措置等、早急な対応が重要である。</p> <p>(2) (1)「生命の尊さを学び生命を大切に教育」「自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進する」、1 (2) (2)「加害者や被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る」との表現では子どもたちに性に関わる内容をイメージさせることは難しく、それぞれの発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方</p>

			<p>法について、具体的に教育を通して身につけることはできない。</p> <p>UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に示されたような包括的性教育を幼少期から高校までのカリキュラムに位置付けていくことが必要であり、それにより科学的に正確な知識を身につけることは、SDGs 3, 4, 5の目標の達成や被害者にも加害者にもならない性の学習機会の保障の意味でも重要である。</p> <p>また、性教育の充実、雇用の場や学校でのハラスメント防止、相談体制の整備等のために教職員、児童生徒のみならず教育委員会や保護者等への研修・啓発を着実に実施する必要がある。</p>
529	女	50代	<p>DV や性暴力などに携わる支援員や相談員達は、専門知識を身につけるだけでなく、さまざまな場面で危険に晒され、また支援員相談員自身も傷つけられ、セルフケアが必要な立場にあります。</p> <p>しかし、その対価としての報酬が軽視され(時給 1000 円前後など)、あまりにも安すぎる状況にあります。</p> <p>女性や弱者の支援はボランティア並みでいいと言う女性蔑視がそこには存在していると思います。</p> <p>また日本の大学や大学院の心理系学部ではDV や性暴力被害者支援に必要なトラウマやジェンダーの教育はほとんどなされていない状況です。</p> <p>その専門性を身に付けるにはセンター等の研修だけでは追いつかず、自費で高額の研修を受けねばならないという現状もあります。</p> <p>現在の支援員相談員の報酬の増額だけでなく、トラウマの専門員の育成し配置するのであれば、専門職としての当然の報酬が必要だと思います。</p> <p>支援員相談員がより良い支援をするためには安心して働け、暮らせるようにする必要があります。</p> <p>アメリカや韓国では、支援員相談員が一人で十分に暮らせる報酬を得ています。そういった制度があるからこそ、若い支援員相談員が加入し、モチベーションを保ちながら育っていくのです。</p> <p>日本も同様にして頂きたいと思います。</p>
530	女	40代	<p>性犯罪をもっと厳しく取り締まってください。</p>
531	団体	団体	<p>◇「女性に対する暴力は犯罪であり、人権侵害」であることを「効果的な広報啓発」だけでなく、学校や社会教育、メディアやSNSなど様々な手段、媒体を通じて社会のすみずみまで周知徹底するよう明記すること。とりわけ閣僚や国会議員、官僚、警察や司法関係者など法執行者への徹底を急ぐこと。</p> <p>◇コロナ禍のもと、10代の妊娠相談が急増しパートナーや同居する家族からの性暴力に関する相談も寄せられるなど、女性と少女が性暴力の危険にさらされていることが明らかになっている。また、DV法の同居していない交際相手や元交際相手、同性カップルなど適用範囲のさらなる拡大と保護命令の迅速な発令が必要である。被害者と子どもへの手厚い支援とともに、加害者の厳しい処罰と更生による再発防止の取り組みを強化する必要を明記すること。</p> <p>◇子どもが必要な相談・支援が受けられるように児童相談所の抜本的拡充、ホットラインや24時間相談支援センターなど、相談窓口正規相談員を増員して拡充、また民間シェルター</p>

			<p>への公的財政支援など具体策を明記すること。</p> <p>◇「生命の尊さを学び生命を大切にする教育」が強調されているが、女性の身体と健康を守る、性の自己決定権などの性教育の充実を明記すること。同時に、性暴力被害など意図しない妊娠を防ぐためにも、緊急避妊薬（アフターピル）が薬局で迅速に購入できる施策を盛り込むこと。</p> <p>◇刑法の見直しについて、「暴行・脅迫」「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件、性交同意年齢の引き下げ、子どもへの性暴力の罪をより重いものとする、強制性交等罪、強制わいせつ罪の時効の撤廃、20年を過ぎると損害賠償請求権を失うという民法規定の見直し、地位や関係性を利用した性行為に対する処罰などを盛り込むこと。</p> <p>◇「セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害」であることを社会全体に周知する具体策、セクハラを禁止を明記し、加害者への厳しい罰則、被害者の保護と救済、支援などの法整備を盛り込むこと。</p>
532	女	30代	<p>暴力は重大な人権侵害で、根絶すべきという強い位置づけや、SNSやネット普及によるハラスメントが深刻化しています。施策をさらに強化してください。また、暴力を受けた女性が、さらに二次被害をうけるような社会から転換を求めます。ILOの「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准をし、包括的なハラスメント禁止法の制定を明記してください。</p>
533	団体	団体	43 <p>【基本認識】(P43)に次の内容を追加し、＜施策の基本的方向と具体的な取組＞の各項目に反映していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4次に記載されていた「暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である」という一文を残し、さらに地方公共団体の責務も明記。 国と地方公共団体、民間の婦人保護事業に関わる役割の明確化を図り、連携強化及び広域連携強化を推進し、被害者支援への取りこぼしが生じないような地域間格差のないシステム構築を図る。 DV法・ストーカー規制法・性暴力被害女性・人身取引被害女性への支援が売春防止法への相乗りによる問題点を明らかにし、婦人保護事業の大幅な見直しを検討していただきたい。特に若年女性や子どもを持つ女性の自立に向けた包括的な生活支援ができる体制の構築を図る。 暴力の連鎖を切るための被害者の支援は、長期的スパンで行う必要がある。さらなる予算措置の上に、真に実効性のある被害者支援を「切れ目なく」、「中長期的」、「包括的」に行える体制の構築を図る。 市区町村にも婦人相談員を義務設置とし、常勤化を推進し、相談員の待遇改善と研修及びスーパーヴィジョン体制の充実を図る。 被害者へのトラウマ治療(支援)ができる高い専門性を持った人材による支援体制の構築を図る。 ILO条約第190号の批准を視野に入れた法整備をしていただきたい。 セクハラだけでなく、マタハラ、ジェンダーハラスメントなどの他のハラスメントとの関連性の記載を5分野にも再掲する。

			<p>9. 地位や関係性に乗じて生じたハラスメントや性暴力に関して、労働分野のみでなく、教育分野(教師—児童生徒・教育実習室生)、医療分野(医療者—患者)、福祉・介護分野(職員と利用者)、スポーツ界(コーチと選手)、宗教界(宗教関係者と信者)、ボランティアなどに関することも視野に入れて明記する。</p> <p>10. 幼児期から各発達段階に合わせた、性教育の実施を教育・福祉・保護・矯正等の中で図る。また、適切な性教育ができる人材の育成事業に積極的に取り組む。</p>
534	女	50代	徹底的にやってみて下さい。よろしくお願いします。
535	女	10代以下	<p>男性による女性に対する暴力はかなり多い。セクシャルハラスメント、痴漢、レイプ、盗撮などの被害も多い。しかし、現在のそれらの罪に対する罰は軽いと感じる。仕事場でセクシャルハラスメント、盗撮を行った犯人は数ヶ月の謹慎や注意で済んでいる場合が多々あり、被害者は職を失い精神病を患わされたり、同職場の女性は不安になりながら犯人と共に仕事をさせられたり、新たな被害者を生み出しかねない。そのためより罪を重くすべきである。</p> <p>小児性愛者は児童と関わる仕事に就く傾向があり、実際に児童に危害を加える人もいる。被害者が児童になると男子も被害に遭う確率は高くなる。しかしその犯人らは数ヶ月の謹慎や異動、刑期を終えたあとに復職できたり等、いつまでも児童と関わる同じ職に就くことができてしまう。これでは新たな児童の被害者を生み出してしまう。そのため教師や保育士等児童に直接携わる職業で児童に加害をした人は二度とその職に復職できないようにすべきだ。痴漢も軽くとらえられがちだが、捕まえたとしても犯人に最寄駅が、学生なら制服で学校が、知られてしまっており犯人に復讐されるのではという不安から社会に出られなくなったり引っ越しをしなければいけなくなったりする。そのため痴漢が起きないように電車内に監視カメラを設置したり、刑期を重くしそれを周知することによって未然に防ぐことに全力を注ぐべきだ。</p> <p>レイプに関しても未然に防ぐことに全力を注ぐべきだが、最も問題であると感じるのは犯人に個人情報を知られてしまうため起訴を取り下げ示談を選ばざるを得ない被害者が実際に存在したことだ。個人情報が犯人に渡るのは非常に危険なことな上に必要性がないため、この件に懐疑的である人は少なくない。そのため被害者の情報を加害者に知らせずに起訴ができるように制度を整えるべきである。</p>
536	女	70代	<p>今回の基本計画では、女性に対する暴力の根絶のために、積極的な意思ときめ細かな対策が盛り込まれていると思います。と同時に、次のことを、要望したいと思います。(1)今議論されている、性犯罪に関する刑法の改正では、特に次の諸点を改正して頂きたいと思います。i. 強制性交等罪の認定要件である”暴行・脅迫”は被害実態からかけ離れているので無くし、「不同意」性交を処罰する、ii. 監護者の範囲を実態に見合うように拡大する、3. 「性交等」の定義が改正されてもまだ狭いので、性交類似行為等も含めて適切な範囲に拡大する、iv. 性交同意年齢の引き上げ、v. 時効の見直し、など。(2)売春防止法の禁止対象の「性交」は、改正された「強制性交等罪」に見合うように、定義を変更し、拡大する必要がある。また「強制性交等罪」の「性交等」についても、さらに定義を拡大する必要がある。拡大された場合には、売春防止法の「性交」もさらに定義を変更し、拡大する必要がある。</p>

				る。(3)売春防止法を改正した場合、それに合わせて、風俗法の見直しを行い、性交はもちろん、性交類似行為も禁止する。
537	女	70代		<p>基本計画でも、女性に対する暴力を生まない「社会的気運」の醸成が必要との指摘がありました。それに関連して、ポルノの規制が必要だと思います。</p> <p>ポルノ映画製作に関係する女性の被害やJKお散歩の問題もありますし、その他にもいろいろな問題が出てきています。これらの問題すべてに関係するのが、日本社会の在り方として、ポルノが野放し状態にあるということです。</p> <p>ポルノが女性差別意識を形成・強化し、女性に対する性犯罪や侮辱的性行為の温床であることは広く知られています。つまりポルノは、女性蔑視、女性の人権侵害そのものです。そのようなものは許されませんし、表現の自由という名で擁護すべきものではありません。</p> <p>日本では「児童買春・児童ポルノ等処罰法」で、児童のポルノは禁止されていますが、ポルノは、年齢を問わず、女性蔑視・女性の人権侵害そのものですから、すべての人に対し禁止されるべきものです。</p> <p>女性の人権を侵害するようなものを「営業行為」にすることは、市民社会のルールとして、許されないのは当然だと思います。今改めて、ポルノの規制を真剣に考え、基本計画で、提案していただきたいと思います。</p>
538	女	40代	54	<p>売買春への対策の推進に関して。</p> <p>現在自らの選択としてセックスワークをしている全ての女性に対しての配慮が必要であると考える。</p> <p>むろん、本人の意思にかかわらず性を商品化し、人間の尊厳を傷つけるような売買春は論外であるが、これではセックスワークに従事する人間＝問題のある「悪い」人間であるというスティグマを与えかねない。セックス労働の改善などについても添えるべき。</p>
539	女	40代		<ul style="list-style-type: none"> ・最近ではDVについて広く世間で知られていますが、その根底にあるモラハラはまだまだ認知度が低いように思います。 ・モラハラは軽くとられがちですが、酷くなるとDV.虐待、殺人にもつながります。最近ニュースになった事案でも裏にモラハラを感じるものがあります。 ・自分自身モラハラを受け、DVに発展し、夫から逃げました。逃げてようやく自分がモラハラを受けていたこと、洗脳されていたことに気づきました。 ・同じようにモラハラで苦しんでいる人、逃げたいけど逃げられない人、洗脳から抜けられない人がたくさんいます。 ・モラハラをしている人は、ほとんど自覚がありません。 ・相談したところで、夫婦の問題で終わらせてしまわれることも多いです。 ・モラハラがどんなものかを世に広めてほしいです。 ・子ども達の未来にモラハラがなくなりますように。
540	団体	団体	43	<p>女性に対する暴力について、「重大な人権侵害である」と「絶対にあってはならない行為であり、根絶しなければならぬ」という強い位置づけが求められる。</p> <p>SNS やネットなどの普及によるハラスメントや暴力が深刻化していることから、暴力根絶のための施策をさらに強化すべきである。</p> <p>以下の点を明記するよう求める。</p>

				<ol style="list-style-type: none"> 1. 2017年刑法改正の3年後の見直しが始まっている。強制性交等罪の「暴行・脅迫」、準強制性交等罪の「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件を追加すること。性交同意年齢を引き上げること。公訴時効を撤廃すること。 2. 処罰規定を含む暴力禁止法の制定、DV防止法の改正による緊急保護手続きの厳罰化を求める。 3. 被害者自立支援体制を整えるため、正規職員による相談体制を拡充すること。緊急一時保護施設を開設すること。経済的な自立支援のために生活資金の貸し出し、公営住宅への入居優先、民間シェルターへの財政支援を行うこと。 4. ハラスメントの記述が少ない。包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO第190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。 5. 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記する。 6. 女児、女性に対する差別や暴力をあおるような表現・ポルノに対する規制を強化すること。
541	女	30代	46	<p>痴漢についても、他の性犯罪と同様に、被害者を守り再発を防止するための対策を講じてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者が必ず治療プログラムにアクセスできるようにしてください。 ・被害者が、被害状況を話す際にさらに苦痛を与えられることのないようにしてください。 ・鉄道会社のポスターで、痴漢が「いたずら」のような軽い行為に思えるような表現がなされないよう、適切なガイドラインを作ってください。
542	女	30代	49	<ul style="list-style-type: none"> ・体への暴力だけでなく、言葉の暴力も対象に入れてください。 ・言葉の暴力を受けている配偶者が希望すれば、スムーズに離婚できるようにしてください。 ・被害者が被害を訴え出た際、被害者の両親等関係者が加害者に新たな危害を加えられないよう、支援を行ってください（通報システムの導入費用を補助する等）。
543	女	40代	47	<p>義務教育過程における包括的性教育を充実させるよう、学習指導要領の改定が必須ではないかと思います。</p> <p>性暴力予防のためにも、省庁横断で検討して下さい。</p>
544	—	20代		<ul style="list-style-type: none"> ・性的同意年齢の引き上げを求めます。学校教育で性について具体的には何も教えてくれないのに、13歳の子どもに責任を持たせるのは矛盾していないでしょうか。教育と連動した年齢の引き上げを求めます。 ・性暴力の被害を受けるのは女性だけではありません。生まれながらの性別や性自認に囚われない記載を求めます。 ・性犯罪をもっと厳しく取り締まってください。

				・性犯罪の末にできた子どもの育児を放棄して、女性が逮捕されるケースが多々あります。男性側の責任を追及できる制度を作ってください。
545	女	60代		今、あらゆる場所、場面にて子ども、女性に対する暴力、虐待が増えています。支援体制のしっかりした確立を願う。
546	女	70代		第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきです。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口において適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記して下さい。
547	女	20代	52	セクシュアルハラスメントについては主に使用者から労働者へのものが想定されているようだが、人事から求職者、顧客から担当者へのセクハラなども想定した法整備を行い、積極的に啓発してほしい。
548	男	30代		昨今 SNS など女性に対する誹謗中傷、性的な嫌がらせ、差別的な発言が目立ちます。取締の強化や、SNS ベンダーにアカウント作成時の電話番号登録必須を要請するなど、具体的なアクションが必要だと思います。 また、物理的な性加害に関しては、男性側の意識が低く「被害者が悪かったのではないか」というセカンドレイプも頻発しております。「性加害は絶対に許せない」と考えなければいけないはずなのに、男性側の「まあ本人にも隙があったんだろう」などと認識の甘さが問題の大きな原因の一つかと思えます。女性側への自衛啓蒙はもちろんですが、男性側が当事者になるための啓蒙が必須だと考えます。
549	女	60代	50	子どもの精神的ケアについての記載はあるが、そのケアについて母親自身もトラウマ症状を呈していたり、健全な関係が何であるかを体験してこなかった親子に、暴力のないより良い関係性を再構築をしていくには、離脱後の中長期的支援が必要である。 コンカレント(親子並行プログラム)のグループセラピーなどの取り組みを積極的に取り入れ暴力の連鎖を断ち切ることを促進していく。
550	女	70代	44	暴力の当事者とならないための教育・暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進することに賛成します。 具体的には早い段階から「デート DV 予防教育の実施」が有効だと考えます。各課程でカリキュラムに入れて、繰り返し、発達段階に応じて学び続ける仕組みづくりが必要です。 加害者にも被害者にもならないための教育は、一人一人が尊重される人権教育でもあります。 また手厚い被害者支援は当然ですが、加害者更生プログラムも必要です。制度として、法的に位置付けることが求められていると思います。
551	—	30代		将来的な暴力の根絶には、性犯罪に関する刑法の変更が必要です。
552	団体	団体		「基本認識」に「被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等にきめ細かく対応する視点が不可欠である」とあるが、であるならば、相談・支援の各段階で合理的配慮が必要な人への支援体制、使える制度を作り、明示していくことが必要ではないか。
553	女	20代		日頃より女性が理不尽に被害に遭うニュースに心を痛めています。性暴力がしっかりと裁かれ、被害者を責めるような体質が変わることを願っています。日本の刑法はハラスメントや

			性暴力に対して甘いと感じます。日本の性的同意年齢は低すぎますし、性暴力があったときの警察司法の対応は被害者に対して負担が重すぎます。
554	女	50代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性に対する暴力がなくなる背景の一つには、きちんとした性教育が行われないことがあります。自分を大切にすること、相手を尊重すること、守られるべきプライベートゾーンがあることを幼少期から知ることがとても大切です。性教育が適切に行われることは、被害者だけではなく、加害者を少なくするためにも有効です。 ・ 被害に遭った場合のセカンドレイプを防ぐための専門職の養成、民間団体への安定した支援を行ってください。 ・ 家庭内での性暴力に対し、安全なシェルターの確保、生活再建の支援を充実させてください。とくに子どもがいる母親、子ども本人への支援が不足しています。子ども達が安心して通学を続けることができる環境を整備してください。 ・ 望まない妊娠、出産への支援をしてください。緊急避妊薬の購入や、中絶時の心のケア、養子・里親制度の充実、母子支援ホームなど、多様な選択肢のもとに支援が行われるような配慮が必要です。 ・ 性暴力が容認される場の一つに、性産業があります。女性が性を商品とせざるを得ない背景のひとつは、男女の賃金格差や、非正規雇用者の賃金格差です。
555	女	30代	女性に対する暴力のあらゆる場面に加害者との力関係があることを前提に入れてほしい。セクハラや性暴力にパワハラが加わる複合的なハラスメントや暴力が一般的だと思う。加害者に声をあげられない被害者が多いのはそうした力関係からではないか。メディアや報道以外のセカンドレイプについても触れられていない。ワンストップの支援が必要であることと、支援の過程や、訴えの中でのセカンドレイプを防ぐ対策を立てるべき。被害者が声をあげなければ追求できないこともおかしい。代理で支援者が訴えることができる制度にしてほしい。警察での聴取など、自分も耐えられるとは思えない。同意のない性行為は犯罪であるとはっきりさせてほしい。痴漢行為に触れていないのはなぜか？それもきちんと性暴力であると明記する必要がある。あらゆる暴力の根絶をというのなら、もっと積極的に無くしていく政策を出してほしい。
556	女	50代	モラルハラスメントの根絶。家父長制や婚姻同姓、また出産育児や子供に絡む地域活動、セクハラやパワハラ等、連綿と続く家庭教育での是正を基に、社会全体で人権問題として学校教育並びに社会教育の中で生涯プログラムとして扱っていただきたい。またモラルハラスメント加害者には危険運転と同様に、制裁とともに強制的に更生施設での再教育を願いたい。被害者には身体的DVやストーカーの規制と同様、安全で安心に保護してもらいたいし、洗脳から脱却できるプログラムを始動して欲しい。子供達の進路を妨げる自己中心的な圧政を強いる血縁者からの隔離を願いたい。乳幼児なら尚更、防護されて欲しい。併せてペドフィリアからの防護も願いたい。そして性暴力の根絶のために、専門家による正しい知識の教育を願いたい。本来は親等の保護者が性教育を行うものであるが、良い親子関係が出来ている家庭ばかりではないため、義務教育の中で行われることが肝要となる。モラルハラスメントが増幅しないよう、サイコパスやソシオパスと呼ばれる人格障害また発達障害の発見と措置のためにも、幼い頃からメンタルチェックが行われるよう希望する。
557	女	40代	性犯罪が不起訴になることが多い今の法律は差別的だと思います。同意がなくても「暴行又は脅迫」がないと強姦・準強姦と認められない法律は世界的に見ても遅れています。「同意

				がない」性行為を犯罪と認定する法律に変えるべきでしょう。 また、性行為の同意年齢が13歳からというのも世界から遅れまくっていますよね。13歳以上の子どもが大人に騙されてレイプされ、「暴行又は脅迫」がなかったから不起訴になった事件などいくらでもあります。最低でも結婚が認められる16歳からにすべきだと思います。
558	女	50代	43	「加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する。」 とありますが、加害者を処罰するだけでなく、加害者にならないような予防教育や、加害者が社会復帰するための再教育プログラムの充実も望みます。
559	女	団体	46	7月13日に施行された改正刑法で、新たに設けられた「監護者性交罪」と「監護者わいせつ罪」は親や保護者のみが対象なので、3年後の見直しには、「学校の教師」や「部活の指導者」、「親戚」、「兄弟」なども暴行や脅迫がなくても、罪に問える対象とする法改正を目指してほしい。 そもそも強盗や泥棒にあった時に「必死に抵抗」しなくても、強盗罪・窃盗罪が成り立ち犯人は逮捕・起訴されるのに、強姦罪だけが「脅迫があったか、必死に抵抗したかどうか」を問われるのは不合理である
560	女	20代		男女のフィジカルな力の差と社会への影響力の差は依然として現代社会にあり、根付いています。このような固定概念や共通意識が社会に蔓延していて、それらは変えていかなければいけません。女性に限ったことではないですが、性犯罪者への罰則を厳しくすること、また性犯罪の起訴のハードルを低くすることを求めます。
561	女	30代	49	夫から暴力を受けている妻が、危険な家から出て子どもとともに生活基盤をスムーズに移行できるよう、もっと十分な支援をお願いします。具体的には脱出後、数か月安心して子供と住める住居と生活費の確保、子どもの回復を助ける心のケアや、妻の職業訓練や就職活動の援助をしてください。また、家庭内暴力という特殊な暴力に対する警察官の認識を講習などで深め、迅速に被害者を救えるようガイドラインを策定してください。
562	女	30代	47	性犯罪歴のある人が、学校や幼稚園、保育所などで二度と働けない仕組みを作ってください。また、性犯罪者にも被害者にもならないように、児童に対して適切な人権教育および性教育を行い、その事実が世間に認知されるよう、大規模なキャンペーンを行ってください。またその際、少女の表象に偏った広告などを作らないでください。
563	女	30代	54	インターネット上で盗撮画像や痴漢予告などの、女性や子供に対する暴力および、それを助長する投稿を規制してください。また、そのような投稿者を顧客に抱える企業のリストを公表し、罰則をもうけてください。
564	女	70代	52	6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 (1) 施策の基本的方向 ○男女雇用機会均等法の中にセクシュアルハラスメント防止措置義務が明記されて既に14年。しかしセクシュアルハラスメントの根絶には程遠い現状がある。やはり、ハラスメントの行為そのものに対する禁止に向かわねば効果が薄い。

				日本政府はILO「仕事の世界における暴力とハラスメント禁止条約」の採択に賛成した。この立場にたって、ハラスメント禁止に向けた姿勢を打ち出すべき。
565	女	70代	52	(2) 具体的な取り組み 1 職場におけるセクシュアルハラスメントについて、法に基づく指針は職場に徹底されておらず、未だに職場でセクハラ被害に遭い、心身を傷つけられている女性が多い。外部窓口の活用が明記されたのは前進だが、そもそもの研修や窓口の周知すら行わない事業者に対する取り組みの徹底をどのようにしていくのかが見えてこない。これまでより強い取り組みをどのようにするのかを明記すべき。
566	女	70代	53	5 社会福祉施設におけるセクシュアルハラスメントは、入所者に対するものと同時に、入所者から施設職員へのセクシュアルハラスメントも深刻である。実態把握や防止策を徹底検討する姿勢をもっと強く打ち出すべき。
567	女	50代		私は他の多くの女性と同じように幼い頃から数え切れないほどの性被害に遭ってきました。そんな社会を娘が思春期になった現在も変えられなかったことが残念でなりません。この国の多くの女性は家族以外で初めて体に触れられる相手が好きな人ではなく痴漢であるという事実をなくしていかなければいけないと思います。CHIKANが世界で通じるほど国際的にも相当恥ずかしい国になってしまっています。 性犯罪の厳罰化はもちろん、性犯罪を訴えやすい制度改革、社会認識の向上、性犯罪を呼び起こすコンテンツの規制、相手を尊重することを学ぶ性教育、ジェンダー教育の普及など政治にできることはたくさんあります。 他国はどんどん進んでいるので日本が対策を怠るとどんどん国際的に野蛮な情けない国になっていきます。 ・ 子供を産み育てる ・ 男性の身の回りの世話をする ・ 男性の性欲、支配欲を満たす ・ 男性の機嫌を取る 女性をこの4つのいずれかの道具だと思っていて、この道具を外れ自己主張すると攻撃してくる男性の多さに辟易とします。私たち女性は男性と同じく人間なんです。それをわかってもらえるように国には努力していただきたいです。
568	女	60代	47	ここ数年、学校教育から性教育が遠のいている感がある。科学的に体の成長や性について成長過程に沿ってきちんと学ぶことが大切である。それと同時に暴力にノーと言える価値観、暴力によらない問題解決の大切さそのスキル、デートDV等について、道徳、学活、総合的な学習等カリキュラムに位置付けて取り組むことが必要である。
569	女	50代	43	“2020～22年度の3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力のための取り組みを推進していくという具体的な対策が明記されるようになったことはよい。 刑法の性犯罪規定のさらなる見直しを明記してほしい（これは今年度必ず改正してほしい） 「同意のない性行為をした加害者が処罰されない」「13歳以上の子どもに対する性行為は成人と同じように扱われる」など裁判を見ても加害者が処罰されない事例が頻発している。こ

			<p>れは明らかに法律の不備と言わざるを得ない。監護者に教師や家庭教師、コーチ、施設関係者など、子どもを保護・指導する立場の者を追加すべきである。</p> <p>検察官への研修、被害者への切れ目ない支援、加害者の再犯防止施策のさらなる充実、学校教育やオンライン被害への対応など横断的な施策が盛り込まれているのはよい。</p> <p>被害者支援は暴力から逃れた後も、暴力を受けた経験は生涯消えることなく、新たな人生を歩み続けるために、生活および心身の健康を取り戻す継続した支援が必要である。”</p>
570	団体	団体	<p>【基本認識】</p> <p>○ 「 関連法令について、近年の改正内容を含め、その周知を徹底するとともに、加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する。」</p> <p>となっておりますが強いメッセージを発信するにとどまらず「同意のない性交等」は犯罪であると警報を改正すべきだと明記すべきです。</p> <p>＜施策の基本的方向と具体的な取組＞</p> <p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>（1）施策の基本的方向</p> <p>○ 暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進する。</p> <p>とされていますが、加害者にならないための教育だけでなく、加害者の更生にむけたプログラムなどを行うべきと明記すべきです。</p> <p>（2）具体的な取組</p> <p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <p>（1）施策の基本的方向</p> <p>○ 法制度の見直しを含め、性犯罪・性暴力に対する厳正な対処等を推進する。</p> <p>となっておりますがどう見直しを行うのか具体的に示す必要があります。</p> <p>（2）具体的な取組</p> <p>性被害者に対し支援する相談員、また、相談員になろうとされている人への経済的な補償の充実が必要です。ボランティア精神だけでは長続きしません。国の責任で人材育成を行うことを明記してください</p> <p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>（1）施策の基本的方向</p> <p>子どもたちは小学校低学年からタブレットやスマホなどを使っています。SNS での危険性を早い時期に学校教育等で実施する必要性を明記してください。</p> <p>4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</p> <p>（1）施策の基本的方向</p> <p>○ 暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートDV を含めた予防啓発や教育・学習を充実する。</p> <p>となっておりますが学校教育の中で学習することを明記してください</p> <p>9 売買春への対策の推進</p> <p>（2）具体的な取組</p>

				<p>(2) 関係法令を厳正かつ適切に運用し、(中略) 売春防止法(昭和31年法律第118号)の見直しを含めて検討を行う。</p> <p>となっておりますが、売春防止法についてはあきらかに差別的な法律であり「見直しを含めた検討」ではなく買春についても罰せられるようはっきりと売買春防止法となるよう指摘すべきです。</p>
571	団体	団体		<p>1. 包括的ハラスメント禁止法の制定、ILO第190号条約「仕事の世界における暴力とハラスメント根絶条約」の批准を明記すべきである。</p> <p>2. 学校教育・社会教育、様々な研修の場における科学と人権、ジェンダー平等を基盤にした性教育をすすめることを明記すること。</p>
572	団体	団体	47	<p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向に対し、</p> <p>精神面のケアに留意しつつ適切に保護及び支援を受けられる体制整備を推進するとあるが、</p> <p>被害児童に対する支援について、未だに子どもの心理と成長段階に即した長期にわたる性虐待・搾取被害からの回復ケアシステムは構築されているようには見えない。</p> <p>警察内における少年補導員、部内カウンセラーや、文科省によるスクールカウンセラーによる支援内容への検証を加えて頂き、またスクールカウンセラー等へのこの分野に関する専門研修は必須である。また、性被害に遭った子どもたちが深い傷をもちつつ人生を乗り越えていけるためには、中長期に安心して相談や治療が無料で受けられる国としての(担当は厚生労働省)仕組みが必要である。</p> <p>子どもの心理的負担等に配慮した事情聴取にむけた法務・警察・厚労各省庁の連携を評価する。</p> <p>その更なる推進の努力を強くお願いしたい。こうした連携のもとで行われた、被害児童の二次被害がなく、しかも信用性の高い事情聴取・裁判の事例を積み重ねていって頂きたい。プライバシーに配慮した上で、時にそうした良き例を広報することも社会啓発に役立つ。</p>
573	男	40代	47	<p>保健体育や理科などの教科だけで、性被害・加害について子どもたちに認識させることは無理がある。それぞれの発達段階に応じて性暴力とそれから身を守る方法について具体的に教えることが重要である。そのためには子どもの発達段階に応じてもう少し踏み込んだ具体策が必要である。</p>
574	男	30代	54	<p>■男女共同参画基本計画素案、第5分野の8「インターネット上の女性に対する暴力等への対応」には、「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止する」とあります。「不適切」とは何なのかが曖昧で、基本的人権である表現の自由が恣意的に侵害される危険があります。少数者の人権を守る観点からこの文言での取り組みに反対いたします。</p> <p>■適用範囲を明確に識別することは法治主義社会の根源をなすものです。まして個人の基本的人権を侵害する法制度の立案者には、何が法に抵触して何が許容されるのかははっきりと示す責任があります。</p> <p>■今日、主にインターネット上では様々な表現が「不適切」として攻撃され、一部は謝罪や撤回に追い込まれています。これは言論の自由が機能していると言える一方、人治主</p>

			<p>義的な社会が到来しているとも言えます。声の大きい、多数派(に見える)の主張に流されず、理性に基づいて統治を行うのが国家の役割です。特に人権が衝突する領域においては慎重な舵取りが求められます。</p> <p>■素案における「不適切な表現」という文言にはそのような配慮が欠けており、一方的な物の見方になっています。表現の自由が侵されることのないよう、文言の変更を求めます。</p>
575	女	40代	<p>性交同意年齢が13歳というのは全くおかしいです。子どもを守る視点が欠けているのも甚だしい。</p> <p>また、不同意だけでは処罰できず暴行脅迫要件がないと処罰できないというのも全くおかしいです。</p> <p>性交同意年齢をせめて16歳にし、「不同意性交等罪」を創設し「暴行・脅迫」要件を撤廃してください。</p>
576	女	60代	<p>II 安全・安心な暮らしの実現第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶【基本認識】○ 「関連法令について、近年の改正内容を含め、その周知を徹底するとともに、加害者処罰など厳正な執行を通じて、暴力を決して許さないという強いメッセージを社会に発信する。」となっていますが強いメッセージを発信するにとどまらず「同意のない性交等」は犯罪であると刑法を改正すべきだと明記すべきです。＜施策の基本的方向と具体的な取組＞1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり（1）施策の基本的方向○ 暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に推進する。とされていますが、加害者にならないための教育だけでなく、加害者の更生にむけたプログラムなどを行うべきと明記すべきです。（2）具体的な取組2 性犯罪・性暴力への対策の推進（1）施策の基本的方向○ 法制度の見直しを含め、性犯罪・性暴力に対する厳正な対処等を推進する。とされていますがどう見直しを行うのか具体的に示す必要があります。（2）具体的な取組性被害者に対し支援する相談員、また、相談員になろうとされている人への経済的な補償の充実が必要です。ボランティア精神だけでは長続きしません。国の責任で人材育成を行うことを明記してください3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進（1）施策の基本的方向子どもたちは小学校低学年からタブレットやスマホなどを使っています。SNSでの危険性を早い時期に学校教育等で実施する必要性を明記してください。4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進（1）施策の基本的方向○ 暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実する。となっていますが、学校教育の中で学習することを明記してください9 売買春への対策の推進（2）具体的な取組(2) 関係法令を厳正かつ適切に運用し、（中略）売春防止法（昭和31年法律第118号）の見直しを含めて検討を行う。とされていますが、売春防止法についてはあきらかに差別的な法律であり「見直しを含めた検討」ではなく買春についても罰せられるようはっきりと売買春防止法となるよう指摘すべきです。</p>
577	団体	団体	<p>43</p> <p>■安全・安心な暮らしの実現 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶（43P） （1）【基本認識】（43P）について 4次に記載されていた「暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である」の表現がなくなっており、暴力の根絶</p>

			<p>を図る責任の所在を明記されたい。</p> <p>併せて責任の所在は、国及び地方公共団体とされたい。</p> <p>(2) 1女性に対する暴力の予防と根絶のため…施策の基本方向について (44P)</p> <p>具体的な時期を示すため、</p> <p>○暴力の当事者にならないための教育を幼少期から開始し、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた・・・と教育を始める時期を記入されたい。</p> <p>(3) 4配偶者等からの暴力の防止及び…の施策の基本方向について (49P)</p> <p>暴力加害者は何度でも暴力加害者になってしまうため、アンガーマネジメント等研修が必要と考えられるため</p> <p>○暴力加害者について研修を行い再発防止につとめる。を追加して頂きたい。</p>
578	女	20代 43	<p>女性への明るみになっていない暴力の大半は精神的虐待が多いと思われ、家庭内もしくは交際関係において被害者が加害者との主従関係があるか、被害者自身が自分が被害にあっていることを認知しにくい点が多いと思われる。そして、精神的虐待から身体的、性的、経済的虐待に繋がることも少なく無くそこから抜け出す事は容易ではない。その点からも精神的虐待であると早急に認知出来るよう教育、啓発活動、官民間わず社会的サポートが必然と考える。</p>
579	女	20代 48	<p>児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保育士等に対する厳正な処分を徹底するには、一度犯行に及んだ教員や保育士が二度と子供に関わる仕事に就くことができないようにすべきです。</p> <p>またわいせつ行為が行われないう、必要な環境の整備を図るのであれば、前科がある者が依存的に犯行を行っていた場合には医療と繋ぐ必要性もあり医療との連携も整備していただきたいです。</p>
580	女	30代	<p>性犯罪被害者の実名を加害者やマスコミに公表しないようにして欲しい</p>
581	女	70代 45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所への国庫による財政支援の強化、特に婦人相談員の専門性の確保と処遇改善をすること。 ・ 性暴力被害者支援法の制定。 ・ ワンストップ支援センターは、各県1センターでは相談が繋がりにくい。各県、複数個所の設置となるようにすること。 ・ 困難な状況にある全ての女性を包括的に支援するプランの作成と女性自立支援法の制定に向けた取り組みの強化。 ・ 医療機関における性犯罪被害者の支援体制 産婦人科医が性犯罪被害者を見落とさず支援につなげることができるよう「女性産婦人科医」だけでなく、男性医師を含んだ啓発・研修の強化をして欲しい。 ・ 子ども、若年層に対する性的暴力の根絶を。 <p>「家族を始めとする身近な顔見知りからの被害は特に潜在化・深刻化しやすい～教育委に関する取り組みを推進」教育では間に合わない。現在進行形でかなりの子どもが被害に遭っていると思われるので、一方で加害者を輩出しない取り組みの研究を強化すること。教師など地位や関係性を利用した性暴力を処罰できる刑法性犯罪規定の改正を行うことを提言する</p>

				<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVは被害者は処罰対象ではなく、救済と支援の対象であることを明記すること。
582	女	50代	44	<p>新型コロナウイルスで女性への暴力が増大した。 若年層の妊娠も問題となった。 加害者や被害者をうまないため、若年層を対象とする教育や学習の場が必要。</p> <p>また、小さいうちから「プライベートゾーン」などについて学ぶことができたなら、子どもたちが被害にあうことを防ぐことができるのではないかと。自分自身の身を守れる子どもになるのではないかと。</p> <p>性暴力を認識できるようになるためには、低年齢から包括的な性教育を推進していくことが必要なのでは。</p>
583	女	20代	47	<p>生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。</p> <p>⇒現状では、教育による知識を得られないため、インターネットやAV等から知識を得る人口が多く、それによる認識のゆがみが生じ、性暴力につながる恐れもあると考えます。現在の性的同意年齢は13歳と定められていますが、13歳で性的同意を判断できるような教育がされているのでしょうか。正しい知識を得ることで未然防止ができるような性教育制度を導入してください。</p>
584	女	30代		<p>共同親権の導入に反対します。</p> <p>共同親権は理念自体は良いのですが、実際にはDVやモラハラ等の加害者が離婚したあとに子供や元妻を支配するためのツールとして導入を希望していることが多いです。</p> <p>私の元配偶者も、経済的DV、モラハラ、妊娠の強要等で私を心身ともに追い詰めたあと、別居後、実家に不法に押し入り子供を連れ去ろうとする、その後別居したことについて、また私の母が子供を連れ去られそうになった際に、守ったことについて損害賠償請求するなど、散々な嫌がらせをしてきています。彼も共同親権を求めています。</p> <p>世界中の国で、共同親権が導入されているようですが共同親権は全能の制度ではなく共同親権による子供の殺害や悪影響もあるということで各国で見直しが行われています。</p> <p>どうか共同親権導入についてはお見送りをお願いいたします。</p>
585	女	40代		<p>精神的暴力（モラルハラスメント）について専門的な知識を持ち被害者を救出していくべきである。</p> <p>自己愛性パーソナリティ障害、ナルシズムについて現状を把握し被害者救済システムを全国の自治体に配置すべき。</p>

				<p>同時に被害者の生活保障制度をつくり女性被害者の生活を国を挙げて守るべき。 女性の社会進出に伴い男女の平等について社会のみならず家庭においても平等である意識を持たせるべき。</p>
586	女	40代	10	<p>セクシュアルハラスメントの中に、レイプ（集団含む）劇的なものも含まれていることを認識すべき。社会活動と密着しているがゆえに、キャリアの断絶、収入の断絶ともつながり、社会的地位を維持するために妊娠出産、やむなく結婚に至るケースもあることを踏まえて欲しい。軽い暴力であるような印象をうけます。</p>
587	女	40代	12	<p>「インターネット上であっても」というのは現実社会より、被害程度が軽くすむ社会（インターネット社会）という印象をうけます。 インターネットであるがゆえに、拡散されたものは回収仕切れず、未来永劫のこり、犯人がたとえ新規の加害をやめたとしても被害者を随時危険に晒し続けるという特徴があり、被害はとても深刻です。 踏まえて記載をしていただきたい。</p>
588	女	20代		<p>性的暴力の被害を受けた女性の裁判が、なぜこうも多く不起訴になるのでしょうか。しかも明確な理由を明かさずにです。せめて不起訴にするのであれば、理由を明らかにすべきです。被害者が女性だから、性的暴力を受けることは大したことではないから、本当に嫌なら抵抗できたはずだから（この論がよく使われますが、加害者側である男性が被害者に対してもっとこうできたはずと身勝手に想像力を膨らませることのおかしさにも気付いて欲しいです）、は妥当な理由ではありません。こうした問題はそもそも、人間の尊厳を著しく損なう重要な事件なのだという認識に改めて頂きたいです。女性だから性的に見るのは当然な事柄ではないのです。性的暴力の被害を受ける女性という存在を当然にしないでください。</p>
589	団体	団体	44	<p>相談体制の整備において「複合的な困難な状況におかれている部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など」のDV被害者への特別な対応を組み入れる必要性を明記すべきである。 具体的には、全国292カ所にある配偶者暴力相談支援センターの相談員に対する研修プログラムに、複合的な差別に直面している部落、在日コリアン、アイヌの女性たちのそれぞれの背景について理解を促すプログラムを含めるべきである。これら女性たちのDVの問題は、大抵、そうした背景と関係している。事実、DV被害者のなかには、相談員による無理解や人権意識の欠如により二次被害をうけた女性たちがいる。また、同じコミュニティに属する女性を相談員として採用することも検討すべきである。</p>
590	女	40代	50	<p>結婚時に、姓を変えることは配偶者からのDV、経済的DV、モラハラなどが始まるキッカケになる。 交際時に改姓したくないと言っても改姓を強要される。改姓しないなら婚約破棄だと脅しを受け、実際に破棄される女性は多数存在している。 個人的なことだが、私は夫に改姓したくないと言ったが「制度がないんだからしょうがないだろ」と言われ妊娠していたこともあって改姓することしか選べず、夫からの改姓の強要をきっかけに夫のDVが始まった。雇用主であった夫から仕事で嫌がらせや改姓ハラスメントを受け、仕事を辞めさせられ、経済的DV、モラハラなどのDVを20年受けたのである。</p>

			<p>その後、私が耐えきれなくなったことで夫からの提案で【ペーパー離婚→夫が改姓することでの再婚】をしたところ、『改姓を強要された！DVだ！俺は登記もあったのに！』と離婚裁判を起こされました。夫からの提案であったにもかかわらずです。</p> <p>女性が改姓することが当たり前のように行われ、逆をすると裁判を起こされる…こんな非対称な暴力ありますか？</p> <p>事実、『改姓させることはDVのきっかけになる』という研究もあります。</p> <p>夫は息子へのDV、虐待もしていました。（現在は別居です）</p> <p>女性へのDV、暴力への対策として選択的夫婦別姓は必須です。</p>
591	団体	団体 54	<p>インターネット上の性暴力の視点も非常に重要であるが、ヘイトスピーチの問題も深刻である。そのため、インターネット上のヘイトスピーチを禁止する法律を制定するべきである。</p> <p>インターネット上では、誰もが誹謗中傷のターゲットになる可能性がある。その中でも特に在日コリアンを含む外国人、被差別部落出身者、アイヌ民族、障がい者の女性は、属性や出身に加え、女性であるがゆえに攻撃のターゲットになりやすい。事実、ある在日コリアン女性のネット上でのヘイトスピーチ裁判で、「人種差別と女性差別との複合差別に当たる」と認めた大阪高裁判決が、2017年、最高裁にて確定した。さらに、別の在日コリアン女性がSNSを使った情報サイトにおいて、同一人物のものと思われる複数アカウントからコリアンであることへの差別と女性であることへの性差別的な誹謗中傷を繰り返し書き込まれた。被害者は発信者情報開示を求めて仮処分命令を申し立てたが、2019年一審において却下された。これらは被害女性が力をふりしぼって法に訴えたために明らかになったが、実際には類似した被害をうけながら泣き寝入りを強いられているケースが多数あると推察される。</p>
592	女	70代 -7	<p>女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する意見</p> <p>●【基本認識】の最初に「女性に対する暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害である」と明記していることも意味は大きい。「女性への暴力を人権侵害」とする認識は、歴史的には浅く、1995年の北京行動綱領以降である。日本の男女共同参画社会基本法では、参議員の付帯決議で「女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことのできないものであることをかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと」と決議され、「男女共同参画基本計画」の政策の主要な柱にして、具体的な取り組みがされてきている。</p> <p>以下のことを施策に入れることを要望する。</p> <p>●2017年、110年ぶりに刑法の性犯罪規定が改正がされたが、残された課題があり、法務省の実態調査ワーキンググループから報告書が出されている。被害者の実態に即して刑法の改正し関係法整備を早急に行う必要がある。</p> <p>●強制性交等罪の暴行・脅迫要件、準強制性交罪の心神喪失・抗拒不能要件を撤廃し、不同意性交等罪を加える刑法改正と一緒に、小学校からのジェンダー平等の包括的性教育の実施が必要である。</p> <p>●学校教育、社会教育における科学と人権、ジェンダー平等を基盤とする性教育を行うことは当然であるが、警察・司法関係者に、性犯罪、DV被害の女性に対してジェンダー視点が</p>

				<p>欠けている対応があり、様々な研修が必要である。</p> <p>●被害者ワンストップ支援センターの増設し、充実すること。医療・司法・警察・民間団体と連携し、相談体制及び被害者のケアを強化する。</p>
593	団体	団体	53	<p>「7人身取引対策の推進」</p> <p>【1】「(2) 具体的な取組」で想定されているのが、主に外国人被害者であるかのように読める(特に(1)(2))。現在、認定される人身取引被害者は外国人より日本人の方が多い。日本人被害者に関してどんな対策が行われているのか、具体的に説明してほしい。</p> <p>【2】(1)現状の把握、(2)潜在的被害者への相談窓口の周知、(3)関係行政機関の連携による取締り、(4)国民への情報提供の4つが語られているが、「被害者の保護」と「加害の防止」の視点が抜け落ちている。</p> <p>(A)「被害者の保護」については、特に外国人被害者の場合、違法滞在・違法就労など「被疑者」として扱われないようにすること、未払い賃金や損害賠償を加害者に支払わせること、未成年の場合は単に親元に返して終わりではなく、民間シェルターへの委託(公費)などで適切にケアをすること、などが盛り込まれるべきである。</p> <p>(B)「加害の防止」については、特に性を買う側(需要)への抑止策を強めるべきである。特に未成年に売春(JK産業の裏オプション含む)を持ちかける潜在的買春客については、未然に防止するための手立てを早急に講じていただきたい。またアダルトビデオ出演強要も人身取引の一形態だが、その加害防止のためには、社会全体のAV需要の抑制が急務である。これに関して政府が積極的に動いているとは思えない(残念ながら「3子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」にもポルノ需要抑制への言及が無い)。</p> <p>【3】外国人労働者、特に技能実習生が妊娠した場合に、それを理由に「強制帰国」させられる、その脅しを受ける、または墮胎を迫られる、などの人権侵害が起きており、これが人身取引構造をますます助長させている。技能実習生についてはセクハラやレイプ被害も起きている。そのような現状への対処も、「男女共同参画」には必要であると考えます。</p> <p>【4】性的人身取引(児童買春・児童ポルノ・アダルトビデオ製造を含む)の現場として、ホテル等の宿泊施設が使われている。その現状を把握して、宿泊施設の運営企業に対して注意喚起や啓発・教育を行ったり、宿泊施設と協力して摘発を行ったり、防止を図ることが必要と考えます。</p> <p>【5】「男女平等」という意味で、男性の人身取引被害者の保護施策(現在公的な保護施設も無い)を取りまとめることも「計画」に入れていただきたい。</p>
594	男	50代	p48	<p>児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等は犯罪であり、子どもたちは性犯罪に巻き込まれた被害者である。問題解決に向けた早急な法的措置をとることが重要である。</p>
595	女	40代		<p>女性への暴力、特に性暴力に対する日本社会のおかしな「寛容さ」を、もっと問題視して欲しいです。</p> <p>〇〇〇〇さんの裁判でもそうでしたが、男性側の「あんな風に笑えるわけない」など、前時代的な思い込みによる反論を許す余地を作ってしまうのは、日本の教育の中でジェンダーについて教えられていないからだと思います。</p> <p>憲法にも両性の平等が掲げられています。</p>

				学校の道徳教育の中に、ジェンダーについて、弱いものの立場に立った視点を入れた教育を入れてください。
596	女	30代		痴漢の加害者を治療につなげてほしい・配偶者からの暴力→言葉の暴力も防止対象にしてほしい・女性主体で安価な避妊方法が選べるようにしてほしい
597	女	20代	47	<p>・子どもへの教育に関して、国際セクシュアリティガイダンスに準拠した包括的性教育を公的にすべての5歳以上の子どもに提供するという項目を入れてほしい。</p> <p>ページ数：52</p> <p>・セクシャルハラスメントは雇用者や社内のみではなく、取引先からの加害や、求職者への加害についても法律が適用されてほしい。</p> <p>・男女間における暴力に関する調査を踏まえ、項目ごとの目標を定めてほしい（例：通報した人の割合〇パーセント上げるなど）</p>
598	女	20代	45	<p>【「性犯罪」に対する女性と男性の認識の違いを確認し、改めるべきである。】</p> <p>・「性犯罪」というと、レイプ等、明らかに性的な犯罪であると認識できる行為が想像されがちである。</p> <p>・だが、レイプというレベルの性犯罪は、ニュースではよく耳にするものの、実際は身近でのそのようなケースはまれである。</p> <p>・わたしの周りにも、レイプ被害者はいない。しかし、痴漢や露出狂といった被害は、複数件起こっているし、被害にあったことのある友人は多い。</p> <p>・わたし自身も、露出狂1回、痴漢1回に遭遇したことがある。</p> <p>・だが、これらの犯罪も、立派な性犯罪であるにもかかわらず、軽視されがちである。</p> <p>・レイプによるトラウマやPTSDを心配されるのはよくあると思うが、これらの軽微な犯罪の被害者に対するフォローは少ないように思う。</p> <p>・わたし自身、上記2件の犯罪は、怖くて警察や家族にすら話せなかった。しかし、バイクが近くを通るたびに、鼓動が激しくなったり、夜道は何度も何度も後ろを振り返りながら歩く、という行動から抜け出せなくなった。</p> <p>・世間の「軽微な性犯罪くらいなら大丈夫だろう」という認識を改める教育の場などが必要であると感じるし、軽微な性犯罪の厳罰化を行ってほしいとさえ思う。</p> <p>・また、「性暴力」に当たるのかはわからないのだが、以前、知らない男性に、いきなりスマホカメラを向けられ、動画を撮影されたまま追いかけられ、「いらんことしたら、死ぬ</p>

			<p>ぞ」と叫ばれたことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くを歩いていた大阪府警の巡回員（男性）に助けを求めたが、「頭おかしいからほっとき」とだけ言われ、手を差し伸べられることはなかった。 ・結果、近隣の交番に駆け込んだが、どんな男かもわからないし、仕方がない…という対応のみで終了した。 ・たしかに、直接的な被害はなくとも、筋力や体格で、女性は明らかに男性に劣っているものであり、その男性から、威嚇されるということは相当に恐ろしいことである。世の中の男性は、目の前でボブサップから威嚇されても、怖くないのだろうか。 ・警察官も男性が多く、まずは、男性にこの感覚を知ってもらわないと、世の中の小さな性暴力がなくなることはないし、女性は、常に男性に怯えて過ごさなければならなくなる。
599	団体	団体 47	<p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方向に対し、</p> <p>精神面のケアに留意しつつ適切に保護及び支援を受けられる体制整備を推進するとあるが、被害児童に対する支援について、未だに子どもの心理と成長段階に即した長期にわたる性虐待・搾取被害からの回復ケアシステムは構築されているようには見えない。</p> <p>警察内における少年補導員、部内カウンセラーや、文科省によるスクールカウンセラーによる支援内容への検証を加えて頂き、またスクールカウンセラー等へのこの分野に関する専門研修は必須である。また、性被害に遭った子どもたちが深い傷をもちつつ人生を乗り越えていけるためには、中長期に安心して相談や治療が無料で受けられる国としての（担当は厚生労働省）仕組みが必要である。</p> <p>子どもの心理的負担等に配慮した事情聴取にむけた法務・警察・厚労各省庁の連携を評価する。</p> <p>その更なる推進の努力を強くお願いしたい。こうした連携のもとで行われた、被害児童の二次被害がなく、しかも信用性の高い事情聴取・裁判の事例を積み重ねていって頂きたい。プライバシーに配慮した上で、時にそうした良き例を広報することも社会啓発に役立つ。</p> <p>(2) 具体的な取り組みに対し、</p> <p>関係省庁による子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）の取り組みを高く評価したい。</p> <p>子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する点について、国民意識の向上及び国民運動の展開に向け、児童買春、児童ポルノが犯罪であることを周知する広報・啓発用ポスターに「匿名通報ダイヤル」が掲載された点を高く評価する。今回の改善により、犯罪抑止効果及び国民からの通報が増加することを期待する。</p> <p>児童の性搾取営業に対しては、まずは営業している側への厳しい対処が必要であり、営業自体は許しておきながら、子どもを補導（子どもにとっては捕まえられるという感覚）という</p>

			<p>のは、児童買春・児童ポルノ禁止法の趣旨とは異なる運用になっているのではないか。サイバー補導の場合も同様であるが、あくまでも「子どもを関与させた、させようとした」大人の側の逮捕・取り締まりが目的であり、その過程での被害児童の保護、との視座を貫いて頂きたい。</p>	
600	団体	団体	54	<p>9 売買春への対策の推進</p> <p>(1) 施策の基本的方針に対し、</p> <p>売防法に基づく婦人保護事業においては数年前から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の議論結果等、運用の改善や新法への動きがある。性搾取被害の子どもの救援には既存の婦人保護事業との連携も必要である。</p>
601	女	30代		<p>○DVの被害者支援対策に意識の変革を</p> <p>1) 加害者を逮捕し、更生義務を科す法律を</p> <p>2) なぜ、被害者が家を出なければならないのか？</p> <p>被害者が家を出る、離れなければならないのは本末転倒</p> <p>3) 別れない被害者が7割、その半数が別れたいと思ったが別れなかった。その理由、多くの別離親が養育費を払わない。そんなことは許さずしっかり対策を。女性の経済的不安、女性の貧困化が進む中、当然の不安です。</p> <p>4) 家を出るべきは加害者、隔離、更生、戻して監視することが必須。</p> <p>5) 虐待のうらにDVを、DVのうらに虐待を疑うべし</p> <p>DV、虐待の関係者（司法関係者も含めて）の研修機会拡大ではなく、研修を毎年一定時間数（例：米国、加州は16h）受けることを義務にすべき。</p> <p>受けなければDVに関わる業務・活動はできないというルールを作るべき。</p> <p>6) 保護命令は心理的・感情的DVにも適用を。今はこういったDVが増加傾向で被害も甚大。</p> <p>7) 同棲していないデートDVの被害者もDV防止法の接近禁止命令が申請できるように。例：台湾では16歳から19歳でも申請可とのこと。米国、加州では12歳でも。</p> <p>DVは社会が生み出している問題です。女性差別の社会構造がもたらす、すべての人々に影響を与える害悪です。加害者に「それはDVです」、「暴力は許しません」という突きつけを被害者だけにさせないで、社会からもしなければなりません。被害者支援のために、児童虐待をなくすために、加害者を放置せず、罰と更生支援の仕組みを作ってください。全国各地にDV加害者プログラムをぜひお願いします。</p> <p>私はDV被害者ですが、加害者は自治体職員でその職場の上司もその事実を隠蔽しています。加害者に暴行罪という罰金刑が下されても、それは自治体の懲戒処分の対象として規定にあるにも関わらずそもそも検討すらされません。情報公開を求めても全く応じず、どうしてこのように加害者は守られるのでしょうか。私の情報は加害者の周囲の関係者から加害者本人に漏らされており、個人情報など守られません。なぜならDVの事実と怖さを知らないからです。そして子どもを暴力により奪取されていることも周囲は知りません。周囲はいい父親と評価します。被害者の人権は守られず、加害者が守られ評価される社会は苦しく辛いです。もう加害者を放置しDVの事実をないことにする社会はやめにしてください。</p>

602	女	60代	<p>対策・支援について</p> <p>児童虐待は通報を義務としているが、スピーディーにこぼれることなく発見するために一人一人に虐待の有無を確認するシステムを作る。</p> <p>家族からの訴えや通報があった場合、被害者の安全安心を確保しつつ、加害者にアプローチしていく創意・工夫を盛り込む</p>
603	団体	団体	<p>・ p. 43 のタイトル「第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について。タイトルや本文において暴力の被害者として「女性」を想定していますが、男性や性的少数者、日本語を主言語としない人達も含むよう、「女性を中心とした」等の包括的な言葉に置き換えることを求めます。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターが調査した相談者のデータによると、暴力の被害者には日本語の話せない人や男性が一定数おり、被害者は特定の国籍や性別に縛られないことが明らかになっています。</p> <p>・ p. 43 の【基本認識】に関して、「暴力」が個人の問題だけでなく、全体である国家利益の損失に繋がるなど、社会全体で取り組むべき課題であることを追記するよう要望します。ニュージーランドやフィリピン等では、その被害の大きさを鑑み、暴力の被害者に対して追加での有休休暇の取得が可能になったり、不当解雇を禁止すること等を含む法律が制定されました。</p> <p>・ p. 44 の＜施策の基本的方向と具体的な取組＞の中に、「軍事化における女性に対する暴力」を追加するよう求めます。具体的には、日本も合意した国際的なコミットメントである北京宣言にあるように、日本政府として、「女性の地位向上のため・・・全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する」 必要があると考えています。</p>
604	団体	団体	<p>とりわけ性暴力は、紛争下だけでなく実戦に配備される訓練をしている軍隊がいる沖縄等の地域でも数多く起こっています（「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」資料等参照）。紛争下の性暴力は「極限状態」だから起こるわけではなく、敵を攻撃するためには敵の「他者化」が必要で、その訓練のために軍隊では人種差別や女性蔑視が使われる等、軍隊が女性蔑視や性暴力によって支えられる組織であるためです。そのため、基地があることによる女性への暴力をなくすためには、素案に示された＜施策の基本的方向と具体的な取組＞に加えて、別の取り組みも必要と考えます。関連して、日本軍「慰安婦」問題に関しては、女性差別撤廃委員会による日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解（CEDAW/C/JPN/CO/7-8）をはじめ、人種差別撤廃委員会（CERD/C/JPN/CO/7-9）、自由権規約委員会（CCPR/C/JPN/CO/6）、拷問禁止委員会（CAT/C/JPN/CO/2）、社会権規約委員会（E/C.12/JPN/CO/3）、国連人権理事会の特別手続のために任命された任務保持者数名及び普遍的・定期的レビュー（UPR）（A/HRC/22/14/Add.1、パラ 147-145 以下参照）など多くの国連人権メカニズムが日本政府に対し勧告を行なっています。</p> <p>そのため、具体的な取り組みとしては、北京行動綱領のパラグラフ 142～149 に示された「取るべき行動」の実行、日米地位協定の犯罪に関する条項の見直し、安保理決議 1325 号の「現在起こっている又は将来起こり得る紛争」に限定することない適用、女性差別撤廃委</p>

			員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ29にある日本政府に対する要請の実行などが必要と考えます。
605	団体	団体	<p>・ p. 44 の 1 (1) の 3 段落目、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る」について。被害者に関する知識の研修はもとより、支援者が不安などでバーンアウトにならないようなメンタルケア・横のつながりを作成しやすいコミュニティの形成、不安定な雇用形態の改善といった対策を行うことで、支援者の質を高めるよう方策を要望します。</p> <p>支援者には専門的な知識や対応が必要にも関わらず、女性福祉相談員は有期雇用契約が多い等、不安定な雇用体系や給料体系で働かざるを得ない現状があります。また、被害者を支えるだけでなく加害者から命を狙われるかもしれないという恐怖とともに働いています。</p> <p>・ p. 44 の 1 (2) (3) 「関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談 や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。」について。海外では、ヘアサロンやネイルサロンといったような女性が相談しやすい施設の従業員に対して DV トレーニング等が行われています。日本でもサロン等の施設の従業員への研修の促進・義務付け、少なくともサロン等の施設に DV 相談窓口が掲載されたパンフレットの配布を求めます。</p>
606	女	30代	<p>・ 電車における痴漢根絶防犯カメラの設置や女性車両拡充、私服警官の配置など対策できることがあるにも関わらず放置されている。海外で日本語の chikan が通じる不名誉な状態。鉄道会社に対応できないならば理由に応じて資金面など国が支援してください。性犯罪を当たり前の日常のように軽視せず、税金を投下してください。・ 性犯罪の刑法を改正が必要。暴行脅迫要件を撤廃する。・ 匿名起訴ができるようにする。性被害者が起訴や警察への届け出をあきらめる理由のひとつです。・ 性被害を受けたときに検索するワードについて、被害者救援につながるサイト(ワンストップセンターなど)が上位にくるようインターネット環境を整えてほしい。海外を見習ってほしい。</p>
607	女	40代	<p>女性への痴漢問題についての言及がないため、女性への暴力と深刻な権利侵害として、加害予防に取り組むようにしてください。痴漢問題は冤罪が取り沙汰されたり、性犯罪において被害者が責められる傾向があります。予防は被害の原因より、加害の原因に焦点をあて、啓発をするようにお願いします。</p>
608	団体	団体	<p>・ p. 47 の 3 「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について。例えば〇〇というグループでは、世界が若い女性と少女のリーダーシップ養成を目的に発行した『Global Rise Up Guide』の理念に基づき、UNESCO が定める『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った「人権教育としての性教育」を、ユースが主体となり、主には中高生に対し提供しています。</p> <p>『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』には、8つの主要項目（(1)人間関係、(2)価値観・権利・文化とセクシュアリティ、(3)ジェンダー理解、(4)暴力と安全確保、(5)健康と幸福のためのスキル、(6)人体と発達、(7)セクシュアリティと性行動、(8)性と生殖に関わる健康）が記されています。性と生殖に関する健康と権利を知ることは、自分と他者の人権を理解することに繋がると考えられており、性教育は人権教育として重要な役割を果たすと</p>

			<p>されています。このような国際セクシュアリティ教育ガイダンスに則った、人権の視点に基づく包括的な性教育を子どもが受ける機会を保障することが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 50 の 4 (2) (8) 「二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取り組みを促進する」については、重要な試みだと考えます。警察学校での教育・訓練課程、法学部教育課程での性犯罪領域、および医学部教育課程の産婦人科領域においては、性暴力被害者への二次被害の防止に向けた指導も必須項目とすることを強く求めます。二次被害を起こさないために、暴力を受けた時に起こる「凍りつき」やこの反応が起って逃げられないのは自然なことである等の理解を深める必要があります。 <p>また医療従事者に関しては、低用量ピルや緊急避妊薬を患者に処方する際に、患者に対して差別的な発言や説教などの対応をしない適切な研修を行うよう求めます。</p>	
609	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ p. 51 の 5 (2) について、ストーカーの被害者が警察に相談した場合でも、警察で適切な対応を受けられず、事態が悪化するケースが多くみられます。そのため、特に警察に対する啓発の徹底が必要であることを明記するよう求めます。 ・ p. 52 の 6 (2) について、雇用の場におけるセクシャルハラスメントは、職場の優越的關係を利用したパワーハラスメントと密接に関係していますが、現状ではセクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止は雇用者の措置義務でしかなく、ハラスメント行為そのものを罰する法律はありません。しかし、国際社会においては、雇用の場におけるハラスメントは人権侵害であるという認識が共有されており、2019年6月のILO第108回総会では「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第190号条約）」と、本条約を補足する同名の勧告（第206号）が採択されています。日本政府もこの条約をいち早く批准し、ハラスメントそのものを禁止する包括的な立法の策定等、条約及び勧告を効果的に実施していくことが望まれます。 ・ p. 54 の 9 (2) について、日本の性産業は、「売春防止法」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって、建前上は違法とされている性的サービスの提供が黙認されているのが現状で、法律上記載されている内容が、実態とかけ離れています。セックス・ワークの多くが違法とされているがゆえに、日本の性産業は反社会的勢力との癒着が目立ち、セックス・ワーカーは社会保険等の福祉制度へのアクセスが困難になり、差別を受けやすい立場にあります。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心にあらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、関係各省庁への呼びかけを求めます。 	
610	女	60代	46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法性犯罪について、「性犯罪に関する刑事法検討会」の内容を、法改正を含む必要な措置を講ずる、としてください。 ・ 専門性ある支援員・相談員を雇うことと、立場・報酬の改善を願います。 ・ ワンストップセンターの質と数を十分に設置してください。
611	女	60代	56	<ul style="list-style-type: none"> ・ セクシュアルハラスメントをなくし、被害者支援のための法制度を整備する必要があります。

			<p>・あらゆる立場、性別、世代へのセクシュアルハラスメントに対して対策をしてください。</p>
612	女	30代	<p>性犯罪被害者の実名を加害者やマスコミに公表しないで下さい。 被害者は実名報道されることで周囲からの二次被害や加害者からの報復に怯えながら過ごすこととなります。 実名は、生涯自分についてまわるため本来一番守られるべきものです。</p>
613	女	30代	<p>・ p. 43 のタイトル「第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について。タイトルや本文において暴力の被害者として「女性」を想定していますが、男性や性的少数者、日本語を主言語としない人達も含むよう、「女性を中心とした」等の包括的な言葉に置き換えることを求めます。 配偶者暴力相談支援センターが調査した相談者のデータによると、暴力の被害者には日本語の話せない人や男性が一定数おり、被害者は特定の国籍や性別に縛られないことが明らかになっています。</p> <p>・ p. 43 の【基本認識】に関して、「暴力」が個人の問題だけでなく、全体である国家利益の損失に繋がるなど、社会全体で取り組むべき課題であることを追記するよう要望します。ニュージーランドやフィリピン等では、その被害の大きさを鑑み、暴力の被害者に対して追加での有給休暇の取得が可能になったり、不当解雇を禁止すること等を含む法律が制定されました。</p>
614	女	30代	<p>・ p. 44 の 1 (1) の 3 段落目、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を防止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る」について。被害者に関する知識の研修はもとより、支援者が不安などでバーンアウトにならないようなメンタルケア・横のつながりを作成しやすいコミュニティの形成、不安定な雇用形態の改善といった対策を行うことで、支援者の質を高めるよう方策を要望します。 支援者には専門的な知識や対応が必要にも関わらず、女性福祉相談員は有期雇用契約が多い等、不安定な雇用体系や給料体系で働かざるを得ない現状があります。また、被害者を支えるだけでなく加害者から命を狙われるかもしれないという恐怖とともに働いています。</p> <p>・ p. 44 の 1 (2) (3) 「関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、電話相談 や窓口相談についてサービス向上を促進するため、電話相談の番号の周知や相談しやすくするための工夫、SNS を活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。」について。海外では、ヘアサロンやネイルサロンといったような女性が相談しやすい施設の従業員に対して DV トレーニング等が行われています。日本でもサロン等の施設の従業員への研修の促進・義務付け、少なくともサロン等の施設に DV 相談窓口が掲載されたパンフレットの配布を求めます。</p>
615	女	30代	<p>・ p. 47 の 3 「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」について。 『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』には、8つの主要項目 ((1)人間関係、(2)価値観・権利・文化とセクシュアリティ、(3)ジェンダー理解、(4)暴力と安全確保、(5)健康と幸福のためのスキル、(6)人体と発達、(7)セクシュアリティと性行動、(8)性と生殖に関わ</p>

			<p>る健康)が記されています。性と生殖に関する健康と権利を知ることは、自分と他者の人権を理解することに繋がると考えられており、性教育は人権教育として重要な役割を果たすとされています。このような国際セクシュアリティ教育ガイダンスに則った、人権の視点に基づく包括的な性教育を子どもが受ける機会を保障することを求めます。</p> <p>・ p. 54 の 9 (2) について、日本の性産業は、「売春防止法」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」によって、建前上は違法とされている性的サービスの提供が黙認されているのが現状で、法律上記載されている内容が、実態とかけ離れています。違法とされているがゆえに、日本の性産業は反社会的勢力との癒着が目立ち、セックス・ワーカーは社会保険等の福祉制度へのアクセスが困難になり、差別を受けやすい立場にあります。「売春防止法」だけでなく、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の見直しを検討するとともに、セックス・ワークを中心にあらゆる職業に従事する労働者が正当な賃金と社会保障を享受できるよう、関係各省庁への呼びかけを求めます。</p> <p>・ p. 50 の 4 (2) (8) 「二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、現場のニーズに即した研修の実施や相談員の適切な処遇など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取り組みを促進する」については、重要な試みだと考えます。警察学校での教育・訓練課程、法学部教育課程での性犯罪領域、および医学部教育課程の産婦人科領域においては、性暴力被害者への二次被害の防止に向けた指導も必須項目とすることを強く求めます。二次被害を起こさないために、暴力を受けた時に起こる「凍りつき」やこの反応が起こって逃げられないのは自然なことである等の理解を深める必要があります。また医療従事者に関しては、低用量ピルや緊急避妊薬を患者に処方する際に、患者に対して差別的な発言や説教などの対応をしない適切な研修を行うよう求めます。</p>	
616	女	20代	44	<p>(4) 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、トラウマ・ケアの専門家を育成し、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していくとともに、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループの活動を促進する。について性暴力被害者が被害の相談、解決のために利用できるワンストップセンターの数を増やすこと、体制強化を求めます。</p>
617	女	20代	45	<p>(6) 被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、婦人相談所職員、児童相談所職員、民間団体等について、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進する。</p> <p>について。</p> <p>特に、被害の内容を聞き取ることになる、警察官への研修を十分に行うことを求めます。被害者に非があるかのような聴取の仕方はやめてほしい。また、被害場面を人形を使って再現させる聴取の方法はやめてほしい。被害者の心のケアを</p>

				十分に心掛けたうえでの聞き取りを求めたい。 以上のように、二次被害が起きないように、警察官への教育を徹底してほしい。
618	女	20代	46	3行目○ 法制度の見直しを含め、性犯罪・性暴力に対する厳正な対処等を推進する。 について 刑法における「暴行・脅迫要件」の撤廃を求める。 明白な暴行、脅迫があった場合のみを性暴力と認めるのはおかしい。加害者は、被害者よりも強い立場を利用して、明白な暴行がなくとも加害を行える。同意がない性交を性暴力として罪に問えるようにしてほしい。
619	男	40代		実に看過できない事態が発生しました。ですのでその原因と一つである『女性に対する暴力・権利侵害』という言い方を『個人に対する暴力・権利侵害』に変更してください。 前より「女性に対する暴力だから、女性の特定の部位を『私が常軌を逸したと看做した性的でふしだら』なサイズや姿勢を書くな。」という主張が『女性の人権擁護活動をしてる者』の間で蔓延ってましたが、とうとう『実際に存在する女性』をその理屈でもって誹謗し、果ては「『女性の人権を守る為』に体型矯正手術を受ければ？」と言う『人権運動家』が現れました。 これのどこが『その人の人権を守る』事になるのでしょうか。それとも「『女性達』という集団が守られると考えるなら、個人の『体型的自由』や『自身の価値観で理想とする体型・体運び』は無くなっていい。」とでもいうのでしょうか。 これは『女性に対する暴力・権利侵害』の『女性』が『女性という集団』と捉えられるから発生した理論であると判断できます。 昔から「絵や文章を燃す者はその内『人』を燃す」と言いますが、とうとうここまであからさまな『その人の存在を全面否定する人権運動家』が現れてしまいました。 というか元々その方向にいくつもりだったのかも知れません。 これを無くすには「その体型をしているのが実在する者であろうがそうでない存在であろうが、他人はそれを否定する権利も資格も無い。第一『ふしだらな体型』って概念自体が間違いだ。」という考え方を広めるしかありません。 『社会的に見て相応しくないふしだらな体型・態度は非難されなくてはならないし、また排除しなければならない』という考え方は、万人を不幸にすることでしか成立しない思想なんでしょう。 だから『女性』ではなく『個人』と書くか、又は『どう読んでも女性という集団・属性全体を表すとは読めない言葉』で書き、個人への同調圧力としての凶器として使えない様にすべきです。
620	女	20代	52	セクシュアルハラスメントはもはや、社会のどの箇所にも存在しているといってもよいと思います。しかしながら、現行の制度では、被害者に対する救済措置が不十分です。被害を受けたとしても、公的機関や相談センターに接触することなく、「なかったこと」となっているケースが大半です。それに対して「彼ら・彼女らが声に出さなかったせいだ」「言わない

				<p>とわからない」などと批判する意見も多数あると思います。</p> <p>このように、実際にあった被害を「なかったこと」とされる社会そのものを変えていく必要性があるのではないのでしょうか。相談センターや窓口を設置したくらいでは、被害者はそれらに頼るとは思えません。また昨今では、SNSでの相談窓口も見受けられますが、この制度ができたことにより、以前より相談しやすい環境にはなっていると思います。しかし、顔の見えない状態での相談窓口については、全面的には賛成できません。対面だと、相談を受ける側も被害者の顔を伺いながら話を進めていくことができます。一方のSNS上だと、相手の顔が見えないことがネックになってきます。もしかすると、顔が見えないために、相談員が悪意のない言葉を発する可能性もあります。それらを踏まえた上で、現行よりもさらに利用しやすい制度の整備や、啓発活動を行ってほしいです。</p> <p>「ひとりじゃない」と言われても、当事者としては一人であることの意識が強いのが普通だと思います。実際に相談をしてみても、気休めにはなるかもしれないけれど、具体的な解決にはつながらないことも多いと思います。というのも、相談後の被害者が実際にどのような行動に移しているのか、相談員としては具体的な把握をするのは難しいと考えるからです。文面上では「それでは警察に行きます」と言ったとしても、自分自身の力と体力でアクションを起こすのは難しいです。</p> <p>以上の点からもわかるように、まだまだ日本におけるセクシュアルハラスメント被害者の立場は非常に低いように感じます。セクシュアルハラスメントは、ただの「嫌がらせ行為」ではなく、れっきとした「暴力」です。ハラスメント被害者が一人にならない社会を私も作っていきたいです。</p>
621	女	40代	43	<p>三つ目のマル○で、「女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正が欠かせない」とある。</p> <p>解決のためには、日本の婚姻制度を変える事が不可欠である。</p> <p>夫婦が同姓になること、そしてそのほとんどが女性であり、このことにより女性の人権が失われ、またその子どもにも影響する事が大きく影響している。</p> <p>本気で女性への暴力を失くそうとするならば、昔からの家制度を色濃く残した現在の婚姻制度を変え、選択的夫婦別姓制度の法制化を進めるべき。</p>
622	女	60代	47	<p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進（2）具体的な取組(1)に「学校教育において必ずプライベートゾーンを教える。」を加える。</p> <p>理由 祖父、父親、兄弟など家族や、学校の先生など、身近な存在から性暴力を受けて育つ被害者が極めて多く、プライベートゾーンを教えて貰っていたら、知っていたら、被害のみならず、加害行為もの防止となる。</p>
623	女	60代	55	<p>1 9 売買春への対策の推進（2）具体的な取組(2)関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策やあっせん行為の取り締まりを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。</p> <p>について 「売春防止法の見直しを含めて検討を行う。」を「売春防止法の見直し・改正を行う。」とする。</p> <p>理由</p>

			厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」において売春防止法の見直し・改正の方向性が示されている。
			2 「10 女性の人権を守る新たな包括的法律の制定の検討」を加える。 理由 厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」において売春防止法の限界と新たな法律の必要性が示されている。
624	女	70代 43-	<p>○暴力の被害者に対しての、相談から保護・自立支援、中長期支援のあり方に関する基本的な認識が極めて不十分であり、支援のための法・制度・機関等が把握されていないように思われた。DV法においては、第三条に「婦人相談員による相談」があり、第八条に「福祉事務所による自立支援」のがあるにも関わらず、相談・支援の実態の把握ができていないため、1-(2)、4-(2)等具体的な取り組みにおいても、その中核を担う「婦人相談員」が明記されないままでは、実効性がないものになってしまう。また、意識啓発や民間との連携ばかりが述べられ、国・自治体が責任をもって実施すべき対策が明らかにされていない。</p> <p>○1-(2)(3)は、「関係行政機関等において、相談・支援の窓口の所在等を広く周知するとともに、窓口である婦人相談員を全市町村に必置とする。SNSを活用した相談の実施、夜間・祝祭日における相談対応の実施等の方策を検討する。」と変更する。SNS相談やDVプラズ等は、入口とはなるが、実際にはその後地域の婦人相談員が対応している。</p> <p>○1-(2)(11)を「被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、婦人相談員が「婦人相談員相談・支援指針」に沿った中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施することが可能となるよう婦人相談員を専門職・専任職として複数配置し、雇用の安定化と処遇改善を図る。」と変更する。現在も一時保護後の被害者の地域での生活は、さまざまな官民の資源を利用しながら、市町村婦人相談員によって支えられている。暴力からの被害者の支援は、相談・保護・回復・自立に至るまで、国・自治体の公的責任においてなされるべきであり、SNSのような外部委託しての実施は問題である。</p> <p>○(12)「婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討」、「被害者が実態に即した支援を受けることのできる効果的な支援の在り方」、新法の検討は現場の意見を取り入れてなされなければならない。</p>
625	女	70代 49-	<p>○内閣府の配偶者からの暴力に関するデータでのDVに関する相談件数は、「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」であり、厚労省が公表している婦人相談員が受け付けた相談は別になっており、DV相談の全容を把握するものとなっていない。縦割り行政の弊害であり、今後統一的に把握していく必要がある。婦人相談員が受け付けた来所相談の45.8%が暴力被害の相談で占めているように、DV被害の相談の多くを婦人相談員が担っていることを抜きにしての検討は全体を観ることが出来ないものとなっている。</p> <p>○4-(2)「被害の防止、被害者のニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、関連施策を所管する関係省庁が共通の認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。」と書かれているが、まず内閣府と厚労省との連携が必要と言える。</p> <p>○「(11)被害者は身体的に傷害を受けたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の疾患を</p>

			<p>抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。」と書かれている。そのためには婦人相談員の継続した雇用と安定した処遇、専門職としての任用制度が必要であり、体系だったカリキュラムによる研修の義務化と予算措置が必要なことも明記する必要がある。</p> <p>○(12) 被害者は複合的な困難を抱えたり生活困窮に陥ることがあるため、婦人相談員等支援者は配偶者暴力相談支援センター等において、関係機関や民間等とも連携しつつ、被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学、住民基本台帳の閲覧等の制限等に関する制度の利用等の情報提供及び助言を行う。また、事案に応じて当該関係機関や民間シェルター等と連携して対応に当たるなど、被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。」配暴センターでそのような手続きをすることはできず、実際には福祉事務所等役所内の市町村婦人相談員が相談者に同行して諸手続きを実施している。</p>
626	女	70代 54-	<p>○「(1) 施策の基本的方向」に全く売春防止法についての記述がない。厚生労働省の「困難な問題を抱える女性の支援のあり方に関する検討会」で売春防止法と婦人保護事業の関係を問い直し、女性支援法へ向けた検討と売春防止法の改正の検討されている。そんな時に「関係法令の厳正な運用と取り締まりの強化」を掲げることは、女性の人権擁護と男女平等を目指すことからは遠い認識である。風俗・売買春の場で働く女性たちの被害の実態の把握もなく書かれた取り組みも空疎である。</p> <p>○(2) 具体的な取組では、第一に支援が必要とされる女性を処罰の対象としないための取り組みを掲げる必要がある。・第一章総則目的) 第1条を環境浄化と保護更生から「女性の人権擁護」の視点を確認にする内容に見直す。・第二章刑事処分 勧誘等 第5条を削除し女性を処罰の対象としないこと。当面の対応として執行停止とする。・第三章補導処分 補導処分 第17条 婦人補導院への補導処分を削除し女性処罰の対象としないこと。当面の対応として執行停止とする。などの検討・実施があり、初めて支援が可能となる関係が作りえるであろう。</p> <p>○婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設は、売春防止法が根拠法となっており、まずは法改正に向けた検討を掲げる必要がある。</p> <p>○コロナウイルスの感染拡大の影響は、社会的弱者により風俗・売買春の場で働いている女性たちに深刻な状況をもたらしている。しかし、「夜の街」などと差別的な言葉を行政からまで投げつけられるだけで、支援を得ることのできなかつた女性たちも多い。現在どのように支援が届けられるかを検討していく必要がある。</p> <p>○風俗・売買春の現場で、売春強要、性搾取、性暴力、人身売買などが行われ、望まない妊娠や性感染症の恐れなど人権や「リプロ・ヘルス」が侵害されているが、まずは実態の調査が必要である。</p> <p>○国・自治体の責任での総合的な支援を検討しなければならない。アウトリーチは民間任せや市町村任せとするのではなく、アウトリーチも可能になるような財源の裏付けをもった婦人相談員等の増員の検討が必要である。若年女性のモデル事業は、売買春対策ではない。</p>

				○「(3) 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。」とあるが、くれぐれも「要保護女子」「夜の街」「闇の女」と見るような、差別的広報とならないようにしなければならない。
627	女	50代		<p>性行について、正しい知識がなければ、例え恋人同士の間でも、無理強いされるという暴力につながることを、女性も男性も知らなければならない。明らかな暴力は元より、デートDV、子だくさんなど、正しい知識がないばかりに不幸な妊娠をしてしまいます。妊娠は、愛だけでは無く、科学的に妊娠することを伝える必要がある。</p> <p>愛を大切にす故に避妊の知識が必要なことを再認識してほしい。</p> <p>性暴力根絶のために、学校教育だけでなく、家庭教育として徹底されるように、地域での発信を望みます。</p>
628	女	30代		<p>家庭を大事にしろ、仕事はしっかりやれ。と、自宅で家事育児をしない方から、言われる。そういった人間に限り、お前に意見を言う権利はないと、何度も言ってくるという話を耳にする。家事育児をしながら、仕事をしながら働いている女性が、そのように言われると、頭では無意味なことだとわかっていても、落ち込んだり自信をなくし、自宅での家事育児が手につかず、子どもの声を煩わしく感じたり、そのような状況に落ち込んだり、仕事が手につかなくなってしまったりするのではないのでしょうか。悪循環に陥り、離職したり、望んでいないDVを行ってしまうことは容易いのではないのでしょうか。女性、母親にとって必要なことは、周囲からの理解や愛情だと感じています。</p>
629	女	40代	44	<p>現在の学習指導要領では、性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされていることから、子どもたちは、インターネット等における大人向けの情報から知識を得ています。性の健康にかんする正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近で相談できる社会資質が十分に保証されておらず、幼少期の子どもたちには自分の身を守るために必要な知識が与えられていません。</p> <p>親や兄弟からの性被害の多くは、幼少期から被害を受けている場合もあり、被害者は自分の身に起こっていることが認識できないまま、長期間にわたり性暴力を受け続け、心身ともに深く傷ついてしまう実態があります。</p> <p>ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも幼少期からの包括的性教育の必然性が示されており、5歳から18歳のすべての子どもに科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保証されなければならないと考えています。子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、必要な教育が受けられるようお願いいたします。</p>
630	女	50代		<p>性行について、正しい知識がなければ、例え恋人同士の間でも、無理強いされるという暴力につながることを、女性も男性も知らなければならない。明らかな暴力は元より、デートDV、子だくさんなど、正しい知識がないばかりに不幸な妊娠をしてしまいます。妊娠は、愛だけでは無く、科学的に妊娠することを伝える必要がある。</p> <p>愛を大切にす故に避妊の知識が必要なことを再認識してほしい。</p> <p>性暴力根絶のために、学校教育だけでなく、家庭教育として徹底されるように、地域での発信を望みます。</p>
631	女	20代	p43	<p>初めにジェンダー平等を着実に進めるために、以下の事を提案します。</p> <p>1. 「基本認識」(P43)について</p>

			<p>・経済的・身体的立場により、女性が暴力や性被害に合いやすい事は確かだが 男性も被害者になりえる社会問題である事を「基本認識」に提示してほしい。</p> <p>例えば、男性も家庭内でのモラルハラスメント・モノを投げつける等のDV・ラインを確認する等プライバシーの侵害や束縛・ストーカーやセクハラ被害等を受けることがある。</p> <p>・性暴力、DV、ストーカー、虐待、ハラスメントを含めたあらゆる暴力が、本人への影響だけでなく、家族、友人、恋人などの周りの人にも多大な影響を与えかねない、影響のおよぶ範囲の大きな問題である事を、「基本認識」で定義づけしてほしい。</p> <p>周囲への影響とは具体的には、子どもの人格形成や愛着形成に多大な影響を与えること、ストーカー被害でたまたま居合わせた家族が殺害される事件等。</p>
632	女	20代 p48	<p>2. 加害者への措置と支援</p> <p>p48~49「4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の推進」の（1）政策の基本的方向に、以下のような加害者への施策を盛り込んでいただきたい。</p> <p>DV 加害者やストーカー等、パートナー間での暴力・距離感を見失う迷惑行為もしくは犯罪を起こす者は、社会に溶け込みながら、身近な弱者や、気に入った者を自分の思い通りにしようとする独特の思考や行動パターンがある。DV の場合は緊張期→爆発期→ハネムーン期といったサイクルがあり このように加害者の思考や行動を分析しその原因を突き止めることが求められる。</p> <p>加害者が自身の言動や思考を上手くコントロールし、今後の深い人間関係を健全に付き合いけるよう、そして加害者が社会に戻る為に、またこれ以上被害者を増やさない為に加害者プログラムに力を入れるべきである。</p> <p>3. 警察官・公的機関の職員・学校の先生などへのDV、性暴力に関する研修</p> <p>p48~49「4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の推進」の（1）政策の基本的方向に、以下のことを入れていただきたい。</p> <p>一般人・専門家以外のDV や性暴力被害者に関わることの多い職業(警察官・公的機関の職員・学校の先生など)の 人たちにも深刻な問題である事を認識してもらうプログラムを作成する</p> <p>性被害や暴力は日常に潜むものであり、加害・被害者共に気づきにくい事件である事、被害者の心身の危機や命の問題に発展する可能性も少なくない、個人間のトラブルを超えた問題であるという共通認識を持つようにする事で、被害者をよりスムーズ に支援する事に繋がる。</p> <p>4. 中高生への啓発活動</p> <p>p48~49「4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の推進」の（1）政策の基本的方向の6段落目に、以下のことを入れて頂きたい。</p> <p>教育機関でも、パートナー間の関わり・コミュニケーションの距離の取り方や相手への気遣いのプログラムなど、被害・加害に発展してしまう前に、中高生の啓発活動としてプログラムに入れるべきである。「デートDVを含めた予防啓発や教育・学習を充実～」の具体策として上記を書き加えて頂きたい。</p>

633	女	20代	p46	<p>5. SNSでの広報啓発・相談体制について</p> <p>P. 46の2性犯罪・性暴力への対策の推進(1)(8)、p. 47の3子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進(1)4段落目と同項目(2)にSNSの強化について、言及して下さっているが、具体的にどのように対応するのか、発信・相談のやり取りについて、もっと大きな枠を使って提示していくべきだと考える。</p> <p>若年層・情報弱者、もしくは日常化してしまい、自分は違うと苦しみながらも思い込んでいる人々達など、今までアクセスまで届かなかった人たちが沢山いる事を考えると、日常的にアクセスしやすいルーツを使えることにする事が早急に必要なのではないかと考える。</p>
634	女	50代	45	<p>(12)「婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討を加速～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所への国による財政支援の強化、特に婦人相談員の専門性の確保と待遇改善が必要。 <p>2. 性犯罪・性暴力への対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力被害者支援法の制定が必須。
635	女	50代	46	<p>(9)医療機関における性犯罪被害者の支援体制</p> <p>産婦人科医が性犯罪被害者を見落とさず支援につなげることができるように、「女性の産婦人科医」だけでなく男性医師も含めた産婦人科医師の啓発・研修の強化が求められる。</p>
636	女	60代		<p>私は43年前性的に暴行されました。あまりにおぞましくて誰にも相談できず、私は記憶を封印して生き延びました。私はアルコールやギャンブル無しに生きることが出来ませんでした。私の人生は破壊されました。私はその行動が理解出来ず、重いPTSDの症状に未だに苦しんでいます。PTSDを診療してくれるドクターは東北にはあまり居ません。診療料金も高く生活は厳しいままです。被害者がPTSDのために長年記憶を封印しています。性犯罪の刑法の時効を廃止してください。性犯罪被害者の治療費と弁護士費用を支援してください。全面的に国で犯罪被害者を救済してください。カウンセリング代や治療費で被害者は困窮しています。第三者調査委員会は、完全に独立した機関が設置すべきである。</p>
637	女	40代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪を厳しく取り締まるため、女性が起訴を諦めざるを得ない現行制度上のあらゆる瑕疵を排除すべき。 ・ 性犯罪の厳罰化が必須。 ・ 被害者のワンストップセンターの拡充が必須。
638	女	20代	47	<p>(1)「生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を更に推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、(…)」</p> <p>生命の尊さを学び生命を大切にしよう教えることを推進するにあたり、「性に関する教育」について言及するのを避けるべきではないと思います。「性教育」という言葉に反発があるようでしたら、ユネスコで推進している「包括的セクシュアリティ教育」という言葉も良いと思いますので、提案させていただきます。</p> <p>そもそも日本の「性教育」は、生殖や性器についての内容のイメージが強いですが、本来の性教育は、もっと包括的かつ柔軟で、性犯罪者から自分の身を守る手段(「あなたの体は大切。」「水着に隠れる部分は、誰も見たり触ったりしてはいけない。」「そうする人はおかしい。」「そんなことになったら、その場から逃げるか、大きな声で叫ぶこと。」等)を6</p>

				<p>歳時から伝えていくのも「性に関する教育」として扱われています。「性教育」の言葉の強いイメージを一新するためにも、「包括的セクシュアリティ教育」の用語は適切と思います。</p>
639	女	50代	47	<p>p47「施策の基本的な方向」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家族をはじめとする身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすい～低年齢からの教育に関する取り組みを推進」とあるが、被害に遭う子どもが多い。 <p>→加害者を生まないための研究及び加害者を処罰できるよう、刑法性犯罪規程の改正を行うこと。</p> <p>9. 売買春への対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売春防止法（1956年）の抜本的な改正。女性を処罰の対象とする売春防止法は早急に廃止すること。
640	女	60代	p49	<p>DV被害母子の現状に、危機を感じています。さまざまな暴力を受けダメージを抱えている女性が母親であれば、子育てを頑張ることが出来ないのです。しかし、子どもの安全な養育が保障されていないことを女性の問題とされています。「虐待」「ネグレクト」と非難されています。母親への心理的回復、子どもとの関係性の修復のためのトリートメントが必要です。</p> <p>カウンセリング、子育てケアカウンセリング、そして、生活の保障、は利用しやすい母子生活支援施設の整備をお願いします。母子生活支援施設に入所することを、経済的な力をもたない自治体は嫌がります。自治体によって入所しやすさが変わります。公平な支援を国によって保障することを願います。</p>
641	女	60代	p46	<p>(10) カウンセリング費用の助成や性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた医師、看護師、医療関係者や民間支援員の活用</p> <p>(13) 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実について</p> <p>性暴力被害者への心理的ケアは深刻な問題です。精神科医受診やカウンセリングで二次被害を受けたり、被害の実態を語れない現実があります。フェミニストカウンセラーは30年近く被害者に寄り添って話を聴いてきました。そのような専門性をもつ支援員、カウンセラーを多くの支援機関に広めていく養成、研修をお願いします。</p>
642	男	40代		<p>家庭における暴言を含めた暴力（＝DV）は加害をする者（＝加害者）がいるから、起こるものです。</p> <p>加害者へ直接訴えかけるような施策と広報を強くお願いしたいです。</p> <p>具体的に、DV加害者の大半を占める男性が相談できる窓口を行政が整備してください。</p> <p>多くの自治体では、子どもや女性向けの相談窓口は用意されています。しかし、男性に特化した相談窓口はほとんど設けられていません。男女別の自殺率を見ると、男性が女性の1.5倍ほど多く自殺しています。</p> <p>困っていることや不満を抑圧し自分の中に溜め込んでしまいがちな男性が、唯一の理解者であるはずの人生のパートナーである妻に、DVという間違っただけで発散するのではなく、困っていることや不満を専門職に、相談という形で聞いてもらえる窓口の整備が早急に必要で</p>

			<p>あると考えます。</p> <p>相談窓口の広報には、加害者の心に訴えかけるような適切なキャッチフレーズを採用してください。公募も考えてください。分断や排除ではなく、たとえ逮捕され受刑者となってもいずれ社会に戻ってくるのですから、社会に包摂するようなキャッチフレーズです。</p> <p>例 あなたの大切な人生のパートナーへ怒鳴る前に、ここに電話してください。あなたの声を聞きたいです。</p> <p>例 腹が立つことがあるのは誰でも同じです。あなたが大切な人を傷つける前に、あなたの声を聞きたい。いつでも待っています。</p> <p>例 あなたは何に怒っていますか。誰かを傷つける前にできることがあります。ここに電話してください。</p> <p>例 弱くていい、負けていい、泣いていい。でも自分も誰も傷つけないで。あなたの声を聞きたいです。</p> <p>加害者を加害行為ではなく、専門職への相談に結びつけるような広報、施策をお願いいたします。</p> <p>加害者の加害行為をやめさせるために、行政による専門職の支援が必要な存在であると捉えて下さい。それはDV被害をなくすことに直結します。</p>
643	男	40代	<p>男性の暴力や犯罪、DVの原因は、家父長制に代表される男性優位の社会構造とともに、加害者の幼少期の傷つき体験が原因であるとの考え方が加害者臨床では一般的です。</p> <p>そして、民間団体が行っている加害者更生プログラムを真摯に長期間受講することによって、更生している加害者の存在も見逃せません。</p> <p>DV加害者を社会から排除するのではなく、あなたはDVをしない人になれるんですよ、と訴えかけることこそが加害者の変化に繋がります。</p> <p>被害者保護は絶対に必要ですが、加害者への対応がなければいつまでたってもDVはなくなりません。</p> <p>被害者への対応を進めるとともに、若年層へのデートDV対策だけでなく、現にDVをしている加害者、DVをしそうな既婚男性への対応をお願いいたします。</p>
644	—	30代	<p>児童相談所やシェルターにおいて性被害者が更なる性被害に巻き込まれた際、速やかにその被害を別の機関や窓口相談できる先を確保し、被害者が支援者のケアに一方的に依存する関係に陥らないよう「ケアの出口」を作るべきだと思います。またトラウマやPTSDの症状を持つ被害者の中長期支援の中に、経済的支援とともに通常の買い物や日常生活の支援について、半年間や1年間などの期間限定でも、代行者や付添人を派遣するなどの行政支援を提供し、「外出恐怖」「電話、郵便受けへの恐怖」などトラウマの引き金となるものから距離を取りながら自立できるような体制を整えてください。</p>
645	女	20代	<p>●「盗撮」に対する罰則を、適正化して頂きたいです。</p>

			理由 (1) スマホ一台で容易に誰もが盗撮に及ぶ事ができる時代である。 (2) ボタン一つで盗撮データを世界へ流出する事が可能。 (3) 一度拡散された盗撮データを抹消する事はできない。被害者の人生（結婚・就職など）に及びうる深刻な影響や苦痛を加味すべき。
646	女	20代	現在私は一歳の子供と母子福祉施設に避難させていただいております。夫からのモラハラとDVによるものです。その中で、男性向けの支援の無さに驚きました。私は配偶者暴力相談支援センターでカウンセリングを受けさせていただいたり、母子生活自立支援施設の中で知識を得たりすることもありましたが、男性向けは数も少なく、女性ほど精神面に興味もないのか自ずから繋がることもなく、繋げてもらうこともなく。。夫は自分は加害者ではない、普通のDVとは違う（なぜなら暴力の後謝罪しないから。。と言います。暴力最初の頃は謝ってきたことも記憶にないようで、エスカレートすると謝らなくなるという知識もなく）義母からも私が悪いと言われるばかりでした。何かそういう支援先へ強制力を持って繋げることが男性には特に必要なのか。。？と感じたところがありました。私は再構築を目指していたため余計なのですが。（ここで男性と大きな括りにしているのは、友人もDVに遭いその旦那さんの傾向や、カウンセリング時に伺ったレジリエンスの内容からです）夫は男尊女卑思想やミソジニー思想があり、話を聞くと義母が父親を子供と隔絶させようと悪く言ったり話す嫌味を言ったりしていたことや、過去の女性からの扱いなど、かなり根深そうで、私がどう働こうとしても角が立ち、俺に従え・どんな言動とられようと常に笑顔でとことん優しくしろというところに帰結するような感じで、論理的な対話はできませんでした。私よりもむしろカウンセリングが必要そうと感じましたが、一度勧めてかかってくれた際にはカウンセリングは味方するばかりで気持ち悪いと話してきました。よく聞くと自分の良いところしか話しなかったようです。なにかDVのプログラムや愛着障害など深掘りができるところに繋がったほうがよいのでは。。？と思いました。加害者側がなにが善悪の最低ラインなのかすらわかっていない感じが恐ろしくも感じ、こうした意識が放置されていくのか。。という先の怖さも感じました。今は少しずつ離婚に向けて動いていますが、子に面会このままさせていいのかとても不安が大きいです。せめて更生プログラムにはかかってもらいたいのですが、共依存から再構築目指していたため暴力後に面会させてしまっており要求が可能か不安です。
647	女	40代	女性として生きていると避けて通れない性差別や暴力。道を歩いても電車の中でも接客という仕事の中でも突然訪れる言葉や態度による暴力。ジェンダーギャップ121位のもはや色々な意味での後進国という認識は逃れられない。支配者側の他人はどうでもいい、自分さえ良ければいい、弱者切り捨て自己責任社会がより弱い立場の人を苦しめている。無差別殺傷事件も誰でもよかったと言いながら自分より弱い女性、子どもを狙っている。この男性による男性社会の中の男性の認識を変えなければ変わらない。非があるのは男性側なのに無自覚にこちらにウエメセで対応してくる。先日体験した男性社員とのやりとりである。これ逆の性だったらありえない対応である。そしていわゆるマンスプと言われる女は無知だから教えてやろう態度の男性スタッフや道で偉そうに上からどうでもいいことを注意してくる高齢

			<p>男性。そう、普通に生きていてそこかしこでこの男性優位社会をまざまざと見せつけられるのだ。</p> <p>これが女性である私の日常なのです。</p> <p>私は日本の男性に自覚をしてほしいです。私自身もこの社会の変化のスピードが速く日々アップデートしているつもりです。性差関係なく1人ひとりが尊重され幸せに生きていくことができる社会の為に、他人の気持ちを考える行動をしてほしいししていきたいです。</p> <p>学校教育でも、会社の社員育成でもぜひ蔑ろにせず取り組んで頂きたいです。</p> <p>日本人男性はあらゆる所で下駄をはかせすぎです！！</p>
648	女	70代 83	<p>司法、立法、行政に女性枠を作り、有能な女性を活用して下さい。</p> <p>人口は男女 50/50。</p> <p>社会のベースを担う分野でも男女比率 50/50 を極めない限り、憲法上の男女平等は実現されない。</p> <p>まず教育を世界基準にアップデートして下さい。150年間アップデートされていない軍事的教育（詰め込み教育、集団行動）では子供達の個性、自信、自己肯定感、成長への機会が潰され、子供達のいじめや自殺は増加し、包括的な性教育がない為に性犯罪は多発し、ハラスメントが蔓延する社会が維持されるだけ。</p> <p>先進諸国の教育ドグマの様に 人権教育、包括的な性教育、考える力の育成（差別撤廃への道）、議論/対人スキルを義務教育に組み込めば、子供達は自信と個性溢れる成人への成長し、男女平等への道は開き、社会は繁栄するでしょう。</p> <p>一発勝負ではなく、いつでもどこでもやり直せる、思いやりと優しさのある社会構造を整備して下さい。</p> <p>女性がキャリアと育児を安心して両立できる環境を整備して下さい。</p> <p>結婚、育児の為にキャリアを犠牲にすると、女性の経済的能力を国は活用できなくなります。先進諸国では少子化対策、更に女性の能力を上手く活用する為にキャリアと育児を上手く両立できる環境整備が整っています。これにより、国は活発になり、経済は伸びつつあります。</p> <p>少子化、更に経済的に衰退しつつある日本に必要なのは、人口の半分である女性の能力を上手く活用していないからなのではないでしょうか。非常に勿体ない。</p> <p>性別が女性だからと非正規雇用で使い捨てにするのは余りにも不条理です。</p> <p>オランダのように正規雇用と非正規雇用を同じ時給、同じ社会保証で支援する必要があります。そうすれば女性も安心してキャリアと育児を両立できる。</p> <p>少子化でガラ空きの小学校の空き教室を保育園や幼稚園を設立すれば、保護者にとって一石二鳥。オランダもそうです。物凄い楽です。</p> <p>男女賃金格差を改善して下さい。男女は新卒当時同じ賃金ですが、男性は年功序列と共に賃金が鰻登り、反して女性はずっと昇給せず。オランダでさえ男性賃金格差は10%ですが、</p>

			<p>日本の70%よりはマシです。</p> <p>更に中学受験、高校受験、大学入試試験の女性差別による点数操作を厳罰化して下さい。</p> <p>医科大学の30年間に渡る入試試験不正点数操作による女性差別は史上最悪なる女性差別であります。</p> <p>性犯罪法改正から脅迫と抵抗を排除して下さい。</p>
649	—	30代	<p>女性や女兒に対する性暴力、家庭内暴力が多発しています。</p> <p>根底にあるのは「女性・女兒は自らよりも格下である/自分に隷属する存在である」といったような誤った認識、絶対的な人権感覚の欠如ではないでしょうか。これらが何故育まれてしまうのか。幼少期からさらされる社会や家庭からの歪められた情報・刷り込みが要因ではないかと考えます。</p> <p>それらを解決していくためには以下のような取り組みを望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少期からの人権教育≡性教育が必要：女性に対する暴力は女性の人権を侵害した結果起こります。自分と他人は別個の存在であり互いに尊重すべき対象であること、相手の同意を得ずして身体接触を行うべきでないこと、など、北欧諸国で行われているような性教育(広義での人権教育)を、日本でも推奨すべきではないでしょうか。もちろん義務教育内にも取り入れるべき課題と思います。そうすれば基本的にはすべての子どもたちが人権を学ぶことができます。 ・ 上記を実践するには、教育を行う大人の数を増やす必要がある：教える側が、まず学ばなくてはなりません。教師という立場の人間だけでなく、親となる人間、地域で子どもに接する人間、おおよそすべての国民にその意識と知識と実践が必要です。正しい人権・性教育を、大人が学べる場を設け、その意義を広く知らしめるようなアプローチが望まれるかと考えます。 ・ 性的な出版物・グッズなどの取り締まり強化：『女性を、人権を無視した「モノ」として自身の好きなように扱っていいのだ、むしろ相手もそれを喜んでいるのだ』という暴力性や加虐性をはらんだ思考の中に、アダルト関連の書籍・オーディオ・ドールなどの影響が大きいのではないかと危惧します。スカートめくり、入浴シーンの覗き、女性とうっかり性的接触してしまうシーンが少年誌で好意的に描かれたりもしているようです。またAVでは暴力的な行為や犯罪とも言える行為で性的快感を得るような描写がなされたりもしているようです。これらを視覚的・聴覚的に受け入れている日常で、果たしてこれらを「女性の権利の侵害」「女性の搾取」「犯罪行為」と認識できるのでしょうか。そうした思考や疑似行為は自身の中には欠片もないと言える人はいるのでしょうか。 <p>また、最も重大なのはそうした対象が小児に向けられることです。</p>
650	—	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児に対する性暴力抑制・根絶に向けて： <p>大変遺憾なことに、小児性愛を表現する出版物や小児型ドールなどが出回っています。実際に小児性愛を犯した人の中にはそうしたものに触れることで、一層加害性を増していくことになったと供述している人も多くいます。まずはそれらの触媒を法的に取り締り、認知の歪みを生じさせないことが重要ではないでしょうか。もし小児性愛を求めている人がいれば、まずは適切な医療機関へ繋げる必要があると考えます。</p>

			<p>また、ベビーシッター・保育士・教師など子どもと密接にかかわる職業については、前科を徹底的に調査したり普段の言動などを冷静に見極めて、被害が拡大しないよう予防に努めることが大人たちの責任と考えます。採用や解雇にあたっての制度の整備を見直してほしいと思います。前科者は二度と子どもに関わる仕事に復職させない、というくらいの制度を設けてしかるべきではないでしょうか。被害を被るのはいつも子どもたちです。（せめて、罪を償い、更生プログラムを年単位で受けて、医師の適切な判断のもとでないと、復帰できないという形を法的につくるべきです）</p> <p>また性的同意年齢の引き上げも見直されるべきと考えます。</p> <p>・性犯罪の厳罰化：大小問わず、女性の身の回りでは性犯罪が多発しています。しかし、そもそも表面に出てくる件数は少なく、立件されても加害者側は罪に問われなかったり、被害者の被った身体的・精神的・社会的苦痛に対してあまりにも罰則が軽微であると感じることが多かったです。</p> <p>社会や司法が、性犯罪やフェミサイド（もしくはそれに準じた、女性を対象とした暴力行為）をあまりに軽く見ているとしか思えません。小児が血縁者から受けていたDV・性暴力についてなどはなおさらです。</p> <p>いずれも発生を防ぐのが第一であり、起きてしまった犯罪については加害者がどう悔いたところでそれを贖えるわけはありませんが、再犯防止や社会への警鐘のためにも罪に見合う厳罰化を望みます。</p> <p>国家の中枢にある機関や権力者と密に関係があるから、社会的地位が高いから、などといった背景によって逮捕や処罰を免れ、自身の加害に責任を取らない厚顔無恥な犯罪者を放置しておくなどの例があったとしたら言語道断です。</p> <p>また犯罪を犯した理由を見極め更生へ導いていく制度も同時に整えるべきと考えます。</p>
651	女	60代 44	<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>（1）施策の基本的方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「女性に対する暴力防止」については「イスタンブール条約」の水準に達するような施策を作るべき。 2. 国連女性差別撤廃委員会一般勧告 35 号「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」（2017）を遵守すべき。 3. 暴力の当事者にならないための教育はユネスコの性教育のガイドラインなど、国際的な水準に合わせた内容を実施できる 4. 民間団体への継続的な財政支援をし、行政と民間が円滑な連携が出来て支援ができる。 <p>（2）具体的な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「売春防止法」を改正し、新しく「女性支援法」を制定するべき 2. 被害者の同伴児童も「被害者」と捉え、支援をする 3. 親子同時支援プログラム等、親と子が共に回復する支援法を取り入れる 4. デートDV防止教育を、中学生から実施する <p>2 性犯罪・性暴力への対策の推進 （具体的な取り組み）</p>

				<ol style="list-style-type: none"> 1. 2020年3月「性犯罪に関する刑事法検討会」の論点をから、必要な法改正をする。 2. 専門的な知見を有した支援員の育成をする。 3. 支援員が正当な収入を得て生活できるようにする。
652	女	60代	47	<ol style="list-style-type: none"> 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 (2) 具体的な取り組み <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待とDVをセットで発見し支援する仕組みが必要 2. 被害女性に「力」をつけるプログラムを実施すべき 4 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護等の推進 (1) 施策の方向 <ol style="list-style-type: none"> 1. 加害者責任を明確にした法整備を実現する 2. 被害当事者が逃げるのではなく、加害者が家を出る方向 3. 独自のDVセンター（避難所）を作り、緊急一時保護から支援・回復まで、当事者のペースで支援が受けられる様にする 4. 精神的DV・性的DVも保護命令の対象となるべき
653	男	30代	43	<p>性犯罪、性暴力、配偶者からの暴力、ストーカー、セクハラ、売買春、全て男性も被害に合っている分野であるにも関わらず分野名が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」となっており、この名称自体が男性の被害に対する軽視を象徴している。分野名を「性に関わるあらゆる暴力の根絶」に変更したうえで、とりわけ女性の被害が多い内容にのみ、「女性」の文言を使用すべきである。</p>
654	男	30代	59	<p>(1) 施策の基本的方向 ○二つ目「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。」を削除する。メディアにおける表現はそれが不適切な性や暴力表現であっても原則自由であるべきであり、他者の権利を侵害しない範囲において尊重されるべきである。この基本的方向に沿った具体的取組が下の「(2) 具体的な取組」でも触れられておらず、具体的な取組がないのであれば、基本的方向からも削除するのが妥当である。仮に「不適切な性・暴力表現」が下の「(2) 具体的な取組」におけるリベンジポルノや児童ポルノを指している場合、その旨を明記すべきである。</p>
655	女	40代	46	<p>各県のワンストップ支援ダイヤルを全県、24時間稼働として欲しい。暴力、犯罪は時間を選ばない。 また、被害者の裁判や刑事手続き上での匿名性が（加害者側に対して）守られるよう、切に要望します。</p>
656	女	30代		<p>性的同意年齢の引き上げを行い、合意なき性行為を犯罪と認め、そうした性犯罪の厳罰化を求めます。社会として性犯罪を許さない、という姿勢を揺るぎないものとしてください。私も周囲の女性も痴漢にあい、レイプされ、セクハラにあってきました。これが「普通」だなんて異常です。痴漢が問題になって1世紀近くが経とうとしています。「Chikan」が世界的に有名になり、英国外務省の日本渡航の注意書きに書かれていることを問題とし、性犯罪の撲滅に真剣になってください。鉄道会社へ注意喚起アナウンスを求めても「他のお客様の迷惑になります」と返されるのが21世紀の日本の首都です。また、被害者への負担を過度に強いる司法制度と医療システムを改善してください。「暴行・脅迫」要件を撤廃し、同意の</p>

				<p>ない性行為は性犯罪と認めてください。人間は自分を簡単に殺せる人間相手に、恐怖を乗り越え、命を諦めてまでして全力で抵抗できません。セカンドレイプにまみれた警察による捜査や司法を、より多くの女性の意思決定を取り入れるなどして早急に改善してください。現在の日本では、レイプ被害にあったことを言い出せるのは勇気あるごく一部の人間だけです。私も、何も言えなかった被害者のひとりです。</p>
657	女	30代	1	<p>女性に対する暴力の一例として、痴漢を加えてください。</p> <p>信じられないような被害に遭っている女性がたくさんいます。</p> <p>また、女性の身体や精神を自由にしていという歪んだ認識に陥ることを防止するため、男女は対等な関係であるという確固たる前提のもと、正しい知識を付与する性教育、女性差別についての教育が進められることを望みます。あわせて、痴漢を題材にした成人向けコンテンツの規制も希望します。</p>
658	女	60代	43	<p>子ども達が性被害や性暴力を受けた場合に、相談するためには、低年齢からの性教育が必要とあります。文科省の学習指導要領では、高校で初めて性交、避妊、性感染症と言った言葉の意味を教えているとあります。整合性が取れていないと思います。</p> <p>新たな対策として、学校での教科保健だけでなく、外部講師特に産婦人科医を招いて、性交、避妊、性感染症を、お互いの人権を意識した観点で性教育を学ぶ機会を作っていくべきと考えます。今、スマホなどからいくらでも卑猥な画像や動画を観ることができることも、性被害や性暴力を招く要因でもあります。</p> <p>子どもの権利を守ることを主眼に、性はデリケートな問題だからこそ、正しく性教育を教えることで、望まない妊娠や人工妊娠中絶を避けることにつながると思います。</p>
659	団体	団体		<p>1. 評価点</p> <p>DV、性暴力に関して具体的な施策が書かれおり、女性に対する暴力への対応が強化されることを期待します。被害者が被害から回復しその人の人生を歩むことのできるよう、あらゆる暴力を決して許さず、被害者を支えることのできる社会となるよう、男女共同参画基本計画を着実に実行していただきたいです。</p> <p>2. 要望</p> <p>p. 47 の 2 (2) 12 に、弁護士、裁判官、検事を追記していただきたいです。</p> <p>2019 年 3 月の福岡地裁、静岡地裁浜松支部、名古屋地裁岡崎支部、静岡地裁での一連の性暴力の無罪判決からも分かるように、法曹界には強姦神話が根強く残っています。</p> <p>p. 47 の 3 (2) 1 について</p> <p>「生命の尊さを学び生命を大切に教育・・・」とありますが、生命を大切にすることのみを強調することで、望まない妊娠をした人、特に若年者が産まないことを選択できなくなる危険性があります。生命の大切さだけでなく、性と生殖の健康と権利として産む産まないを選択する権利は妊娠した人自身にあり、どの選択も人から非難されるべきではないことを同時に伝えることが不可欠です。</p> <p>P. 49 の 4 (1) の 2 段落目の相談体制の充実について</p>

			<p>・民間シェルターへの予算措置が不可欠であることを明記していただきたいです。多くの民間シェルターはボランティアの力で成り立っており、有給職員の待遇や施設の安全確保も、公的な一時保護施設と比べ脆弱です。</p> <p>P. 49 の 4 (2) 4 について</p> <p>・「一時保護解除後の被害者等に関する民間シェルター等を通じた自立支援、定着支援」について、援助サービスを公費で賄うための法的枠組みが必要であると明記していただきたい。</p> <p>各民間シェルターの自助努力に任せるのではなく、公が責任を持って包括的な被害者支援に取り組むことが不可欠です。</p> <p>P. 54 の 9 (1) について</p> <p>性風俗産業で働く人々の健康と安全と尊厳が守られるための施策の見直し、実態調査が必要です。</p> <p>性風俗産業への偏見から医療へのアクセスが難しかったり、暴力被害に遭った場合に警察からの二次被害や事件の受理を拒否される、顧客や雇い主からの金銭搾取といった不正義に関して実態調査を求めます。</p>
660	女	50代	<p>日本は女性にとっては安全だと思えません。私は危険国に住んでたけれど警察や司法が守ってくれたし性犯罪者は厳罰です</p> <p>。また海外では女性を狙った殺人はFemicide（女性殺人）と言われてカウントされてるし報道にも「女性殺人」と書かれます。日本は女性殺人が非常に多いと思うので女性殺人と書くべきだと思います。それは女性だからという理由で殺された事件が多い事や暴力が多い事を周知させる為でもあります。女性差別主義の男性が、日本は女性にとっては安全な国だと主張してるので。私達女性は不安を抱えて生きてます。</p> <p>女性への家庭内暴力やDVを厳罰にしてほしいし、命の危険がある時に警察に電話したら「痴話げんかだろ」といって助けに来ないのはやめてほしいです。刺されそうで殺されそうになっても助けてくれないとは警察が機能してないですね。</p> <p>女性の家庭内の暴力被害者はコロナで行き場を失っているし、暴力が悪化してます。逃げ場がないと殺される危険性があるので、暴力被害者へのサポートを充実し、避難施設を増やしてください。DV相談は公的なものはあまり介入してくれないし、民間は電話がつながりません。でも相談しても、ホテルに逃げればといわれるだけ。お金がないから逃げ場がないのに。男女共同参画センターに助けも求めましたが、結局はDVの時は助けてもらえず自力で逃げた後に相談するだけでした。</p> <p>行政が助けるべきだと思います。</p>
661	女	50代	<p>47</p> <p>具体的取り組みの(11)に「メディアへの啓発」とあるが、メディアを通じた発信内容に直接国が啓発行為を行うと受け取れる。政府広報のコンテンツ自体を工夫するという検討にとどめ、メディアの活動そのものへの「啓発」という、言論・表現の自由への介入と取れる表現は慎むべきである。</p> <p>メディアは社会状況を反映するものであり、メディアそのものに啓発活動をする発想ではな</p>

				く、市民とメディアの担い手の多様性の確保とメディア・リテラシーの向上を含め、教育と連携した取り組みが必須である。
662	女	20代		痴漢や盗撮を法できちんと取り締まってほしい。痴漢も盗撮も性暴力だし、痴漢はレイプのようなもの。 また、被害にあった女性が被害を訴えやすくなるようにしてほしい。訴えたときに加害者に本名が分かってしまう制度をなくしてほしい。 ネット上でのセカンドレイプや被害者への誹謗中傷を取り締まってほしい。
663	女	60代	46	・性暴力被害者が相談しても二次被害を受けることも聞いています。被害者への心理的ケアがとても大事だと思います。フェミニストカウンセリングの専門性を持つ支援員やカウンセラーが必要だと思います。
664	女	50代		「1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」の「(1) 施策の基本的方向」(p. 44) に「年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず」とあるが、「在留資格」もこのなかに明記してほしい。いわゆるオーバーステイになってしまった技能実習生(コロナ禍で)や難民認定申請者など、在留資格を持たない外国人が、性暴力や性的搾取の被害に遭うケースも多く報告されている。在留資格の有無にかかわらず誰でも相談窓口や救済サービスを利用できる旨、広く広報すべきと考える。 人身取引(p. 53)の分野だけでなく、難民認定手続きにおいてもジェンダーの配慮が十分にされるような人的資源の配置、研修を徹底してほしい。女性の難民申請者には本人からの希望がなくてもデフォルトで女性の担当官と通訳がつくようにすべきだ。また、入国管理センター(牛久)では女性被収容者(性自認が女性である人も含む)のプライバシー侵害(トイレが外から丸見えの部屋構造など)が日常的に行われており、入管職員から暴力を受けているというニュースもあった。入管職員のジェンダー意識研修も強化してほしい。さらに、難民認定に関わる参与員の採用にあたっては、候補者のジェンダー意識をしっかりと確認してから選んでほしい。残念ながら申請者に不適切な質問やセクハラまがいの発言をする参与員(男性女性にかかわらず)が存在するという話を難民認定に関わっている弁護士やNGOからしばしば聞く。こういったエピソードは海外の人権団体や専門家にも広く知られており、日本はジェンダー平等に真剣ではないというイメージを強める結果となっている。 「痴漢は性犯罪」という、ある意味当たり前のメッセージを国を挙げて強く打ち出してほしい。事業主(鉄道会社)にも協力を要請して(屈強な)取締り要員や防犯カメラを増強して、女性専用車両もピンク仕様などにせず「性犯罪から女性客を守る」メッセージ性を全面に出すべきだと思う。 レイプ事件の犯人が無罪になったり執行猶予になったりする判決が続いており、司法がジェンダー平等を正しく認識しているとはとても思えない。性的同意年齢の引き上げなど、刑法の改正に期待している。
665	女	50代	46	2 性犯罪・性暴力への対策の推進の(10)や(13)で支援やカウンセリングについて触れられていますが、女性への性暴力被害のケアについては、犯罪被害者の視点、性暴力に特有のトラウマについての理解、ジェンダー格差があるなかでの女性の生き方への基本的な理解が必

			<p>要だと考えます。</p> <p>性暴力被害については、少しずつ理解が広がっていますが、ケアを求めた先での二次被害に遭うことも散見されます。性暴力被害者への心理的ケアとしてフェミニストカウンセリングの専門性を持つ支援員・カウンセラーの養成が必要であると思います。</p>	
666	女	50代	52	<p>6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 について 企業や学校などの組織の中での体制が不十分で、調査については「捜査機関でないので白黒判断できない」等の限界があったりします。セクハラ専門の外部調査機関が必要だと感じます。また、職場や学校などでは、力関係の影響で強く拒否できず、被害が長期に渡って継続してしまったり、その中で迎合的なメールやその他の態度などにより、「恋愛関係」「合意」とみられてしまうことも多くあります。セクシュアルハラスメントについては、顔見知りからの被害が多く、被害者は仕事や学業の継続も考えた対処行動をとっていることが多いので、そのようなことも広く周知し、理解を深めることが必要だと考えます。</p>
667	女	20代	43	<p>ここでは特別言及されていない「留学先での性暴力」について提言したい。</p> <p>私自身、1年間の留学経験があり、多くの留学生仲間がいるが、留学先での日本人からの性被害が何件も報告された。留学先では、国内でのセクハラ・性暴力以上に、辛い状況におかれやすいことがわかっている。</p> <p>日本語が通じない環境、情報入手が困難で現地の日本人に頼らざるを得ない状況、いざという時親や友人を頼ることができない環境。</p> <p>この状況に加えて、圧倒的に立場が上な社会人（インターン先の上司など）が、留学始まって初々しい女学生に権力を振りかざし、性加害に及ぶというのだ。</p> <p>加害内容は、セクハラ発言に始まり、避妊のないレイプまでである。とても辛く、放って置けない問題だ。</p> <p>政府には、留学先でも同じように人権が守られるよう、計画の文章に「留学先での性暴力」を加えることと、広報、周知の活動を求める。</p>
668	女	20代		<p>性被害に対しての罪の刑をもっと重くしてください</p>
669	女	40代		<p>コンビニのトイレに近いところに成人向けの雑誌がおいてあって、女性の体を裸に近い写真または絵が、そこを通りかかるすべての人に見えるようになってます。</p> <p>子供ももちろん通ります。うちの幼稚園と小学生の子どもは、気持ち悪い本がおいてあるといます。私は見ると嫌悪感と不快と、女性に対する暴力を感じます。見ないようにしますが、どうしても、陳列してあるので目についてしまいます。特に子供に見せたくないです。</p> <p>外国ではこのような雑誌を一般の人が見えるところに置くようなことはもちろんありません。日本は異常です。おかしいです。女性を物のように軽視していることの現れです。また、女性に人権のなかった旧体制を現在も続けている国際社会から取り残された日本を象徴</p>

				<p>しており、嫌だと思っけていても声を上げることのできない女性や子供の弱さと、そのような弱者を見て見ぬふりをする男性側の正義感のなさを表していると思います。本当に日本人のレベルの低さが恥ずかしいです。</p> <p>子供はもちろのこと、一般の人に見えるところに、女性の体を物扱いした写真や絵を陳列するのを禁止する法律を一刻も早く作って下さい。子供はこの状態をみて育ちます。子供にどういうメッセージを送っているか、深く考えなくてもわかりますよね。女性への扱いが改善されないのも納得じゃないですか。</p>
670	女	30代	47	<p>○性的な広告を規制する必要性についての記述が欲しい</p> <p>現在インターネットでなにげなく検索をするだけで、過度に性的な表現や暴力的な絵が表示される。GIGA スクール構想等の実現により未成年者一人一台タブレット等を使用することになるため、このような性的な広告に未成年が触れる機会が増え、性に関する間違った知識や価値観が植え付けられてしまうことが危惧される。</p> <p>これら広告によって青少年に植え付けられた性の価値観は結果的に社会全体の価値観へ影響を及ぼすことになるため、暴力の根絶を目指すためには国による強い規制が必要であると感じる。</p> <p>また、</p> <p>(2) 具体的な取組にユースクリニックの必要性を</p> <p>性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保育士、教師などとあり、実態はそこに集中するが、肉親からの性的虐待を受けている場合も多いため、個人の生活圏から外れた場所で相談できるような取り組みの必要性を記述して欲しい</p>
671	女	30代	47	<p>(2) 具体的な取組にユースクリニックの必要性を</p> <p>性的虐待の被害を打ち明けられる可能性がある保育士、教師などとあり、実態はそこに集中するが、肉親からの性的虐待を受けている場合も多いため、個人の生活圏から外れた場所で相談できるような取り組みの必要性を記述して欲しい</p>
672	女	20代	43	<p>「フェミサイド」という言葉を浸透させてほしい。通り魔などの殺人、傷害事件でよく「無差別」という言葉が使われるが、実際は男性が自分より弱い女性や子どもを無意識に選んで狙っている場合が多い。教育の場でもメディアでも積極的にフェミサイドという言葉を用い、自分より弱い立場の女性や子どもを狙う心理や犯罪を許さない社会の空気を作りたい。</p>
673	女	30代	47	<p>2-2-14 刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの更なる拡充や新たな再犯防止対策について検討を行う。</p> <p>性被害者に対するフォローはもちろん必要ですが、被害者は何の罪もなく、性犯罪に対して力を入れるべきは加害者に対するフォローだと思っています。</p> <p>性犯罪が悪い、禁止する、ではなく、なぜ性犯罪者が加害するに至ったか、そこにもしもの性的な依存症があるのならばそれについて多くの人に周知し、犯罪行動となる前に病院に行ける選択肢を増やすなど、未然に防ぐために何が出来るのかをもっと考え、そして加害者が増えるのを減らしてほしいです。</p>
674	—	30代	43	<p>性犯罪の刑法を改正してください。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴行・脅迫要件をなくし、同意なき性行為を広く処罰対象とすること ○ 未成年者の性的同意年齢（日本では13歳とされる）を引き上げること ○ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること ○ 性犯罪に関する公訴時効を撤廃または停止すること ○ 同意なき性行為を適切に処罰すること、セクハラを犯罪とすること
675	女	10代以下		<p>主に女性に対する性暴力の事件が無罪判決となっていることがいまだに相次いでいます。性暴力がしっかりと裁かれるシステムをつくってください。</p> <p>また、女性が泣き寝入りしなければならない風潮がなくなるように、制度を変え、セカンドレイプなどがおきないようにも警官などの教育もしてください。</p>
676	女	40代	44	<p>〇〇〇〇さんの性被害の報道を見て、日本はまだまだ性犯罪被害者に対する支援が足りていないのではと感じます。〇〇〇〇さんの著書なども読み、〇〇さんが警察に性被害を訴えたとき、複数の警察官に被害状況を何度も話さなければいけなかったこと、女性警官が担当部署におらず男性警官に被害を訴えなければならなかったこと、また実際にマットレスに寝そべり人形相手に状況を再現しその写真を撮られたことなどを知りました。これらは全てセカンドレイプと呼ばれる行為ではないでしょうか。こういった状況を知ると、もし将来自分や自分の子供、友人などが性被害に遭ったとしても警察に行き被害を訴えた方が良いと考えられるか、警察に行くのが怖くならないか不安になります。被害を同性の警官相手に1度訴えれば済む、そして人形相手に被害の再現などしなくてもよいような、性被害者の負担が軽くなるシステムに変えるべきだと思います。警察でのセカンドレイプを恐れて被害者が性被害を訴えるのをやめた場合、犯人は捕まらずその後第二、第三の被害者がうまれます。そういった状況は社会にとっても害になると考えます。また、〇〇〇さんの著書では公的な被害者に対する心理カウンセリング制度などは出てきませんでした。性被害者の精神面での公的な支援制度なども必要だと思います。性被害者の精神的な負担が軽くなる制度に変えていただきたいです。</p>
677	—	30代		<p>性暴力の加害者に対する罰が軽すぎる。先日10代女性に暴行をした四人の消防士が不起訴になった。なぜそんなに加害者に優しく、被害者に厳しいのか。</p> <p>被害者に自衛を求めるのはおかしい。悪いのは100パーセント加害者である。</p> <p>この状態では子供をこの国で育てることが不安で仕方がない。</p>
678	女	60代	46	<p>刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関して、法改正を含む必要な措置を講ずる、とすべきである。</p>
679	女	60代	46	<p>専門性をもった支援員・相談員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。</p>
680	女	60代	46	<p>民間支援団体への経済的支援を盛り込むべき。</p>
681	女	30代	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育費の不払いをなくせ。日本も先進諸国に倣い、国民が差し押さえを代行して監護親に仮払いする仕組みを作れ。 ・ 共同親権を導入するなら、養育費の支払いと共同養育もセットでなければならない。 ・ 十分な育休を取得させる義務を雇用主に課せ。 ・ 保育士の賃上げが待機児童解消になる。保育園を増やす前にやるべきことは保育士の賃上

				<p>げと労働環境の改善。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての電車とバスと駅構内に死角を作らない監視カメラを設置せよ。痴漢を撲滅するため。 ・性犯罪を不起訴にするな。 ・性的同意年齢を引き上げよ。 ・全ての女性差別に罰金を課せ。 <p>以上</p>
682	女	30代		<p>性犯罪に対する厳罰化を望みます。軽く扱われすぎです。</p> <p>とりわけ子どもや若年層への性暴力に関しては厳しく対処できるようにしてください。</p> <p>また教育関係者が性犯罪を犯しても5年で復帰できるのもやめてほしいです。</p>
683	男	30代	54	<p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 について</p> <p>(1) 施策の基本的方向 について</p> <p>「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止する」とあるが、成人の合法的な契約に基づき制作されたアダルトビデオ、プロまたはアマチュアのイラストレーターや漫画家によって制作された性的または暴力的な表現物は合法であり不適切ではないことから、取り組みの範囲を明確にする必要がある。そこで、「不適切な」とあるところを「違法な」などと、より明確に記載すべきであると考える。</p>
684	女	70代	45	<p>10、11 には、「被害者支援の充実を図る」ための、様々なレベルでの官と民の連携の仕組み構築、および連携の促進がうたわれている。</p> <p>しかし、「連携」の言葉は強調されても、現実には、社会的立場の違いから、民間の判断や提案がなかなか官の側に受け入れられないことが多く、被害者側に十分な支援がいきわたらない結果になることも多い。</p> <p>どのような仕組みがあれば効果的な連携がとれるか、「具体的な仕組み」への言及があるべき。</p> <p>また、民間団体への支援についても、どのような支援か、具体的に書かれるべきである。第一に「財政的支援」、次に「専門的知識スキルアップのための研修」などの具体的文言が、必要である。</p> <p>現状では、民間団体への公的な財政上の支援が非常に乏しい。被害者支援に重要な役割を果たしているにもかかわらず、その報酬は微々たるもので、ほとんど、定年退職後の方による善意のボランティア活動になっているのが現状である。したがって、経済的な収入確保の必要のある40代、50代の方は、関心や専門的能力があっても、民間団体で活動しにくい。</p>
685	女	70代	47	<p>1 生命の尊さを学び生命を大切にせる教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。</p> <p>上記の表現「生命の尊さ」「生命を大切にせる教育」といった表現は具体的に何を表すの</p>

				か、わかりにくいいため、不適切と考える。具体的には、「科学的知識と互いの人権を尊重する性教育」という意味でつかわれているのではないかと思うが、なぜ、「性教育」という用語が使われていないのか、理解に苦しむ。書き換えていただきたい。
686	女	60代	46	ワンストップ支援センターの数をもっと増やすべき。少なくとも、現在の2倍の数は必要である。
687	女	60代	46	性暴力被害者の回復を盛り込んだ「性暴力被害者支援法」の制定が必要である。
688	女	60代	52	セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備が必要である。
689	女	20代		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の性犯罪被害を訴えるハードルを下げてほしいです。加害者側に名前が伝わってしまう恐れがあったり、暴行・脅迫要件のために無罪になってしまうかもしれないと思うと、リスクや精神的負担を考えて訴え出ず泣き寝入りする被害者が多くなってしまいます。 ・緊急避妊へのアクセスをしやすくしてほしいです。また、中絶について、より女性の身体に安全な中絶方法があるにも関わらず、日本では掻爬術が約8割を占めていると知りました。性暴力等での望まない妊娠によって苦しむ女性を減らせるように、より安全で安価な方法を選択できる環境を望みます。 ・性暴力、望まない妊娠等を防ぐため、幼少期からの性教育の充実を望みます。また、性暴力を軽視するような表現については慎重に取り扱うようにしてほしいです。
690	女	20代		<p>ジェンダーに限らず、暴力を受けた被害者側が、その後も二次被害で苦しむことが多くあるように感じます。</p> <p>もし、私が実際に被害を受けたら、その後二次被害を受けるのではないかと考え、被害を訴えないと思います。</p> <p>特に、被害を受けた側が、実名をさらされ、誹謗中傷を受けることを最も恐れています。</p> <p>私自身は、女性だからといって暴力を受けたことはありません。それでも、夜外を歩くときには誰かにつけられていないか不安になり、後ろから足音がすると怖くなります。同じ方向へ向かう男の人が後ろから来た場合、少しゆっくり歩いて自分を抜いてもらいます。</p> <p>何か被害を受けたわけでもないのに、女性であるだけで、こんなにも危機感をもって生きなければならない現状を変えてほしいです。</p> <p>女性が安全に暮らしていける環境は、どんな人にとっても暮らしやすい環境です。</p>
691	女	30代		<p>検察官・裁判官・弁護士など、司法分野での女性比率を高めてください。こちらもクオータ制を義務化してください。</p> <p>女性に対するあらゆる暴力は司法の場でも軽視され続けることによって起こり続けています。</p> <p>司法の場における女性暴力の軽視を根絶することを望みます。</p>

				同時に男性法曹への女性問題の意識改革、研修を行い、女性に対する暴力の軽視を是正することを義務付けてください。
692	女	60代	52	ILOの条約に盛り込まれている、就職活動、インターン、教育実習など学生やフリーランス、請負で働く者のセクシュアルハラスメントについて実効性ある対策が必要である。
693	女	60代	52	セクシュアルハラスメントの指針に盛り込まれている、SOGI ハラスメント対策も明記すべきである。
694	その他	40代		男尊女卑が激しい日本では性犯罪が多く性犯罪の刑罰が軽過ぎ、加害者が必ず受けなければならぬ更生プログラムもない。厳罰化と再発防止のための更生プログラムの実施を求めます。 また、13歳以上の子どもに性行為の同意能力を認めて性行為してよいとするのは、時代錯誤で児童虐待です。成人していない子との性行為はすべて強姦罪に問うように法改正を求めます。また、先日福岡の商業施設で性犯罪目的の男性に女性が殺害された事件でも分かるように、強姦されそうになって抵抗したら殺されるかもしれず、実際殺された女性もいるのに、死を覚悟して抵抗すべし、でなければレイプと認めないというのは、女性が安心して生きる権利を侵害しています。同意のない性行為はすべてレイプと法改正してください。日本の法律も社会も遅れています。先進国を名乗っても恥ずかしいように改革するべきです。
695	団体	団体		1 刑法性犯罪規定を被害者の視点に立って改正すること 暴行、脅迫要件を撤廃して意に反する性行為を処罰する不同意性交罪の創設、刑法178条要件の明確化、性交同意年齢の引き上げ、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入を実現すべきである。上記提案は、国際社会の趨勢にも合致しており、国際水準の法改正を実現すべきである。 2 AV出演強要被害について、啓発にとどまらず、被害防止と処罰のための実効的な法制を導入し、施策を実施すること。3 DV防止法を改正し、緊急保護命令等の制度を導入するなど国際スタンダードに即した制度改革を行うこと4 子どもの性的搾取と性暴力を防止するための取り組みを強化すること 5 児童ポルノに対する取り組みを強化し、三号ポルノへの取り締まりを強化して被害者を保護すること
696	女	40代	43	性犯罪の厳罰化と性教育の拡充を求めます。殺される危険性の非常に高い抵抗をしないと被害が認められない等理不尽です。例えば、窃盗や強盗被害者の服装や家のセキュリティで加害者の刑罰が軽くなる事はないにも係らず、性被害だけは被害者に非があるという論法で加害者が無罪になったり、減刑されたりしています。報道も被害者バッシングに走ったり、例えば痴漢をネタとして扱ったり、性被害そのものを軽視しています。性犯罪を厳罰化すると共に、性犯罪が重大な人権侵害という最低限の認識を持つ為にも性教育の拡充を求めます。小学校から人権教育としての性教育を広める事で、加害者を生まない社会にして欲しい。また、性犯罪加害者はそれが加害と認識していない認知の歪みがある為、再犯率も高い。再犯をなくす為にも加害者は治療を必須の刑罰にする事を望みます。
697	女	40代		○ 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。 その通りだと思います。大多数の人がこう言われれば通りだと答えるでしょう。

				<p>しかし、「女性に対する暴力」が具体的に何を指すのかその解釈は人によって様々です。女性は暴力だと認識しているけれど男性は暴力だとは考えていない（例：スカートめくり）という風に性別によって認識にズレがあることもあります。</p> <p>このような認識のズレは慣習や文化、色んな所に潜んでいて、女性自身も暴力だと認識できていない（そういうものだと諦めている）可能性があります。</p> <p>こうした認識のズレをなくす施策を希望します。</p>
698	—	50代		<p>男は偉い、女は男のモノという家父長制由来の女性への暴力（特に性暴力）容認はテレビやマンガ、アニメ、ラノベ表紙、ドラマ、芸能人のラジオから毎日メッセージとして流されています。根本から女も男も人権がある個人であるという教育を社会を望みます</p>
699	団体	団体	---	<p>> 5 性犯罪の被害者は、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な疾患に苦しむケースが少なくない現状を踏まえ、捜査関係者において、被害者の精神面の被害についても的確に把握し、事案に応じた適切な対応を図る。(p46)</p> <p>PTSDについては、その態様は個人ごとで異なることから、心理の専門家等を交えて対応を行うべきである旨記載すべきである。</p> <p>> ○ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等をはじめ、子供、若年層に対する性暴力被害の予防等のための、被害防止啓発、国民意識の向上に向けた取組を強化する。(p47)</p> <p>「JK ビジネス」には定義により成人が女子高校生の制服等を着てサービス提供を行うものも含まれることもあり、ここでの「JK ビジネス」は女子高校生または18歳未満の者によるものであると定義を明確化すべきである。</p> <p>> ○ インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う (P54)</p> <p>不適切な性・暴力表現の指す範囲が広範であり、また、実在しない人物に対する表現等も含まれる懸念もあり、その点を払拭すべく範囲を限定するべきである。また、この章全体を通して「表現の自由」への最大限の配慮の項目が欠けており、追加するべきである。</p> <p>> インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。また、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。(P54)</p> <p>盗撮画像等の表現があるが、例えば、公益目的での音声と顔のみを密かに撮影した動画などもこの中に含まれる可能性もあり、法的根拠に基づいた施策となるように定義を明確化し、範囲を限定するべきである。</p>
700	女	20代	47	<p>・性的同意年齢の引き上げをしてほしいです。中学生の頃性的同意のことなんて知らなかったし、もし意味を知っていても実際どういうリスクがあるのか理解して同意できたとは思え</p>

			<p>ません。</p> <p>・痴漢、セクハラ、スカートめくりなど軽く扱われがちなものも、性暴力であるという認識をもっと広めてほしいです。</p>
701	女	50代 2	<p>『暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強かに推進する。』</p> <p>⇒施策の基本的方向として、上記の文言は大変に違和感があります。暴力の当事者になろうと思っとなる人はいないでしょう。また、完全に防ぐことが可能かといえば、可能ではありません。その認識がない文言に思われます。</p> <p>最初に『～ならないための教育』が来て、次に『暴力を容認しない～』と続くのも理解ができません。</p> <p>男女共同参画社会を築くためには、まず最初に暴力を容認しない社会を作ることが必要です。『女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強かに推進する』と改めることを提案します。</p>
702	女	50代 1	<p>女性に対するあらゆる暴力の根絶の分野で、アダルトコンテンツについての分析や、男性、とりわけ子どもや若年層へ与える影響についての記述がありません。調査する必要があると思います。</p> <p>内容についても、目を覆うばかりの犯罪行為が演技と称して法の目をかいくぐっているのではないか、犯罪行為を実演することに法的な問題がないのか等の検討・議論が必要ではないでしょうか。女性を性的に消費するモノとしてみるコンテンツが青少年に与える影響がないとは考えにくいです。</p> <p>アンコンシャス・バイアスや固定観念を、助長している可能性を重く考え、議論し、規制を検討してください。</p> <p>また、日本初のアダルトコンテンツが世界中でみられていて、それが日本の女性に対するエロイメージを作っていると言われています。それについての調査をしてください。</p>
703	女	50代 3	<p>『○ 性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係府省が連携し、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進める。</p> <p>○ 専門機関等の支援体制を整備し、被害者の心身の負担軽減に配慮しつつ、被害直後から中長期に至るまで、専門性の高い必要な支援を切れ目なく実施し、回復を図る。』</p> <p>⇒現在の状況では、躊躇せずに被害を訴えるには数々のハードルがあるように思われます。二次被害を受けずに済むとは考えにくく、躊躇する要因になっています。</p> <p>性犯罪に遭った場合の直後の段階から中長期の段階まで、各段階で被害者にとって必要な情報が何なのか、きめ細やかな検討整理が必要です。たとえば証拠を残すために、着ていたものを洗わないなど、知っていなければ訴えることができなくなります。</p> <p>躊躇するだけでなく、ショックで被害を認めたくない被害者もいるでしょう。必要な情報が二次被害を与えずに無理のない形で届くように、専門的な観点から精査する必要があると思います。支援の必要なボロボロな状況であっても、被害者が自分で選択する権利を尊重し、</p>

				当事者が置き去りにならないよう、支援がエンパワーになっているのか判断しながら進めるべきと考えます。
704	団体	団体		<p>1 刑法性犯罪規定を被害者の視点に立って改正すること</p> <p>暴行、脅迫要件を撤廃して意に反する性行為を処罰する不同意性交罪の創設、刑法 178 条要件の明確化、性交同意年齢の引き上げ、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入を実現すべきである。上記提案は、国際社会の趨勢にも合致しており、国際水準の法改正を実現すべきである。</p> <p>2 AV 出演強要被害について、啓発にとどまらず、被害防止と処罰のための実効的な法制を導入し、施策を実施すること。実施すべき施策は下記報告書に記載した通りである。3 DV 防止法を改正し、緊急保護命令等の制度を導入するなど国際スタンダードに即した制度改革を行うこと4 子どもの性的搾取と性暴力を防止するための取り組みを強化すること</p> <p>5 児童ポルノに対する取り組みを強化し、三号ポルノへの取り締まりを強化して被害者を保護すること</p>
705	女	50代		<p>女性への暴力の根源は、女性の人権がきちんと認識されてないからだと思います。それが蔑視、やがて暴力に繋がる。それを防ぐために小学校からの人権教育（含む性教育）をして欲しいです。</p> <p>また女性というだけで殺されてしまうフェミサイドについて、日本でも調査と対策を。</p>
706	女	40代	43	<p>まず、タイトルに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とあるが、女性だけでなくすべての人に対する暴力は人権侵害である。「女性」に限定せず、すべての人の人権を救済すべきである。1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (P44) (1) 施策の基本的方向>年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発～とあり、性別に関わらず施策をおこなうのであるから、「女性」に限定して記述することはそぐわない。男女共同参画を推進するためには性別に関わらずすべての人の人権を重んじなくてはならないし、女性以外の人を差別してはならない。</p>
707	女	20代	46	<p>薬局でアフターピルの購入が可能になるような法整備を求めます。</p> <p>日本では残念ながら強制性交は発生しています。アフターピルは服用が早ければ早いほど効果がありますが、強制性交の被害直後に、産婦人科を受診し、経緯を説明することは被害者にとって重い負担となります。被害者の負担を少しでも軽くするため、アフターピルを手に入れやすい環境の整備が必要です。</p> <p>また、合意の性交であっても、トラブルで避妊に失敗してしまうことがあります。妊娠する・しないを確実に女性が選べるようにするために、アフターピルの薬局での購入を求めます。</p> <p>また、アフターピル・ピルに対する間違った印象（アフターピル・ピルが身近な存在になることで女性が安易な性交をするようになる等）がメディアで報道されることがあります。アフターピル・ピルが広まったからといって、安易な性交にはつながりません。仮に安易な</p>

				<p>性交が増えるというデメリットがあるとしても、トラブルに遭った女性が望まない妊娠を防ぐことができるというメリットと同じ俎上で語ることは出来ません。</p> <p>素案では、薬局でのアフターピルの購入に向けた法整備を求めます。また、アフターピルやピルについての誤った認識の拡散を抑えるようにメディアに促すとともに、政府から正しい認識の広報が必要だと感じています。</p>
708	女	30代	46	<p>引用始め</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止について万全を期すとともに、 広報啓発による性暴力等を許さない気運の更なる醸成を図る。 ○ 法制度の見直しを含め、性犯罪・性暴力に対する厳正な対処等を推進する。 <p>引用終わり</p> <p>犯罪被害者が起訴する際、必ず匿名で訴えられるよう法整備すべきだと思います。</p> <p>また、性犯罪は再犯率が非常に高いため、服役刑に留まらず、犯罪者へのカウンセリングを行うべなかだと考えます。</p> <p>さらに服役後は被害者や周辺住民に配慮し、GPS の着用を出所条件にすべきです。</p>
709	女	50代		<p>SNS で女性が性的被害について声を上げるとたくさんの男性はその人を叩きます。女性が意見を言ったり権利を主張するのを許さない雰囲気。男尊女卑が染み付いていて、なかには女性もそのような中で育つため、被害者に落ち度があるように言います。極めつけは、実の娘に長年性行を強いていた男が無罪判決を受けたこと。性的被害は誰にも言えないことなのに、これではどんなことをすればレイプをする男性は有罪になるのかと呆れ絶望する。性犯罪は99%男性と聞きます。日本がどんな国かと思う。</p> <p>まず、男性の意識を変えるようなことをしてください。官僚にもいましたが、何がセクハラなのか、女性の同意のない性行はレイプである、等々。裁判官も法律も古いままで、男性目線で男性社会そのままです。DV も男尊女卑から起きると思います。</p> <p>例えば、痴漢被害を届け出しても男性署員が対応してくる。男女比は女性をどう待遇しているかを表している。女性が輝くためにというポスターにスーツの男性しか写ってない。笑います。能力を言う前に、女性の目線を知らないし、女性も自分を尊重する教育を受けてきていない。それらを望みます。</p> <p>また、スポーツの世界は体育会系と言われるくらい、パワハラの世界で、選手は監督の自己実現の道具のようになっていきます。その中で性被害に合っているのに言えない人がたくさんいると思います。たとえ監督と選手という立場でも対等な関係というのを日本人は知らないのではないか。そのような人格をあえて育てない教育だと思う。</p> <p>女性や子どもに対する暴力に本気で取り組んでほしいと願っています。人格を尊重すること、女性が参画すること、は必須と考えます。</p>
710	女	40代	47	<p>修正提案：3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進の（2）具体的な取組 の1に「一人一人を尊重する教育をさらに推進」とあるが、性教育の充実を明記していただきたい。</p>

				理由：一人一人を尊重するという漠然とした概念は、子どもたちに伝わりにくい。適切な性教育をおこない、妊娠の危険性・適切な避妊方法・中絶等を教え、中絶が母胎に負荷が大きいことなどを教育すべきである。また、妊娠が分かった場合の公的相談場所などを教育すべきである。昨今のように誰にも相談できずに出産し、幼児を死なせてしまうような事件を防ぐためにも、また、なにが「性被害」なのかを理解させるためにも、適切な性教育を、義務教育においておこなうべきである。
711	女	30代	47	<p>(2) 具体的な取組</p> <p>1 生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。</p> <p>この記述について意見させていただきます。</p> <p>小学校において人権教育としての包括的性教育を行っていただきたいです。</p> <p>小学校の性教育では現在、性交については取り扱わないこととする、と決められているそうです。</p> <p>しかし、正確な知識としての「性交」や「性的同意」、「避妊」について学ばずして、どうやって(2)1のような教育ができるのでしょうか。</p> <p>相手との信頼関係を築き、相手の同意を得たうえで適切に避妊し、初めて性的な関係を持つという、至極真っ当なプロセスを子どもたちに教えることが求められていると思います。</p> <p>是非ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p>
712	女	40代	48p	<p>大人アダルトサイトがあまりにも簡単に子どもにアクセスできる環境はある意味性暴力と言ってもいいと思われます。</p> <p>諸外国のようにアダルトコンテンツの扱いをもっときちんと法整備するための後押しになり得るような具体的な方向をつくってほしいです</p>
713	その他	20代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪での裁判時、被害者の名前や個人情報加害者へ開示される事をやめてください。ネットが普及した今、名前だけでどのような情報も収集できます。 ・ 性犯罪が軽視されています。 <p>スカートめくりやのぞき、卑猥な言葉をかける等、政府から積極的に犯罪だということを強調してください。</p>
714	男	50代	54	<p>○インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う</p> <p>「不適切な性・暴力表現」とあるが、表現すること自体が違法なものに限定し、創作物への萎縮を生じないように文言を追加するべきと考える。</p> <p>(3) インターネット上の(以下略)</p>

				「ブロッキング等」あるが、通信の秘密は守られるべきである。また AI などの機械判定で実現できたとしても、誤判定でブロックされる事やブロックされたことによる不利益への配慮も必要と考える。
715	女	30代	45	性犯罪はきちんと起訴して厳罰を求めます。 被害者のプライバシーには配慮して欲しいですし、内容から匿名も許されて欲しい。
716	女	20代		暴力のなかに男性または女性への「性区分による見えない暴力」の禁止の追加を提案します。私は日常生活における性別による社会的規定や慣習について問題視しています。明確な理由もなく社会が個人を自動的に性別という枠におさめている社会規定・慣習や常識は、知らず知らずのうちに精神的または身体的苦痛をとまなわせる「見えない暴力」と化しています。これからの社会では、「見えない暴力」の問題を明らかにして性別による枠組みを最小限にとどめていかななくてはなりません。社会によって作り上げられた男性像・女性像を撤廃するには国の力が必要です。例えば、職場でのどちらか片方の性別への服装規定が「見えない暴力」に当たると考えます。また、学校や企業制服の男女差別化禁止、女性へのハイヒール強制禁止、男性への革靴・スーツ、女性への過度な身だしなみ要求の禁止などを求めます。これらの規定は企業や団体の自由の範囲で国が取り締まるべきことではありませんが、第5次男女共同参画基本計画に加え国の方針として示すことで、社会全体での意識改革や「性区分による見えない暴力」を訴える際の根拠となることが望めます。
717	女	50代	45	○刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関して、法改正を含む必要な措置を講ずる、とすべきである。
718	女	50代	47	○民間支援団体への経済的支援を盛り込むべき。 ○専門性をもった支援員・相談員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。 ○ワンストップ支援センターの数をもっと増やすべき。 ○「性暴力被害者支援法（仮）」の制定が必要。
719	女	50代	52	○セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備が必要。 ○就職活動、インターン、教育実習など学生やフリーランス、請負で働く者のセクシュアルハラスメントについて実効性ある対策が必要。 ○SOGI ハラスメント対策も明記すべきである。
720	女	30代		セクハラ・性暴力に対する社会的な認識が甘い。男性の価値観で判断・対応され、被害者は必要な支援や情報にアクセスしづらい。それにより被害が深刻化したり二次被害を招くという構造的な暴力に発展している。 職場全体でも指導的立場や経営陣でも男性が多くを占める職場が多い中で、女性が置かれている立場・被害を避けられなかった心理・被害による傷つき・被害を訴え出ることに対する抵抗感などが理解されず、被害が深刻化したり二次被害に繋がっている。また、他の社員が社内的に立場の強い加害者に味方したり、加害者が強い立場を用いて自身に都合よく話を広めた結果被害者が孤立するなど、複合的な悪影響がほとんど認識されていない。経営者自身が加害者だったり差別主義者の場合、むしろ積極的に被害者を排除する圧力が働く。 職場の相談窓口・警察・司法（法律の条文・判例・弁護士）なども男性の常識で判断・対応されていると感じる。相談した先で被害者非難に遭うことも多い。

721	男	30代	43	<p>・女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。 →これ自体に反対はしないのですが、そもそも男女に関わらずこのような行為は人権侵害なので、女性に絞らない方針であってほしいです。</p> <p>そのほか、54ページの「8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応」についても上記と同様のことが言えますので、女性に絞らない方針であってほしいです。</p>
722	男	30代		<p>萌えキャラなどの女性の客体化による女性暴力をやめろ。今すぐ官公庁の萌えキャラを取り下げろ。国民を馬鹿にするな。国民には女性も含まれている。</p>
723	女	30代		<p>性犯罪に関する、加害者に有利な法改正。 小学校低学年から人権と絡めた性教育の実施。</p>
724	女	30代	47	<p>「小児性愛者向けの小児型のラブドール」の異常性をきちんと検証してください。「小児性愛者向けの小児型のラブドール」の工場を海外の YOUTUBER の取材により全世界に発信されました。今一度世界的に見て日本で販売されている「小児性愛者向けの小児型のラブドール」が子供の人権を侵害していないのか、それによって性犯罪を増長させていないのかきちんと議論していただきたいです。東京オリンピックに向けてコンビニのアダルト雑誌などを置かないといった運動も進んでいます。是非「小児性愛者向けの小児型のラブドール」が認可されている日本の現状についても今一度見直し、子供の人権や子供の性犯罪についての意識向上に繋げてください。</p> <p>「性犯罪の刑法改正」性犯罪に関して罪が成立するハードルが高すぎます。「性交同意年齢の引き上げ」についても議論してください。</p> <p>緊急避妊薬へスムーズにアクセスできる環境を整備してください。レイプや望まない性交を強いられた場合、曜日や時間帯で産婦人科に受診できない場合、救急を受診できる女性がどれだけいるのでしょうか。緊急避妊薬を薬局で買えるようにしてください。</p> <p>また、子供の性暴力をどう自衛するかの教育も大事だと思いますが、子供に性暴力に加担した場合や SNS などに個人で撮った卑猥な動画や写真を投稿、どんな罰を受けるのかをきちんと学んで性暴力の抑止につなげてほしいです。</p> <p>性犯罪被害者の実名を加害者やマスコミに公表しないでください。セカンドレイプの標的になります。</p> <p>性犯罪の前科を持つ教員が、二度と教壇に立たないようにしてください。また保育士やベビーシッターも同じように現場に入れられない仕組みにしてください。</p>
725	女	30代		<p>性犯罪者に対しての日本の法律の甘さに疑問を感じます。 現法律の刑の軽さや、被害者プライバシーが守られていないこと、性犯罪者のデータベースの公開に関して改善希望です。</p>
726	男	30代	44	<p>父親の子育て役割への理解を深める。男性が子育てについて適切な知識について学び、父親意識を育むことで母親のワンオペ育児を予防できる。一方で、「イクメン」はわかりやすい</p>

				<p>父親像ではあるが、「できること」を前提にした子育て役割像を浸透させることで父親の子育てへのプレッシャーを強めることにもなる。これは母親の「母性神話」でも生じたことであり、繰り返してはならない。父親が自身の子育てについて向き合える機会を設けることは夫婦のコミュニケーションを活性化し、女性の孤立を防ぎ、DVの加害被害を抑制できると考えられる。</p>
727	男	30代	44	<p>男性相談窓口の拡充。</p> <p>男性が困ったときに「困っている」と男性らしさを脇に置いて話せる場所が必要だ。男性らしさを意識するあまり孤立するし、追い込まれ暴力に頼ってしまうのは非常に悲しいことだ。</p> <p>男性がジェンダーによる縛りから解放されることで暴力によらないコミュニケーションをよりスムーズに行うことができるようになる。</p> <p>パワハラもセクハラも「〇〇であるべき」という信念を他者に押し付ける結果生じる現象だ。また、その背景にあるのは「男らしさ」であることが非常に多い。</p> <p>男性が非暴力のコミュニケーションを学び、練習する場所として男性相談は非常に有用だ。男性が好ましい対人関係と触れる機会を増やすことは暴力の根絶につながる。</p>
728	男	30代	44	<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>(1) 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動としてその時々課題を重要テーマとして設定（以下略）について</p> <p>啓発においては女性に対する暴力の主体が主に男性であるという認識を強く持つ必要があり、その視点を欠いたままでは実効性が薄まると感じている。現在、世の中の性にまつわる情報はゾーニングに乏しく、ポルノ（アダルトビデオ、漫画表現含む）を誰もが容易に閲覧できる状態にある。このような環境において、総花的な啓発ではターゲットとすべき男性に向けての訴求力に乏しいと感じる。特に青少年に向けて、思春期における性暴力加害と被害について十分に周知するためにも、教育現場での強いアプローチは必須と考える。現在の予防の観点では「加害をやめよう」「女性は気をつけよう」以上のメッセージを与えることは困難に思える。同意なきセックスはレイプであること、ポルノで表現されるセックスの危険性などについてより踏み込んだ教育が必要と考える。</p> <p>性暴力の根本的な解決は加害者が存在しないことに尽きる。これは男性を排除するという意味ではなく、男性に正しい性知識と女性に及ぼす被害の甚大さを理解させることが、問題の根本的解決の端緒である、最も有効な手段であると考え。男性への啓発においてはしばしば「人生を台無しにする」というような自身へのリスクを強調するような表現が用いられるが、これは本質的ではない。他者の人生を台無しにするという、それ自体の重大性をより重く考え、認識し、行動にうつしていくよう取り組むことこそ、政府の課題と考える。</p>
729	男	20代	P54	<p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応 p 5 4 (1) 施策の基本的方向について</p>

				<p>「メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止する」とありますが、この分野に置ける不適切な性・暴力表現の指す範囲があまりにも広すぎることに加え、実在しない人物に対する表現等も含まれてしまう懸念を強く持っています。</p> <p>内容の読み方によっては行政がインターネット上のメディアに干渉及び介入するかのようにも思え、検閲の懸念も強く抱きかねません。</p> <p>「自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ」と書かれてある通り、それらの侵害とならないようにするためにも「実在の人物、特定の個人に対して」等の文面を追加するなどして範囲を極力限定するべきであり、行政の介入を避けることも明記していただきたいです。</p> <p>また、この章全体を通して「表現の自由」への最大限の配慮も念頭に入れるべきであり項目として追加することを強く要望いたします。</p>
730	女	20代	45	<p>強姦性交等罪などの性犯罪の事実認定を著しく女性に不利な形で行うのはやめるべきです。特に同意があったか否かについては現行の事実認定の仕方ではなく、今一度考えなおすべきです。</p>
731	女	20代		<ul style="list-style-type: none"> ・痴漢や性被害に対する警察や裁判所の犯罪意識の徹底(被害を訴えた際の対応) ・痴漢防止ポスター「痴漢やめて」のような軽いものでなく犯罪であるメッセージ。女性をポスターに使わない。 ・性犯罪被害者の住所や姓名の匿名化、二次被害撲滅のため徹底
732	女	50代	1	<p>性犯罪の厳罰化、及び再犯防止の加害者矯正支援を求めます。</p> <p>わいせつ犯罪を犯した教員の免許再取得が5年に延長されたという報道には、大変驚き、ショックを受けました。</p> <p>又、某鉄道会社の事案ですが。わいせつ犯罪を犯した職員に対し、解雇は重すぎるという判決が下がっています。</p> <p>性犯罪は大変再犯率の高い犯罪です。そして日本では加害者に対して、反省し罪を償うことは問いますが。再犯防止の為の加害者矯正プログラムなどを、公費で受けることが出来ません。</p> <p>厳罰では無いことで、又捕まっても大した罪には問われないと。再犯を繰り返す常習犯が、新たな被害者を生み出しているのです。</p> <p>性犯罪はどんな事案であっても、被害者に深い心の傷を残します。魂の殺人とも言われます。</p> <p>今後の厳罰化、矯正プログラム導入を強く求めます。</p>
733	女	60代	46	<p>○刑法性犯罪に関して「性犯罪に関する刑事法検討会」で挙げられた論点に関して、法改正を含む必要な措置を講ずる、とすべきである。</p>

			<p>○民間支援団体への経済的支援を盛り込むべき。</p> <p>○専門性をもった支援員・相談員の養成とそれに見合った処遇の改善をはかるべき。</p> <p>○ワンストップ支援センターの数をもっと増やすべき。</p> <p>○「性暴力被害者支援法（仮）」の制定が必要。</p>
734	女	60代	52 <p>○セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備が必要。</p> <p>○就職活動、インターン、教育実習など学生やフリーランス、請負で働く者のセクシュアルハラスメントについて実効性ある対策が必要。</p> <p>○SOGI ハラスメント対策も明記すべきである。</p>
735	女	60代	<p>○2020年3月より法務省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」における論点整理案では刑事実体法について「暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件」「地位・関係性を利用した犯罪類型」「いわゆる性交同意年齢」「強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲」「法定刑」「配偶者間等の性的行為に対する処罰規定」「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」、刑事手続法について「公訴時効」「起訴状等における被害者等の氏名の取り扱い」「いわゆるレイプシールド」「司法面接的手法における聴取結果の証拠法上の取り扱い」などが幅広く取り上げられている。第4次男女共同参画基本計画では、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」とされている。第5次計画においても同様に先述の各論点について検討した上で「法改正を含む必要な措置を講ずる」とするべきである。</p> <p>○関係者を対象にした研修を行う際には、被害当事者や民間支援団体などを講師にするなど、被害実態をリアルに把握できるようにするべきである。</p> <p>○「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査報告書（令和2年3月）」によれば、ワンストップ支援センターにおける支援では幅広い知識や専門性が要求されている。しかし、「相談員とコーディネーター（合計1034人）の処遇に関して（中略）「無給・交通費程度」は313人であった」ということで、必要とされる専門性に対応する処遇がなされていない実態がある。また、支援体制の課題として、35か所（71.4%）が「（夜間・休日の）支援員の確保が難しい」、30か所（61.2%）が「支援員のなり手が少ない」という課題を抱えていた。以上のことから、継続的な支援体制の構築のために、専門性を持った支援員の育成とそれに見合った処遇の改善をすべきである。</p> <p>○国連の設置基準は人口20万人に1センターとしていることから、ワンストップ支援センターの設置を中核都市などにも広げ、交付金の助成対象に含めるべきである。</p> <p>○ワンストップ支援センターが関係機関との連携や性暴力被害者に対する相談の証明書などを発行するにあたって、根拠法がないことが問題となっている。また、支援内容の地域格差を解消するためにも、設置の根拠法として「性暴力被害者支援法（仮）」などを制定するべきである。</p>

736	女	50代	46	<p>具体的な取り組みとして、以下の文言をいれてください。</p> <p>「同意のない性行為をされたことが明らかな場合は、「暴行」「抗拒不能」などの要件を証明できなくても、加害者を処罰出来るような法改正をすすめる。」</p> <p>被害者が「暴行」「抗拒不能」などの要件を証明することは難しく、できないために、多くの性暴力被害者が泣き寝入りをしているのが現状です。相手の同意がないまま、相手が拒絶しているのに性行為をすることは犯罪であるとするべきです。むしろ、暴行でないことを証明することを求めて欲しいです。</p> <p>さらに、「監護者による。。。」の最後に、「監護者の範囲が現行刑法では狭すぎるため、被害の実態に合わせて広くすることを検討する。」ことを意味する適切な表現を追加してください。</p>
737	女	70代		<p>加害者更生教育プログラムの法制化をすべきである。</p> <p>現行のDV法は、被害者の保護に関してであるので、加害者は事実上野放しになっている。他の先進国同様に「DV罪」を設け、暴力に対し責任を取ることを追及する制度を設けなければ法制化につなげることができない。DV罪がない現状では、被害者が逃げる事が出来ても、加害者はまた次の相手を選び、DVが再生産されている。また、面会交流においても、反省のない加害親にあうストレスから、子の心身のストレス症状と心の闇は深くなるばかりである。将来、家庭を育むことに希望をもつ子どもたちがどんどん減っている。</p>
738	女	40代		<ul style="list-style-type: none"> ・ 性的同意年齢の引き上げ ・ 性暴力被害の現場検証などでのセカンドレイプまがいの再現や発言をやめること ・ 抵抗しなければ性的合意があったとみなされる司法判断についての見直し ・ ・ 性暴力被害者ワンストップ支援センターへ十分な予算を配分すること元財務次官が記者にセクハラした事件、大臣が「セクハラ罪という罪はない」と発言したことを許せない。 <p>「法律的に罪でないから何やってもいい」と言いたいのだと思うが、法律的に縛りがない範囲でやってるから自分たちは無罪、と政治家が言い放つのはかなり問題があると思う。また、彼らの言動は女性を軽く見、モノのように扱うものだが、そのことについて責任を問われても開き直る人物が政府の中枢にいるのは、政府が女性を軽んじるメッセージを常に発しているのと同じことだと思う（政権与党に所属する議員が性暴力をはたらいた人間を擁護していることも深刻）。基本計画はおおむね賛同したいし、困っている人への支援や若年層への教育はもちろん必要不可欠だと思うが、同時に、より強力に、この社会の権力層の人々に働きかける必要があるのではないか。</p> <p>世界のBLM運動が明らかにしたように、あらゆる抑圧、排除、加害は、受ける側ではなくそれを行う強者側の問題だと思う。</p> <p>あらゆる暴力を根絶するために聖域を作らないで、本気で取り組んでほしい。</p>
739	女	30代	47	<p>3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>2) 具体的な取組</p> <p>1 生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を さらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の</p>

			<p>発達段階に配慮した教育の充実を図る。</p> <p>自分が初めて性被害にあったのは4歳です。同じ名字の近所に住む習い事の教室を開いている親類の老人男性からでした。嫌だなと思っていても親と顔見知りだったり親類や家族だと誰にも被害を訴えられないまま数年、10年経ってことの重大さに気づきます。そして加害者が身近な者だと性的搾取が数年にわたり続くことがあります。</p> <p>加害者は警察に捕まることなく死にました。地域の大人たちが子どもたちの被害に気がついても皆口をつぐんだのです。</p> <p>被害者はわたしの知る限り数十人だったと思います。</p> <p>性被害にあった人のメディアやSNSでの二次被害がひどい現状では被害を訴え出る人はごく少数だと思います。</p> <p>性被害についての教育は未就学時から家庭で始めないと被害にあっても認識できません。性教育、人権教育を早い段階で絵本などを通して知ることができていたら、もっと早く被害を大人に訴えたりして自分を守れたかもしれない。そう思わずにいられません。</p> <p>そもそも小さな子どもに性加害するような人間が教育や保育に携わるような職業に就けないような仕組み作りを求めます。</p>
740	女	70代 45	<p>刑法性犯罪に関する110年振りの改正は、被害当事者、支援者、更に関心ある多くの国民に、将来への期待を抱かせました。しかし、2019年相次いで刑法性犯罪の無罪判決が出され、被害当事者、支援者の期待は裏切られ、大きな衝撃を受けました。2件は控訴審で逆転有罪判決が出されてはいるものの、この衝撃は、性暴力被害者と支援者たちが声を上げた「フラワーデモ」という行動として全国に広がりました。やっと当事者が声を上げ始めたのです。第5次計画素案の第1部基本的な方針の(5)国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識で述べられていることを踏まえ、政府も、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、法務省では「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置し、改正後の施行状況など様々な調査が行われ、報告書が公表されました。更に刑法性犯罪の改正を検討する検討会が設置され、被害当事者でもある山本潤さんが委員として参加され、大きく前進しつつあるように思います。令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」で刑事法の在り方の検討はもとより、検討結果に基づいて、所要の措置を講じるとしています。この方針が実効性のあるものになるには、よりどころとなる刑法性犯罪についての具体的改正が不可欠です。自治体の議会や民間団体からも意見書や要望書が提出されており、これまでの被害者の心理学的、精神医学的知見等研究成果を法改正に反映していくべきだと思います。また、スウェーデン、イギリス、カナダ、ドイツ、米国（一部の州）などでは、不同意の性交をすべて「レイプ」として刑事罰の対象とするなど、被害者の視点に立っ</p>

			た性犯罪の定義規定の改正が実際に行われています。日本も再検討を迫られているのではないのでしょうか。
741	女	30代	<p>以下の必要性を強く感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選択的夫婦別姓 ・ 性犯罪の厳罰化 ・ 実子以外の養育制度の拡充 ・ 養育費不払いの罰則化 ・ 妊娠における父親の責任を明文化すること ・ 性犯罪における被害者のメンタルケアの拡充 ・ 性犯罪における加害者の再犯防止の徹底 ・ セカンドレイプの厳罰化 ・ 非同意を性犯罪とすること ・ ごまかしのない保育園全入 ・ 管理職の女性比率を諸外国並みとすること ・ 中学までの性教育の拡充 ・ 義務教育でも出産育児が可能な環境 ・ 高齢出産の補助 ・ 不妊治療の補助 <p>(厳罰化は女性だけではなく全ての人を守るもので、故に必要と考えます。)</p>
742	—	30代	<p>・ 性暴力関連の事件で、被害者が不利になるような判決が緩いように思います。ただでさえ泣き寝入りが多いのに、犯罪を軽視するようで不安です。女性の裁判官を増やす、刑罰の法律を変えるなどして、性暴力の取締りを強めてください。</p>
743	女	70代	<p>50</p> <p>16 交際相手からの暴力の実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を行うとともに、被害者の適切な保護に努める。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートDVを含めた若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る</p> <p>上記記述の後半に関して、 「いわゆるデートDVを含めた若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る」ことは非常に重要である。</p> <p>しかし、現実には、多くの学校ではそのための予算化が行われていない。男女共同参画事業としてだけでなく、しっかりと学校教育予算の中に位置付けられるように、書き込むべきと考える。</p>
744	女	70代	<p>47</p> <p>3 若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>⑦で、「被害児童の相談にのったり、関係機関と連携するなどの、適切な措置を講ずる」とされているが、被害児童がゼロの状況でも相当の長時間労働により疲弊している教員が多い</p>

				現状を考えると、被害児童のケアにしっかり対応できるように、担当教員の労働時間軽減のための行政上の措置が保証される必要がある。
745	女	70代		スクールセクハラ電話相談員として10年余りボランティア活動をしてきた経験からの意見である。学校における教職員や子供に対するセクシュアルハラスメントや性暴力がおこったとき、相談窓口が当該学校の管理職や教育委員会となっているのが現状である。しかし、被害当事者や被害児童の保護者にとっては相談しにくいことが多く、対応策を要請する場合でも、仲間意識や事なかれ主義から、加害教員をかばったり、被害そのものを否定されたりする傾向がある。第三者機関による相談窓口を設けるべきである。
746	女	30代	46	強制性交や準強制性交はもちろんのこと、痴漢や盗撮といった一般的に軽視される性犯罪についても、刑罰を強化してください。性犯罪は被害者の自尊心を削り、一生をめちゃくちゃにするものです。しかし、現在の刑罰はそれに見合うものではなく、軽すぎると考えます。さらに、厳罰化により、性犯罪を撲滅まではいかずとも、少しは減らすことができると思います。
747	男	40代	47	3-(2)-1 生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。 女性と男性の平等ができていない根本にあるのは、性教育が学習指導要領によって、すべての学校の「義務」としていないことに問題があります。 性教育をしない学校と行う学校がある。学校ごとの対応でいいのかが問題です。 学習指導要領で性教育を学校ごとの対応としていることは、子どもを性犯罪から守りません、という意味を国が表明していることそのものだと感じます。 国は、文部科学省は、性教育をすべての学校の義務とすべきです。欧州では性教育は人権としての義務です。 性犯罪・性暴力の根絶は、日本の学校すべてで性教育を実施すべきであると、強く求めます。 女性・子どもの大切な命を守るために。
748	—	30代		昨今毎日のように女性への暴力事件が報道されており、特に女性が安全に暮らすことが困難になっていると考えられます。 女性への暴力根絶のため、以下を実施してほしいです。 ・暴力的な表現を含む男性向けアダルトビデオの規制 ・女性の被害者が多い傷害の厳罰化(盗撮、痴漢、わいせつ、強姦) ・起訴時の、被害者情報の保護(加害者に知られないようにする)
749	女	20代	54	売買春をする女性自体の貧困や社会保障の問題もあり、それらを解決するために、女性の支援も必要であるが、売買春の環境を作っている、業者や女性を買う男性の存在が透明化されていると感じた。売春は買う側が減ることで女性を守ることができるため、男性の認識や取り締まりを強化することを求める。

750	女	50代		<p>今、この国では毎日沢山の女性(女兒を含む)が、男性による性犯罪の被害を受けています。これは世界中に知られています。</p> <p>早急に性犯罪を撲滅することを希望します。</p>
751	女	20代	54	<p>「インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う」とあるがこの場合の不適切な性・暴力表現の範囲が広い上に創作にも影響を及ぼす可能性があることが考えられます。</p> <p>実際の被害をなくす努力はとても大切ですが、表現の自由を萎縮させることになってはならないと考えています。仮に、表現を規制したからといって、被害がなくなるとは思いません。事実、外国では日本の何倍も厳しい規制を行っても性犯罪率は日本より上だという国が韓国をはじめとし、何カ国もあります。</p> <p>適用範囲をもっと具体的にして表現の自由にも最大限の配慮をしてほしいと思います。</p>
752	男	40代	45	<p>女性に対する暴力は立場を利用した暴力の一環として発生するケースが多く、有利な立場を利用した暴力を防ぐため教育・指導監督・人事評価など人に対して権力を行使できる立場の濫用への監視を強化することが重要と考えます。</p>
753	男	40代	54	<p>「売買春の根絶」が結果的に性労働者の人権救済申し立てを封じ搾取を助ける結果になっていることがまあり、形骸化した売春取締よりも性労働者の人権擁護を重視することが必要と考えます。</p>
754	女	20代		<p>性的同意年齢の引き上げ 暴行脅迫要件の撤廃</p> <p>性暴力の実態に即していない制度が横行している為、それらをかえていく。性暴力神話への徹底対抗。</p> <p>性暴力を未然に防ぐための性的同意の啓発の導入必須。 起きてからももちろんだが予防教育に力を入れる！</p>
755	女	30代		<p>性被害に遭い、被害者として非常に理不尽だと感じました。・暴行脅迫要件の撤廃・上下関係での抗拒不能の考慮・性被害での検査キット一律使用・個人情報流出防止の徹底・警察、検察での二次被害の防止、性犯罪の訓練実施・シェルターの活用 2019年4月歓迎会の帰りに男が自宅に押し入り、わいせつな行為を行いました。本人は大筋で内容を認め、12月に懲戒処分となりましたが、暴行脅迫要件がないため、7月に検察から「不起訴になるので、賠償金が入らないので示談を進めた方があなたのため」と言われました。職場の上司からの行為だったため、職を失う可能性があり、やむなく示談にせざるをえませんでした。その際、・被害時、相手の唾液や性病の可能性がありましたが、担当の署の刑事が婦人科の同行やキットの存在を知らなかった・強制わいせつは不起訴になることが多いから被害届を取り下げようと言われた・男性刑事が、取調室に無理やり入り立ち去らず、フラッシュバックが強く起こった・レイプ未遂に関わらず、内容が矮小化され、それでも不起訴になった・書類送検後、刑事から呼び出された際、加害者の健康状態、妻が泣いて謝っていること、相手の過去の不倫について説明され加害者を庇う姿勢を不可解に感じ、自分の住所や職歴も相手に伝えられており恐怖を感じた・2020年1月に地方検察庁に電話で不起訴の内容を確認した</p>

				<p>ところ、「示談が成立したから」と言われ、その前に不起訴の可能性が高いと言われたことを伝えると、鼻で笑いながら「抵抗が弱かったからです」と言われました。たとえ最終的に不起訴になったとしても、示談は次善の手段であって、社会的な責任を問いたかったです。不起訴処分になり、相手は懲戒処分になりましたが、前科はつかないので、深夜タクシーや宅配などの職についたらと思うと今でも恐ろしいです。今でも1年以上フラッシュバックにより日常生活、仕事などの社会生活に障害をきたしており、経済的にもこれからの結婚を含めた人生全体に悪影響を及ぼしていることを知っていただきたいです。</p>
756	男	40代	54	<p>8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応の、 2 具体的取組の3に「インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する」とあるが、ISPのブロッキングが憲法21条に定める検閲の禁止・通信の秘密と矛盾がない様に取り扱って欲しい。</p> <p>漫画の海賊版を掲載するサイトについて、政府がISPに対して、ブロッキングの要請を検討していると伝えられた際に、通信関連などの業界団体から、相次いで反対声明が出た。海賊版サイト対策は重要だとしながらも、「ブロッキングを行うには、全ユーザーの通信を監視する必要がある、通信の秘密を侵害する」などとブロッキングの違法性を指摘。その上で、既存の法律や新たな立法などによる解決を提言している。</p> <p>声明を出したのは、インターネットコンテンツセーフティ協会（理事は、ISPの団体・日本インターネットプロバイダー協会など通信関連3団体）、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）（PDF）、インターネットユーザー協会と主婦連合会（共同声明）、情報法制研究所（JILIS）</p>
757	男	30代		<p>DV被害を受け、母子寮などに避難した女性が、施設職員や施設の取引先職員から、パワハラ、セクハラを受けることが頻発しているという話を当事者から聞きます。</p> <p>第三者機関に通告できるという権利も告知されず、自力で調べてわかる状態になっている。また実際に通告をしても第三者機関と施設が近い関係であり、そのまま施設側に聞いて終わり、無視されるだけで、二次被害により立ち上がる力すら奪われているようです。</p> <p>第三者機関においては、苦情の把握・対応件数などを評価軸と指標におくことでインセンティブとし、当事者を守る、積極的な介入と緊張関係を持って頂くようお願いいたします。</p>
758	—	30代		<p>文部科学省が、わいせつ行為で教員免許を失っても3年が経過すれば再取得可能としている教育職員免許法を改正し、制限期間を5年に延長する規制強化案を検討しているとのことですが、免許剥奪すべきです。</p> <p>どう考えても再犯すると思います。</p>
759	女	70代		<p>加害者対策をさらに積極的に行うべきである。</p> <p>今のままでは、被害者支援をいくら充実しても、加害者の責任は問われず、加害者は変わらず、加害をほかの相手に繰り返していただくだけである。</p>
760	男	40代	45	<p>また日本の国と自治体は性暴力被害者支援に関して被害にあった場所や時期そして刑事裁判で起訴されたかどうかに応じて支援する制度を現在作っているが、極めて不適切だ。性暴力被害は被害者が世界のどこでも、いつでも被害にあう可能性があるし性暴力被害の程度はたとえ刑事裁判で起訴されていなくても甚大なものだということを念頭に置いて国と自治体は</p>

			<p>性暴力被害者支援制度を作ってほしい。</p> <p>第一に国は国の PTSD の治療ガイドラインを作って、PTSD の心理検査と PTSD の心理療法に関して国の指針を明確にするべきだ。国が PTSD の治療ガイドラインを作らなければ、持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法などエビデンスがある PTSD の心理療法の臨床家（臨床心理士、精神科医、精神保健福祉士）が特に関東関西以外の地方では研修機会が無いために育たない。特にどの心理療法がエビデンスのある治療法なのか国の PTSD の治療ガイドラインのなかで明示し、国の予算でエビデンスがある PTSD の臨床家を育成すべきだ。英米オーストラリアは体系的な国の PTSD 治療ガイドラインを持っている。</p> <p>性暴力被害者支援ワンストップセンター（以下センターと表記）や都道府県警察本部の犯罪被害者支援課で PTSD の心理検査とエビデンスのある PTSD の治療ができる臨床心理士と精神保健福祉士を雇用し、心理相談の専門性を上げるべきだ。</p> <p>1, 国際トラウマテックストレス学会、各国の PTSD の治療ガイドライン</p>
761	男	40代 45	<p>都道府県の性暴力被害者支援センターが組織自体、センター長、支援員の質の確保と維持に責任を持てるような制度を国は作るべきだ。たとえばセンターのセンター長（管理者）と支援員を質の維持のため国家資格制度にするべきだ。国はセンターの支援員を国家資格にし、センターの支援員の役割を明確にするべきだ。またセンター長とセンターの支援員の研修はセンターの内部ではなく外部団体（国が助成した民間団体を指定しも良い）が行いセンターの職員の質の維持を国は図るべきだ。</p> <p>また優良団体を外部の性暴力被害者支援の専門団体が認定する制度を作るべきだ。</p> <p>また現在のセンターの性暴力被害者支援は極めて専門性が低い。現在センターの電話相談ではセンター長も支援員も指名を名乗らずに相談電話を受けているが、名前も名乗らない非専門的な電話相談で性暴力被害者が打ち明けにくい性暴力被害に関する相談ができるはずが無い。まずセンターは電話相談でも支援員の氏名を名乗って相談を受けるべきだ。またセンターはセンター長や常勤の支援者の名前と略歴を HP で公表して性暴力被害者から専門性があるという信頼を勝ち得る責任がある。常勤職員の名前と略歴も公表されていないような非専門的組織に性暴力被害者は相談する気になれない。また性暴力被害者が安心して相談できるようにセンター長と支援員は臨床心理士、医師、看護師、精神保健福祉士など心理や医療の専門的資格保持者だけにすべきだ。</p> <p>イギリスはセンターの支援員に国家資格（independent sexual violence adviser）があり政府の助成を受けた外部民間団体（Lime culture など）が研修を行って国家資格を認定している。また優良団体認定も外部団体が行っている。</p>
762	男	40代 45	<p>都道府県の性暴力被害者支援センターは男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない問題がある。センターは希望がある場合はたとえ被害者が男性であったり、臨床心理士や精神科医に治療を受けていて被害者に主治の臨床心理士や精神科医が居ても面接を断ってはならないという規則を作るべきだ。なぜならセンターで面接相談を受けなければ、警察、弁護士、裁判、病院への同行支援や治療代の支援も得られない制度に現状はなっているから</p>

			<p>だ。</p> <p>都道府県の性暴力被害者支援ワンストップセンターは男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない問題やエビデンスがある心理療法ができる臨床心理士や精神保健福祉士を雇用しておらず、専門的心理相談が出来ない問題がある。このようなワンストップセンターの問題がある制度や対応に関して、被害当事者が苦情を言える制度をワンストップセンターと都道府県は確立するべきだ。たとえばセンターの職員の対応に問題があればセンター長、センターの理事会、都道府県にもメール、電話、手紙などで苦情を伝え回答が得られ、センターの支援が改善される苦情を伝える制度（広聴制度）を確立するべきだ。現在の都道府県の広聴制度は行政的な形だけの回答しか行っていないので、ワンストップセンターと都道府県の支援に対して性暴力被害者が意見を伝え、回答が得られ、支援の改善に生かされるセンターと都道府県の広聴制度の確立が急務である。</p> <p>都道府県の性暴力被害者支援センターと都道府県警察本部は性暴力被害者の臨床心理士のカウンセリング代、精神科医の治療代、性感染症の検査・治療代は警察に被害届を出していれば、被害場所と時期にかかわらず回復するまで全額支払うべきだ。現在の都道府県警察での臨床心理士のカウンセリング代交付制度は被害の場所や時期に制限が多く性暴力被害者に適切に交付されていない。</p>	
763	女	20代	<p>福岡の商業施設での女性、女児を狙った事件のニュースを見て、私が死んでもおかしくなかったと強く感じました。</p> <p>女性が女性であることで暴力を受けたり殺される国であってはなりません。</p>	
764	女	30代	<p>選択的夫婦別姓の導入</p> <p>現状は94%の女性が改姓しており、ほとんどの女性に改姓に伴う負担を強いるのはおかしいです。</p> <p>性暴力にあった女性をセカンドレイプする社会を変えて欲しい。</p> <p>痴漢などの性暴力を積極的に取り締まって欲しい。</p>	
765	女	60代	44	<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。</p>
766	女			<p>ポルノ雑誌、ビデオ、DV等の禁止、人身売買の禁止、性暴力対策の強化、セクハラ、防止の明記を求めます。</p>
767	団体	団体		<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無の後に、</p> <p>「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（被差別部落の女性・在日コリアンの女性・アイヌの女性など）」の文言を挿入していただきたい。</p>
768	男性			<p>基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。</p>

769	男性		基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。
770	女性		基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。
771	男性		複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）の文言を挿入していただきたい。
772	女性		基本的方向の3番目の年齢や性別、国籍、障害の有無のあとに、「複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）」の文言を挿入していただきたい。
773	団体	団体	<p>社会情勢の現状について、日本は世界の国々と比較しても、ジェンダー平等が進んでいない。この根本的な要因は、日本に根強く残る「家制度」にあるのではない。</p> <p>現在共働き家庭が全体の7割になっている。しかし税制や社会保障は「夫が家族を養い、妻がケア労働を無償で行う」という専業主婦をかかえる性別役割分業家族をモデルに設計されている。妻が年収を制限し、夫の扶養となれば年金や健康保険などの社会保険の掛け金を払わずに、給付を受けられる。これは女性に家事・育児を無償で行わせ、更に非正規労働に誘導する仕組みとして機能してきた。同時に「モデル世帯」ではない共働きや単身の人たちにとっては不公平な税制・社会保障制度である。特に子育てと家事をしながら働くシングルマザーにとって、再分配も恩恵もない。</p> <p>そして世界でもまれな同姓を強制する婚姻制度により、96%の女性が姓を変更し、男性の戸籍に入り、「嫁」と呼ばれる。TVでは、お笑いの人たちが「妻」のことを「嫁」と呼ぶのは当たり前である。当然男性は戸籍筆頭者であり世帯主である。</p> <p>「戸籍筆頭者であり、世帯主である男性」と「男性の家に入った嫁」という男女には経済的な問題も含めて力関係が存在する。DV夫が「誰に食わせてもらっているのだ！」と妻を追い詰めるのはよくある話である。</p> <p>ジェンダー平等を進めるには、性別役割分業を是とする制度を見直していく必要がある。またDVや虐待など、家庭が必ずしも女性や子どもにとって安全な場所ではない現実を直視し、家単位ではなくすべての個人にとって公平で安全な社会の在り方を模索するべきである。</p>
774	団体	団体	<p>○ セクシュアルハラスメント防止には雇用機会均等法の周知や啓発では不十分である。なぜなら相変わらず職場やその他の場所でセクシュアルハラスメントが減少するどころか増え続けているからである。特に弱い立場の就活生や個人事業主への許しがたい性暴力を無くし、女性たちを守るためには禁止規定が必要である。</p> <p>パワーハラスメントも力関係の中で起こり、コロナ禍で増大している。</p> <p>根本的な解決は、国がハラスメントを禁止し、許さないことである。</p> <p>その為にもILOハラスメント禁止条約批准が喫緊の課題である。</p> <p>○ 家事・育児・介護負担のため、非正規・短時間労働に従事している女性は、企業規模によっては、厚生年金適用の資格がなく老後生活困窮者となる。</p> <p>企業規模要件の撤廃を求める。</p>

			<p>○ 再就職については、雇用によらない働き方やフリーランスの拡大が考えられている。しかし労働者として守られなければ、便利に使い捨てられる存在になる。どのような働き方であっても労働法で守られる労働者として処遇するべきである。</p>
775	団体	団体	<p>○ 性暴力や性暴力被害者に対する2次被害はマスコミ・政治家・警察・司法も含め、社会のあらゆる場所で、あらゆる人によって起こされている。これは2次被害に対する刑事罰の規定がなく、社会が性暴力を容認しているからである。ハラスメントを含む女性に対する暴力は許しがたい行為であると国が認識を持ち、禁止法を制定するべきである。その上で広報活動や国・行政・企業などへ研修を行う必要がある。○ 性暴力被害者への落ち度をあげつらう2次被害の背景には「暴行・脅迫」「抗拒不能」要件がある。性暴力被害者の追い詰められた心理や行動を理解せず、加害者に有利な要件を撤廃すべきである。「合意なき性行為は性暴力である」という認識を国が持つべきである。</p>
776	団体	団体	<p>○ すべての年代に生じている女性の貧困は、コロナ禍でより深刻な影響を受けている。失職による生活の困窮などがシングルマザー・ネットカフェで暮らす人・大学生・外国人を直撃している。しかし特別定額給付金10万円は世帯主給付となった。虐待やDVや「ギャンブル依存の世帯主を抱える家族」や「家に居場所がない人」など「家」制度の枠から出た人たちには、支援金は届かなかった。</p> <p>ホームレスの人たちも含めて災害弱者となる人たちにこそ支援が届くよう、個人への給付を望む。</p> <p>○ 高齢女性に対するハラスメントは、「ババアは・・・価値がない」と元都知事が述べたように、年齢・容姿を女性の価値とする意識が前提にある。女性を貶める時に使われる「ババア」などの発言やあらゆるハラスメントを許さない職場・社会をつくるためにILOハラスメント禁止条約批准が必要である。</p> <p>○ 非正規労働者の多くが女性であり、貧困の原因となっている。</p> <p>女性たちは「景気の調整弁」として企業に便利に使い捨てられる存在になっており、コロナ禍での雇止めも多い。希望する人には正規労働者への転換や非正規労働者の待遇改善が必要である。</p> <p>また非正規労働者の背景には、家庭内でケア労働を担っている、DVや虐待被害を受け社会生活が困難な状況がある。これら社会的にも弱い立場の人は、経済的な困窮だけでなく、性暴力を含むハラスメントを受けることも多い。総合的な支援が必要である。</p>
777	団体	団体	<p>パワハラやセクハラは、男性優位の思想のあらわれです。男性は「女に何ができるか」という意識をすてて何より男女平等に、女性の人権を尊重して物事を決定してほしいものです。そのためにも、ハラスメント禁止条約について日本は早期に批准すべきです。是非、積極的にとりくんでほしいものです。</p>
778	女	70代	<p>女性に対して限定するのではなく、人に対して生を受けてこの世に存在することに対する全てに暴力をなくしてほしいのです。人は生まれて育つ間に父、母の行動を見て大きくなります。周りの大人たちを見て大きくなり、それが基本になり大人になっていく。話し合うこと、自分の思いを言葉にして解決し、分かり合えることの大切さを知ると思います。そこが人として他の生き物と違うところだと思うのです。暴力は、強いものが弱いものに服従させるというか、強いのが正義で、人を人として見ないのではないかと思います。互いに相手を</p>

			認め尊敬する気持ちが育てていけば、決して暴力という行動は存在しないと思います。男女互いに相手を人間として意識できる教育環境が育つように期待します。
779	女	70代	<p>①子どもへの身近な者からの性暴力が深刻な問題となっている。 P.47 に具体的な取り組みも書かれているが、学校教育の中での性教育は「生命の尊さ」を学び、生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重するものであり、自分にかかってくる性的な暴力を防ぐような内容のものは入っていないのではないかと考える。家庭での教育に期待するところではあるが、また、家庭の中での問題であれば、やはり、自分自身を守ることの大切さ、危険を感じ取るための予防啓発を学校で行う必要があるのではなかろうか。</p> <p>文部科学省との課題共有ができたかと考える。</p> <p>②アダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」「デートDV」、SNSに絡んでの性的被害等、多様化している。それらに対し、予防的な啓発活動が必要である。危険を知らせ、身を守ること、一人で悩まず相談することなどを、学校以外でも周知できる機会や場がほしい。</p>
780	女	70代	<p>4 女性に対する暴力を禁止する</p> <p>女性へのパワハラ・セクハラ・女性への暴力は男性優位の力関係の中で行われる許しがたい行為。禁止する法律をつくとともにILOハラスメント禁止条約を早期に批准すべきです。</p>
781	団体	団体	<p>女だからって受けた性暴力を軽視されたくないです。日本の法律では脅すか暴行してでないとレイプは成立しないが、脅迫や暴行がなくても、レイプは成立する。自分よりも力も強く体も大きい人間相手に人がどれだけ恐怖を抱くか、わかって欲しい。レイプ神話なんてくたばって欲しい。合意のない性行為はレイプだと法律で定めて欲しい。ナンパも、立派な加害行為で迷惑行動だと周知させて欲しい。嬉しいわけがない。勝手に性的対象としてまなざされて、いけるかもと舐められて声をかけられる、自分の時間を奪われるのは本当に迷惑だし、断ったその後の「ストーキングされていないか」と心配する恐怖は計り知れない。「男女交流の場」なんかじゃない。男から女による、一方的な性搾取だ。直ちに辞めさせて欲しい。生理痛への理解も広めて欲しい。「個性」だなんてもう言わせない。そしてそういうCMが流れるのも、決定権があるのは女性社員じゃない、という事実の表れなのだと思う。男女雇用機会均等なんて嘘だ。上の役職になるほど男ばかり。性差別は終わってない。「女」社長、「女」上司だなんて言わないで、それが当たり前になる世界に住みたい。女の出世を当たり前。履歴書などの性別記入欄、男か女かしかないのが嫌だ。性別ってそんなに関係ある？それで何を知りたいの？とも思っている(記入欄をなくして欲しい)し、男か女かしか選択肢がないのも狭いと思う。「その他」や「ー」などの選択肢が当たり前であればいいのに。</p>
782	団体	団体	<p>海外出張制度のある日系企業でセクハラ、性暴力防止研修を実施してほしいです。社員を被害から守る目的のみならず、海外駐在員からの現地の学生・日本人に対する性暴力を抑止するために、性暴力がいかに許されるべきではないかを深刻にセミナーを用いて話してほしいです。</p>
783	団体	団体	<p>私は、留学先で日本人駐在員から性的暴行に遭いました。現地の情報をたくさん持っており、卒業後に就職も考えていた企業の社員で、小さな日本人コミュニティで村八分になることを恐れて抵抗も、その後声をあげることもしづらくできませんでした。</p>

784	団体	団体	その後、学生団体で「留学先での性暴力」に関するアンケートを実施したところかなり多くの学生が実際に被害に遭っていることがわかりました。私は、大学で留学前にそのような現実・万が一被害に遭った場合の対処法を教えてくださいました。また、被害に遭った後大学に気兼ねなく相談させていただいたかったです。カウンセラーはそのような事例に対応していないと言われました。
785	団体	団体	各会社や現地の日本人コミュニティ（商工会など）では、留学生にセクハラや性暴力を行わないよう注意喚起をしていただきたいです。加害者は即処罰の対象となるシステムを整えていただきたいです。
786	団体	団体	これから留学に行く、未来を担う志高き学生たちが、思う存分自分のミッションにエネルギーを注げるような社会になって欲しいと切に願います。
787	団体	団体	女性に対する差別を早期に根絶してください。女性だからって入試で減点しないでほしいです。面接で女性だからって馬鹿にしないでほしい。女性に妊娠するつもりがあるか就職の時に聞かないでほしいです。これは個人の自由。女性がどんな職業についていても、どんな服装をしていても、痴漢、レイプなどの犯罪をしてはいけない。女性の人権を守ってほしい。
788	団体	団体	性犯罪行為などの厳罰化を求めます。性犯罪に甘すぎます。
789	団体	団体	性犯罪の厳罰化、性依存の更生施設を増やすことを求めます。長らく日本では家父長制度による性別役割分業が主流となってきましたが、女性も当たり前に関係活動に参加するようになり、多様な性のあり方が肯定されつつある今、より個人のアイデンティティを互いに守り尊重し合う社会が必要になっています。生まれ持った性別、セクシャリティによる偏見や制度の不足が原因で能力を発揮することができない社会を変革し、どのような人間でも安心して社会に貢献できるような整備を望みます。
790	団体	団体	性犯罪の厳罰化を求めます。「被害者側が抵抗しなければ性犯罪にはならない」という法律の速やかな改正を望みます。性犯罪は被害者の心に癒えない傷を残します。自分より筋力のある人に組み敷かれて殴られ、抵抗すれば殺されるんじゃないかと思い、そのまま殴り続けられる中抵抗しなかったら加害者は不起訴で終わるのでしょうか？性犯罪は性暴力、性の「暴力」なんです。男女の区別なく等しく性犯罪は罰せられるべきです
791	団体	団体	性的同意年齢の引き上げを求めます。
792	団体	団体	性犯罪に対する罰則の強化を希望します。性犯罪は絶対に許さないこと、被害者の自衛だけを強く求めないこと、被害者の落ち度は一切ないという空気を社会全体で作り上げるために、国という立場から何が出来るか考えてほしいです。
793	団体	団体	早い段階から正しい性教育を行って、性犯罪に遭う人を減らしてほしいです。自分とバックグラウンドの違う人を差別しない国にしてほしいです。
794	団体	団体	私は今、留学先での性暴力に声をあげようという団体で活動しています。私自身は、留学は経験しましたが、治安の良い地域で性暴力に合わずに済みました。帰国してから、同じ留学生が多数被害にあっていることを知り、とてもショックを受けました。しかも留学先にかかわらず、加害者は日本人のようです。私は偶然 SNS で知ることができましたが、何も知らない第三者・バレずにすんでる加害者・泣き寝入りするしかない当事者がたくさんいるでしょう。これ以上加害・被害を増やさないためにも、「留学生向けのセミナーの開催」と「海外

			へ駐在員を派遣する会社での性暴力防止研修」を全国的に増やしてほしいと思います。既に被害にあってしまった被害者のために窓口を増やすこともしてほしいです。留学先での事例を国内で対処できる窓口はまだ少ないです。よろしくお願いします。
795	団体	団体	セクハラを見て見ぬふりする男社会、男性上司、男性同僚にも、なんらかのリスクがついてほしい。見て見ぬふりする社会全体の空気を替えないと、働きづらい。
796	団体	団体	スカートめくりは犯罪。幼少での女性差別も、暴力行為だと認識できる社会になってほしい。「これぐらいならいいでしょ」の暴力を繰り返す権力者男性を生み出さないようにしてほしい。
797	団体	団体	セックスの合意年齢が低すぎるから、せめて16歳までは守ってほしい。つけられた傷は、一生尾を引きます。
798	団体	団体	セクハラとナンパを犯罪にしてほしい。受験当日にまで声掛けをされる女子がいて、男女共同参画は実現しないと思う。
799	団体	団体	DV や性暴力にもっと重い罪を求めます。
800	団体	団体	性暴力とDVをしっかりと犯罪に定義して、時効無しにしてほしい。さっと逃げて、離婚して、相手を逮捕できるようにしてほしい。
801	団体	団体	男女、性別や年齢に捉われず、自分らしい生き方を後ろ指を差されずに生きられる社会になってほしいと思っています。女性＝鑑賞するもの(していいもの)という風潮を取り払いたいです。
802	団体	団体	電車に乗っていると、顔や胸を見られる。座っていると横の人にわざとぴったり密着されたり、私の目の前の吊革を確保した人に身体を寄せられ逃げられないようにされたことがあります。私はいわゆる痴漢のようなこと(後ろから臀部を触られるなど)はされたことがないが、モノとして消費される感覚、特に性的に消費される感覚は何度も何度も経験しました。女性だけが自衛自衛と言われるのはもうたくさんです。
803	団体	団体	性犯罪のない社会を求めます。よく男性に性犯罪は減っている、と言われるのですが実はそれ、高齢化のせいじゃない…?と思い調べてみたら、やっぱり減ってないのでは…という考察をしました
804	団体	団体	殺人は減っているけど、強姦は減ってない。これからの世代に、より安心な社会を受け渡すため性犯罪を減らすために何ができるか、考えてください。
805	団体	団体	性暴力の事件が不起訴になっていくのが怖いです。厳罰化を求めます。
806	団体	団体	女性が性暴力から守られる社会、被害者が怯えずに生きていける社会にして頂きたいです。
807	団体	団体	性犯罪に関する刑法の強化を求めます。
808	団体	団体	痴漢や性加害(レイプ等)は犯罪行為であり、現在の処罰よりもっと重い刑にして。被害者は精神に大きな傷を負い、一生忘れることは無い。これも立派な人権侵害であり、現在の性犯罪者への処罰は軽すぎると考える。政治家のセクハラ発言や女は産む機械と言ったような女性軽視、蔑視、性差別発言(問題発言)は許されざることであり、そのような失言をしたにも関わらず現在も政権主要ポストに君臨出来る意味がわからない。然るべき処罰を与えるべ

			きである。国がそのような発言をまあ仕方のないものと処理し甘んじた対応をするのは国民に示しがつかない。そのような積み重ねが、日本のジェンダーギャップ指数を貶めているのだ。
809	団体	団体	性行為の同意年齢引き上げを求めます。
810	団体	団体	女性の結婚可能な年齢を 18 歳までに引き上げることを求めます。
811	団体	団体	性犯罪の刑法改正、厳罰化+足首に GPS をつけてください。
812	団体	団体	性的同意年齢は 25 歳に引き上げを求めます。
813	団体	団体	不同意性交は性犯罪です。
814	団体	団体	裁判官は性暴力の理解とバイアス除去のトレーニングを受けさせてください。
815	団体	団体	通報の有無に関わらずサポートを受ける権利を求めます。
816	団体	団体	性犯罪が無罪や不起訴になるのが許せません。性的犯罪者に正当な罰と更生のプログラムを作り、加えて性的犯罪者は教育機関で働けなくしてほしいと思っております。強姦事件について暴行、脅迫の証拠がないと有罪にならないなんておかしいと思います。怖くて抵抗できない、抵抗すれば殺されるという点をちゃんと視野に入れた法改正を求めます。痴漢や性的トラブルにあったらどうするのか、傍観者側の教育もして頂きたく思います。助け方、助けの呼び方、など国が動いて行なって頂きたいです。もし自分の子供が性犯罪に会うかも知れないなんて考えたら、性犯罪者に優しい国で子供なんて産めません。
817	団体	団体	性交合意年齢を引き上げ、暴行・脅迫要件の撤廃、性犯罪における起訴状の匿名化を行なって頂きたく思います。
818	団体	団体	男性から女性への暴力が多い原因の一つに、男女間の力の不均衡の意識があると考えています。日頃から、家族制度の意識を無くすような発信をしてほしいです。例えば、コロナ禍の給付金は世帯主を経由して渡されました。些細なことかもしれませんが、世帯主(多くは男性だと思います)が国から受け取り、家族へ渡す状況に、世帯主を重視している意識がある気がしています。
819	団体	団体	痴漢やセクハラは性暴力だという認識作りを求めます。
820	団体	団体	セクシュアルハラスメントについてより深く言及して、減らしてほしい。女性から女性、男性から男性へのセクシュアルハラスメントについても述べてほしい。
821	団体	団体	セクハラ、パワハラ、モラハラ、そのほかの暴力に対しても変わりが甘く、試験を受ければ女子と言うだけで点数を引かれ、夜中にコンビニに行けば暴力を受ける、電車の痴漢は放置されて何故か女子のせいになれる、賃金の不平等についても未だに改善されない、それどころか入社時点で女子が点数を引かれることもある、積極的な避妊法が女子が取れる手段がない。家庭内暴力を平気で振るわれる。警察が動かない。動かないことに対して何も対処を

			しない。2030 の計画を達成する気がないように感じる。セカンドレイプを平気で行わせる。風俗、水商売をセーフティーネットのように掲げて、公的機関が動かない。一体どこが平等なのか。懸命に対処した結果なのか謎です。ジェンダーギャップが 121 位で先進国では最低なこと。自覚して対応をしてほしいです。
822	団体	団体	民間の団体として活動をしていく中で、男女共同参画の方々に「声が届きにくい」と常々感じております。門前払いをされてしまったこともありました。現状、ワンストップ支援センターの方も人員不足で、連携を取りたいと考えているのですが難しい状況となっております。
823	団体	団体	ワンストップ支援センターだけではなく、民間の支援団体の声を拾い上げて欲しいということ。
824	団体	団体	性暴力とは「女性だけのトピック」ではないので、「第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶」の中にある 2 と 3 の「性暴力」のトピックを変えて欲しいこと。特に男性の被害者や LGBTQ の方の被害については、深刻な問題になっているため、是非とも触れて欲しいです。（特に同性間の性暴力はカミングアウトを伴ってしまうため、そこもカバーして欲しい。）
825	団体	団体	「性暴力」というトピックについて、「性犯罪の刑法改正」を目標の 1 つにして欲しいということ。
826	団体	団体	世界規模の虐待と言われているのに、里親や家庭的養育が進まないのですか？痴漢や性犯罪は厳しく取り締まられないのですか？
827	団体	団体	電車での痴漢、レイプ、など性犯罪の厳罰化、さらに男性でも性被害にあうことの危険性の周知。他人事ではなく、だれでも被害者になることの危機感と自分ごとだと認識する男性が増えてほしい
828	団体	団体	性暴力を受けたときに抵抗出来なくても犯人をしっかり罰して頂きたいです。
829	団体	団体	私にとって学校は安全ではありませんでした。小学生低学年の頃、スカートめくりが流行しました。女子はみんな怯えていました。小学生中学年の頃、薄手の体育着から透けるブラジャーの紐を見て、クラスのどの女子がブラを着けていて、誰が着けていないのか、大声で男子達が話題にしていました。小学生高学年の時、クラスの男子が大声でセックス！（女性器の名称）！などと叫び、ふざけていました。女子に体当たりして偶然を装い胸を触る男子が居ました。部活が始まり帰宅が遅くなる中学生では通学路に露出魔と変質者が出没しました。教室では男子が、好みの AV 女優や好みのおっぱいの大きさを大声で話していました。さらに、真面目な女子生徒に向かって〇〇ちゃん！俺とセックスしようよ！と声をかけて、女子生徒が困惑する様子を見て楽しむ遊びが流行しました。可愛いと評判の女子生徒のリコーダーやハンカチや靴が盗まれました。男子生徒の体を触る女性教師がいました。女子更衣室の周囲を不必要にうろつき、ニヤニヤしながら女子生徒の下半身を見つめる男性教師がいました。高校では女子校ということもあり、通学路に毎日不審者が現れました。通学する生徒の写真を一瞬レフでとるおじさん。突然付き合ってくださいと言ってきて追いかけてくるおじさん。運動部のユニフォームは毎月数着盗まれていました。歩いている女子生徒の隣に急に車を止め声をかけ、振り向いた女子生徒の胸をわずかみにして逃げていく男。電車通学の子毎日痴漢にあってました。家族に心理的虐待を受けていた子が相談をきっかけに塾

			<p>の講師と付き合い始め、処女を捧げた途端に捨てられましたが親に知られるのが怖くて泣き寝入りしました。大学で独り暮らしを始めても、大家さん(老人男性)に突然、僕の女王様になっていじめて欲しい。などとせまられて引っ越しを余儀なくされた友人が居ます。マンション3階の女子大学生が風呂上がりにベランダの窓を閉めに行くと、ベランダに男が潜っていてこちらを覗いていました。夜中に物音で目が覚めた女子大学生が玄関を見ると、郵便受けから男が覗いていました。干していた下着を盗まれた生徒がいます。バイト中に酔ったおじさんに抱きつかれた女子生徒がいます。大学の女子寮の裏口は有名な露出狂の出現スポットで毎年新生が被害にあっています。サークル顧問の中年男性の期限をとるために女子部員が浴衣姿の接待を求められました。大学院の研究室では私以外が全員男性で、男女で行くとホテルが別室になり出張費用がかさむので、私の出張は渋られました。そして就活。「あなたは結婚しても寿退社せずに働けますか？」就職してすぐにセクハラに複数回会いました。自分の昇進を決める偉いおじさんが、私達女性社員のおっぱいがデカイと発言する気持ち悪さといったら地獄のようです。</p>
830	団体	団体	<p>これがどこにでもいる普通の20代女性の時代です。なぜ私はこんなひどい目にあっただけですか？私が女性だからですか？それとも日本が真剣に性教育に取り組んで来なかったからですか？私は怒っています。</p>
831	団体	団体	<p>性犯罪者への処罰の改変を求めます。警官によるセカンドレイプなどの防止のため、性犯罪被害者への正しい寄り添いを求めます。</p>
832	団体	団体	<p>あらゆる性暴力がなくなって安心して暮らせる社会の実現を求めます。</p>
833	団体	団体	<p>性別問わず、あらゆる差別や被害、暴力の根絶を求めます。</p>
834	団体	団体	<p>性犯罪の取り締まりをもっと厳しくして頂きたく思います。必死で抵抗すれば殺されるかもしれない、それを恐れて抵抗できなければ法にすら守ってもらえない社会で安心して暮らせない。“男”に襲われないために、“女”は1階に部屋を借りにくいとか洗濯物を外に干しにくいとか夜に外を歩きにくいとか、そんなことを強いられないといけませんか。</p>
835	団体	団体	<p>私は男女が対等な関係を築ける社会を目指したいです。まだ10代ですが日本はあまりにも女性に冷たいと感じます。性犯罪に対する甘さや女性に対する数々のセカンドレイプはあまりにも残酷です。生理や性交渉に関しても性教育がないに等しく理解が得られず苦しむ人がとても多いです。日常的に多くの女性が被害に会う痴漢や盗撮、差別的な発言、ただ女性に生まれてただけなのに苦しいです。</p>
836	団体	団体	<p>男性だけが働かなくてはならない社会ではもうありません。しかし妊娠、出産、生理痛などは女性の体から消すことはできません。だからこそお互いがお互いのことを理解をして許し合える世の中になればと考えています。</p>
837	団体	団体	<p>加害者にも被害者にもならなくていいように、男女ともしっかりと性教育を受けられるようになることを願います。</p>
838	団体	団体	<p>電車内に監視カメラをつけ、痴漢を抑制して下さい。女性が1人で安心して夜道を歩ける社会にして下さい。</p>
839	団体	団体	<p>強制性交罪の暴行・脅迫要件をなくし、同意のない性行為をきちんと処罰して下さい。</p>

840	団体	団体	性暴力の加害者を庇う社会が死ぬほど嫌です。いい加減にしてください。私は性暴力の刑法改正を求めます。
841	団体	団体	報道で使用される「児童へのいたずら行為」「痴漢」「セクハラ」の用語を、すべて「性犯罪」、あくまで犯罪であるという呼称に変更してほしいです。よく聞く言葉から変更し、性犯罪に対する意識を変えていきたい。
842	団体	団体	性犯罪に関する刑法の強化を求めます。現状の刑法では被害者を守り切れないし救い切れません。すぐに見直してほしいです。
843	団体	団体	性行為の同意年齢引き上げを求めます。13歳なんて、セックスがどういうものでどんなリスクがあるかなんて理解できる年齢ではありません。
844	団体	団体	性犯罪を認めることに抵抗の有無はなくしてほしいです
845	団体	団体	平気でセクハラ発言をしてくる街の変質者をどうにかして欲しいです。コンビニのレジバイトをしていて「胸が小さいから男か女かわからない」とか言われる屈辱どうしたらいいの。たわごとだから受け流せとか気にするなとか？ふざけんな！なんでこっちが嫌な思いをしてそれを黙って受け流してあげなきゃいけないの！！！！天気がいいから公園に出掛けただけなのに、近づいてきてやめろって言っても、卑猥な言葉を投げかけてくる。なんでそいつを避けるために私がその場所を離れなければいけないの、ただ気持ちよく公園に行くだけのことのできないの。おばあさんでそういうことをしてくる人はいない。これ男女間の不均衡ですよね。どうにかして、本当に不愉快です。
846	団体	団体	現在日本では性犯罪が軽視されすぎていると思います。わいせつを行った教員が数年後には復職できる状況もおかしいと思います。また、痴漢や強姦など性犯罪の不起訴率が高いことなど、性犯罪被害者が泣き寝入りをせざるを得ない状況であると考えます。性犯罪に対する取り締まりの強化、厳罰化を望みます。
847	団体	団体	妊娠させて子どもと彼女を捨てる男が法的に罰せられず、女性だけに責任を押し付ける日本。止まらない少子高齢社会。ここから日本変えてほしいです
848	団体	団体	性被害に関する罰則強化をしてください
849	団体	団体	性犯罪への正しく厳しい罰則と、被害者の心と身体のケアがきちんと行われる社会にすべく行政は法改正などをして欲しいです。
850	団体	団体	性的同意の概念を親世代にも再教育を求めます。子供達には質の高い性教育が必要。
851	団体	団体	性暴力を根本から無くすためにジェンダー観・人権について広く良質な教育をしてほしい
852	団体	団体	セカンドレイプを取り締まる法律や条例を作ってほしいです。ネット上での性的な嫌がらせや、性差別発言が看過されすぎています。セカンドレイプが悪気なく、普通感覚で繰り返し行われ、それに女性たちやフェミニストが反対しても、逆に攻撃をされるだけで、彼らは本当にセカンドレイプを罪だと思っていません。被害女性は泣き寝入り、やられっぱなしが現状です。侮辱罪や名誉毀損罪で訴えるまでもハードルが高いです。セカンドレイプや性差別発言をピンポイントに取り締り対象として認識させる制度が必要だと考えます。私は昨年強姦の被害者になりました。裁判はこれからです。かなり悪質な事件だったので刑事事件

			として無事起訴され、犯人逮捕はテレビで報道もされました。その際、酷いセカンドレイプに遭いました。顔も見えない大量の世間の人たちが今でも許せなくて、憎悪が湧いてきて仕方ありません。でも、今の制度では私の尊厳を潰したその人たちを裁くこともできなければ、その人たちは悪いことをした自覚もありません。こんな制度のままじゃ嫌です。制度に性暴力への抗議、被害者を守る視点をしっかり組み込んでほしいです。
853	団体	団体	性犯罪の厳罰化を求めます。痴漢や性犯罪の被害者が責められたり、裁判で性犯罪が無罪になるのは意味がわからない。
854	団体	団体	性教育を小学生からきちんとしてください。
855	団体	団体	性行為の同意は最低限 15 歳以上にしてください。
856	団体	団体	ピルを薬局でも手に入るようにしてください。
857	団体	団体	痴漢という言葉がなくし、性犯罪として欲しいです。こんなのはびこってるの日本だけだ。
858	団体	団体	性犯罪をもっと厳しく取り締まってください。日本社会は性犯罪に対して、あまりにも意識が低い。女性というだけでどうしてこんな理不尽を受け入れ続けなければならないのか、どうして国はずっと他人事のようにしているのか。性犯罪は、心の殺人です。比喻でもなんでもなく、被害者の心の傷は治ることがありません。どんなにはたから見て些細な性犯罪でも、ずっと、どうにかかなりそうなほど、傷ついて、歯噛みして、苦しんでいます。せめて、性犯罪の厳罰化を。どうかお願いします。
859	団体	団体	痴漢やセクハラが犯罪であることを周知させ、厳罰化してほしい。
860	団体	団体	性被害に被害者の落ち度というものはなく、被害者になるのは自己責任でもないということを知ってほしい。
861	団体	団体	性的暴行に関わる裁判の仕組みをもっと被害者に寄り添ったものにしてほしい。セカンドレイプ防止策を考えてほしい。
862	団体	団体	性的同意とはどういうものか、あらゆる年齢層の人たちに教育してほしい。
863	団体	団体	性的同意を得られる年齢を引き上げて欲しい。
864	団体	団体	未成年への性的暴行に対する厳罰化と、加害者が今後未成年に近付かないような環境作りをしてほしい。
865	団体	団体	性別に関係なく、性犯罪被害者が守られ適正な支援を受けて社会復帰できるようにしてほしいです。
866	団体	団体	性別に関係なく、性犯罪加害者が適正な処罰と更正（精神含む）を受け、社会復帰できるようにしてほしいです。（性犯罪加害者の再犯率の高さが理由）
867	団体	団体	性犯罪を撲滅するため、また、次の世代にこんなクソみたいな国を押し付けずに済むように、幼少期からの年齢に合った性教育を国が推し進めてほしい。これは性行為に限らず月

			経・妊娠・出産・射精などの性に関する事柄を恥すべきものとせず、相手を労れる制度や風潮作りをしてほしい（生理休暇を法制化など）です。
868	団体	団体	性犯罪事件に関わるすべての法律業務従事者への性教育を徹底してほしい。警察からのセカンドレイプや裁判で適正な判決が下されないなど、残酷な現実が横行しています。それらは全て、無知によるものです。
869	団体	団体	若い女というだけで男から軽んじられる。セクハラは受け流して当たり前と言われる。こんな社会で自分の娘や孫を働かせたくない。
870	団体	団体	性的同意年齢を 18 才に引き上げて頂きたいです。
871	団体	団体	性犯罪者及び異常性的嗜好者へのカウンセリングや治療へのアクセスを充実させてほしいです。「小児性愛という病～それは愛ではない」「セックス依存症になりました」が分かりやすいのですが、ドラッグやアルコールやギャンブル等と同じように、一度脳内に快樂の回路が作られた人は自分の意志では自分をコントロールできず、それゆえ性犯罪はその再犯率の異常な高さが特徴の一つです。異常な性的嗜好を持つ人の存在を認知し、その人たちが適切なカウンセリングや治療を受けられるようにしてほしいです。
872	団体	団体	セカンドレイプ、ネット上での性的嫌がらせを正式に取り締まる法律や制度を作してほしいです。
873	団体	団体	性犯罪を厳罰化して欲しいです。
874	団体	団体	性的同意年齢の引き上げ。16 歳か 18 歳にしてください。13 歳は子供で、今の日本では結婚年齢が 18 歳になったのに、性的同意年齢は 13 歳のままはおかしいです。
875	団体	団体	性犯罪を減らすためにも、一番興味が湧き始める時期であろう中学生、高校生の間をしっかり正確な知識を与えるために性教育の改善が必要だと思います。性的同意年齢は 13 才なのに、知識は与えないのは無責任すぎませんか？インターネットに存在する間違った情報を鵜呑みにし、男性向け AV を観て育つ青年たちは「女性が嫌がること」が大丈夫だと認識してしまっている人も少なくはありません。女性が露出の多い服を着ていることが、「OK」を出しているわけでは決してありません。どうして、好きなものを着て、自分らしくいることがこんなに難しんでしょうか？満員電車に乗るたびに、「痴漢に遭いませんように」とびくびくしないといけないのでしょうか？そして、被害者がセカンドレイプを経験したり、「被害者にも非があった」などと非難されたりすることがなくなることを願います。「加害者」と呼ばれるように、罪を犯した人が悪いのに、どうして充分傷ついた被害者が冷たい扱いを受けなければならないのでしょうか。
876	女	20代	強制性交等罪の暴行・脅迫の要件や準強制性交等罪の心神喪失・抗拒不能の要件の撤廃を求めます。 先日起きた福岡で 21 歳女性が 15 歳少年に殺害された事件では、動機として「わいせつ目的で後をつけてたが、抵抗されたので殺した」との供述をしていました。つまり、この事件では抵抗せずに強姦されるか、抵抗して殺されるかしか選択肢がありません。 そもそも、女性が男性に力で勝てるはずがなく、現行の「すぐ抵抗したのに強姦したのなら『強制性交等罪』と認めてやろう」というルールには無理があります。恐怖で体が動かず

			<p>声も出ない、もし逆らったら殺されるかもしれないという状態で、強制的性交等罪と認められるほど抵抗できる人はいません。</p> <p>同意が明確に認められない場合は罪に問うことができるような法整備を進めてほしいのです。</p> <p>知らない男性いきなり近づかれたり話しかけられたりして、性交等に同意する女性はいるのでしょうか。いるはずがありません。</p> <p>被害者には全くそのようなつもりはないのに「（被害者の）女性はこちらを誘ってきた」と認知が歪んでいることもあります。だからこそ、加害者と被害者に面識がない場合、明確に同意を得られていない場合を除いて、不同意と扱ってください。そして、然るべき罪に問われるようにしてください。</p>
877	女	30代	<p>以下について、明記を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性管理職 30%達成のための具体的な年度ごとの目標 ・ 政治分野におけるクォータ制やポジティブ・アクションの導入 ・ 非正規雇用の多い女性に対する雇用の不平等、男女賃金格差の是正 ・ 介護や保育に携わるケア労働を評価し、賃金格差や労働環境改善等の是正 ・ 痴漢行為に対する厳しい罰則（迷惑防止条例では足りない） ・ 性交同意年齢（13歳）の引き上げ ・ 児童ポルノの厳罰化 ・ LGBT・SOGIについても女性の権利同様に保護できるような仕組み、目標 ・ 中絶に関する女性の権利擁護および緊急避妊薬へのアクセス改善
878	—	60代	<p>202030が達成できなかったこと、ジェンダー・ギャップ指数が153か国中121位とは、男女共同参画を着実に進めてこれなかった結果であると謙虚に受け止めたいものです。</p> <p>女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示しなければ、今後の20年も今と全く変わらないでしょう。</p> <p>セクシュアル・マイノリティの間でも、役割意識が不均等な関係を生み出し、DV、デートDV、セクハラ、性暴力などが起こります。</p> <p>これらをなくすには「差別禁止法」が必要です。違反者は二度と差別を繰り返さないために、更生の義務化を科す仕組みを求めます。</p> <p>意識ある若者、中学生や高校生・大学生などはジェンダーにとらわれてはいけなさとわかっています。そして、セクシャリティの多様性を受け入れようとしています。</p> <p>なのに、社会が変わらずしてどうなるのでしょうか。</p> <p>子どもたちが素敵なおとなになるために、ジェンダー平等への取り組みは欠かせないと思っています。</p> <p>「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は被害者（特に女性かもしれませんが）に対するメツ</p>

		<p>セージに終わってはいけないと思います。</p> <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶のためには、さまざまな対策を講じなければなりません が、その中で、子どもたちに向けて予防と防止のための教育を進めることこそ抜本的対策で あり、最短で効果を出す方法であると言っても過言ではありません。</p> <p>「デートDV予防・防止教育」とは、すべての子どもがデートDV（将来のDV）の加害者 にも被害者にもならないよう未然防止をするための教育です。</p> <p>子どもたちは、幼いころから性役割のステレオタイプを無自覚に学び、DVにつながる態度 や考え方を身につけます。子どもたちには、交際する相手との対等・平等な関係について学 ぶジェンダー平等教育としての「デートDV防止教育」が必要です。</p> <p>DVは現代が生み出している問題です。 女性差別の社会構造がもたらす、すべての人々に影響を与える害悪です。 加害者に「それはDVです」、「暴力は許しません」という突き付けを、社会からもしなけ ればなりません。</p> <p>被害者支援のために、児童虐待をなくすために、加害者を放置せず、罰と更生支援の仕組み を作ってください。全国各地にDV加害者プログラムを！</p>
879	— 30代	<p>セクハラ・性暴力には正しい厳罰を。 不起訴ばかりで、またその理由も不透明なのはおかしいです。 不起訴はありえない、それでも不起訴であるならその理由を明確にすべき。</p> <p>性教育はセックスの方法を教える教育ではないです。 生、命の教育です。自分を大切にすること、相手を大切にすること。 子ども達に何も教えないままでは不確かな間違っただけの情報が一人歩きし、望まない 結果を生み出します。 教える側がセックスの方法を教えるだけ、と間違っただけの認識をしている場合もあるので、きち んと的確な外部に依頼をする、など、教える側の知識のアップデートも必要です。</p> <p>結婚する際に女性側が苗字を変えないといけない、という法律はありません。本来どちらで もいいはずですし、夫婦別姓の選択肢があっても何も支障はないはずですが。 夫婦同一性をなくすのではなく、夫婦別姓も選択出来る制度を望みます。</p> <p>離婚した際に子どもがいれば、子どもは母親側が親権・生活を共にする事が多いと思いま すが、共同親権には断固反対です。もしそういった制度が活用されるにしても、もっと慎重に 議論すべき内容です。</p> <p>親の為ではなく、子どもの為です。 また、離婚して音信不通の父親が生活保護を申請したら子どもに援助出来ないか？と封書 を送ってくるのに、父親の養育費不払いに対しては何もアクションなく、父親の逃げ得・母親 と子ども側は泣き寝入り、アクションを起こすにしても多大な労力金銭が必要になるのは制</p>

			<p>度としておかしいです。</p> <p>また養育費も払わないのに父親だと言うだけで、別れた子どもの住民票を好きに閲覧出来る、というのも母親・子ども側のプライバシーをあまりにも軽く見ている証拠だと思います。</p> <p>女性や子どもは、男性の家来や下僕ではありません。</p> <p>女子差別撤廃条約の選択議定書に批准を望みます。</p> <p>素案に「早期締結について真剣に検討を進める」とありますが、第三次計画（2010年）つまり10年前から同じ文言が記載がされていますが、一体いつになったら進むのでしょうか？ 今回の第5次での締結を望みます。</p>
880	女	50代	<p>1. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆被害者の方に迅速かつ適切な支援が確実に届けられるよう、設置数を増やすこと（最低でもすべての都道府県に2か所以上設置すること）。 ◆すべてのセンターが365日、24時間対応できること。 ◆先進国に学び、センターの体制強化と人材育成を図ること。 ◆センターの認知度を高めるための施策を講じること。 ◆通話料無料で電話相談ができること。 ◆聴覚障害者への合理的配慮を含め、メールでの相談も可能にすること。 <p>2. 盗撮の法規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆盗撮は深刻な被害をもたらす性暴力であるにも関わらず法規制がなされていない。盗撮を禁止し、被害者を救済するために実効性ある法律を早急に整備すること。
881	女	50代	<p>3. DV・児童虐待における関係機関の連携対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆DVや虐待に対応する関係機関（配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察、行政、シェルター、学校、保育園、病院等）が迅速かつ適切に連携できるよう、それぞれの根拠法の整合性を図り、情報共有等がスムーズに行える連携システムを構築・整備すること。 <p>4. 子どもを性犯罪から守るための施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育や教育現場での性犯を防止するため、政府発行の無犯罪歴証明書等を就職先に提出することを義務付けること。 ◆性犯罪者の再犯率は非常に高いにも関わらず、保育士は児童ポルノ単純所持による罰金刑やその他の禁錮以上で保育士登録が取り消されても2年で再登録が可能であり、教員は児童ポルノ単純所持の罰金刑では免許を失わず、懲戒免職処分を受けて免許を失っても3年で再取得できる現状は、子どもの人権を軽視していると言わざるを得ない。性犯罪者は子どもと関わる職業に就くことができないよう、免許を取り消すよう関連法を改正すること。
882	女	50代	<p>5. セクシュアルマイノリティや多様な家族形態への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国勢調査は国民のニーズを踏まえた適切な支援や施策を講じるために行うものであることに鑑み、現実の多様な家族形態を統計的に正しく把握するために同性カップルの世帯数も集計すること。

			<p>6. セクシュアル・ハラスメントの法規制について</p> <p>◆男女雇用機会均等法の防止規定ではセクハラを根絶することはできない。国連からの勧告に従い、セクハラを禁止する実効性のある法律を早急に整備すること。</p> <p>7. 選択的夫婦別姓制度の法制化について</p> <p>◆夫婦同姓が法律婚の成立要件になっている国は世界的にみても日本以外にない。夫婦の96%が夫の姓に変えている（変えざるをえなくさせられている）ことにより、結婚・離婚の際、多くの女性が様々な不利益を被っていることに鑑み、選択的夫婦別姓制度を速やかに法制化すること。</p>
883	女	30代	<p>以下を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どの分野の仕事においても男女の数が平等になる数値目標 ・ 政治家（内閣）の男女平等 ・ 平均年収の男女差の撤廃 ・ 男性にしかできない仕事、女性にしかできない仕事の撤廃（パワードスーツ等の普及） ・ セクハラ、パワハラ of 厳しい罰則化（職場復帰を許さない） ・ LGBTQ への社会的配慮 ・ 選択的夫婦別姓の取り入れ ・ 世帯主制度の撤廃 ・ 性暴力への厳しい罰則化、抵抗しなくても（できなくても）犯罪として取り扱う ・ 被害者が加害者に個人情報や渡すことなく起訴できる制度 ・ 女性を軽視する報道、CM の撤廃・罰則化 ・ 女性に対する施策を当事者以外（男性）が決めることの罰則化 ・ 職場への女性用トイレや女性用更衣室の設置義務化 ・ 同性同士による婚姻 ・ 不妊治療の無料化 ・ 公共交通機関のベビーカーの取り扱いのルール化、ベビーカーに対する嫌がらせの厳罰化 ・ 痴漢（触れないものも含む）への厳しい罰則、公共交通機関への対策の義務化 ・ 男性への育休・産休の義務化（3年） ・ 育休・産休を拒む会社への厳罰化 ・ 低容量ピルの無料化 ・ 薬による中絶法の採用 ・ セカンドレイプの厳罰化 ・ 男性への墮胎罪の適用 ・ 男女は違うものだという教育の撤廃
884	女	20代	<p>日本はご存知の通りジェンダーギャップ 110 位以下で先進国最低ランクですが、これを改善するためにまず全ての人々が性別などの属性に関わらず安心して多様な選択を取れる権利や人の尊厳が保障される社会になって欲しいです。具体的にはまず性暴力の刑法改正で不同意性交をレイプとし、性暴力被害者が警察に被害を届け出て加害者が逮捕されて起訴されるハードルを下げて被害者がきちんと被害にあっても安心して守られ、総合的なケアをしてくれるシェルターがあるなどの被害者が守られる社会にすること、メディアや教育現場のセクハラ</p>

			<p>やジェンダーステレオタイプの押し付けを法制度的にきちんと禁止してやめさせる方向に舵を切ること、働くに当たって望む人は誰でも働きながら子供を産み育てやすい社会にして男性も家事育児を平等に分担する社会にしていくために誰でも育休を取りやすかったり、育休できちんとお金など手厚い保障があって、育児などで困った時はアクセスの良いきちんと解決に向けて実践的な策を提案してくれる相談システムを作ること、子供をもうけることで仕事に不利にならないように働き方も多様化していくことに向けて舵を切りたいです。さらに多様な選択肢のある社会に向けて、選択的夫婦別姓も法律で認めて欲しいです。あとDVもきちんと被害者が安心して過ごせて加害を見逃さず芽を摘む社会になって欲しいのでそのための法制度の改革やいざ困った時の安心できる警察やシェルターなどのアクセスや被害者の精神的、身体的、経済的ケアや自立に向けての別居や転居や新しい家を見つけるなどの居場所づくりや被害がひどくなって殺人や暴行などの取り返しのつかないことになる前にDV加害者の逮捕や更正もきちんとして欲しいです。あとは性と生殖に関わる権利について、女性主体のそういう人生を自分で決める権利を守るためにも、また望まない妊娠で女性が自分の人生を台無しにしないためにも、また対等なカップルの関係維持のためにも、国際的に多く認められている女性コンドームや避妊リングや避妊パッチなどの数多くの高い避妊成功率を誇る負担の少ない避妊方法や避妊に失敗した時の緊急避妊薬のOTC化や母体に負担の少ない避妊方法をなるべく早く承認することに向けて舵を切りたいです。そして、教育現場できちんと国際セクシャリティガイダンスに書かれているような性的同意などの包括的な性教育を幼稚園の時代から(続)</p>
885	女	20代	<p>きちんと教えて性に関する正しい知識を多くの人に行き渡らせてほしいし、AV出演強要、援助交際、JKビジネス、パパ活などの子供や思春期などの少女や女性の売春の問題もきちんと被害者を責めるのではなく守り、加害を法律で取り締まる社会になって欲しいです。そして防災や政治において女性の意志決定者をきちんと法律のクウォーター制などで義務付けて欲しいですし、それで災害時の性暴力防止や起こっても被害者が守られる環境や女性が必要な着替えの時などのプライバシー確保や安心して使えるトイレの確保、生理用品などの十分な配布などの対策がなされて欲しいです。政治にもっと女性の意思決定者を多く入れるよう義務付けや罰則やそれが達成できているかどうかの査察などの制度を義務つけるべきだと思います。そのためには、女性の政治家に対するハラスメントやジェンダーステレオタイプの押し付けや女性が選挙に出るときの家事や育児や仕事の負担の大きさなど女性の政治に参加する壁を壊して女性が政治家になりやすくする環境を作ることが大事だと思います。そして今の社会の女性が多く非正規雇用になり、男性よりさらに貧困になりやすい現状を変えて全ての方が長時間労働や安い給料やハラスメントや不当解雇などの搾取や不平等に遭わず安心して働きやすく適正な給料もきちんと保障される社会に向けて法制度を変えて欲しいです。そして今の科学や学術界や色々な業界における女性の少なさや女性の意思決定者の少なさを変えて男女半々で誰でも自分が望むことをできるように法律や制度の面から変えて行って欲しいです。</p>
886	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・痴漢をはじめとする性犯罪の対策にもっと力を入れてほしい(車内監視カメラの強化や警備員の巡回など)。女性の尊厳を守ることに繋がると思う。 ・女性管理職増はもちろんのこと、女性の正規雇用率増や平均所得増など、全体の向上も重視してほしい。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択的夫婦別姓は早急に進めるべき。さまざまな運用に影響が飛び火して制度の取りまとめが大変困難であろうことは容易に想像がつくが、本当に社会全体へ男女対等の認識をひろめたいのであれば対応必須だと思う。 ・ 男性の産休育休取得義務化をおしすすめてほしい。官僚や政治家が率先して現代的な働き方をしてみせ、社会全体の価値観をアップデートしてほしい。
887	女	50代	<p>ワーク・ライフ・バランスは人権であり、ジェンダー平等にその権利は取得できるべきであることを明確にすべきである。</p> <p>雇用においても男女間の賃金等待遇格差が縮小されないことから均等法は見直しをされ、国際水準に照らしてふさわしいものとされるべき。</p> <p>就職活動やインターン、教育実習など「雇用」されていない学生、フリーランスや請負で働く者、雇用契約を締結していない労働者に対してもハラスメントを禁止すべきである。</p> <p>シングルマザーの貧困率がOECD諸国でも最悪水準であることから非正規雇用の賃上げが必要。</p> <p>日本でももっと生命の尊さを学び生命を大切にす性教育をするべき。また暴力の当事者とならないための教育をユネスコの性教育のガイドラインなど国際的な水準に合わせた内容で実施するべき。</p> <p>性虐待にあった被害者が児童相談所から家に返されることがないように法制度を整えるべき。</p> <p>児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員、保育士等が再犯を行わない為の対策をするべき。</p>
888	女	70代	<p>日本は「女性の時代」「女性活躍」などと言われながら、実際には世界の平等度のランキングで最低レベルです。そうしたなかで第5次男女共同参画基本計画の策定は重要であり、大いに期待します。</p> <p>平等を推進するためには、従来からある男性本位の価値観を変えていく必要があります。提言にある各分野での研修会は意識変革になり、とても大事です。更に、行政としてはいろいろな行政分野に踏み込んで、目に見える具体的な政策の提言が必要と思います。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パワハラやセクハラ防止のためのハラスメント禁止条約の 早期批准 ・ 性暴力根絶のために、性犯罪に関する刑法の不十分な部分 のさらなる改正、性交や避妊などにふれた義務教育学校で の性教育の促進、望まぬ妊娠に対する緊急避妊薬の容易な入手など。 ・ 賛成意見が増えている選択的夫婦別姓制度実現に向けた提言なども、ぜひ提言に取り入れられるようお願いいたします
889	男	50代	<p>デートDVという言葉があります。男女共同参画社会の実現については、若い人達の理解と協力等が未来のためには大事だと思います。教育は、大事なことだと思います。若い人達にデートDV等の教育の機会を提供することは有益であり実現が比較的容易なような気がしま</p>

			<p>す。なお、私も自腹で研修費用を負担して NPO 法人・エンパワーメントかながわのデート DV 基礎研修を本日受講中なので参考にさせていただければと思います。</p>
890	団体	団体	<p>第 5 次計画をほんとうに実効あるものにするために、まず第 4 次計画のうち何が進み、何ができなかつたかをしっかり検証してください。202030 が達成できず、ジェンダー・ギャップ指数が 153 か国中 121 位とは、男女共同参画を着実に進めてこれなかつた結果であると謙虚に受け止め、今後の数値目標をはっきり打ち出し、女性の社会参画を阻む、労働慣行の変革、税制や社会保障制度の見直しのための具体策を提示してください。女性の雇用の非正規化が進んだため、益々拡大してしまった男女間の賃金格差の解消への具体策はなにか、性別役割意識をなくしていくためにいったい何をするのか、防止措置義務だけではなくならない女性に対するセクハラ防止はどうするのかなどの他、先進諸国と比べると遅れていると言わざるをえない DV 加害者対策などについても、</p> <p>20 年もの間「調査・研究する」から一歩も出なかつたことから脱却し、おもいきった施策を立てて実行してください。</p> <p>なお、内閣府は各省より一段高い立場から、国政上の重要な政策について企画立案・総合調整等を行うところのはずです。建前だけではないことを望みます。</p> <p>第 5 次計画では、SDG 5 の「ジェンダー平等」とその他すべての目標を達成するための手段として「ジェンダー主流化」が掲げられています。ジェンダー主流化をどのように実現するのか、もっと具体的に示してください。また国連の「女性差別撤廃条約」を批准している以上、批准国としての責務を果たしてください。長年国連から繰り返されている勧告に向き合い、取り組む姿勢を明確に見せてください。</p>
891	団体	団体	<p>安全・安心な暮らしの実現</p> <p>第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</p> <p>2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取り組み</p> <p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p> <p>○企業に対する措置義務だけではセクハラはなりません。女性への暴力が家の中でおきれば DV、職場などでおきればセクハラになります。セクハラ加害者はなんの更生も義務付けられず、野に放たれています。変わらない加害者はまた同じことを繰り返します。DV 加害者と同じです。</p> <p>どちらにも底流するものは女性差別です。</p> <p>男性がリードする役割で、女性がそれに従い男性のニーズを満たすという固定的な性別役割意識が、男性の意識の中に、女性を性的に貶めることが悪いことではないという意識をもたらしセクハラに及びます。社会的に認められるようなことをしたり、地位の高い立場にいる男性でもセクハラをする所以です。セクシュアル・マイノリティの間でも、役割意識が不均等な関係を生み出し、DV、デートDV、セクハラ、性暴力などがおこります。これらをなくすには「差別禁止法」が必要です。違反者は取り締まり、罰則と更生義務を科す仕組みを求めます。</p>

892	団体	団体	<p>ジェンダー平等教育を重要な施策として検討し実現してください。台湾はアジア諸国の中で、ジェンダー平等を進めるのに成功しています。「ジェンダー平等教育法」を作り、その17条では、教育機関は生徒がその能力を活かすことを促す課程を導入し活動をするものとし、教育機関が生徒に対しその性別によって異なる扱いをすることは許されないと規定しています。小中学校は、毎学期、ジェンダー平等教育に関係する課程と活動を少なくとも4時間実施することに加えて、性暴力予防に関して、生徒たちは全ての学年で、毎年4時間かそれ以上の講座を受けなければならないことになっています。高校などでは最初の3年間に、ジェンダー平等教育をその課程に組み込まなければならないとされています。台湾に学んでください。</p>
893	女	60代	<p>何をどう決めても「絵に描いた餅」にしない為には、性差別の禁止に厳しい罰則を付す事です。これが無ければ現状維持したがる社会を変革する事は不可能です。不利益を蒙る側を中心として幅広い分野からの実例を検証し、徹底的に議論を尽くして変革の意義を明確にし、その実行を国策の柱の1つとして国民に示す事が重要です。</p>
894	女	20代	<p>日本では女性が性差別問題に取り組み、男性のほとんどは性差別問題に関して無関心です。まずはそこから変えていかなければなりません。どうして変わらないのか。なぜなら、今の男尊女卑の社会構造、差別構造を知らないからです。学校でジェンダーについて学ぶことがない、男性が生理について知ることがない、テレビCMで男女共同参画のことを流していない、それらの理由でジェンダーギャップの差が大きく開き、男性は女性について無理解が進んでしまい、女性を人間だと思える人が増えないのです。抜本的な方法を取り入れるようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の頃にプライベートゾーンを教育する ・小学生からジェンダーについて教育する ・性暴力が何かを知る教育を取り入れて加害者にも被害者にもならない子供を育てる ・男女共に生理やピル、妊娠について教育する ・子供と親も一緒に性差別の授業に参加する <p>・セクハラ、パワハラに関するDVDを作って全社員に見せなければ会社は運営出来ないようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の1/3を女性にする ・生理休暇を有給にする ・人件費を減らし過ぎない経営を進める ・社長はテレワークについて学ぶ講座を受けなければならない ・残業を月に80時間超えた社員がいた会社に罰則をつける <p>守らない会社はさらに多額の賠償金を払わせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会議員にクォータ制の導入 ・大臣は専門的な知識がないとなれないように試験を受けさせる ・女性の問題は女性のみで決議出来るようにする(数十名で)

895	男	30代	<p>私たちは二人の女の子を育てる共働きの身ですが、子供を産んでみて改めてこの日本の女性が置かれている様々な障壁、そしてあまりにもカジュアルに子供そして女性が性的コンテンツとして搾取されていることに、絶望感を感じています。幸いなことに二人とも資格職なので、“子供たちを守るために”出来るだけ早期に海外に移住することを計画しています。が、私たちは社会に生きる一人の人間として、すべての未来の子供達の為に“より良い日本”にするための努力をしなければならないと思い、このパブコメを提出します。この計画の参加者の方々に伝えたいのは、一人も不当な差別を受けてはならない。一人も性暴力に苦しむことがあってはならない。すべての児童が自分の尊厳が守られ安心できる社会でなくてはならない。これらのことは期限を設けて選ばれた人が限られた予算の中で限定的に取り組むのではなく、全ての大人の責務だということです。だからこそ、実現できない理由を見つければ実現しなくていい、とは絶対思わないで取り組んでいただきたいです。私たちも普段の生活から、差別や搾取が構造化されていないか、それを見つけたらどうアクションするか、を考えながら行動していきます。</p>
896	女	30代	<p>女性が社会進出できるよう、社会全体で子育てできる制度を望みます。 女性だけが時短や育休をとっても、結局キャパオーバーで退職に追い込まれてしまう。 男性も親として時短や育休をとる、それを企業がきちんと実行できるよう、制度化して欲しい。</p> <p>メディアやゲームによる女性軽視、差別、アダルト、暴力コンテンツを規制して欲しい。 痴漢や覗きなどを軽視し描かれたコンテンツが少年漫画誌やドラえもん等で放送されている。過去作品含め、子供達の影響を鑑み、大人と全年齢向けコンテンツのすみわけを生徒化して欲しい。</p> <p>アダルトコンテンツ、アダルト広告等がインターネットやYouTubeを通じて子供の目に触れることも多く、性犯罪軽視の土壌が築かれており、女性の社会進出を脅かしていると思う。</p> <p>意思決定の場に半数の女性が入るよう、制度化して欲しい。</p>
897	女	10代以下	<p>「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」について、そもそも加害者となりうる男性側が自分のしたことが何故セクシュアルハラスメントになるのか理解できていない節がある。セクシュアルハラスメントに関する講演や教育には被害者の声を積極的に取り入れ「女性側からすればこんなことも“セクハラ”になる可能性がある」といった具合に例示し、女性側の考えを記載すべきである。これについての講義は未成年のみならずあらゆる世代の人々が受けるべきだと考えるが、実施されているのだろうか。ただ、女性の中にもセクハラを盾にするような意地の悪い人間もいるため、そういった人物への対策も講じる必要があるのではないだろうか。</p> <p>次に、同ページの「AIなどの技術進歩」においてバイアスについての言及が為されていたが、バイアス改善のために偏見を強める等の結果が現れぬよう男女が共に開発に参画するとあるが、その具体的手法はどういったものだろうか。</p>

			民間から無作為に男女同人数を抽出し質問への回答を統計するのか？対象者が都市部の住人に偏るなどのことが起こったりしないのだろうか？
898	団体	団体	<p>1 ページ、6 ページ、7 ページ、「基本的な方針」、他について</p> <p>「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」を男女の人権が尊重された社会としているものの、この計画では、6 ページ、7 ページからもわかるように、セクハラや性暴力についての問題意識は女性に対するそれらについての意識が主軸となっている。被害者は女性に限らないのだから、そうした問題を「男女共同参画」の枠組みで扱うのは無理がある。労働の場におけるそうした問題ならば、性による区別なく労働問題の一部として取り扱うべきであり、男性の被害者が取り残されない仕組みづくりが必要である。</p> <p>47 ページ、「子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」、他について</p> <p>子供への性暴力は性による区別なく子供の人権に関わる問題なので、こちらも「男女共同参画」の枠組みで扱うのは無理がある。こうした問題は、「子供の権利」の枠組みで取り扱うべきである。</p>
899	女	40代 p. 2	<p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる社会というあり方は根源的に「（ある一定の）能力中心主義」に陥る罠となりうる。</p> <p>どんな経済状態であれ「根本的な人権の尊重」は強調しすぎることはない。能力開発が男女共同参画のコアではなく、どのような立場であっても暴力にさらされない・安心・最低限の尊重が守られる社会にすることが男女共同参画のテーマのはずだ。そして男女共同参画の場合は、ジェンダーに焦点を当てながらも、いかなる立場であっても暴力にさらされない・安心・最低限の尊重が守られる社会を作ることが求められると考える。活躍しようが住まいが、安心して生きられること。さらにキャリアよりもまず、いかなる人も、女性も生活できる賃金を、そして働けなければそれに代わる福利厚生の実現が、男女あるいはそれ以外の性別の人々の幸せにつながるはずである。</p> <p>また共同参画案は分野別となっており、これらの分野は便宜上のものと考えられるが、現実の問題はこれらの分野を横断して、複合的な問題として現れる。</p> <p>つまり一つの分野だけが突出して改善されても他の部分がダメならば結局は女性の社会的地位も、多様性のある社会も、あるいはその多様性をきちんと認識できる社会も、実現からは遠いのである。</p>
900	女	40代	<p>●家事、自分の身の回りの世話、育児は「当然」行うものという子どもへの教育、大人への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ今の態様（家事育児は女の仕事）になったか、子どもにもわかりやすい近代史と現代の変化 ・いわゆる「名もなき家事」を学校授業に取り入れる <p>例）ゴミの出し方を調べる。分別ルールや曜日など、自治体毎に異なることや、そのルールを知る方法を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事について、栄養と食費のバランス、食材の使い回しなどの理想と、疲労や時間短縮を

			<p>考えた時の惣菜、外食メニューの選び方など。料理は献立を考え、買い物することから始まっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生について学ぶ <p>ダニほこリアレルギー、花粉アレルギーの観点から、まず自分が気づいた場所のホコリを隙間時間にとる習慣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電製品の手入れ <p>多種多様な製品があり、手入れ方法が異なり、必ず何かしらの手入れが必要であることを知る。エアコンのフィルター、洗濯機のフィルターやカビ取りなど、取扱説明書を見る大事さ、ネットでダウンロードできることなど。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親が全てを担っている家庭も多いと思うが、それが当たり前でないこと。価値があり、生きていくのに不可欠な仕事であること。指示されないとやるべき家事が分からないのは、大人として恥ずかしい言い訳であること。大概のことは、ネットで調べられる。 ・育児の覚悟を持たせる教育をすべき。具体的な世話の回数、年数、生活の注意、制限について。脅すようだが、心構えがあれば多少変わるし、覚悟を持ってない人が親になっても、産んで殺して、になっては結局少子化を加速させるだけ。 <p>同時に、育児を両親だけに押し付けない施策も必要。</p> <p>生後すぐから、睡眠時間確保のため、訪問か通所か選べる託児支援があるべき。集団保育まで、継続的に。</p> <p>子供の人権についても学ぶことを必須にする。特に男親は、子供に対する性虐待になり得る事例を学び、加害意識に気付いたら、カウンセリングなどを受けられる仕組みを作る。</p> <p>家事の分担など、婚姻継続のための簡易的な家事調停も利用できるよくなるといい</p>
901	女	50代	<p>用語のことで2点要望があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国連のCEDAWを、「女子差別撤廃条約」と訳されていますが、多くの女性団体が意図的に変えて使っているように、「女性差別撤廃条約」の訳を公式なものとしてください。 2. 婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員など、公的な名称に「婦人」が残っているものに関して、「女性」に変更していただきたいと願います。（多くの地方のセンターや国立NWECも「女性」に変更したので、理由について改めて書く必要はないと思い、割愛します。以上
902	女	70代	<p>2 社会情勢の現状及び課題</p> <p>「・SDGsにおいて、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており・・・。その要因は・社会全体においては固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの存在等が考えられる」とある。</p> <p>これについて（2）において、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定的観念の打破に取組みことが求められている。」とある。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画では、これまで進めてきている意識改革だけでなく、制度や法律の見直し、改正に取組みが必要である。</p> <p>新型コロナウイルス感染の数か月の間に、女性たちは働く場においても、一斉休校での家庭</p>

			<p>内での育児、介護、またテレワークの働き方においても、男性たちよりも一日の多くの時間を費やしているデータが出ている。これは、今までの社会活動が、男性主導型の働き方の考えであったり、家事・育児・介護は女性の役割として考えられたりしていたからである。さらにはDV／子どもへの虐待のデータが増えているのは、すぐに見直す必要がある。全て社会の脆弱性につながる「固定的な役割分担意識や性差に関する偏見」が原因である。法律に関しては民法、戸籍法の見直し、改正を求めます。</p>
903	女	40代	<p>「社会のあらゆる分野において 2020 年までに指導的地位に占める女性割合を 3 割に」との達成期限を守っていません。守るつもりでしっかりとやってきたのでしょうか？</p> <p>しっかりと出来なかった理由を明らかにして次の計画ではより達成できる方法の検討が必要です。コロナ禍で、いかに女性が大変な思いをする立場にあるのかわかった。非正規の女性労働者はクビに、医療や介護、保育を支えている多くの女性は劣悪待遇、子育ての負担は相変わらず女性ばかり、家庭内暴力や望まない妊娠など弱い立場に晒されています。「世帯主に給付金」とは未だに家父長制の社会ですか？と怒りです！選択的夫婦別姓も今すぐ踏み出すべきです。</p> <p>女性の権利を国際基準に！してください。</p>
904	団体	団体	<p>4、ジェンダー平等への障害となっている新自由主義や復古的政策からの転換が必要である。第 1 部 10 頁中、「社会情勢」が 7 頁を占めるのは異様である。どんな情勢下でも「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とした男女共同参画社会基本法に基づき、課題の推進が計画の本来の趣旨である。これまでに強調された「職場における性差別解消」が後景に押しやられ、「雇用によらない働き方」などが新たに持ち込まれ、前回に続いて性教育が欠落しているなど、改めるべきである。</p> <p>5、前回計画からこの 5 年間の女性のエンパワーメントは著しい。パブコメや公聴会をこれまでのように形ばかりのものとしないうことを強く求める。女性たちは、#MeToo#WithYou、性暴力やセクハラなくせと社会を動かし、コロナ禍で新婦人も全国で運動し、妊婦の PCR 検査や里帰り出産の検診、DV 被害相談の充実、コロナ対策本部への女性参加などを実現している。女性の実態と声、運動を反映したジェンダー平等計画とすべきである。</p> <p>6、国連への提出文書などで「gender equality」としながら、国内向けへの発信では「男女共同参画」と使い分けるのをやめ、「ジェンダー平等」とすべきである。</p>
905	男	20代	<p>全体的に「対象となっているグループ」に不備、不適だと感じる部分が散見されました。以下に自分が気づいた箇所を挙げます。・p36 イ 5 項目「男女別のトイレ」→LGBTQ を始めとしたマイノリティにも配慮した文言に差し替えてほしいです。・p51 5 項目「とりわけ若年層に対する予防 啓発・教育を推進」→ストーカーの加害者は若年層に限らず、中高年でもあります。加害者に対する「教育」も必須であることが反映されると良いと思います。・p52 (1) 最後「国籍や性別に関わらず」とありますが、その後の具体的な取組では国籍に関わらずセクシュアルハラスメントについて相談出来る体制の整備について触れられていないので、盛り込んで欲しいです。・p62 下から 3 行目「学校における性的指向・性自認に係る児童生徒等への適切な対応」とありますが、「性的指向・性自認への適切な対応」は学校に限らず他のありとあらゆる場所で必要です。是非他の項目でも触れてほしいです。・p66 イ</p>

			<p>(ア) 1項目第1行「若年層に対して～」→若年層は勿論ですが、全世代認識すべきことだと思います。(若年層のライフデザインは周辺の人々の作用の寄与が大きい!)特に、若年層以外の人がこの項目にある事に対して誤った理解や偏見を抱き、それによって若年層へ悪影響を及ぼしている事が少なくないように感じます。是非、「全世代へ」伝えた上で、若年層が個々人のライフデザインを自由に描けるよう、また周囲がそれを支えてあげるようにしてほしいと思います。・p73 2(1)二項目「女性と男性の安全・安心の確保」→LGBTQを始めとしたマイノリティにも配慮した文言に差し替えてほしいです。特に、「性別」に関する文言にて「男性」と「女性」しか反映されていない箇所が上で指摘した箇所以外でも散見されました。是非「全ての人」が反映された文言になってほしいと思います。</p>
906	女	50代	<p>基本認識、施策の基本的方向と具体的な取組が各分野ごとに記載されておりわかりやすいのですが、サイロ化につながるという弊害もあります。たとえば、防災・復興に関する課題が、第5分野・女性への暴力、第7分野・健康では全く言及されていません。政策・方針決定やマニュアル作成、あるいは実践に備える際に、全分野を通して吟味せず、自身の専門分野のみを考慮する場合も少なくないのではないのでしょうか。その場合、災害時の性に基づく暴力への対応、災害時のヘルスケアの課題等が考慮されないこととなります。</p> <p>サイロ化を是正し、他の重要政策分野に、防災・復興に関する視点や課題を記載してください。</p> <p>たとえば、第5分野に、災害時の性に基づく暴力の防止や対応策について、第7分野に災害時のヘルスケア、特に人権・ジェンダー平等の視点に基づいたヘルスケア(身体的、精神的、およびリプロダクティブ・ライツ・ジャスティス<性と生殖に関する健康>を含む)について、言及してください。</p> <p>また、SDGsに加えて、Social Determinants 社会的決定要因という枠組みも不公平・格差を解消するための政策の策定に有効です。一般的に使われている健康の社会的決定要因 Social Determinants of Health という概念に加えて、不公平・格差の社会的決定要因 Social Determinants of Inequity/Disparities という視点から社会的決定要因にはたらきかける取組を政策課題にすることが重要だと思います。</p>
907	団体	団体	<p>P. 51 加害者に対する更生プログラムはストーカーだけでなく、DVについても同様に必要である。また、実施した結果を踏まえ、心理的な背景などの理解につなげ、防止策として義務教育期間中に心理的な教育として自身の精神コントロールの必要性を教え、暴力だけにとどまらず将来に活かしていくことはできないか。</p> <p>P. 56 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人々に深刻な影響をおよぼしている。特に女性への影響については、ジェンダー不平等や、女性に対する偏見や暴力を含めた今日の人権問題があぶり出されたため、最も影響を受けやすい女性等を中心に取り組みが行われる必要がある。</p> <p>貧困等生活上の困難に陥りやすい背景としてあげられている「経済社会における男女が置かれた状況の違い等」とは具体的にどのようなことなのか、その違いを検証し、速やかに対策を行うことが必要ではないか。</p> <p>P. 63「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が記載されているが、内容はリプロダクティブ・ヘルスが中心である。リプロダクティブ・ライツは女性の基本的な権利であり、その考</p>

			<p>え方の周知が必要であると考え。明確な記述を求める。</p> <p>P. 76 (2) ア(2)に、「旧姓の通称使用としての使用の拡大やその周知に取り組む」とあるが、通称使用を周知させるのではなく、(3)に記載のある選択的夫婦別氏制度を導入する道筋をつけることが喫緊の課題である。法制審での法律案要綱が出たのは1996年であり、24年間も放置されている。女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告を国際社会の一員として真剣に受け止めるべきである。</p> <p>P. 86 イ この間の日本政府の慣行では、国連への報告前に、急遽、専門調査会を開催して各府省の取り組みをヒアリングし見解をまとめるという実態であり、これでは不十分である。男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして結果を公表し、改善策を勧告していくべきである。</p> <p>P. 89 第5次男女共同参画基本計画の進捗状況の監視を行う独立した専門機関が必要である。また、男女共同参画会議の下にある専門委員会に関して、労働者の代表が委員として参画できていないことは問題であると考え。雇用分野における男女共同参画を考えるうえで、働く者の意見を反映していくことは極めて重要である。</p>
908	女	30代	<p>配偶者暴力防止法の強化</p> <p>シェルターへの補助金が安倍政権下で簡単に削減された。女性活躍をうたっているが得ないことである。DV被害者支援を数のみでなく質での充実を図る活動と援助を国が率先して行うべきである。</p> <p>DVは精神的DVへの理解や、現場の専門家が非常に不足している。警察の精神的DV(モラルハラスメント含む)、面前DVへの理解も乏しい発言をされた被害者が多数みられる。関連機関の人間全員がDVについて理解を深め、かつ専門家の配置を十分に行うべきである。被害者はトラウマによる心の傷が深く社会復帰の難しい者も多い。被害者への医療および自費カウンセリングの無償化、回復に必要な期間の生活の保証が貯蓄額に関係なく必要である。</p> <p>民間の相談業務を請け負うNPOへの補助金も必須である。</p> <p>片親での子育ての困難さも、DV被害を訴えられない理由となる。片親への子育て支援は養育費算定表は改変されたとはいえ子を育てるには全く不十分である。養育費の不払い問題もゼロにすべく、税金のように国が取り立てて、国から養育費を片親へ支払うなどの思いきった対策が必要である。</p> <p>DV加害者はパーソナリティ障害が多く、また男尊女卑の思想に基づいたDV、モラルハラスメントが多い。</p> <p>学術的な裏付けに基づいた加害者更正プログラムを行う団体への支援と補助金、社会的な男尊女卑思想を根絶するために、</p> <p>女性蔑視や女性を性的対象物として扱うメディアや広告、書籍、インターネット情報の規制を早急に進めるべきである。</p> <p>先日ベビーシッターの性加害の事件が立て続けに明らかになった。</p> <p>親が共働きで安心して働ける社会のために</p> <p>小児性愛者の教育分野、保育分野への就業の禁止のための規制をすすめ、国家試験の免許は</p>

			<p>取り消しとし永久的に再取得不可能にすべきである。子供が自衛できるためにも、次の加害者をそだてないためにも、幼少期から愛する相手ただ一人に対する愛情表現としての、相手の同意に基づいた性行為、そこから生まれ育つ命の大切さを理解できるような性教育が必要である。またこの観点からも、女性蔑視や女性を性的対象物として扱うメディアや広告、書籍、インターネット情報の規制を早急に進めるべきである。</p>
909	女	50代	<p>コロナ禍の中で、日本のジェンダー施策の遅れを女性たちは身をもって体験しています。真っ先に職を失うのは女性で、医療や保育などの劣悪な待遇、子育てや介護の負担、産院不足、家庭内暴力や、10代の妊娠相談が急増しました。さらに世帯主あての個人の特例給付金には家父長制の社会化と怒りがまきおこり、政府の対策本部は85%が男性で、私たちの声が届く状況にないことを表しています。今回の素案の雇用関連を見ると、11分野の第2に「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」とあります。この表題は、安倍政権下の第4次からで、以前強調されていた「職場における性差別解消」は後景に追いやられ、財界主導の安倍「働き方改革」が随所に織り込まれています。非正規雇用の働き方や男性の賃金の半分といわれる女性の賃金に見直し、コロナ禍の中で、エッセンシャルワーカーの待遇の改善も叫ばれています。8時間働けば普通に暮らせる社会にするためにも、法的根拠を与えるべき時ではないでしょうか。</p> <p>日本のジェンダー指数がなかなか改善されない中で、意思決定の場に女性の参画する条件が開けていないと思います。政治の分野の遅れ極めて低く、大阪府の特に府会議員の選出方法は小選挙区で、女性の社会進出への道が開けていません。国政の分野でも候補者の半分以上を女性にと努力目標が確認されていますが、結果は特に政権党の自民公明党が惨憺たる状況です。女性の政治参加を保障する道の模索をする必要があると思います。</p> <p>ジェンダー平等の社会へと進む計画こそ求められています。第5次男女共同参画基本法に女性たちの声が反映されるよう希望します。</p>
910	女	30代	<p>○そもそも男女共同参画基本計画という名称、基本方針を見ても男女、男女と記載がある。男性を前に記載する名称からして男性先導である印象を与える。両性、性差別撤廃、女性差別の根絶など、男性メインでない単語を使用すべきである。</p> <p>○非常時の避難所の女性保護。女性、子供専用のスペースを作る、プライバシーが保てる広さとテントや仕切りなどの環境を確保する。性犯罪の二次被害を防ぐための警備スタッフ、専門知識を持つ相談スタッフを配置する。</p> <p>○男性の育休について、取得率のみでなく、期間や質についても調査し、質の充実も目標値を設定すべきである。男性の妊娠出産への理解、新生児期からの育児参加のために、幼少期からの性教育を充実させ、生命の誕生の母体へのリスク、命がけの出産、女性のホルモンバランスの仕組みの複雑さと月経に伴う困難さ、新生児を育てる尊さや大変さを命の大切さと共に教育すべきである。</p> <p>これらの教育は産前、産後の育児参加のみならず、月経の大変さを抱えて仕事をする女性への社会的な理解をも助けることとなり、平等な働き方にも繋がる。</p>
911	女	60代	<p>全体を通して ジェンダー平等の視点を大人にも子供にも学ぶ機会を設けることが不可欠と考えます。 誰もが生まれながらにして幸せになりたいと願ってよい人権尊重は、支配という暴力のない社会にすることだと考えます。</p>

			<p>そのためには、ジェンダー平等の視点を踏まえ、子どもや若者には年齢の成長段階に応じたDV・デートDV予防教育（加害者にも被害者にもならないために）と、加害者への再教育を義務付けることを願います。</p>
912	女	30代	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の賃金格差、雇用格差を無くしてください。 ・公共性の高い広告で女性または男性を性的な意味合いで消費するような表現を用いないでください。 ・夫婦別姓を求めます ・性教育の早期化、教育内容の見直しを求めます（もっと現実寄り添う内容にしてください） <p>もっとまともな国になりますように…</p>
913	女	30代	<p>性別にかかわらず、内面化した性差別に気づかない人がまだまだ多い段階です。</p> <p>人々の意識を変えることも重要ですが、最もジェンダーギャップ指数の高い分野である政治の場で、「ジェンダー平等」「男女平等」の姿勢を見せていくことが人々の意識を変えることにつながります。</p> <p>政治家には積極的な姿勢を見せてほしい。</p> <p>いまは自治体が苦肉の策として法的効力のない「パートナーシップ制度」の導入を進めていますが、選択的夫婦別姓、性暴力に関する刑法改正、DV被害者へのシェルター支援など、これまで省みられてこなかった当事者の声を取り入れた前向きな前進を期待します。</p>
914	男	30代	<p>共同親権について。</p> <p>現在、男性相談に寄せられるものの中には、妻が子どもを連れて出て行ってしまったというものが散見される。</p> <p>妻が子どもを連れて出ていくことで男性の子育ての機会が奪われる。もちろん、DVは許されないが、中には女性からのDVに耐え続けた結果、怒鳴り返したことで有責の離婚となり、子どもにも会えず、妻は離婚前に交際をしていたであろう男性との子どもを出産、元夫が養育費を求められるという事例もある。</p> <p>母親が子どもに元夫について心証が悪くなるような話をし、まだ判断できない子どもがそれを聴き続けるようなこともある。</p> <p>子どもに会えず、会えてもつらくあたられることで「生きる目的が見当たらない」と絶望する男性もいる。</p> <p>もちろん、DVの程度によってシェルターの利用は必須であるが、あたかも計画的に男性を追い込み、男性の暴力を誘引することで離婚目的に「暴力を振るわれた」と話す事例も耳にする。</p> <p>DVの中にはある瞬間を切り取ることで一方を加害、もう一方を被害とするが、これはあまりに短絡的であり、加害被害を断罪することが目的になってしまい、背景にある事情が軽視さ</p>

			<p>れることもある。</p> <p>こうした事態を避けるために共同親権の確立が望まれる。一方的な親権はく奪は子育ての機会を奪うと同時に、子どもの適切な成長に好ましくない影響を与えかねない。</p> <p>悲しい人を増やさないためにも共同親権は非常に大切なものになる。</p>
915	その他	40代	<p>女性が強姦目的で襲われ、抵抗したら殺されるか怪我を負わされる。こんな事件が頻発するのは、この社会が、女性を貶め、辱めることで共振性を得て安堵するホモソーシャル的観念で作り上げられているからだ。その観念を下の世代に伝えているのが今の大人たちが作る広告等をはじめとする映像や写真系作品だ。いま世界的にホモソーシャル社会がどのような研究をされているのか、女性を貶め、それによって仲間意識を高める男性たちの存在が、どれだけ国家を弱体化させていっているのか、正式に学び、討論をし、是正するためのアクションと場を、2021年以内に早急に整えていただきたい。さもなければ10年以内に日本という国はなくなるだろう。</p>
916	女	20代	<p>男女共同参画計画について、以下の内容の検討を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クォータ制の導入、支援 ・管理職のセクハラ研修への支援 ・妊娠・出産・育児を理由とした不当な降格や解雇の是正 <p>よろしくをお願いします。</p>
917	団体	団体	<p>○第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</p> <p>2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p> <p>ウ 女性に対する各種ハラスメントの防止</p> <p>男女雇用機会均等法に基づく指針に、セクシュアルハラスメントは性的指向・性自認に関わらず受けることが明記されていることや、改正労働施策総合推進法に基づく指針に性的指向・性自認に関するハラスメントも明記されていることから、性的指向・性自認に関するハラスメント防止の徹底を盛り込むべきである。</p> <p>○第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害については、性的指向・性自認に関わらず必要な支援が受けられるよう、明記すべきである。特に、いわゆる「DV」被害の相談窓口においてゲイ男性や、トランスジェンダー男性・女性がDV相談に応じてもらえないことがある。適切に対応されるよう、相談・支援体制の整備を明記すべきである。
918	女	70代	<p>男女共同参画社会基本法が制定されて20年、基本法は「男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付ける」としています。しかし、経済最優先政策の中で最重要課題にされることなく、男女平等社会実現は程遠い状況にあります。世界経済フォーラムは日本の男女格差は153か国中121位、政治と経済への女性の参画が問題としています。政治と経済の中に女性への差別や現状・課題・要求が反映されないということです。コロナ禍の中でも、女性の不利益は明らかです。虐待やDVの被害者は圧倒的に女性であり、一斉休校で子どもを見るのは母親が当然とされ、非正規で働く女性は雇用を切ら</p>

			れ、過酷な労働を強いられている医療従事者の 7 割は女性です。一人 10 万円の給付金は世帯主に給付され、「家制度」を思わせるやり方です。
919	団体	団体	Twitter、ニュースでレイプや痴漢のニュースをよく見ます。その際「女性がそんな格好で外に出歩いていたから悪いのだ」とよく耳にしますがそれは女性のステレオタイプを盾にした言い訳でしかありません。どんな犯罪であろうと全て悪いのは犯罪者です。しかも男性であつても痴漢に会う可能性はあります、しかし私は痴漢された男性が貶され、責められているのは聞いたことがありません。なぜ犯罪被害者ですら女性が差別されなくてはならないのでしょうか。この国の女性へ対してのステレオタイプは根本的におかしいのではないのでしょうか。男性へ対してのステレオタイプも同様です。女性に対しては絶対にやらないような行動や発言が罷り通っています。それを疑問に思わない現代の社会を変える必要があります。ステレオタイプを少しずつでも減らすための男女合同参画をよろしくお願いします。
920	団体	団体	性教育や性被害、避妊に関しても「女性側の責任」と社会的に見なされることが多く、「女性が泣き寝入りしなければならぬ」ことが根強く残っている社会がとても生きづらいです。もちろん徐々に男尊女卑の傾向や様々なハラスメントなどが問題視されるようになってきて改善されてきています。しかし、潜在的に「女性は性的に見られることが多い」という社会の風潮や、「女性が泣き寝入りするしかない社会」、家事や育児は「女性が担う」ことがまだまだ中心となっている社会、結婚や出産が1つの社会的なステータスとなっている風潮(男女ともに)、性による結婚の自由の制限、女性参画といっても男女で賃金格差がある現状など、日常の至る所で感じている社会の風潮や力によって、未来に対する希望が持てず不安と諦めの気持ちしか持てていない自分がいます。「昔はこうだった」ではなく、変わりゆく時代に沿いながら、「誰もが生きやすい社会」を実現するためにより動いていってほしいです。私たち若者も学んでいます。問題意識を持ちながら疑問を持ちながら生きづらさを抱えながら必死に生きています。若者だから、大人だから、子供だから、ではなく、誰もが対等に、生きやすい社会を作っていきたいです、この社会全体で。一部の人ではなく。そのためには、上辺だけの改革や政策だけではなく、現場の視点から当事者の視点から考え試行錯誤を重ね、多くの人と協力し合いながら動いていくことが必要だと思っています。自らそうした活動をしていたり発信していたりする若者も多いです。どうか、政界の皆さまも、一丸となって取り組んでください。お願いします。様々な業務で多忙なことは承知していますし、様々な人の立場等でそう簡単に動けないことも承知しているつもりですが、一番伝えたいことは【現場の視点・当事者の視点】から出発してほしいということです。
921	団体	団体	セクハラやレイプなど、力で自分の欲望を人に押し付け、被害を訴える女性に、短いスカートを履いていたから、誘惑されたなど被害者を責めるような男性の卑劣な行為は絶対に許せない。男女平等の社会なら、男性が女性より上で、主張を聞いてもらえるというのはおかしい。私たちは好きなファッションをする権利があるし、それを犯罪の理由になどさせない。会社の中でも、立場を利用して、有無を言わせない状況を作り、セクハラをする環境を断じて許してはならない。女性は、男性より劣ってなどいない。医師の試験で女性を不合格にする世の中は間違っている。女性だけダイエットや脱毛、お化粧品をして努力をして、男性向けの美しさを追求させるような広告の氾濫を止めるべきである。私たちは一人ひとり個性を持ち、自分のなりたいたいようになり、誰の言いなりにもならず自立して生きていける。そしてその権利こそ保障されるべきである。性教育に関しても見直しが必要であると感じる。女性は

			<p>子供を産むために存在しているのではない。生理だって好きでなっているわけではないし、痛みの中生活している人もいる。それは人それぞれ違い、誰かと比べるものではない。もっと社会全体で優しい目で見守ることはできないのか。正しい知識を子供達に教え、正しく向き合い、尊重し合える社会にならなければ日本の未来はない。</p>
922	団体	団体	<p>大学生です、女性です。もし性被害にあってもきちんと罰せられない今の日本にがっかりしています。女というだけで、誰かがいないと安心して出歩けない。海外では使える効果の高いホルモン剤避妊具が使えない。身体をコントロールして自分のキャリアや人生を考えると、女としての幸せを逃すと言われる。仕事先を探すにも男女平等な給与か、セクハラするような社員はいないか、育休は取れるか。なんで同級生の男性学生はただやりたいのとだけ考えて職場を選ぶのに、私は女性というだけでこんなにも多くの変数と向き合わなければいけないのですか。こんな国で私は生きていきたいとも、キャリアを積みたいとも、家族を作りたいと思えません。男女共に仕事も家庭も自分の人生にも、平等に責任を持てる社会を私は望みます。</p>
923	団体	団体	<p>性教育を充実させてほしいです。女の子が性暴力に合わない社会にしてほしいです。子供を育てながら働くのは回りに迷惑がかかるから辞めろ、と女性が言われたい社会にしてほしいです。子育てや家事は女の仕事じゃない。父親と母親の仕事だ。大学までは平等で、好きなことを勉強して、性別が女性の人として過ごしていた。性別は個人の一部だった。社会人になった途端、個人として見られず女性であることばかり見られるのが辛い。女性であるために個性が潰されるのが嫌だ。男も女も家事や育児に取り組めて、働けて性別を理由に嫌な思いをすることがない社会を求めます。</p>
924	団体	団体	<p>高校までは男女平等だと、本気で思っていました。大学進学を前に「女の子だから県内の公立大学でいい」と言われて、自分の道が閉ざされていくのを感じました。就職、結婚、出産、育児、それぞれを経る度に男女差、生きづらさを感じています。その多くは「育児は母親の仕事」という社会の認識から派生しています。入試で減点されたり、企業の採用で不利になったり、それも、「いずれ女性は育児で現場を離れるから」起きること。男女共同参画には、社会全体で子どもを育てていく姿勢が必要です。男性社員の育休取得を常識とする保育士の待遇を見直し、保育園を増やし、希望すればすぐに預けられるようにする。物事の決定の場における男女比率を見直す。特に、緊急避妊薬や低用量ピルなど女性の体に関すること性犯罪抑止に関する事など、圧倒的に女性の被害が多いことは当事者である女性の意見を尊重してください。(刑法改正、性被害サポート、ちかん抑止ポスターデザイン等)女性議員が増えないことを、女性の自己責任にするのはやめてください。女性が進出できる環境になっているかを見直してください。労働者の権利を見直してください。女性が生きづらい社会は、男性も生きづらい社会と感じています。心身とも健やかに生きられる働き方になっているか、見直してください一人ひとりに権利があり、お互いにそれを尊重しあえる社会で暮らしたいです。人を人として扱わないような職場が身の回りに多く、殺伐とした空気を感じます。これでは余裕がなくなり、人に優しくすることも難しいです。誰もが性別で人生を諦めなくてもよい、自分らしく、そして周りのことまで思いやりながら生きられる社会を望みます。</p>
925	団体	団体	<p>進学や就職や転職などで引越しをしても、物件選びの最優先事項は防犯です。洗濯物が盗まれないよう高い階の部屋を探したり、インターホンやオートロックも条件に入れたりする</p>

			と、必ず家賃が高くなります。ただでさえ仕事で妊娠出産を視野に入れると“キャリアのブランク”とみなされ収入が減るのに、ただ生きるだけで多額のお金が必要となります。子どもを育てるのにお金や時間がかかるため、泣く泣く仕事を辞める選択も少なくありません。
926	団体	団体	夫婦別姓の取り入れや男性の産休・育休の義務化、刑法の見直し、世帯主制度の撤廃、等について箇条書きで列挙してきました。残念ながら、言わないと何が問題なのか理解していないと思います。当事者が声を上げて、それが取り入れられる世の中になってほしいと思います。
927	女	70代	家庭内であるいは外で子供が性暴力にあう例が相当あるのではないかと思います。性暴力にあった子は心に深い傷を負いその後の人生も苦しいものになってしまうことが多いようです。性暴力が犯罪であることを、メディアの表現を正し、性教育を充実させることで浸透させてください。
928	女	70代 43～44	基本認識 暴力根絶のためには、女性だけではなくすべての人びとに対する差別や暴力、ハラスメントを禁止する法律を制定することが必要です。 冒頭に追加して欲しい。 また、雇用の項にも記しましたが、ILOの仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約も早期に批准することも明記してください。 ・コロナ禍の中で、家庭内暴力が増加していますが、民間の支援施設の運営も大きな危機に瀕しています。活動促進だけではなく財政支援も検討してほしい。
929	団体	団体	【基本認識】(P43)に次の内容を追加し、＜施策の基本的方向と具体的な取組＞の各項目に反映していただきたい。 1. 4次に記載されていた「暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である」という一文を残し、さらに地方公共団体の責務も明記。 2. 国と地方公共団体、民間の婦人保護事業に関わる役割の明確化を図り、連携強化及び広域連携強化を推進し、被害者支援への取りこぼしが生じないような地域間格差のないシステム構築を図る。 3. DV法・ストーカー規制法・性暴力被害女性・人身取引被害女性への支援が売春防止法への相乗りによる問題点を明らかにし、婦人保護事業の大幅な見直しを検討していただきたい。特に若年女性や子どもを持つ女性の自立に向けた包括的な生活支援ができる体制の構築を図る。 4. 暴力の連鎖を切るための被害者の支援は、長期的スパンで行う必要がある。さらなる予算措置の上に、真に実効性のある被害者支援を「切れ目なく」、「中長期的」、「包括的」に行える体制の構築を図る。
930	団体	団体	5. 市区町村にも婦人相談員を義務設置とし、常勤化を推進し、相談員の待遇改善と研修及びスーパーヴィジョン体制の充実を図る。 6. 被害者へのトラウマ治療（支援）ができる高い専門性を持った人材による支援体制の構築を図る。 7. ILO条約第190号の批准を視野に入れた法整備をしていただきたい。 8. セクハラだけでなく、マタハラ、ジェンダーハラスメントなどの他のハラスメントとの

			<p>関連性の記載を5分野にも再掲する。</p> <p>9. 地位や関係性に乗じて生じたハラスメントや性暴力に関して、労働分野のみでなく、教育分野（教師・児童生徒・教育実習生）、医療分野（医療者・患者）、福祉・介護分野（職員と利用者）、スポーツ界（コーチと選手）、宗教界（宗教関係者と信者）、ボランティアなどに関することも視野に入れて明記する。</p> <p>10. 幼児期から各発達段階に合わせた、性教育の実施を教育・福祉・保護・矯正等の中で図る。また、適切な性教育ができる人材の育成事業に積極的に取り組む。</p>
931	女	50代 44	<p>子どもが性暴力の被害者である場合、家族など身近な監護者が加害者となっている事例が多々あると言われている。監護者からの性被害の多くの場合、被害者は自分の身に起こっていることが認識できないまま、長期間にわたり性暴力を受け続け、心身ともに深く傷ついてしまう実態が報告されている。</p> <p>現在の学習指導要領では、性教育について、性交・妊娠・出産にかかわる指導は高校生からとされていることから、子どもたちは、適切な性教育を受けることなく、主にインターネット等における大人向けの情報から知識を得ていると思われる。幼少期の子どもたちには、性の健康に関する正確な知識やリテラシーを育む機会や、身近に相談できる社会資源が十分に保証されておらず、自分の身を守るために必要な知識が与えられていない。</p> <p>幼少期からの包括的性教育の必要性が、UNESCO「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」でも示されている。包括的性教育とは、セクシュアリティを精神的、心理的、身体的、社会的側面からとらえた上で、カリキュラムに立脚した性教育のことである。自らの健康・幸福・尊厳への気づき、社会的関係・性的関係の構築、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解と具体化できるための知識、スキル、態度、価値観を子どもに身につけさせることが主な目的である。5歳から18歳までのすべての子どもに、包括的性教育の視点に立ち、科学的に正確な知識を身につける性の学習機会が保障されなければならない。そしてそれは、学校教育の場で計画的に行われるべきである。</p>
932	女	50代 47	<p>生命の尊さを学び生命を大切にする教育や一人一人を大切にする教育は、学校等の教育の場で広く行われているが、それだけで性被害・加害について子どもたちに認識させることは難しい。自分の命を守るために、それぞれの発達段階に応じて、性暴力とそれから身を守る方法について、包括的性教育として具体的に教えることが重要である。それがわかって初めて、相手を思いやり、加害者にならないための自分の行動が理解できると考える。そのため、子どもの発達段階に応じて、誰もが性暴力・性被害の当事者になりうるとの認識に立ち、もう少し踏み込んだ具体策が必要であると考えます。</p>
933	団体	団体	<p>(p 43) 【基本認識】</p> <p>「1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」(p 45)</p> <p>⑫ 「婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度の構築に向けた検討を加速するとともに～」とある。</p> <p>★婦人相談所への国による財政支援の強化、特に婦人相談員の専門性の確保と待遇改善が必要。</p> <p>2. 性犯罪・性暴力への対策の推進(p 46)</p> <p>★「性暴力被害者支援法」の制定。</p> <p>*⑥の「ワンストップ支援センターの整備促進や増設」は各都道府県に複数箇所となるよ</p>

			<p>う、増設促進すべき。</p> <p>*⑨の「医療機関における性犯罪被害者の支援体制」について、産婦人科医が性犯罪被害者を見落とさず支援につなげることができるように、「女性の産婦人科医」だけでなく男性医師も含めた産婦人科医師の啓発・研修の強化をすべき。</p> <p>3. 子ども、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の増進 (p 47) 「施策の基本的な方向」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家族をはじめとする身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすい～低年齢からの教育に関する取り組みを推進」とある。 <p>★今、現在被害にあっている子どもがかなりいる。加害者を生まないための研究及び加害者を処罰できるよう、刑法性犯罪規程の改正を行うこと。</p> <p>9. 売買春への対策強化 (p 55) 具体的取組②</p> <p>★売春防止法（1956年）の抜本的な改正。とりわけ、女性を処罰の対象とする売春防止法は早急に廃止すること。</p>
934	女	70代	<p>5女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>3(2)①・・・子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図る。 (具体的には・・・プライベートゾーンはとても大切なところだから、他人がのぞいたり、触れたりしてはいけないなど・・・教育で丁寧に教えること)</p>
935	女	60代	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターは、各県1か所程度では相談につながりにくい。各都道府県に複数箇所となるよう要望する。また、被害直後に病院で治療を受けられる「病院拠点型」センターを増やすことと公的補助を拡充することを要望する。 ・夫からDVを受けている妻が子供を虐待するということがあるが、児童虐待で犯罪に問われるべきなのは加害者であり、DV被害者は処罰の対象ではなく救済と支援の対象であることを明記すること。
936	女	団体	<p>「基本計画」では、貧困問題の解決を考える際に、最も土台となる日本国憲法25条の実現について一言も語られていない。「健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利」を国が保障しなければならないという点、ナショナル・ミニマムをどう保障するのかという視点で、計画・目標を立てなければならない。個別の施策は様々に語られているが、根本的には、安定した生活が営まれるかどうかにかかっている。最低生活を保障する所得や年金の保障とともに、医療・教育などのサービスが無償で受けられる制度の確立が大前提である。そこを避けて、様々な施策を提起しても、実効性のある計画にはならないのではないかと懸念する。</p> <p>(1) 国連女性差別撤廃条約第11条、日本国憲法第25条を実現することを明記すること。</p> <p>(2) 幼児教育から高等教育まで、教育の無償化を明記すべきである。</p> <p>(3) 医療の無償化の拡大は、健康を保持するためにも重要な課題である。</p> <p>(4) 生活保護を権利として、保障すること。生活保護や最低賃金の水準は、人間として生活できる水準を保障するものであること。</p> <p>(5) 高齢女性の貧困解決のために、最低保障年金制度を確立すること。</p> <p>(6) 障害者、民族、性的指向・性自認などマイノリティへの差別対策・支援法を拡充すること。</p> <p>(7) 売買春からの女性の保護及び生活再建等総合的な支援の充実をはかる。</p>

937	女	30代	<p>80</p> <p>日本国内での義務教育課程における性教育は不十分であり、他の先進国と比べとても遅れていると思います。</p> <p>教育の中で性や女性の体について正しい知識を身につけないまま、フィクションとして作られたアダルトコンテンツ等から間違った知識を得てしまう人たちが圧倒的に多いのだと思います。</p> <p>そのために、女性の身体に無理解だったり、女性の身体をぞんざいに扱う人が少なくなかったり、女性を性的なものとして見ることが当たり前のような価値観が社会に広く蔓延してしまっていると感じます。</p> <p>そう言った価値観がセクハラ、パワハラ、DV、性犯罪、社会の中で女性が生理休暇や育児休暇を取りづらい空気、などあらゆる問題の元になっているのではと考えます。</p> <p>義務教育の中で、男女の身体の違い、性交におけるリスク、性的同意について等、男女共にしっかりと学びお互いを尊重し合えるようになる教育をぜひ行っていただきたいです。</p>
938	女	70代	<p>近年学校現場での性教育の取り組みがあまり行われていないのはなぜでしょうか。SNSなどを通じて小学生までもが多くの性被害にさらされています。</p> <p>男女ともに小学生のころから正しい性教育を受けなければ、新しいツールが次々と登場し、祖父母はもちろん親や保護者も追いつけない状況です。</p> <p>学校だけでなく行政やメディアの責任も重大です。</p>
939	女	40代	<p>●性教育</p> <p>相手を尊重する、愛する、 人にしてはいけないこと（許可なく触る、イタズラとしてからかう、スカートをめくるなど） を5歳くらいから学ぶ。</p> <p>思春期あたりから、避妊や妊娠、性行為のリスク、避妊に失敗したときの対処方法を教える。 特に女性には、望まない性行為、避妊のない性行為はデートDVであると教える。</p> <p>また、幼い頃の性被害を認識した時の相談機関を知らせ、支援していく。現在進行中である場合も、誰も傷つかない解決方法があるはずと周知していく。（被害者は家族の崩壊を気にする傾向があるため）</p> <p>AVはSF映画と同じようなものであることを教え、女性を傷つけない、衛生的で愛のある、ノーマルな性行為を漫画で配布する。AVの悪影響や、制作過程での女性搾取が問題になっていることも。</p> <p>●男女の性意識の違い</p> <p>一般的に女性は、男性ほど性行為が好きではなく、そのことばかり考えている訳ではないこと。</p>

			<p>男性への好意は、恋とは限らないこと。 性行為が好きな女性がいても、それは個性であり、責められるようなことではないこと。</p> <p>大事なこと。男性は、女性に性的な目を向けることが当たり前になっているが、それは作られてきた文化によるものであること。 女性は、気持ちがあり、その人と触れ合いたいから望まれる形で性行為をする人が多く、挿入行為が苦手な女性も一定数いること。</p> <p>●性行為同意年齢の引き上げ（18歳へ） これは、加害者と被害者の利害が完全に対立するので、法制化必須と思われる。 13歳が大人びていて、愛があり、好奇心で望んだとしても、酒やタバコ同様、未成熟の体にはリスクが高すぎる。 愛があるなら5年くらい待てば良い。それが大人の義務。 今のままでは、貧困親による子供売春も可能になってしまう。</p>
940	女	40代	<p>学校でジェンダー平等の教育をして欲しい。 性教育も今の日本は遅れていると感じる。望まない妊娠をしないためにもしっかりとした性教育を求める。 緊急避妊薬をドラッグストアなどで販売して欲しい。 性犯罪の被害者への保護施設を全国各地に作ってほしい。 性犯罪をした教師を教職に戻すことをやめてほしい。</p>
941	女	50代	<p>性犯罪をなくすために性教育は欠かせません。性教育を性行為を学ぶのはほんの一部であり、主には人権教育に近い互いをどう尊重するかを学ぶ大切な学問です。でも政権はこの性教育を阻んできました。きちんとした性教育を学ぶことは自己肯定感を高めることにも繋がります。世界でも最低レベルになってしまった子供の幸福度を高め、自殺率を抑え、あらゆるハラスメントの防止にも役立つはずですが、日本の様々な問題は性教育や人権教育をまともにしてこなかったことの弊害だと思います。 子供だけでなく、あらゆる組織において性教育、ジェンダー教育、人権教育を徹底してほしいです。</p>
942	女	40代	<p>項目マル○の下から2つ目 「・・・学校、メディアなどのあらゆる場を通じて・・・男女共同参画を親しみやすくわかりやすいものにする」について</p> <p>学校について デートDVの学習を小学生からやるべき。小学生5.6年生になるとセックスとは何かをすでに知っている児童が多い。自分を大切にする「性教育」も併せて必須である。</p> <p>メディアについて 性犯罪被害者をバッシングする風潮が強いため、メディアでの法規制を強化すべきである。</p>
943	—	30代	<p>性教育において、具体的な避妊方法についてコンドームの配布を含めた避妊具の紹介を小学生の低学年のうちに済ませて欲しいです。できればそれは男女を分けないコーチングによ</p>

			<p>り、避妊に関する啓発教育が男女平等に行き渡る様に配慮してほしいです。また生命の大切さを教える授業において、実際性被害に遭っている最中の生徒がいる場合を配慮し、被害者が追い詰められないような性教育の実施について、適切なガイドラインを定めてください。特に成人加害者により避妊なしでの性行為が強要されているケースも想定しながら、未成年当時に適切な性知識を届ける設計を心がけてください。</p>
944	女	20代	<p>●性教育の取り組みについて。</p> <p>ユネスコの包括的性教育を参考にして、〇歳（検討）～18歳までの各発達段階に応じた性教育の枠組みを作る必要があると考えます。</p> <p>例えばオランダの性教育は 【身体的発達・自己イメージ】 【人間関係】 【生殖・家族・避妊】 【セクシャリティ】</p> <p>の4領域で構成され、 各領域の年齢段階において学ぶべき性に関する知識やスキルについて示された「性教育学習ライン」が、国全体で共有されています。</p> <p>国全体で共有し参考にできる共通の指針がある、という事実は、十分な性教育を受けてこなかった今の大人、教師、親が、子供の疑問に答えたり、性犯罪等の危険から身を守る事を教えたりする上で役立つに違いありません。</p>
945	団体	団体	<p>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり民主党政権時代から厚労省の「婦人保護事業見直し検討会」で長年議論が行われてきたので、次のことを基本計画に入れるよう要望します。・婦人相談所への国による財政支援の強化、特に婦人相談員の専門性の確保と待遇改善を。・性暴力被害者支援法の制定。</p>
946	団体	団体	<p>3 子ども・若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の増進 「家族をはじめとする身近な者からの被害～」とあるが、今現在被害にあっている子どもがかなりいると思われるので、「教育」では間に合わない。加害者を生まないための取組の研究・強化と、地位や関係性を利用した性暴力を処罰できるよう刑法性犯罪規程の改正を行うこと。</p>
947	女	70代	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のために、ステイホームする時間が長くなったり、職を失う人がたくさん出てきました。</p> <p>社会や会社に対する不満を家庭の中で、弱い立場の妻や子供に暴力をふるって発散する男性が多いことをメディアで知りました。</p> <p>常日頃から男女平等の立場に立って女性や子供等、また会社の中で弱い立場の人間に対するパワハラやセクハラを禁止するハラスメント禁止条約については、早期に批准すべきだと思います。</p>

948	女	80代以上	<p>筆者は、ジェンダーの立場に立つフェミニストカウンセラーとして性暴力裁判において意見書を提出してきた。これらのケースはすべて見知らぬ男からの性暴力ではなく、顔見知りの友人、同僚、上司、教師などからの性暴力であり、被害者は裁判においても裁判官に「合意」の上での性行為だと誤解されやすい。意見書提出は、被害者との面談の上で被害者心理や行動をストーリー化してアドボケイト（代弁擁護）する作業である。このアドボケイトを通して最近の20代、30代の性暴力被害者支援においては、今までの被害者支援と同じ対応では問題なのではないかと思うようになった。この基本法においても、その「基本認識」「具体的取組」が依拠する性暴力ケース理解が少々古いのではないかと思う。もう少し現実の被害者の声を聴くべきだろう。</p>
949	女	80代以上	<p>II 「安全・安心な暮らしの実現」45頁⑭が重要である。まず社会の流れに伴って変化する性暴力の実態と被害女性の性暴力への対処方法の現状を把握しなければ、性暴力の根絶はあり得ないだろう。ここでは最近関与した3つの性暴力ケース（被害者はいずれも30代）に共通した2つの問題点を挙げてみたい。</p> <p>1点目は、最近、女性は性暴力というストレスに対して「闘争－逃走」(fight/flight)対処法ではなく、「気を配って友好的になる(tend and be-friend)対処法を取ると言われはじめた。彼女たちの加害者は関係の深い上司と教師であり、彼女たちはいずれも事件後直ちに自分の望まぬ性暴力の強制だと認識したのだが、この事件を問題としようとはせず、今まで通りの仕事関係や教育関係を継続した。それが一番大切なことだと考え「気を配って友好的になる」対処法を選択したのである。しかし、その後何か月もして、加害者を告訴したという現実がある。</p> <p>2点目は、最近の10代～30代の若者に強制力をもつ「同調圧力」である。ワンストップセンターで出会った大学生がみんな加害者に対して「相手が悪いとは思っていないので、裁判なんてしない」と言う。その理由は、「小さいときから『場の空気を読んで周りの評価を気にして行動しなさい』と教えられてきたからだ」という。日本では、2000年頃からの小・中・高教育によって「同調圧力」が加速されたという。性暴力被害者から「自分は性暴力被害者だ」と自己主張する力を奪う「同調圧力」を解き明かすカウンセリング実施は必要である。また、II「安全・安心な暮らしの実現」47頁⑮⑯が重要である。</p>
950	団体	団体	<p>計画案では、「啓発」が中心となっています。2019年「パワハラ防止法」ができましたが、ハラスメント行為そのものの禁止や罰則規定がありません。禁止規定、処罰規定を明確にして明記してください。</p> <p>「性犯罪・性暴力への対策の推進」においても、抽象的です。刑法見直しを急ぎ、同意のない性交を犯罪とする抜本改正と下記の事項を求めます。実効あるとりくみを明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法の「暴行・脅迫」「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件の追加 ・ 性交同意年齢を引き上げ、子どもへの性暴力を重罪に ・ 強制性交罪、強制わいせつ罪の時効の撤廃 ・ 20年過ぎると損害賠償請求権を失うという民法既定の見直し ・ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を設ける。

951	団 体	団 体	<ol style="list-style-type: none"> 1 CEDAW 勧告を完全実施するとともに、CEDAW 選択議定書を批准すること 2 IL0100 号条約、暴力とハラスメントに関する条約を批准すること 3 イスタンブール条約を批准すること 4 北京行動綱領を完全に実施する体制を内閣府に確立すること 5 人身取引議定書の内容を国際基準と定義に基づき幅広く実施し、国内外の被害者を守る実効的な体制を確立すること
-----	--------	--------	--